

平成16年6月3日広陵町議会  
第2回定例会会議録（1日目）

平成16年6月3日広陵町議会第2回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成16年広陵町議会第2回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 議案第24号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4 議案第25号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5 議案第26号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6 議案第27号	北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
7 報告第3号	広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
8 報告第4号	広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
9 報告第5号	広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
10 報告第6号	平成15年度広陵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告について
11 報告第7号	平成15年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)専決処分の報告について
12 報告第8号	平成15年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書
13 報告第9号	平成16年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について
14 議案第28号	広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
15 議案第29号	平成16年度広陵町一般会計補正予算(第1号)

- 16 議案第30号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第31号 北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更について
- 18 議案第32号 北葛城郡公平委員会規約の変更について
- 19 議案第33号 新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止について
- 20 議案第34号 葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更について
- 21 議案第35号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
- 22 議案第36号 奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更について
- 23 議案第37号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 24 議案第38号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について
- 25 議案第39号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

**議 長** まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から18日までの16日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議 長** ご異議なしと認めます。よって会期は本日から18日までの16日間と決定しました。

なお、報告第3号から第9号までと、議案第24号、25号、26号及び議案第27号につきましては、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

人事案件につきましては、日程3番から6番で議決願いたいと存じます。

**議 長** 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

3番 山 村 君

4番 吉 田 君

に指名いたします。

**議 長** 次に日程3番、議案第24号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第24号について提案理由のご説明を申し上げます。

このたび7月31日をもって任期満了となります人権擁護委員西川満喜代氏を再度推薦いたしたく存じます。

西川満喜代氏は、地域住民の人権擁護の普及のため、人権擁護委員を5期15年にわたって務められ、奈良県人権擁護委員協議会の幹事、葛城人権擁護委員協議会の常務委員をされ、また民生委員推薦会委員、社会福祉協議会理事、心配事相談員としてもご活躍を願っており、人格、識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解と熱意があり、今後も経験を生かし熱心にお取り組みをいただけるものと確信いたすところであります。よって、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

12番議員 人権委員さんの推薦についての経過をどのようなところでどのように推薦なされるのかという経過についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、広陵町の中で人権擁護委員さんが受けるといいますか、そういう事案ですね、例えばどんなような事案がどの程度あるのか、件数ですね、わかればご報告しておいていただきたいと思えます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今回の第24号の人権擁護委員さんについての選任経過でございますけれども、当然7月31日付をもって任期満了になられるという状況の中で、本議会にお願いをしたものでございます。

町長からご説明申し上げます。

町 長 この選任の経過についてご質問でございます。基本的には、私どもは法務大臣に対して推薦をするわけございまして、必ずしも推薦をしたからその人がなっただけかどうかはわかりません。基本的には、きょうまで西川氏の場合は5期15年お務めをいただいた。そして、務めていただいている状況については、法務局から、関係機関から活躍ぶりをご照会をいただいているところでございます。すべての委員さんについては、その活躍ぶりをご照会をいただき、引き続き頑張ってもらいたい、そういう要請もお受けをいたしておまして、この任期満了に伴って私どもは町の幹部によります政策会議でお決めにさせていただいて、引き続きなっただこうということを今回提案をしているものでございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

12番議員 ざっと事案は把握はなさってない。例えばこういう広陵町で、例えば人権擁護委員さんの特に相談あるような相談内容で、どういう内容があるのかなというところを把握したいから2つ目の質問してるんやけど、さっき。把握してなかったらしてなかったでいいけども。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 制度上人権擁護委員の活動につきましては、個々やはり相談相手のプライバシー等もございまして、実際に活動をなさっておる実態はあるというふうには感じておるところでございますが、法務局並びに心配事相談等のそういった相談事につきましてはの守秘義務もございまして、実態としては把握に至ってはおらないということもございまして。

その他運動につきましては、積極的に活動していただいておりますという場面で私どもも認識をとっております。

議 長 12番議員！

12番議員 私も西川さんよく知ってますし、立派な方ですから、その方について云々言うつもりは全くないわけですし、手続的なことを、実務的なことをお聞きしたわけなんですけれども、結局は法務大臣から推薦を委嘱されるのはだれなんですか。それで、決定はここなんですけど、そういう経過の中の法的な、実務的な部分はどのようなふうにして手続をやることになっているのかということをお聞きしたかったんです。

今きょうの幹部の政策会議ということでしたけれども、その辺のところでは政策会議はどなたが出席なさっているのかなというふうにも思うんですけども、それが適切なかどうかと、手続的に、その辺の確認をしたかったので、再度その町の幹部の政策会議で、いつの政策会議でどのような方の出席の中で推薦を決定されてきているのかと、議会に対する、そういう実務の面を再度お聞きしておきたいと思っております。

それから、プライバシーの問題で個々の名前を出すということについてはほとんどない話です。これはもう当然のことなんですけれども、例えばいろいろな人権問題でも、種類といいますか、そういう部分については悩み事相談の場合につきましても、どういう相談事例だったかとか、金融関係だったとか、金融トラブルだったとか、いろんなデータ持っておられて当然だと思いますので、そういう中で広陵町が特徴的ないろんな問題があれば、それに対する行政の対応が迫られるわけですから、そういう人権擁護委員さんや民生委員さんや、それから悩み事相談の中身を行政がしっかりと把握をして分析をするということは当然大事な

ことですから、それをされているのかされていないのか。今まで全然分析されていないんだ  
ったら、今後はすべきだと思いますが、今後についてどのように考えておられるのかという  
こともお聞きしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、重要施策につきましては、政策会議と申します  
のは、三役、教育長が最終決断をしているところでございまして、いずれも担当部長を交え  
てその方針を聞かせていただき、決定をしているものでございます。今後もこうした形で進  
めてまいりたいと思っています。

また、政策決定する際には部長会議を招してご審議をいただいているところでございます。

こうした人事案件等につきましても、慎重に取り扱いをしているところでございます。今  
後の決定等につきましても、慎重を期してまいりたいと思っています。

人権擁護委員の活動状況については、活動の成果の報告書を私どもいただいておりますし、  
人権擁護委員さん独自で人権啓発活動を私どもも一緒に参加をさせていただいて、啓発活動  
を行っているところでございます。町民の皆さんのいろんな人権等の問題につきましても、  
お取り組みをいただいていることでございまして、逐一問題点の報告はいただいているとこ  
ろでございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

12番議員 政策会議の内容について。

議 長 町長！

町 長 政策会議はいつやったかとかという話でございますが、我々はその都度毎日のよう  
に協議をしているところでございまして、こうした経過につきましては、十分な綿密な協議  
をしているということをご理解をいただきたいと思います。今後につきましても、引き続き  
この姿勢は崩さないで取り組んでまいりたいと思っています。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第24号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案どおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました西川氏が来られております。紹介をさせていただきます。

町 長 ただいまご推薦のご同義をいただきました西川満喜代氏がお見えをいただきましたので、ごあいさつをいただきます。どうぞ。

人権擁護委員 あいさつ

議 長 本日はご苦勞さまでございました。

議 長 次に日程4番、議案第25号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第25号についてご説明を申し上げます。

このたび7月31日付をもちまして任期満了となります人権擁護委員竹田千賀子氏を再度推薦いたしたく存じます。

竹田千賀子氏は、人権擁護委員を1期3年務めていただき、地域住民の人権擁護の普及のため頑張っていたいただき、また心配事相談員としてもご活躍され、人格、識見にすぐれ、種々人権思想の普及、高揚を図るとともに、人権侵害が起こらないよう監視し、人権擁護に全力を注いでいただいております。

そのため、真に地域住民の人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第25号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第25号は原案どおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました竹田氏が来られております。紹介をさせていただきます。

町長 ただいまご推薦をいただきました竹田千賀子氏でございます。皆さんにごあいさつをお願いいたします。

人権擁護委員 あいさつ

議長 長 どうも本日はご苦労さまでございました。

議長 長 次に日程5番、議案第26号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 長 本案について説明願います。 町長！

町長 議案第26号についてご説明をさせていただきます。

今回提案させていただきます栗 富美子氏は、広陵町公民館茶華道教室の講師として、また広陵町文化協会茶華道部部長として長きにわたって地域住民の文化活動に努められています。栗 富美子氏は人格、識見が高く、広く地域の実情に精通せられ、人権思想に理解があり、委員として適任者でございます。必ずや人権擁護の普及、高揚に努められ、また地域住民の皆さんの気軽な相談相手になっていただき、適切なお指導をいただけると確信いたしますので、どうかよろしくご同意賜りますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第26号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案どおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました栗 氏が来られております。紹介をさせていただきます。

町長 ただいまご推薦をいただきました栗 富美子氏でございます。ごあいさつをお受け



したいと思います。

人権擁護委員 あいさつ

議 長 本日はどうもご苦勞さんでございました。

議 長 次に日程6番、議案第27号、北葛城郡公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第27号について提案の趣旨説明を申し上げます。

今回のご同意をお願いいたしますのは、北葛城郡公平委員会の委員でございまして、この公平委員会と申しますのは、地方公務員法に基づき地方公共団体に必ず置く機関であり、本町の場合他の団体と共同設置しております。その職務は、職員の給与、勤務条件に関する措置の要求を審査し、必要な措置をとることや不利益処分についての不服申し立てに対する決定などを行う機関でございます。委員は3名から構成されております。

広陵町では現在北葛城郡の6町と西葛城消防組合など合計10団体で北葛城郡公平委員会を構成しており、その中で河合町、當麻町、上牧町でそれぞれ選出された委員によって組織されておりますが、先日當麻町、新庄町の合併の関係で、當麻町選出の公平委員が本年9月30日をもって辞任されることになりました。広陵町から後任となります吉川和延氏の選任をお願いするものです。

吉川氏は、広陵町農業協同組合に長年にわたり勤務し、組合長をされ、町の公職として農業委員会の委員、広陵町都市計画審議会の会長などをお務めいただきました。人格高潔で人事面においても識見をお持ちでございますので、公平委員として適任と判断し、本日ご同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げ提案の趣旨説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第27号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第27号は原案どおり同意されました。

ただいま北葛城郡公平委員会委員に選任されました吉川氏が来られております。紹介をさせていただきます。

町 長 ただいま選任同意をいただきました吉川和延氏をご紹介を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

公平委員会委員 あいさつ

議 長 本日はご苦労さまでございました。

議 長 次に日程7番、報告第3号、広陵町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは説明いたします。

最初に、今回国の平成16年度税改正に伴いまして、広陵町の税条例に改正の必要が生じましたが、年度初めの税の課税時期に当たりまして議会を開催するいとまがありませんでしたので、やむを得ず専決処分とさせていただきましたので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案書の3ページでございます。税条例の改正につきましては、ほとんど毎年度行われておりまして、今回の条例の改正案の文章も大量で複雑でございます。具体的な改正内容は、議案3ページから9ページに改正箇所ごとに条文が掲載されておりますが、それとは別に改正部分の新旧対照表というのを別添でおつけさせていただいておりますが、その資料も後で説明させていただきます。

大分ボリュームがありますので、まず内容の詳細の説明に入ります前に、今回の改正内容から主に町民税に絞りますので、その要点を簡単にご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、次の6点でございます。

まず1番目、均等割の非課税限度額の引き下げでございます。2番目に、同じく均等割の生計を同一されている奥さんに対します非課税措置の廃止でございます。3番目、町民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止でございます。4番目、老年者控除の廃止でございます。5番目、所得割の非課税限度額の引き下げでございます。6番目、土地譲渡益課税、株式譲

渡益課税の見直し。以上の6点が主な改正の内容でございます。

それでは、これから改正の内容を説明いたしますが、別添資料の新旧対照表の方が比較的わかりやすいと思いますので、その新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。先ほど申しました主な改正内容を頭に置きながら聞いていただければ幸いです。少し長い説明になりますが、ご容赦をよろしくお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表の1ページをごらんください。表の左側が改正案の条例の条文であります。右側がこれまでの条文の内容でございます。また、文章、条文にアンダーラインを引いてある部分が実際に改正のあった部分でございます。

最初の第24条につきましては、個人の町民税の非課税範囲を示したものでございます。第24条第1項第2号では、これまでの「老年者」の語句の表示を、改正では「年齢65歳以上の者」としております。

次に、同条第2項では、均等割の非課税限度額の加算額につきまして、これまでの「19万2,000円」から「17万6,000円」に改正しております。

次の同条第3項では、生計同一されている奥さんに対します町民税均等割の非課税措置につきまして、昭和25年の個人住民税発足のときから設けておりましたこの条項を廃止しております。今後の予定では、2カ年度で段階的に均等割を課税することになっており、まず平成17年度に1,500円に、そして18年度以後には3,000円を課税することになっております。なお、所得のない、いわゆる専業主婦の方につきましては、従来どおり均等割は課税されないことになっております。

次に、1つ飛びまして第31条につきましては、均等割の税率に関するものであります。第1項では、町民税均等割の金額を「年額2,000円」から「3,000円」に改正しております。これはこれまで市町村の人口規模に応じまして、2,000円、2,500円、3,000円の3段階で設定されておりました均等割額の金額が、一律3,000円に改正されるものであります。

次に、同条第2項では、均等割を課税する法人につきまして、新旧対照表2ページの中段にありますように、均等割を課税する法人につきまして、防災街区整備事業組合をつけ加えたものでございます。

次に、新旧対照表3ページに移りますが、第34条の2につきましては、所得控除に関するものであります。今回、現在48万円の所得控除となっております老年者控除が廃止されますが、適用は平成18年度課税分からとなっております。

少し飛びまして同じページ下の第48条の規定でございます。これは法人等の町民税の申告納付についてでありまして、法人町民税の対象となります「事務所または事業所を有する法人」に「外国法人」を加えるものであります。

4ページに移ります。第54条につきましては、固定資産税の納税義務者についてであります。まず、第6項では、納税義務者となる団体につきまして、市町村合併に関して新たに設置することができるようになりました合併特例区という団体を追加する規定であります。

次に、今回の改正で新たに付け加えられました同条第7項では、新しい納税義務者の形態としまして、家屋の所有者以外の方がその事業用に使うため取り付けました附帯設備につきましては、取りつけた方を所有者のみなし、その附帯設備について固定資産税を課税するというものであります。

5ページに移ります。附則第5条につきましては、個人町民税に対する所得割非課税の範囲等の改正であります。平成15年度におきまして生活保護基準額が引き下げられたことに伴い、所得割の非課税限度額の加算額が「36万円」を「35万円」に見直されたものであります。

同じページでございますが、附則第6条の2を附則第6条と変えての改正であります。譲渡所得につきましての居住用財産の買いかえ等の譲渡損失の損益通産及び繰越控除に対しまして改正でございます。これに関しては、記述がこの5ページから10ページの下まで延々と続いております。その内容を簡単に申しますと、現行の制度におきましては、特定居住用財産の買いかえ等の場合に譲渡損失が生じたときは、その譲渡損失の金額につきまして繰越控除が認められております。今回の改正では、最近の住宅価格の下落を踏まえ、居住用財産の譲渡による損失が生じ、かつその譲渡価格を上回る住宅ローン残高のある人に配慮する観点から、適用期限の3年延長や繰越損失の繰越年数の拡大など、制度の拡充を行うものであります。

次に、13ページをごらんください。附則第17条につきましては、町民税の関係で譲渡所得に係る個人町民税の課税特例の改正であります。内容は、所有期間が5年を超える土地等の長期譲渡所得の譲渡益課税につきまして、土地使用の活性化を図る観点と株式譲渡に対する課税とのバランスを考慮し、まず長期譲渡所得に係る税率が現行の4%から3.4%に引き下げられます。

それから、譲渡所得に係る特別控除と譲渡損失について、ほかの所得との損益通産の規定を廃止するものであります。これらの改正の適用につきましては、平成17年度課税分から

となっております。

15ページ中ほどの附則第17条の3につきましては、居住用財産を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正であります。先ほど申しました5ページのところの附則第6条及び第6条の2の改正で、居住用財産の買いかえ等のことを申し上げましたが、ここでは同様の事由により居住用財産の譲渡による損失の繰越制度についても拡充を行うことをうたったものであります。

次に、同じページの附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る町民税の課税特例の改正であります。所有期間5年以内の短期譲渡所得に対する税率につきましては、現行では譲渡益の9%と総合課税をした場合の税率の110%のいずれか多い税額によることとなっております。それを改正では、一律譲渡益の6%にするものであります。

17ページでございます。附則第19条と18ページの第19条の2につきましては、株式等に係る譲渡所得等に対する町民税の課税特例と上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に対する町民税課税特例の改正であります。

これは公募株式投資信託の受益証券や特定投資法人の投資につきまして、上場株式と同様に譲渡益に対する税率が現行の4%から3.4%に引き下げられたものでございます。その上で、平成19年12月31日までは、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例については、優遇税率2%を適用するものであります。

18ページの最後の行でございますが、附則第20条につきましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例の改正であります。これは現行制度では、特定中小会社が発行した株式につきましては、上場等の日の前日までに譲渡等による損失が生じた場合において、譲渡による譲渡所得の金額はその2分の1相当額の金額とするという特例が講じられております。それを今回の改正では、ベンチャー企業支援の観点から、この適用対象となる特定株式の範囲を広げるとともに、譲渡期間等の要件を緩和し、拡充を図るものであります。

以上、改正の内容を長々と説明申し上げましたが、この条例の施行日は一部を除きまして平成16年4月1日となっております。これで報告第3号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

**9番議員** 今回国の条例が変わりますので、いろいろこういうふうに変化が出てくるんですが、これ内容見ますと、上がる場所もあれば下がる場所もある、いろいろ雑多にまざっ

ております。この条例することで、本町の税収から考えると、どのような数字の形になってくるのか。

それともう一つ、きょうの会議の冒頭でも町長おっしゃっておられました。非常に町民税、滞納がふえてると。こういう関係から見まして、これが今後どのように動きになってくるのだろうか。この条例の改正によりどのような動きが見られるのかということについて質問したいと思います。

これ今回もう専決してしまったと、こういうことですので、国の法令の改正によりこういうふうになってきたと思いますので、その辺の動きの数字はどのように把握されているのでしょうか、ちょっとお聞かせ願います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 2点質問がありましたが、今回の改正に伴います税収の関係でご説明申し上げます。

大分項目が多いですので、その合計額だけを説明申し上げます。一応3年度にわたりますが、16年度、17年度、18年度、3年にわたります改正でございますので、まず16年度の影響額につきましては、434万円の増収見込みでございます。それから、17年度の影響額につきましては、496万円の増収でございます。18年度につきましては、1,860万円の増収見込みとなっております。以上でございます。

滞納につきましては、収納対策本部長が答えます。

**議 長** 収入役！

**収入役** 最初の町長のあいさつにもございましたように、第3回目の納税推進の滞納整理に当たっていただいております。現在114名の管理職が連休明けから納税の交渉に当たっております。対象者は約300人を想定いたしておりまして、金額的には、今回当たっていただく滞納の金額は約9,000万円というところでございます。連休明けから各管理職が11班に分かれまして、それぞれ割り当てをいたしました滞納者に伺っていると、こういう状況でございます。

今回はできるだけ少額の滞納者といいますか、大変100万円、200万円といいますか、大量の額になってまいりますとなかなか払えないと、こういう実情でございますので、できるだけ小さい間に交渉を進めていこうと。滞納額が小さい間に進めていきたいと、こういうことで、小さい金額の滞納者から拾っていききたいと、こういうことで滞納に当たっていると、こういうところでございます。以上でございます。

議 長 9 番議員！

9 番議員 なかなかこれ比較難しいんですが、今現在滞納者と今回税制の改正にはどのぐらいの割合の人がこういう中に入り込んでくるのか。今現在滞納の主な滞納者のしているランクの方と、今回税制改革によるその中でどのぐらいの割合がふえてくるのか、それがわかれば、何か数値がわかっただらちょっとお知らせ願いたいんですが。この内容はいろんな土地のそれまで入ってるんですけど、一応滞納しているクラスまでどのように響いてくるのかということなんですけど、そのような数字はつかんでませんか。

議 長 ちょっとはっきりと。

9 番議員 今滞納しているのは、要するに滞納している非常に低所得者が滞納しているとは思われます。中にはごつつう高所得者もいますよ、滞納しているのは。それに対して今回の税制の改正がどの辺のクラスにこれが改正、ある面で言うと増税に当たってくるのかということちょっと心配をしているんですが、その辺何かありますか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 今回の改正につきましては、特に滞納者ということではなしに、全般の方に対するものでございます。例えば均等割、先ほど申しました人口段階別区分の廃止によります 2, 0 0 0 円から 3, 0 0 0 円に均等割がふえるわけでございますが、これにつきましては、対象者大体 1 万 6 6 0 人おられます。ですので、これをいいますと、広く全般に影響してくるということでございます。

議 長 質疑。 1 2 番議員！

1 2 番議員 では、質問いたします。まず、先ほどトータルで税収のプラスになるということで数字を上げていただいたんですけども、一つ一つがかなり重要な法改正になっているというような状態なんです。ですから、それとプラスの部分、マイナスの部分もあるわけですから、それぞれの個々の部分について数字を教えてくださいと思います。

それと、今回、今全体に対する改正というふうな評価でしたけれども、均等割については全体に対して影響するということはわかるんですけども、高齢者の方の課税強化あるいは従前パートとかで働いてきた方に対する課税強化などを見れば、その一方で株式の譲渡所得に係る町民税の特例で、これは減額になるわけです。そういう点で見れば、やっぱりそういう所得の低い方に対する課税強化だということを言わざるを得ないと思うんです。こういう点について先ほども町長があいさつの中で報告ありましたが、地方 6 団体でそれぞれの自立とそれぞれの部分での地方から日本を変えていくということで大変盛り上がった会議だった

という報告あったわけなんですけれども、広陵町のやっぱり大切な仕事の一つとしては、そういう弱者に対して保護をしていくということが大切だと思うんですけれども、そういう観点から、こういう広陵町から地方を変えていくという観点到立てば、今回の税改正の評価をどのようにしているのか、この点についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど金額の方を教えてほしいということで質問しましたが、あわせて大まかな人数で結構ですが、対象人数もあわせてご報告をいただきたいといます。まずそれだけ報告お願いしたいといます。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 個々にということで申されておりますので、申しますが、大変細かいですので時間もかかるとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、順不同でございますが、均等割の人口段階別区分廃止ということで、これ申しましたが、先ほど申しました1,000円上がる分でございますが、対象者は1万660人でございます。1,066万円の増額ということでございます。(12番議員「それ何年度のですか。」)まず16年度改正分を申し上げます。16年度改正分は、その分と株式譲渡益課税の見直しということで、この分が対象者ということではございません、件数としまして、これはあくまでも推測でございますが、300件ほどございます。想定としましては632万円の減ということで想定しております。

16年度改正につきましては、その2つで、非課税限度額の引き下げがあるんですけども、所得割と均等割の非課税限度額の引き下げも16年度からありますが、これはちょっと試算ができませんので、その分は入れておりません。以上が16年度改正分でございます。

17年度の改正分としましては、生計同一の奥さんに対します均等割の非課税措置の廃止ということで、この対象者は15年度数値からしますと1,721人おられますので、17年度分としましては1,500円かかるということで、258万円の増額でございます。

それから、同じく17年度分としましては、土地譲渡益課税の税率減でございますが、この分につきましては68件の分を想定しまして、金額的に申しますと417万円の減額でございます。

それから、もう一つ土地譲渡益課税の特別控除の廃止、これ100万円の廃止でございますが、これにつきましては、65件ということで想定しまして、金額的に221万円の増額でございます。以上が今回の改正によります17年度分の影響額でございます。

それから、18年度の影響額としまして、先ほど申しました生計同一奥さんの非課税措置



の廃止が18年度では満額となっております。3,000円が掛けられますので、この分につきましては、先ほど1,721人の3,000円ということで516万円ということでございます。

それから、老年者控除の廃止につきましても48万円の控除が廃止されるということですが、15年度の数値でございますが、対象者が669人ということで、963万円の増額でございます。

公的年金の見直しということで控除が20万円下がりますので、その分の金額、対象者が669人ということで401万円の増額でございます。以上でございます。

それから、2番目の質問でございますが、今回の改正が低所得者に対する改正であるというふうに申されておりますが、今まで申しましたように、必ずしも低所得者だけではないに、まず広くやられているということでございます。均等割の人口段階別の1,000円のアップでございますが、これは所得関係なしに1,000円上がります。

それから、老年者の控除でございますが、これも低所得者ということではなされておるようには思いますが、必ずしも老年者の方が低所得者ということではなしに、65歳以上の方でも数億円も年収のある方もありますし、年金でたくさんの年金をもらっている方もありますし、不動産所得を持っておられる方もあります。ですので、これはそういうことでなしに、老年者だから控除するという今までの方向を見直したということでご理解いただきたいと思えます。

そのほかに生計同一奥さんの非課税措置の廃止につきましても、これは説明で申し上げましたように、昭和25年当時の法律ができたときに、同じ世帯の奥さんに、ご主人には均等割を取るけども、同じ世帯で奥さんに所得があっても均等割を取らないと。今から思えば不合理な、男女共同参画社会の面からいえば、奥さんを何か優遇しているような感じになっておりました部分を見直したものでございまして、当時そういう働いておられる奥さんは50万人ぐらいしかなかったそうでございますが、今はそういう税金のかかる対象範囲の奥さんは1,000万人ほどおられるということで、それを見ても、状況が変わってきたことによる税制改正ということでございます。

その他株式譲渡益課税につきましても、低所得者だから株を買わないということではなしに、やはりいろんな金の運用でいろいろ運用されておりますので、いろんな階層についての関係する今回の税制改正だと理解しております。以上でございます。

議 長 12番議員！

12番議員 今数字出していただいたんですが、これの基礎控除の減額については出ていないということなんですけれども、ざっと見ますと、大体この老年者に該当する方につきましては、トータルしますと、1人当たり2万円ぐらいの増税になるわけです、平均すれば。最近高齢者に対する負担増が甚だしいわけです。医療費の問題もそうですし、それからまた医療費の負担増、また介護保険の保険料負担、またあるいは介護保険の利用料、そして税金の増税、年金の減額、本当に所得の低い高齢者の方にとっては、本当に生活できるかできないかという、こういうような状況、ますます追い詰められていっているのが今のやり方なんです。これは理事者の皆さんも、このような今までの経過と今回の税改正を見れば、はっきりと認識できる、こういう状態ではないんでしょうか。その点について、高齢者の方々について今、たくさん所得のある方もいるだとか、たくさん年金をもらっている方もいるということで説明あったんですけれども、すべての方が今十分な生活をされているとは到底言えない。多くの方が年金暮らしの方大部分ですけれども、また無年金の方もいらっしゃる。こういう中で大変厳しい生活をされている方もたくさんいらっしゃるわけです。こういう方に対する増税につながるということは、到底広陵町としても住民を守っていく立場から見れば、このような税制を国の言うままに安易に行ってはいけないというふうに思うんですけれども、この点について再度お願いいたします。

それから、先ほど大体高齢者1人当たり2万円程度の増税になるんじゃないかというふうに言いましたけれども、一般的に高齢の両親お二人が元気にいらっしゃって、そしてまた主婦はパートに出ているというような状況であれば、大体1年間に4万7,000円ぐらいの、あるいはもう少しプラスの増税になるんです。5万円弱の増税になるということが、概算です。違っている部分もあるかもしれませんが、大体ほぼそのような状況になるのではないかと思います。

今景気が上向きになってきたという報告があるのは、大企業の一部の企業の利益の景気の向上であって、それが我々国民や町民の暮らしに反映をされているかといえば、全くそういう状況になっていない中で、これだけの増税は本当に深刻な問題を及ぼすということをおっしゃるを得ません。

ましてや年金が大変改悪になって、将来の生活設計大変見通しが無い。ヨーロッパ諸国などでは、年金に対してEUになって年金制度変わったんですけれども、6割の方が満足しているんですが、日本の方は7割の方が不安だと、このようなアンケート結果があるんです。こういう中で、追い打ちをかけるような今回の税制改正について、本当に真剣に町民の暮らし

し、個々のそれぞれの立場を見ていく中で、安易にすべきでないと思うんですが、再度この点についてどういう町民の暮らしに影響を与えるのかということ、所得のある方はいいんです、所得の低い方についてはどのように認識を持っておられるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、これの基準ですね、これによって町の所得が大幅にふえていくということには、1,000万円ですから、かなりの金額でその分が、1,000万円といいますのは、1,860万円、18年度では。かなりの負担増になっていくわけなんですけれども、こういう増税がないと、広陵町の町政はやりくりできないと、全くできないというふうに認識してこの税改正についてすぐに取り組むべき課題というふうに認識されたのかどうか、その点についてもお聞きしておきたいと思います。しなくてもやっていけると、町財政もやっていけるというふうに私は認識しておりますので、その観点からもお聞かせいただきたいと思います。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 誤解していただきたくないのは、老年者控除というのは、所得のある方に対して控除するもので、いわゆる低所得者で税金かからない人、また全く所得のない人には全く関係ないことでございます。

それで、先ほど申しました老年者という概念が、これまでは幾ら所得があっても48万円という控除を引いていたと、老年者控除という控除があったということ、これを是正したものということで今回の改正をしたものでございます。

それから、今回の改正によります町財政への影響につきましても、先ほど申しましたように、400万円のものでございますので、税金からすればほんのわずかということに理解をしております。それだけ町民の方に影響を受けることは受けますが、全体の税金から見れば、その割合は少ないということでございます。以上でございます。

**議 長 6番議員！**

**6番議員** 先ほどから論議されているところで一番大事な問題は、今回の税の改正の中にある思想の問題だというように思います。先ほど町長、議長は、地方6団体の決起大会に出席したということですので、その内容については全議員に直ちに配付していただきたいというふうに思います。

この問題はなぜかという、今地方交付税あるいは三位一体の改革の中で、地方交付税や補助金カットが強力に推し進められている中での地方財源の確保をどうするのかという政府のまやかしの実体があらわれている一部であります。つまり、地方に自主財源をつくらうと

いう中での流れであります。こういう問題が背景にあるということをきっちりとつかむ必要があるということをまず第1に指摘しておきたいと思います。

また、今回の改正の問題で言えば、大企業のところでは連結決算等についても非常に恵まれた減税がとられている。その一方で、地方財源、地方のところで、所得税もここに高齢者控除というてありますけども、現実には年金二百数十万円の方に高齢者控除が減らされるわけなんです。これは高額所得者と言えない。あくまで生活ぎりぎりいっぱいの方々の方での高齢者控除の廃止になっているわけですから、認識は先ほどの所得税だというような形でおっしゃっていますけれども、あくまでもこれは高額所得者と言えない実態のところの部分であります。

住民非課税のところに至ってはなおさら、これは住民税のところで言えば、非課税やその他対象は当然先ほどの話の中でも人口区分の問題についても、これについても住民税の部分というのは、所得の少ない人には負担が非常に大きくかかる、率が大きくなるわけなんです。から、あくまでもこれは所得に低い方々への増税だと言わざるを得ないわけなんです。こういう部分について、本当に政府が今行っているこの部分の中身、広陵町をあずかる理事者初め地方公務員の皆さん方が、この部分に対してどのような認識を持っているのかということとは非常に重要なところなわけです。広陵町民の暮らしを守るという立場からいっても、先ほどから出ている政府と自治体との関係なわけです。こういうところで議会も所得税が、あるいは国が決めたことだから仕方がないんだというような論議では論外です。今決起大会に参加したというところの姿勢の一つがこういうところにあらわれているわけですから、具体的な内容については、先ほど言ったことにあらわれています。

この低所得者にかかってくる非常に深刻な中身だという認識は持つべきであります。生活保護基準がいわゆる70歳以上の方に控除額が削られる、こんなばかげたことが行われているわけですから、その中身がここにもあらわれてきたということでしょう。こんな事態で広陵町民の暮らしを守るという立場をとる。決起大会にも参加して三位一体の地方切り捨ての考え方に反対する。こういうことから見ても、この問題に対して深刻な認識を持っていただきたいと思うわけですが、この国の改正に対して、再度お聞きしますけれども、町が広陵町民にかかってくるこのような低所得者層と私たちは思うわけですが、ところにかかる増税に対してどのように思うのか。広陵町の中でも税の控除については、景気回復だ、景気回復だと言って、国全体挙げて大企業の減税とあわせて株式のいわゆる時限立法でしょうけれども、控除額があらわれているという点から見ても、大金持ち優遇の税改正の一環だと言

わざるを得ないわけですが、そういう認識のもとで広陵町民の暮らしを守る立場から、この国の税の改正に対してはどのように認識を持っておられるのかと、この点についてはきっちりとお聞きしたいと思います。

先ほどから問題については、非常に不十分な認識だと言わざるを得ませんので、実態を即した形でご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

せんだっての国の大会でございますが、私どもは、国は三位一体の改革を進めている、国庫補助金を減らした、また地方交付税も1兆2,000億円を減らしているんです。総額では減らす分がおよそ3兆円があるわけでございますが、今年度税源移譲するのがわずか4,500億円でございます、全く三位一体になっていないということを私ども強く言っているんです。

これは、地方6団体の要求しているのは、こうした税源移譲を今地方消費税1%でございますが、この消費税の税率を上げよと、そして同じように税源移譲してくれと。また、所得税を一部移譲せよと、こういうことを言ってるんです。3兆円減らすかわりに地方に3兆円を税源移譲するよと。そういうことをしなければ、来年度からは全国の市町村が予算が組めないと、そんな事態になるのでございます。

こうしたことから、各地方に分権意識を高めるために税源移譲をこうした地方税の改正に持ち込んできておるといのは事実でございます、全国一律にこうした課税の強化をしているというように、私どもそのように理解をしております。

しかし、これではとても、これはわずかでございまして、こんなことよりももっと消費税や所得税の一部を移譲してもらわなければいけないと思います。今回の高齢者のことについて申されておるわけでございますが、これから高齢化社会に突入するわけございまして、高齢者を優遇するとか、高齢者は税金を納めなくてもいい社会をつくると。これとは違うんです。高齢者も未成年者も成人もおる。みな所得を持っているんです。所得のある人が平等に負担する、高齢者だから優遇するというそういう社会ではないと思います。

いずれの皆さんも所得を得た場合は、平等に税負担をするというのがねらいでございます、特に老年者控除というのがなくなりました。老年者というのは65歳を言ってるんですが、65歳でもまだ今青年やと言ってる人も随分多くおられますので、老年者という言葉がなくなった、65歳以上の人という年齢の言葉に表現がえをされているところでござい

す。

いずれにしても、高齢化社会の人にも平等な負担をしていただく、このことをどうぞご理解をいただきたいと思うのでございます。

年金にも課税するののかということですが、年金も大小ございます。少ない人には課税はされません。非課税になっているんです。年金も所得の一部であります。年金ありき、また不動産所得もある、また会社へ勤めている、こういう人もあるのでございますので、その分の年金だけは非課税にするということは国は言っていません。年金も一つの収入でございます。ない人から見れば、あの人は多くの年金をもらっていると、こういうことにもなるのでございまして、こうした所得の平等ということで課税をされているということをご理解をいただきたいのでございます。

私どもの要求しているのは、もっと大きい、地方自治体にも大きな財源を移譲していただくように、そうした皆さん方のお力を結集して国に対して働きかけをさらに強化をしてまいりたいと、そのようなことを今私どもは力をつけているところでございます。

**議 長 6 番議員！**

**6 番議員** 町長もいわゆる地方財源の強化の一環だという点での認識は持たれたわけですがけれども、実際にこのところで高齢者年金、公的年金控除でも高齢者控除の問題、先ほども言ったように、二十数万円の方にこの控除が廃止されるんです。だから、そういう所得のところの人ちゅうのが多いとは言えないという形で私たちは認識を持ってるわけなんです。そういうところにまでいわゆるお年寄りいじめを行うと、こういうようなところの実態があるんだというように言ってるわけなんですけれども、私はこの問題で認識を持っていただきたいのは、わずかな金額だとおっしゃいますけれども、先ほども出ているように、一人一人の立場から見ると、大変な増税になってくると。ここに一般質問でもしなきゃならないと思いますが、国は保育所補助金についても一般財源化をしてしまったと、今年度からしてしまったと。この中で、実際に地方交付税算入と譲渡税のところを賄うと言っているけれども、実態として今後の保育行政がどうなるのかとかという問題は深刻な問題になってくるわけなんです。こういうようなところの部分に対しても、結局は国は今税制改正だと言っているけれども、国民に負担を求めるといふ姿勢ではなく、大企業やそれに準ずるようなところ、あるいは株式の譲渡益に対するところについても、大幅な減税を行ってるわけなんです。このところを無視して、各地方に住むところの方々に対して、所得の低い、あるいはまた普通の方々に対して増税を与えていくというところがおかしいんじゃないかと言ってるんです。

だから、そういうふうなところを見ないで一般化してしまえば、あたかも国の財源難が平等にいつているというように認識を持たれては私は困るんです。困るというよりも、実態を見ないということになってしまうからなんでありませう。

そういう点で、法人税でも連結決算で当初政府は、銀行だけの連結納税制度をしようというように言っていたわけなんですけど、銀行だけ得をさせるとするのは法の平等に反するからという形で、すべての企業に対しての法律に変えてしまったわけなんでしょう。だから、そういうふうなところからいっても、消費税もそうです、今1%消費税、これは確かに地方6団体の声になっています、1%を地方財源にしろという、増税しろということになってますけれども、これについても結局は法人税減税、この消費税が始まって15年ですか、約140兆円余りの消費税が取られていたと。この間、時を合わせたように大企業中心の法人税減税は、これも約140兆円の減税になっているんです。消費税はすべて大企業の減税分に回されたというのがこの実態なわけなんですから、こういう問題についても私は自治体の住民の暮らしを守るという立場に立つべき公務員、また町長があわせてこういう実態に対する認識を深めてもらう必要があるというふうに思うんですけれども、その点についての認識を深めるという点についてはどのように思っておられるのか、再度聞いておきたいと思ひます。

議 長 町長！

町 長 いろいろご高説をいただいているところでございまして、私どもも上京するたびに、また各市町村長さんの意見、今回は北葛の議会議長さんと一緒に同席もさせていただいて、意を同じくしたところでございます。よく勉強して市町村の意見を国に対して積極的に持ち寄って運動を展開していきたいと思ひています。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

6番議員！

6番議員 討論については、先ほどの質疑の中で述べているように、この増税の税制改正は、大きくは第一に国が三位一体の改正、地方交付税の改悪あるいは補助金カットに見合った地方財源の確保をするというところから、こんな細かいところまで、低所得者の層まで増税を課すと、こういう内容が如実に出ている問題であります。

特に生活保護の方、70歳以上の方については、老齢加算が廃止される事態になった、あるいは生活保護の基準が、それは入ってない、なった、あるいはいわゆる先ほどの説明あつ

たように、生活保護基準が引き下げられたと、そういうところに見合って最低限控除が1万円引き下げられるというような実態にもあらわれているように、弱者に対する税の負担を追い求めている政府の姿というのは、異常な姿、状態であります。こういうところに地方の公務員として地方の住民をあずかるところの公務員が、真剣に地方の生活を守っていくという立場を貫いていくなれば、この政府の改正に対する認識、改めて実態を正確に持っていただいて、この問題に対する認識を深めていただくということが必要だというように思います。そういうことも加えて反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

報告第3号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって報告第3号は承認されました。

議 長 次に日程8番、報告第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、報告第4号、広陵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明を申し上げます。

先ほど来、税改正の中で第6番目の項目につきまして、国民健康保険税条例に関しても今回の税条例の改正について影響をしまいることから、専決処分をさせていただいたところでございます。

国民健康保険税にかかわります今回の改正につきましては、新旧対照表の20ページに掲げておるわけでございますが、その内容は附則の第3項と附則の4項を改正するものでございます。条文ばかりが列挙されておりますので、概略だけをご説明を申し上げたいと思います。

今回の税条例の改正に伴いまして、国民健康保険税の所得割につきましても、その所得の規定が国民健康保険税条例3条と12条において規定がなされております。それから、所得控除についても、根拠につきましては、地方税法314条の2において定められております。



今回の税条例の改正で、国民健康保険税条例の影響してまいります項目は、譲渡所得いわゆる長期譲渡所得におきましても、所得税率、住民税率の軽減が図られたことから、長期譲渡所得に係る100万円の控除が廃止されたことによって、その所得割が上がるという項目になってくるわけでございます。その内容につきましての個々のこれまでの条文を整理し、そして附則でうたっておるわけでございます。本条例の施行日につきましては、16年4月1日でございます、その適用区分につきましては、平成17年度以降の国民健康保険税から適用になるものでございます。

今回の改正によります影響度というふうな観点についてもお指摘があるというふう感じておりますので、一応調べております。15年度、16年度のいわゆる譲渡所得に係る件数についてでございますけれども、国民健康保険の加入者にあつては、15年度課税につきまして31件の譲渡所得課税者があるわけでございます。その譲渡所得の平均数値は1,000万円程度でございます、これら高額の所得に対する国民健康保険税に係る影響額につきましては、1,000万円の課税所得につきましては所得割6.2%でございますので、62万円となります。したがって、最高限度額を超えるということについてまいりますので、この最高限度額を超える所得者の場合は、その影響額が全く関係がないというふうな状況になってまいります。ただ、所得割額の長期譲渡所得額が400万円程度あるいは500万円程度の方におられましたら、当然100万円の控除がなくなりますので、単に計算をいたしますと6万2,000円の増税になるというふうな観点になるわけでございますが、現在の平均長期譲渡所得額が1,000万円を超えておりますので、国民健康保険税の影響額ということになれば、さほどその数値が上がらないというふうな試算をしております。影響出るその年度は17年度の長期譲渡所得のあるなしに係ってくることでございますので、確かな数値は出てまいりません。以上、内容につきましてはそういう改正でございますので、ご説明を終わらせていただきたいと思ひます。16年の数値につきましては、今決算ベースでまだ見ておりませんので、恐らくは平均ペースでまいりますと、30件ないし50件までの間の譲渡所得者であろうかと。国保加入者についてのみでございますので、一般の住民税の課税につきましては、また件数は違ってまいるといふふうに思ひわけでございますが、ひとつどうぞよろしくご理解を賜りたいと思ひます。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** 今の説明ですと、15年度の例を挙げると、平均で1,000万円だから、いわゆる最高限度額以上の方々ばかりだということで影響がないというような説明だったわけです

けども、四、五百万円の方については当然6万2,000円の税額アップになるということですが、結局平均ということだから、要はそういう方もおられるということでしょうね。

それと、この税改正には関係はないんですけども、先ほどのいわゆる住民税の控除枠の廃止等に係って、当然国保税の負担もふえてくるというのは当然のことなわけですけども、その分については独自に国保税の増収部分とはどれぐらいかという試算はされておられるわけですか。その点もあわせてお聞きしたいと思います。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 平均で1,000万円以上と申しあげましたので、2,000万円も3,000万円もあり、500万円もあるということでございます。認識はしております。

15年度の国保加入者の31人のうち、約400万円を下る長期譲渡所得につきましての件数につきましては、数件といいますか、四、五件という方でございます。

それから、当然住民税の所得の方、いわゆる住民税からリンクしてまいります所得額の算定についての影響額も当然出てくるわけですが、譲渡所得の軽減率、そういった形でいわゆる軽減措置も住民税のところにもございますし、住民税そのものが老人控除等の廃止によっての所得が上回ってくることに對して国保税の方の影響度もどうかと。当然増税あるいは減税に値して影響するというふうなことも認知しております。国保加入者につきまして、現在の全部の納税者がどれほど影響するかというふうなことにつきましても、約半数というふうな今認識はしておるんですけども、個々に影響をしております額につきましては、16年度の改正、17年度の改正を見なければ、国保税に対する増減の所得割額の推移というものは少し試算しがたいという状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**議 長** ほかに。 6番議員！

**6番議員** 単純に言うと、高齢者控除48万円の廃止で、これには所得部分ですので669人該当したというけれども、国保に至っては、これはお年寄りのところ年金額二百数十万円以上の方に該当するということになってくるので、所得の部分というのは説明ちよつとして。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 少し説明に誤解のおそれがあるというふうな思ひもありますけれども、国保税につきましては、所得割額の算出につきましては、基礎控除33万円を軽減するのみでございますので、高齢者控除そのものはないです。（6番議員「所得が減るやんな。だから影響するやんか。税は変わらへんがな、それは。所得が変わってくるやんか。所得税がふえるんやから。」）額そのものの影響額というのは、今まだ試算をしておらない関係で、上がると

いうのは、増減なるというのは認識しておりますけれども。

議 長 12番議員！

12番議員 高齢者控除がなくなれば、当然国保税の増税になるということを確認したところですが、先ほどの譲渡の方で、数件、四、五件ということなんですが、例えば6万2,000円の増税になるというふうに試算された場合のこの譲渡の場合は税金が町民税の方マイナス引かれるということになってくるわけですが、その町民税との差し引きの計算で言えば、トータルとして個人のレベルでどのような試算になるのか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 長期譲渡所得の100万円の控除で確かに6万2,000円のずばりその額が上がるということは事実かのように思われますけれども、その長期譲渡所得の税改正によりましては、所得税の方で20%から15%、いわゆる地方税で5%、町民税でいきますと4%から3.4%に軽減になるというふうなことで、個人納税者の負担ということになれば、所得税、住民税が下がれば国保税の方が若干上がるというふうな増減の対比になろうかというふうにも考えますので、該当者が四、五人というふうな状況の中では、さほど弱者を追い詰めるというふうな改正にはつながってこないのではないだろうかというふうに認識しています。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

12番議員！

12番議員 先ほどの質疑の中で明らかになりましたように、老年者の控除がなくなっていけば、国保税の増税に直結をしていくということも確認をしているわけです。数字的には明らかにはなっておりませんが、

そういう点、それからまた先ほどの譲渡に関する問題につきましても、これは国保税の課税の仕方によるものが大きなものになるわけなんですけれども、この高額所得者じゃなくて、そうじゃない部分での数件のところでまた国保税が増税になるという部分については、大変バランスも欠いてくるということもあると思うんです。ですから、そういう点も踏まえて、今回とりわけ高齢者の方のさらなる国保税の増税の追い打ちは、本当に許してはいけないと思いますので、反対をいたします。

議 長 8 番議員！

8 番議員 賛成の立場で討論させていただきます。

この国民健康保険税の改正につきましては、ここにありますとおり、譲渡所得で短期、長期の譲渡所得税の部分についての改正でございます。この譲渡所得税につきましては、当然国税において分離課税ということになっておりまして、その中の100万円の控除が国税においてなくなったと。それに関連して地方税の方も改正をせざるを得ない。そして、それに関連しまして国民健康保険税の改正をします。これは当然のことございまして、先ほど申されました、これをしなかったらどうなるんかと。これを改正しなかったらどうなるんかということをお考えいただいて賛成の判断をお願いいたしたいと思います。

議 長 6 番議員！

6 番議員 国が決めて押しつけてくる問題に対して、すべて賛成をするという点は、一人一人の議員が広陵町民の生活に影響を与えるというときに考えるときに、それは正しくないというように思います。あくまでも個人が国の改正に対して町がどのような対応をするのかという意見は明確にすることが必要です。そういう中であって、その地方の議会の果たす役割が遂行されていくというように考えます。また、これは当然のことだと思います。

上からの言ったことをそのまま意見が幾らあっても、反対してもだめだから反対しないという立場は私たちはとりません。あくまでも明確な意思表示があった場合、理事者から明確な意思表示があった場合については、当然賛成をする場合もありますけれども、その明確な意思表示というのは残念ながら今回も見受けられないというように思います。

それと、譲渡所得の問題についてつけ加えておきますと、私たちの経験ですけれども、結局は土地、家を売ってきたと。そして、次の年度に国保税が最高額になったと。しかし、現実にはその土地、家を売ったお金というのは、借金に消えてなくなっている。こういう実態の中で国保の最高税額を取られるということに対する実態矛盾があります。そういうところでの控除というよりも、いわゆる減額措置が明確になっていない広陵町の現状からいっても、そういう点についての配慮を欠けている点もあわせて追加しておきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第4号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第4号は承認されました。

議長 次に日程9番、報告第5号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 報告第5号、広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決についてご説明申し上げます。

議案書15ページをごらんいただきたいと思います。改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、広陵町消防団員等に対する公務災害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第5条第2項第1号は、非常勤消防団員の休業補償、障害補償等の算出基礎となる補償基準額が約1.39%から1.055%の引き上げ率となっており、改正させていただきました。

次に、第5条第2項第2号は、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額も約1.39%の引き下げ率となり、最高限度額を現行の「1万4,400円」から「1万4,200円」、200円の減額をいたしました。最低額の改正はございません。

次に、第5条第3項でございますが、一般職員の給料等に関する法律の一部改正に伴い、配偶者に係る扶養加算額が、現行「467円」を「450円」、17円の減額となったものでございます。

次に、第9条の2第2項第1号の介護補償の額の改正でございますが、常時介護を要する者が訪問介護等を利用する場合の最高限度額が約1.06%引き上げされており、現行の「10万6,100円」から「10万4,970円」、1,130円の引き下げとなりました。

次に、第9条の2第2項第2号でございますが、常時介護を要する者が親族等が介護する場合の最低補償額も約1.09%の引き上げ率となっており、現行の「5万7,580円」を「5万6,950円」、630円が引き下げとなります。

次に、第9条の2第2項3号でございますが、随時介護を要する者が訪問介護等を利用する場合の最高限度額が約1.055%の引き上げ率となっており、現行の「5万3,050

円」を「5万2,490円」、560円が引き下げとなっております。

最後に、随時介護を要する者が親族等が介護する場合の最低補償額も約1.08%の引き上げ率となっており、現行の「2万8,790円」から「2万8,480円」、310円が引き下がっております。

この条例につきましては、平成16年4月1日より施行させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 9番議員！

**9番議員** 消防団員の件についてなんですが、この数字を見ると引き下げと、こういうようになっていきます。私の考えは、私がここの広陵町に移り住んできたときに、消防常設なかった、消防団員が火消すんやと、こういうふうなことやったんです。だんだんだんだんこれ全国的にも消防団員が消火活動一つ行うということにだんだん困難が生じてきて、将来的にはやっぱり常設の消防職員、これが第一線に立ってやるのが筋だと思います。

今回こういうふうなことで、数字的に見ますと、だんだん災害公務補償、災害という数字が減ってきておりますが、今後の方針としてはあれですか、消防団員を減らして正規の常駐の消防職員に全部全面的に移っていくと、このような方向的にはなされているのかどうか。

私は消防団員に余り大きな危険な仕事をさすのじゃなくて、常設の消防、我々が20年前にこの広陵町に来たとき実際びっくりしたんです。消防団員が消火すると、こういうようなことを聞いていたんですが、その辺町の方向的にはどのような数字になって、方向性なんですけど、どのような傾向でこれからしていこうと考えているのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

真美ヶ丘は消防団員がありませんので、その辺もちょっと住民からのことがありましたので、どのようにこの災害、消防活動をしていくのかというちょっと方向性についてお聞かせ願いたい。お願いします。

**議 長** 町長！

**町 長** 今ご質問でございますが、消防業務は私たちの安心と安全を与えていただく、命と財産をお守りをいただいているということでございまして、常設消防だけで果たしてできるのかどうか、これは到底無理なことだと思います。消防は初期消火が大事でございまして、隣近所の消防力というものが大事でございまして、また消火後の後々の片づけ等にもご苦勞をいただいているのは非常備消防団の皆さんでございまして、現在は常設消防も強化をしながら、消防団員の皆さんの訓練をいただいて、私たちが高まくらで休めることのできるのは皆

さんのおかげだと感謝をしているところでございまして、引き続きこれらの活動に強化をしてまいりたいと、そのように思っています。

**議 長** ほかに。 12番議員！

**12番議員** まず、一言で適正化ということでご説明いただいたんですが、その適正化の趣旨ですね、どういう数字に対応させてこの引き下げをしたのか、その数字ですね、物価なのか、そういう部分できちっと答弁いただきたいと思うんです。

それと、ここ数年間の災害補償を支払わなきゃいけなかった広陵町の件数あるいは金額、報告をしておいていただきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 1点は、さきに15年度のこの補償いただいた経緯を説明させていただきます。昨年は2件ございました。訓練中、いわゆる女性消防団員が各大字地域へ啓発指導に行くために事前に自分たちで訓練をするわけなんですけれども、その訓練でいわゆるてんぷら火災の消火訓練をやっておったときに、副団長がその油でけがをされたと、こういう経緯が1点ございます。

そして、第4分団の吉田さんという方なんですけれども、活動中に溝のふたがあいておって、そこへ足を入れられてけがをされたと、こういうようなことで昨年度は2件ございます。

この専決処分をいたしますのに郡内の総務課の消防担当の職員寄らせていただきまして、この金額が妥当かどうかというようなこともございまして、6町いろいろ協議をさせていただきました。消防団の日ごろの活躍、きのうも2件の火災があったわけなんですけれども、活躍を思うときには、6町とも大変下がるということは遺憾に思っているわけなんですけれども、慣例により、またやむを得ず6町とも専決処分をやっていこうと。3町におきましては、既に5月にもう専決処分、臨時議会を開いて専決処分をやられたところ、6月の定例会において3町が専決処分を報告するというような実態で、6町とも歩調を合わせ専決処分をさせていただいたという実態でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 今やむを得ずということでご説明いただいたんですけれども、やっぱりこの災害補償というのは、毎年数件の事故が続いているという状況があると思いますし、大変大事な問題だと思うんです。そういう中で、私がお聞きしたいのは、この数字、下げ幅がどういう数字を基礎にして下げたのかということなんですけれども、先ほど言いましたように、物価の下落にスライドさせたのか、あるいはそのほかの要件でこのパーセントを確定したのか、

その点の説明がいただきたいということと、それと国の基準からいいましたら、国の数字どおりにやむを得ず下げたということだと思わなければならないけれども、その確認も1つしておきたいと思えます。

それから、やっぱり先ほど来議論になっていきますけれども、地方分権強化をしていくという時代の中で、やっぱり6町そろってやむを得ずという形ではなくて、国の方にはっきりとこういう引き下げは妥当でないということで意見を言うべきであると思わなければならないけれども、この処理についてはどのように対応していただいたのか、この点もお聞きしておきたいと思えます。以上です。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 1点目でございます。下げ幅はどうかというようなことでございますが、私たちの給与と同じような幅であると。人勧に沿うような数値であるというふうに認識しております。

そして、この改正の率とは、額とは、こういう質問でございますが、国の政令の改正によります国の額そのままを上げさせていただきました。今後は県の関係機関にこういう事態はできるだけ避けていただきたいと。きのうも2つの火事がありましたけれども、あの活躍を見たときに、しっかりと県に要望してまいりたいと思っております。

**議 長** ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**6番議員** 公務員給与の引き下げという点は、あらゆる公的な基準になっているわけです。そして、生活保護の引き下げや年金その他も結局は公務員給与が基準になって引き下げられていく。悪循環が繰り返されている状態です。私たちは公務員給与についても不当な引き下げだということで反対をしたわけですが、ここにもそのような状況があらわれていると。人勧に準じた引き下げがとられているということと、特に矛盾が、非常勤消防団ということで矛盾の認識は理事者にあっても非常に一般よりも深く持っておられるわけですから、この矛盾というのは当然公務員給与の引き下げのところにかかっているんだということからいっても妥当なものではないんだということを改めて指摘して反対したいと思えます。

**議 長** ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。



議案第5号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第5号は承認されました。

時間の方が12時になっておりますが、もう少し会議を続けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長 次に日程10番、報告第6号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 企画財政部長!

企画財政部長 18ページでございます。報告第6号、平成15年度一般会計補正予算(第6号)ということで、今回の補正の専決処分を行いましたのは、歳入歳出それぞれ2億3,180万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億3,955万4,000円とするものでございます。

内容の詳細につきましては、23ページ、歳出から説明させていただきます。

まず、総務費でございます。一般管理費につきましては、庁舎省エネルギー化改修事業債に財源対策債という起債がついたことによりまして60万円を一般財源から地方債の方へ財源振り替えしております。

また、まちづくり振興費につきましては、オストメイトトイレ工事費、歩道切り下げ工事費、真美ヶ丘の歩道切り下げの工事費、それから中央公民館の改修費などの起債の減によりまして110万円を逆に地方債から一般財源へ財源振り替えさせていただきました。

続きまして、衛生費でございます。新清掃施設建設費につきまして、進入路仮設及び施設造成工事の減額、それから用地費用の確定に伴います減額によりまして事業費を減らしております。

続きまして、土木費でございますが、交通安全施設費としまして1,350万円を一般財源から地方債へ財源振り替えさせていただきました。これは交通安全施設整備事業としまして、町道百済・赤部線の起債がついたことによるものでございます。

24ページの教育費でございますが、これは古寺で新築が予定されております新しい公民館につきまして、設計費、用地費につきまして起債が認められたことによりまして530万円を一般財源から地方債へ財源振り替えするものであります。

ただいま申しあげました歳出に対します歳入でございますが、22ページにその内容が載っております。以上、報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**議 長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員！

**12番議員** この工事の新清掃施設の建設費についてなんですけれども、用地取得につきましては、1軒の方まだ買い上げできていないということなんですけれども、まず進入路の仮設及び新施設造成工事も含めて、今周辺大字の基本合意なんですけど、先ほどあいさつの中で町長も報告していただきましたように、2カ大字でまだ基本合意ができておりません。とりわけ百済の地域の方では、反対の署名を添えて要望書が提出されたということで、住民合意からはほど遠い状況にあるという実態なんです。そういう住民合意ができていない中で、一方的にどんどんこのような予算執行していくのは、大変大きな問題があるというふうに思うんですけれども、この点についてどのようにお考えいただいているのか。

工事を早くしていくということについては、我々も大変早く新しい清掃センターつくっていくことについては努力していただくのは当然ですし、一日も早い方がいいというのは同意するわけなんですけど、ただやり方の問題として、やっぱり住民合意、これが基本になっていくのではなかろうかと思うんですけれども、この点についてお聞きをしておきたいと思えます。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** ただいまのご指摘は、我々も当然そのように受けとめております。広瀬地域につきましては、先ほど町長からもあいさつの中で触れましたように、広瀬地域の環境整備事業の要望を広瀬区全体とそれから各4地区、4垣内からのご要望もお聞きをいたしまして、今整理をさせていただいております。その回答をさせていただいて、基本合意を締結していただくようお願いを申し上げたいと思っております。

それから、百済地区につきましては、確かにご要望もいただきまして、きのうも百済地区3地区のいわゆる百済北区のごみ問題特別委員の方9名が役場の方にお越しをいただきまして、いろいろと不安を払拭するための説明をさらに詳しくやっていただきたいというご要望を受けております。基本的には事業の必要性等もそれぞれご認識をいただいておりますので、鋭意その不安な点を解消するために説明をしてまいりたいと思えます。基本合意に向けて百済区の役員の方皆さん方もご理解をいただいているところでございますので、もう少し時間をちょうだいいたしたいと思えます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 先ほどの百済の方で出されている要望の内容についてご説明をいただきたいなというふうに思います。

それから、手順としてやっぱりまずは合意を得て、それから大至急やっていく。合意を得るために最大限努力をして一日も早く合意をいただいて、その上で具体的な部分については実施をしていくというのが基本的な、民主的な手続だと思うんですけども、この点について、やり方についてやはり間違っているのではないかというふうに思わざるを得ないわけなんですけれども、再度その点について、このような強引なやり方についてより一層住民の皆さんから不信感を募らせているのではないかというふうに思わざるを得ないんですけども、この点について先ほどお聞きしましたが、的確なご答弁でなかったので、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、この進入路の造成等につきまして、補助金とかの関連で財源の割合がどうなっていたのか、ちょっと予算のときにも見てるとは思うんですけども、再度確認をしておきたいと思うんです。

これは施設の建設等にかかわってくる補助金になっていくと思うんですけども、第2浄化センターがあるということで広陵町に環境何とか特別地域という何か指定されて、補助金が上乘せになるということを県の方で少し聞いたんですけども、その点についてどういう制度にどのような手続で認定していただいたのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 百済区の要望書については、後から開催されますごみ問題特別委員会でもごらんをいただきたいと思いますが、今の計画を白紙に戻してほしいという趣旨でございまして、細かいことは書かれてございません。各世帯の中学生以上の方が署名をされて、それを添えて町長の方に役員さんの方からご提出をいただいたものでございます。いえ、100%ではございませんが、ほぼ全戸にわたってというふうにお聞きはいたしておりますが、全戸なのかどうかはこちらではチェックはいたしておりません。

それから、手順につきましては、古寺区と基本合意を締結していただきましたのが平成14年でございます。それから事業着手をせずに今日まで1年近くお待ちをいたしてまいりましたし、その間は広瀬地域、百済地域にも出向いて鋭意説明も申し上げてまいったわけでございます。ただ、結果がすべてであるとおっしゃられればそれまでかと思いますが、さらに合意をいただけるよう進めてまいりたいと思います。

それから、進入路、造成工事については、国の補助金はございません。すべて起債で対応

をいたします。先ほど申されました補助金の上乗せの部分につきましては、公害防止地域という設定がございまして、公害防止事業に対する国の財政援助に関する特別法というのがございまして、公害防止を進めなければならない地域において、下水道事業あるいはし尿処理施設、ごみ処理施設等を実施する場合は、通常ごみ処理施設でありますと、4分の1の補助のところを2分の1に倍にかさ上げをされると。補助金のかさ上げと呼んでおります。広陵町の場合も公害防止地域になってございまして、補助金が2分の1の地域になってございまして、町が補助を受ける場合は2分の1の補助率で、これは施設のみでございまして、用地費には補助金はございませぬし、それ以外の周辺事業についてはそれぞれの対応する補助はあるといたしましても、ごみ処理のその公害防止事業のかさ上げの対象事業ではないというふうにご理解いただきたいと思っております。

**議長** ほかにございませぬか。 6番議員！

**6番議員** 今の基本合意との関係ですけれども、結局1年近く待ったけれどもできていない。結果がすべてかという形での問答があったわけですけれども、今の時点の問題というのはその範囲を越えてしまっていると言わざるを得ないと思うんです。広瀬地区については、3月議会にこの本会議で私たちの質問に反論のような形で広瀬区長は直ちにでも合意をすると、こういうように伝えておいてほしいと、こういうようにおっしゃったわけなんです。ところが、現実には今回の流れの中で、中身については環境整備事業についての合意を得るための話し合い、これが済めば直ちに基本合意が結ばれるということですからけれども、時期的な問題として非常に懸念をせざるを得ない内容です。

百済については、一層私たちはこの古寺地域での清掃センター建設についての予算については賛成をしたわけでありませぬ。この点からいっても、私たち自身も非常に苦しい立場ですけれども、百済地区が今になって多数の方々の声として白紙撤回を求めるということになれば、基本合意を結べないまま清掃センターの着工を進めていくという点については、これは民主主義の基本的な部分に反するんじゃないかと言わざるを得ないわけなんです。そういう点で、この1年間努力をされて、結果、白紙撤回を求める署名、要望が上がってきたということからいうと、広瀬地区とは違って後退したと言わざるを得ない状況があらわれてるんじゃないかと、このように認識せざるを得ないわけなんですけれども、実態としてはどのように認識されているのか、再度お伺いをしたいと思います。

**議長** 環境整備部長！

**環境整備部長** 広瀬地区につきましては、3月議会で申し上げたとおりでございまして、間違

いはございません。あと詳細の詰めだけでございます。

百済地域の様子につきましては、白紙撤回を求める要望書も提出をいただいておりますが、その雰囲気につきましては、言葉では申し上げることができませんので、鋭意ご理解いただくように努めてまいりたいと思います。ただいま交渉中ということでよろしくお願いを申し上げます。

議 長 ほかに。 1 番議員！

1 番議員 今広瀬区、百済区という比較されてこの署名運動等を通してのこの清掃センターについての問題を共産党の議員が言われました。我が広瀬区においても、この署名運動は役所へ勤めている方、私以外の方は100%に近いほど反対の署名されたのではないかなど。やはりこうした地域の人がこうして忌み嫌う施設を反対署名してくれと。本来はこういう清掃センターというのは、なくてはならない施設でありますから、本当は欲しくない施設ですけれども、やはり全体から見れば欲しい、なくてはならない。けども、自分のところやったら要らん。これが人間としての当たり前の考え方になるのではないかと。

しかし、やはりこの清掃センター、来年の6月30日はとまるわけでありますから、我々の地域も苦渋の選択してこの署名運動に反対をしたけれども、やはり大きな器で考えるならば、やはりなくてはならないと。今いろいろな部長も答弁ありましたように、いろんな交渉の中において基本合意に向けて着々と進んでいると。今部長も、百済区においては、あの署名運動は全体的にいろいろ反対という言葉の中にもいろんな意味があるのではないかと。絶対的な反対、どんなにあめ玉、ダイヤモンド、サファイア積まれても、いつまでもそれはあくまで反対。けれども、あめ玉は要らんけれども、ダイヤモンドやったら要るのと違うのかとか。9,000万円よりも1億5,000万円の方がいいじゃないかと。金で解決される方法もあるわけでありまして、その中身についてはいろいろあるのではないかと考えています。

広瀬区についても、初めは看板まで立てて反対、反対となってきたわけですが、やはり全体を考えるならば、なくてはならないという住民の考えもありまして、今こないだも4垣内で話し合いができて、今区長が部長に申していますように、進んでいるのではないかと我々は区の一人として思っています。

百済についても、私たちと似通った経過において、こうした清掃センターの基本合意をされるのではないかと考えていますが、今部長、私がこの場所でこう比較しましたが、そのようなことで理解しておりますが、理事者としてはどうでしょうか。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ただいま山田議員さんの方から広瀬区の状況を詳しくご説明をいただいたわけですが、確かにそのとおりでございまして、いろいろな経過をたどってきょうを迎えております。我々も4地区に出向きまして、いろいろ役員さんともお話し合いをさせていただきました。いい施設をつくってほしいという、いわゆる不安を払拭してほしいという要望が一番強いわけでございまして、その点我々も責任を痛感をいたしております。

百済区につきましても、若干スタートはおくれましたが、もう一度原点に戻って手続を進め直すということをおっしゃっておられます。それに沿いまして、時間も余らないということも役員の方々もご認識をいただいておりますので、鋭意話し合いを進めてまいりたいと思いますので、その点ご理解の方よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

6番議員 私たちはこの新清掃センターが一刻も早く建設されたいということについては、非常にその意図のもとに予算のこの部分についてはあえて賛成の意思表示をしてきたわけでありませう。

しかし、現時点における中身は、この間予算執行を進めるについての基本合意がなされていないと。広瀬については、先ほどあったように、前進しているという側面、これは時期的な問題からいけば非常におくれていると言わざるを得ませう。しかし、そのような流れの中で行ったという点についての理解は少しはできます。しかし、現時点で百済地区については、わざわざ現時点白紙撤回の要望書がだされている、このような事態というのは、基本合意を結ばないまま古寺、中だけの基本合意で後は押しつけていく、こういう姿勢になっていると言わざるを得ませう。この間、1年間については、当然期間もあつて、広瀬区については前向きな姿勢、山田議員からの言葉であれば、変わったと。反対が苦渋の選択で合意に至ることですけれども、逆にそういう立場に立っても、百済については、今回について初めて白紙撤回の要望が出されてきているという点については、今までの予算の執行する流れの中での合意はどうであったのかということに対して、現時点では非常に危惧せざるを得ないということがあります。

そういう点で、この専決に行われた工事の進捗に対して、直ちに賛成するという現時点で

の状況ではないというように言わざるを得ません。この1年間の流れの経過からいって、百済区への説得あるいは話し合いについては、基本合意の原点を無視した予算執行が行われていると言わざるを得ないので、現時点についてのこの専決処分については反対いたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第6号を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第6号は承認されました。

しばらく休憩いたします。午後は2時から再開します。

(P.M. 0 : 28 休憩)

(P.M. 2 : 00 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に日程11番、報告第7号、平成15年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長!

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 水道局長!

水道局長 報告第7号、平成15年度広陵町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の28ページの左のページをごらんいただきたいと思います。このたび専決で補正させていただきましたのは、消費税及び地方消費税415万2,000円です。これにつきましては、決算の結果、15年度の消費税及び地方消費税の納付額が確定したことにより予算に不足が生じたので、補正をさせていただいたものです。

その主な理由につきましては、3条予算におきましては、修繕費、委託料、動力費に、また4条予算におきましては、工事請負費に不用額が生じたことによりまして、仮払い消費税が少なくなったことによるものです。何とぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第7号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第7号は承認されました。

議 長 次に日程12番、報告第8号、平成15年度広陵町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、説明いたします。この繰越明許といいますのは、予算の経費のうちその年度内に支出を終わらないものにつきまして、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しして使用することができるものであります。

今回の繰越明許に上げさせていただきましたのは、今説明ありましたように、3つの事業でございます。それぞれの理由により15年度内に支出を終えることなく16年度に繰り越しして予算を使用するものであります。

まず、初めの議会選挙費の費用でございますが、4月4日に実施された選挙の費用でございます。そのうちの829万2,000円を16年度に繰り越しさせていただきました。

次に、新清掃施設整備事業でございますが、用地の一部買収、造成工事、発掘調査などの事業のため2億5,330万9,000円を16年度に繰り越しさせていただきました。

3つ目の交通安全施設の整備事業でございますが、百済・赤部線の事業につきまして4,744万4,000円の全額を16年度に繰り越しさせていただきました。以上でございます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員！

1番議員 繰越明許費の繰越計算書の中身です。まず、1つは町議会議員選挙についてお答えいただきたいわけですが、この町議会議員選挙、法が改正されました期日前投票が、いわゆる平成16年3月1日改正され施行されて初めて行われたこの町議会議員選挙であったわけでありまして、3月30日告示で4月4日投票。いわゆる何が聞きたいかという、やはり期日前投票に法改正になりまして、いわゆる立会人が今まで1人であったものが2人必ず要



るといような形になりまして、この6月24日から行われます参議院選挙においてもこの期日前投票が行われるわけでありまして、立会人が1人が2人にふえることによって、いろいろな自治体によっては選挙管理委員会においては、ハローワークでこの募集をかけてみたり、そして広く町民に公募してこの立会人を公募したりしてやられているわけでありまして、この広陵町の町会議員選挙において期日前投票が行われたわけでありまして、それはこういう形でいわゆる町民に対して広く公募されたこともなかった。ですから、その形、広く公募してもよかったわけでありまして、職員でこの対応をされたと伺っておるわけでありまして、そのまず人材登用の内訳、どのようになっているのか。特に8時半から普通の勤務の方は5時15分で終わるんですかね、その後時間外勤務手当等出して行われると、そういう形で大変経費もかかっているのではないかと。また、そうした広く浅く民間の人材を登用すれば、もっと安くつくのではないかと考えておるわけでありまして、そうしたことも比較されておられたのかどうか。そして、そういうことは考えられたかどうか、その点をお聞きしておきたいと思っております。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 選挙管理委員会では種々検討させていただいているわけでございますけれども、シルバー人材センターの活用それから公募による一般住民の方々の立会、そういったこともあわせて考えております。

まず、身近にある参議院議員選挙につきましては、2部交代で職員を配置していこうということで、一応選挙管理委員会の事務局長、私の名前でご各職員をお願いをいたしました、文書で。それで、1回目、前半につきましては、8時半から2時15分まで張りつけをさすと、仕事をしていただくと。そして、2時15分に交代していただきまして、8時まで第2部の職員を配置すると、こういう方向でやっていこうかと。今参議院につきましてはそのように考えております。それで、5時15分から8時につきましては、当然一般職員は時間外処理をさせていただこうと、こういうふうに考えております。

山田議員の今おっしゃった内容につきましては、前向きに検討してまいりたいと思っております。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** この詳しいことについては一般質問等でさせていただいて、どちらがいいのかきちんとさせて答えていただいたら結構かなと。1つの例は、やはり王寺の方に行けば、平日も立会人2人要る、管理者が1人、それから立会人が2人、それから事務職が1人で計4人は

必ず要るわけです。ですから、立会人もうちの場合は、事務職というのも立会人もこの職員を充てるというんじゃないかと、ほかのところへ聞けば、立会人も平時のときもすべて民間から雇うてくると。そして、1時間860円。国の方では9,600円というのが決まっているようでありましてけれども、そういう計算すると、やはりここ一般の職員を使うよりも民間から登用して、そして時間給で1時間860円ぐらいだったと思いますけれども、そうした方が安上がるのではないかとはおもっておりますけど、それも含めて検討していただければなと思っております。

それから、この期日前投票が施行されまして、いわゆる不在者投票の郵便投票による不在者投票のやり方も大分変わってきたと思っております。今までよりもこの郵便投票による不在者投票が変わるわけでありまして、その点について大きく変わったことをこの場所で広くちょっと説明を町民にしておいていただきたいなと思っております。お願いしておきます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 最初に言われた経費の問題でございますけれども、一応王寺は860円とおっしゃいましたけれども、私ども算出した数字は、1時間800円で例えばシルバー人材センターの人を活用するというのを考えた場合、16日間ございます、選挙は。選挙は16日間ございますので、それを2人で来ていただきまして、1日1人9,600円、その選挙が終わりますまで立会していただくとして30万7,200円が要ります。そして、町職員を活用させていただいた場合、当然8時30分から5時15分までは各課で仕事を詰めていただいて各課から抽出して選挙を応援していただくわけでございますが、その期間は無料と、5時15分まで。それを無料にして1日5時15分から閉鎖なる8時、8時にはきっちり終わりませんから8時15分まで時間外を買うと。そしたら3時間の時間外を設けることになると思います。それが2人を活用する、それを平日の場合でしたら11日間になると思うんです。その3時間を2人に時間外を出して採用すれば、11万2,200円が必要になると。そして、土曜日、日曜日、これも職員を張りついでいただくと。こういうことでやってまいりましたら、時間外の計算は平日1,700円、土、日1,800円という計算をさせていただいておりますが、そういう計算をやりましたら、5日間、土曜、日曜が生じてくると思います。その計算では21万6,000円になります。合計いたしましたら32万8,200円でございます。各課大変忙しい中で選挙を手伝っていただかなくてはならないわけなんですけれども、シルバーの活用、一般住民の活用と、こういう観点からすればすばらしいやり方ではないかと思っておりますけれども、今の段階では8時半から5時15分までは職員を

活用させていただければさほど歳出は変わらないと思っております。しかし、先ほど言われましたように、私どもも検討してまいりたいと思います。

先ほど山田議員がおっしゃったところがどういうふうに変わってくるのかということにつきましては、また改めて山田議員にもご説明申し上げますので……。後日また報告させていただきます。よろしく申し上げます。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** 今立会人の問題出ているわけですが、立会人の仕事、趣旨という点については、どのような認識を持って人材を充てるのかと。一番可能性あるというのは、もうシルバーしかないというように思います。その他で言えば、就職していない人を公募することになるわけですから、そういう合理性のある人選ということになってきた場合に、立会人の任務についてどのように認識された上で考えるのかということも欠かせないわけですから、その点についてどう考えておられるのか確認しておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 立会についてのお問い合わせでございますが、シルバー人材センターといたしましても、一口にシルバー人材センター、活用している年代は幅広いと思います。そこで、適正にやはりちゃんと立会していただく、不正をやってないかというようなことも立会していただく能力を持つ人しかだめであると。例えば八十幾つの方がシルバー人材センターへ来られると。それを今きょうあいているから選挙の方へ活用してくださいと。その人が適性かどうかあらかじめやはりそういうメンバーを見せていただきまして、こちらで判断して雇用してまいりたいと思います。

シルバー人材センターの方、失礼でございますが、すべてが適格者であるかどうかこちらで判断してまいりたいと、そう思います。（6番議員「それはいいけど、立会の任務。」）  
任務で選管の立ち会いと一緒にやね。

選挙を公正に執行でき得るように立ち会いしていただいているんですから、そういうことを踏まえた人が当然であると思います。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

6番議員！

**6番議員** 質疑忘れた。新清掃センター施設整備事業についての先ほどから用地費の一部それ

から発掘調査等についてあったわけですが、その金額は後ほど調べるとして、ここにある施設整備事業については、先ほどの一般会計の補正で述べたように、やはり基本的にこれから執行していくということですから、予算を立ててできるだけ早くやっていくというものについて予算化する必要があるという点では異議がないわけですが、やはり基本合意を結ぶということの中で執行していくということがあくまでも基本だということで、その点での執行については意見を述べておきたいというように思います。以上です。

議 長 反対ではないんですね。反対ではない。ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第8号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第8号は承認されました。

議 長 次に日程13番、報告第9号、平成16年度広陵町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、報告第9号、平成16年度広陵町老人保健特別会計補正予算の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

ご承知のように、老人保健特別会計につきましては、それぞれの支払基金そして国費それから県費、町が負担する仕組みということになってございます。それぞれの負担額につきましては、当初予算で概算計上をもって予算編成をさせていただいておるところでございますが、決算期いわゆる出納閉鎖日におきまして、平成15年度の決算に財源不足が生じたという状況になってまいりました。そのことから、平成16年度からその不足金を充用させていただき補正予算の専決でございます。

38ページにその内容を示しております。まず、償還金につきましては、いわゆる国庫支出金27万7,000円と県の支出金2万4,000円と、支払手数料におきまして21万円、これが返還しなければいけないという状況になってまいりました額51万1,000円。そして、前年度の繰上充用金ということで、平成15年度の不足金1,867万円。この予算をもちまして歳入予算を計上いたしております。

37ページにお戻りいただきたいんですけども、これにつきましては、その財源は支払基金から1,918万1,000円の財源をもって歳入歳出のバランスを図っておるものがございます。

以上、広陵町の老人保健特別会計予算の専決処分についての報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第9号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第9号は承認されました。

議 長 次に日程14番、議案第28号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第28号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正することについて、議案書の43ページ並びに条例に関する新旧対照表25ページをごらんいただきたいと思えます。

この条例の改正の趣旨でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行例の一部が改正されたため、本条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、政令では一律2,000円の増額でございますが、北葛城郡は申し合わせにより1.5倍の額となっておりますので、今回の改正は一律3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に日程15番、議案第29号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 説明いたします。50ページをごらんください。今回の補正は大きく分けて2つございます。1つは、土木費の道路橋梁費につきまして、国の補助金それから起債がございましたので、その分の費用として新清掃施設関連で費用に充てております。町道用地取得費それから物件移転補償費等に費用を充てております。

もう一つは、土木費の都市計画費で、下水道事業特別会計繰出金というのを9,600万円減額しております。これは何かと申しますと、下水道特別事業会計におきまして有利な資本費の平準化債というのができましたので、その分の起債を活用したものでございます。このことにつきましては、次の議案30号でも下水道特別事業会計の方で説明いたしますが、下水道の事業の起債の関係で、起債の償還期間と実際の下水道施設の減価償却費の期間のギャップを埋め合わせするために資本費平準化債という新しい起債が創設されたものであります。これで平成16年度に下水道会計で9,600万円の起債が発行されるために、この一般会計からのその分の繰出金が不用になるため、今回減額させていただくものであります。

なお、9,600万円の半分が今年度の交付税から減額されますが、その分は次年度以降で元金、利子ともに交付税で算入されることになっております。

また、今回の繰出金の減額分の2分の1につきましては、財政調整基金に繰り入れさせていただきます。

それでは、これらの歳出に対します歳入の説明をいたします。49ページをごらんください。

普通交付税で4,800万円が減額されておりますが、これは先ほど申し上げましたように、資本費平準化債の活用によりまして繰出金が9,600万円減額になったことに伴います半分につきまして交付税が減額になったものでございます。

次に、国庫支出金の町道古寺・中線整備事業補助金が2,650万円増額になっておりますのは、補助対象額5,000万円に対します補助率55%の補助金2,750万円であります。なお、残りの45%分につきましては、95%の起債充当率を掛けまして、このページの一番下の町道整備事業費2,130万円として起債を起しております。

最後に、財政調整基金繰入金として4,849万6,000円を減額しておりますが、こ

これは資本費平準化債の活用によります下水道特別会計の繰出金が減額になった分の半分から起債充当率の残りの一般財源負担分などを引きましたもので、財政調整基金の取り崩しを軽減するものであります。以上でございます。

**議 長** 次に日程16番、議案第30号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 都市整備部長！

**都市整備部長** それでは、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算の説明をいたします。

先ほどの議案の中でも説明がありましたように、ことしから平準化債の範囲が新たに広がりましたので、その決定が年度を越えてあったために今回補正をお願いするものでございます。

資本費平準化債の目的といたしまして、世代間負担の公平化を図る観点から、企業債の元金償還期間と下水処理施設の減価償却期間との差により生じます企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額を一定期間後年度に繰り延べすることを目的とした起債でございます。

説明書の52ページから56ページの間に記載しておりますが、一括して説明いたしますと、ただいま説明しましたように、起債を9,600万円という形をお願いすることになっております。したがって、町からの繰入金も同じく9,600万円減額するものでございます。どうかよろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程17番、議案第31号、北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 企画財政部長！

**企画財政部長** 説明いたします。59ページでございます。北葛城郡公平委員会の規約が、當麻町、新庄町の合併によりましてその団体名がなくなりますので、それに伴う改正でございます。

公平委員会は、先ほどの公平委員の選出のご同意のときにも説明しましたように、10団

体がありまして、北葛6町とそれ以外に消防組合など4団体があります。この中で新庄町、當麻町は抜けるわけですが、規約の中の文中に新庄、當麻という文言がございますので、西葛消防組合だけを削らせていただいたと、そういうことでございます。

なお、新旧対照表の26ページにその対象条文が載っております。よろしくお願いたします。

**議長** 次に日程18番、議案第32号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。企画財政部長！

**企画財政部長** 先ほど私が59ページと申ししたのは、次の議案でございまして、議案第31号は57ページの方でございます。団体の変更ということで、57ページの部分だけが議案第31号の議案でございますので、この分は新庄町、當麻町の合併に伴いまして両町と西葛消防組合が公平委員会の共同設置する団体でなくなりますので、その分の議決をいただくということの方でございます。失礼いたしました。

**議長** 次に日程19番、議案第33号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。健康福祉部長！

**健康福祉部長** それでは、議案第33号につきましてご説明を申し上げます。ページは60ページでございます。

介護保険制度の施行により、3町の審査会を運営しているところでございます。今般構成町の新庄町、當麻町の合併によりまして、一たん当審査会を廃止するものでございます。なお、9月議会におきまして新市の葛城市、広陵町で再設置の手続を行いたいと存じますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

**議長** 次に日程20番、議案第34号、葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。



**議 長** 本案について説明願います。企画財政部長！

**企画財政部長** 説明いたします。葛城行政事務組合におきまして新庄町、當麻町が合併により廃されますので、16年10月1日で葛城市が設置されますので、當麻町、新庄町がその葛城行政事務組合の組合市町でなくなるということの議決でございます。よろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程21番、議案第35号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。企画財政部長！

**企画財政部長** 63ページでございます。新庄町、當麻町が合併されますので、その分の規約の改正でございます。

まず、新庄町、當麻町を葛城市に改めるという条文が第2条でございます。組合を組織する市町の数が増減しますので、組合議員の数が現在の12人から10人に改められます。

第14条では、組合市町の数が減りますので、組合基本財産に対する組合市町の権利が15条のとおり改められます。以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

**議 長** 次に日程22番、議案第36号、奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。住民生活部長！

**住民生活部長** 奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する3市3町の構成町から新庄町、當麻町が9月30日付をもって廃されることから、その市町でなくなることのご承認を賜りたくよろしく願いを申し上げます。

**議 長** 次に日程23番、議案第37号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。住民生活部長！

**住民生活部長** 議案の66ページ並びに新旧対照表の29ページをごらんいただきたいと思い

ます。

平成16年10月1日に新庄町、當麻町が合併することに伴い、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部に変更が生じることにより今回改正をお願いするものでございます。

まず、第2条中につきましては、組合を組織する地方公共団体に新たに設置されます葛城市を加え、合併する新庄町と當麻町を削るものでございます。

続きまして、第5条中ですが、組合議会の組織につきましては、組合議会の議員定数を市長及び議長各1名が減ることから、新たに葛城市の議会の副議長及び議員の中から選出されます議員2名が加えられます。結果、1名の増ということになりまして、現在の27名から28名に改めるものでございます。

それから、第12条の分担金の区分についてでございますが、別表67ページの左の方に掲げております負担割合のとおり改正をさせていただくものでございます。内容的には、新庄町のパーセント、そして當麻町の負担割合のパーセントの合計、葛城市新たに13.16%を負担割合として、その負担割合をもって負担金が定められるものでございます。従前と改正後の負担割合は、若干の端数修正等があるものの、その額については大きな差異はございません。よって規約の一部改正する規約の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議をお願い申し上げます。

**議長** 次に日程24番、議案第38号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。水道局長！

**水道局長** 議案第38号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてご説明申し上げます。

この件につきましては、先ほど来説明ありますように、當麻町と新庄町が合併により9月30日をもって廃されますので、当組合の組織市町村でなくなることにつきまして議会の議決を求めるものです。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**議長** 次に日程25番、議案第39号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

議 長 本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 議案第39号、奈良広域水質検査センター組合格約の変更についてご説明申し上げます。

議案書の69ページでございます。この件につきましては、當麻町と新庄町が合併し、新たに葛城市になることに伴う組合格約の変更であります。當麻町、新庄町を削り、新たに誕生いたします葛城市を加えるものです。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたします。

お諮りします。

議案熟読のため、6月4日から8日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって6月4日から8日までの5日間を休会といたします。

なお、本日用いなかった議案に対する質疑につきましては、9日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2 : 26 散会)

平成16年6月9日広陵町議会

第2回定例会会議録（2日目）

平成16年6月9日広陵町議会第2回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:00開会)

本日の会議日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件  |
|------|--|
| 1    | 議案第28号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて |
| 2    | 議案第29号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第1号)                    |
| 3    | 議案第30号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)               |
| 4    | 議案第31号 北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更について                 |
| 5    | 議案第32号 北葛城郡公平委員会規約の変更について                        |
| 6    | 議案第33号 新庄町・当麻町・広陵町介護認定審査会の廃止について                 |
| 7    | 議案第34号 葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更について                  |
| 8    | 議案第35号 葛城広域行政事務組合規約の変更について                       |
| 9    | 議案第36号 奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更について               |
| 10   | 議案第37号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について                    |
| 11   | 議案第38号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について             |
| 12   | 議案第39号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について                   |
| 13   | 請願第2号 エヌシーバス迂回路線増設に関する請願書                        |
| 14   | 一 般 質 問  |

議 長 まず、日程1番、議案第28号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 9番議員!

9番議員 退職報償金の支給に関する条例ということで、この中の数値を見ますと、5年未満と5年以上が非常に金額の大きく差が開いているところでございます。現実問題として、やはり5年未満でやめる方が多いのか少ないのか、その辺数値を把握しているならばちょっとお

聞かせたいと思います。5年未満と5年以上からが急に何十万円と、こういうふうになるんですが、現実的な勤続年数という、退職される方の勤続年数わかっていたら教えていただきたい。お願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 5年未満で退職された者でございますが、平成15年度の退職者を説明させていただきます。5年未満で退職したのは2人でございます。そして、10年未満は2人、そして10年きつちりが1人、15年度で合計5名の退職者が出ております。

**議 長** 質疑はほかにありませんか。 12番議員！

**12番議員** まず1つは、待遇を改善していくという部分については大いに、本当に大変なご苦勞をいただいているんですから、待遇を改善していくというこのような改正については理解をするところなんですけれども、ただ職員さん等の給与が下がっていく中で、団員さんの方が年々上がっていくと。とりわけ北葛4町で他に比べまして1.5倍ということで申し合わせをしていて、このような大幅なアップになっているわけなんですけれども、その点の職員さんとの整合性といいますか、その考え方についてお聞きをしておきたいと思います。これは吉岡議長も前、去年総務委員会するときにもちょっと言及なさっていたことだと思いますので、一応その考え方についてお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それから、国の基準というか、水準との乖離はどの程度になっているのか、それは水準ないんですか、国の方の基準といいますか、水準、その1.5倍というのはどういう部分に基づいて1.5倍なのか。説明の中で、申し合わせにより1.5倍の増額ということで説明いただきましたでしょう。その基準となる、言うたら体系があると思うんですけれども、その1.5倍で毎回上げていくということになれば、その基準からの乖離、差がどんどん大きくなっていくということなので、その辺のどの程度の言うたら幅ができていいのか、その辺についてもお聞きをしておきたいなというふうに思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 6月3日の初日にも申し上げました。その前日でしたか、2件の火災が起きました。消防団は24時間激務に耐えられるように頑張ってくれております。日ごろの活躍を思うときに、この基準改正は当然であろうと思うところでございます。

そして、2つ目の基準でございますけれども、勤続年数が短い場合、階級が低いほど手厚い改正に当然なっていると。団長さんや副団長さんになりましたら、一律3,000円ということになりましたら率が当然低いわけでございますが、3日には申し上げませんでした。

参考までに、3年以上5年未満につきましては、政令で退職金のそういう内容はございません。北葛独自で5万5,000円の手当を見ているわけでございまして、これは政令に関係ございませんので、3年から5年につきましては据え置きにされておられるというのが実態でございます。今回の改正の率でございますが、0.2%から1.4%の引き上げ率でございます。先ほど申しましたように、階級が低いほど申し上げました1.4%になると、階級が高いほど0.2%になると、こういう基準でございます。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** お聞きしたかったのはそういうことではなくて、政令ですか、今説明の中では、政令と同じ同額なのかどうかということですね。この改正が政令と、3年以上5年未満は政令にないということなんですけども、それ以外の部分は全部政令と同じ金額になっているのかどうかということを確認したかったんですね。それと、もう一つ考え方で、激務で本当にいろいろなこういう手だてしていくことについては大いに充実していかなきやいけないと思うんですが、職員さんの方も一方では暮らしも大変な中でいろいろな仕事も熱心に取り組んでいただいている中で、また給与の引き下げなどが連続して行われているような状態の中で、その部分の整合性、やはり職員さんの方も当然引き上げていくのが当たり前だとは思っているんですけども、そういう職員さんとこの消防の団員さんとの整合性についてどのように考えておられるのかということをお聞きしたかったんです。再度お願いいたします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 職員につきましては、給与体系は人事院勧告で定められておりまして、私たちはそれに従ってお給料をいただいているというところでございます。北葛6町の葛城支部、奈良県消防協会葛城支部では当然、先ほど申し上げましたように、消防団の激務を思うときに、1.5倍を当然出すのが当たり前であると、こういうふうなことで申し合わせがあるわけでございます。そして、これ一律政令で2,000円の上げをやっているのかということでございますが、一律2,000円の政令に従って上げさせていただいていると、それに1.5倍を乗じまして一律3,000円の北葛では同額の改正と、こういうふうに理解していただきたいと思えます。（12番議員「政令との差額はあるのか、ないのか。」）ない。

**議 長** ほかに質疑ありませか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程2番、議案第29号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 12番議員!

**12番議員** 50ページの方の歳出の方で見ているんですけども、工事請負費の古寺中線道路整備工事の減額の補正なんですけれども、どういう部分で減額になったのかということの説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、公有財産の購入費の町道の用地取得費の増額、これについてもどういう部分で増額になったのかという点。また、補償の方も同じく4,500万円の増額ですけども、具体的にわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

**議 長** 環境整備部長!

**環境整備部長** お答えを申し上げます。これは新清掃施設の関連事業でございます古寺中線の事業、国の交付金事業でございます、当初予算では総額1億円の事業費を国の方からご承認をいただいております。内示をいただきましたのが1億5,000万円、5,000万円プラスして内示をちょうだいいたしましたので、今回補正をさせていただくものでございます。工事費の減額理由でございますが、これは工事を既に発注しているわけではございませんで、概算で当初計上をいたしております。公有財産の増額につきましては、予定しております路線分の都市開発公社等からの買い戻しも含めまして、当初組んでおりました額に加えて必要分今回計上をさせていただきまして、農免道路からちょうど中間ぐらいにございませぬお地蔵さんのところまでの路線分、これですべて買い戻しが可能という枠をちょうだいしたわけでございますので、今回1,230万6,000円を追加をお願いするものでございます。

補償費につきましても、物件の移転がございませぬので、まだ鑑定はいたしてございませぬが、概算で計上をさせていただきまして、事業はまだ具体的にいたしてございませぬが、この1億5,000万円を総額をもって進めてまいりたいと思います。県の方とご相談を申し上げますと、さらに追加の枠が事情によってはいただけそうなこともございませぬので、今後工事費等につきましては、今回減額はさせていただいておりますが、追加が出てくればまた補正をお願いしなければならないと思いますので、その節はよろしく願いをいたした



いと思います。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 中線の道路整備工事についての減額の具体的な理由がもう一つよく理解できなかったんですけども、予算の組み立て方だけということだろうというふうに思うんですけども、その予算の組み立て方がどういう部分で変えたのかということをお聞きしたいんです。それから、町道の用地取得費は何平米分が上乗せでこの補正組んだのか。

それから、移転補償なんですけれども、まだ鑑定してないということなんですけど、大体目安なのかもしれませんけれども、ほぼあの金額を出しておられるというようなことも耳に挟んでいるわけなんですけれども、今後の鑑定結果を出すまでのどのような手続をとっていくのか、だれが鑑定をしてどのようにいつの時期にしていくのか、その点についても詳しく報告をお願いしたいと思います。

**議 長** 環境整備部長！

**環境整備部長** まず、鑑定のことでございますが、全く作業をいたしておりませんので、町が進めてまいりました事業の例から推測をして枠取りをさせていただいているというものでございます。工事費につきましては、今回予算の割り振りの関係で、用地取得、それから補償の方に優先をして予算配分をさせていただいて事業を進めたいということで、今回工事費は減額はさせていただいておりますが、土地の取得と補償を優先して工事をその次にということで予算の配分を変えさせていただきましたので、予算上減額というのは奇異に映るかと思いますが、予算の割り振りということでご理解いただきたいと思います。

面積等につきましては、また委員会で詳しくご報告したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。（12番議員「手続は、鑑定の手続は。」）はい、鑑定の手続は専門の鑑定業者に鑑定を委託する予定でございます。まだ決まっておりますが、早々にやらなければならないと思っております。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** 1点だけお聞きしときたいと思うんです。今度の予算で地方交付税が減額になり、この部分というのは資本平準化、いわゆる下水道の部分の9,600万円の限度額をつくった部分、その半分が減額になるということなんですけれども、地方交付税の今年度の政府の減額の中身について、資料請求もしていると思いますけれども、どのような中身になっているのかお伺いしておきたいと思うんです。広陵町で実態としてどれだけの減額になったか。これはいわゆる財政対策債、起債の部分も含めてトータルとしてどうなのかということをお

聞きしたいと思います。

それと、この4, 800万円というのは、地方交付税の場合その部分が丸々算入されているということになっているわけなんですけれども、これはいわゆる起債をした部分の返済時期等ともかかわってくるわけなんですけれども、当初から交付税算入にされるということになっているのか、過去の起債の部分を今回は借りかえるということになるわけなんですけれども、そういう点での計算の方法というのもわかれば教えておいていただきたいというように思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 2点あったと思いますが、まず1点目でございます。交付税の減額の広陵町の場合の内容でございますが、交付税につきましては、去年の予算と比べまして700万円交付税で落ちただけでございますが、臨時財政対策債の方で2億2,000万円ほど下がりましたので、その分の落ちが大分あったということでございます。

それから、交付税の算入につきましては、これまでの平準化債の以前の分につきましては、それも交付税算入ありますが、今度はその平準化債の償還する分につきましては、17年度以降に交付税を算入するというものでございまして、その算入する分の対象額はそれぞれ別でございますので、よろしく願いいたします。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程3番、議案第30号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 6番議員！

**6番議員** 資本費平準化、先ほどの新たな起債なわけですけれども、これは結局は今までの下水道に関する起債全体を改めて計算し直したということなのか。というのは、いわゆる償還期限と実際の償却期限との差を埋めるものということなわけですけれども、そういう点でまず第1点にお聞きしたいのは、下水道のいわゆる返済期間が30年、実際の償却される部

分は35年、40年というようなことで説明あったと思うんですけども、これはどこから出てきている数字なのか。40年ぐらいで償却するということになれば、その後の下水道のいわゆる工事、下水道のいわゆるやりかえというか、耐用年数から見た場合の期間が余にも短いというように思うんですけども、それはどのような数字あるいは考えから出てきたのか教えておいていただきたいというふうに思うんです。

それと、実際には地方交付税に算入されるのは4,800万円は17年度以降だという点ではわかるんですけども、今年度の4,800万円というのは地方交付税算入されていた部分というのは、下水道の場合もっと起債は大きいはずなんで、資本標準化の該当する部分というのは9,600万円というのはどこで限定された部分なのか、それもあわせてお聞きしておきたいと思うんです。だから、結局はこの平準化に対象とされる下水道の起債というのはいつからいつまでの部分、いつからの分なのか、あるいはどんな種類の分なのかということをおわせて説明を願いたいというふうに思います。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** この対象となる起債でございますが、先日の議会で申し上げましたように、実際の償還期間は今まで30年だったわけでございますが、その実際の下水道の設備が償却耐用年数というのは44年です。そのギャップを埋めるための平準化債でございます。今回の実際の今平準化債となっている広陵町の場合の対象となる工事は3種類ありまして、公共下水道の分、それから特定環境保全下水道の分、流域下水道の分3種類ありまして、公共下水道につきましては昭和53年から平成10年までの分、それから特定環境保全下水道につきましては昭和54年から平成10年まで、流域下水道につきましては昭和49年から平成10年までとなっております。以上でございます。

**議 長 6番議員！**

**6番議員** 今、この44年の耐用年数という数字はどこから出ているのか、実態は耐用年数というのはもっと長いというように思うんですけども、償還期間はこれは30年ちゅうのはそれで政府が決めてることなんでそれはそれでいいんですけども、44年という耐用年数は非常に実態に合わせたということであれば短いというように思うんですけども、44年、45年過ぎればいわゆる改修していく作業に入るということの意味なのかどうか、その点もあわせてお聞きしておかないと、今後の広陵町の財政の見通しの問題としてこの部分が非常に重要にかかわってきますので、はっきりしておいていただきたいと思えます。

**議 長 企画財政部長！**

**企画財政部長** 耐用年数といいますのは、それを過ぎたら全く使い物にならないという意味でなしに、いわゆる税法で決められております耐用年数ということでございます。

**議 長** 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程4番、議案第31号、北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

**12番議員** 公平委員会の共同設置、葛城市に変わるということでの手続なんですが、広陵町に関係する部分で今後合併まで、あるいは合併後に向けてどのような手続とか関連の事象が出てくるのか、それについてまず1つお聞きをしておきたいと思います。そのほかにもたくさん広域組合的な組合がいろんな組合あるんですけども、それらの手続、今後全般的にされていくだろうと思うんですけども、その点についてスケジュールといいますか、そういう点を確認をしておきたいんです、1つは。

それから、この公平委員会でも広域組合等組合関係含めて、費用の案分が出ているわけなんですけれども、その費用の案分について、この公平委員会では出ていないんですけども、この公平委員会での費用案分は9月議会でされるのかと、そういうことも含めて今後の手続の流れについてお聞きをしておきたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 公平委員会の委員さんの選任につきましては先日ご同意をいただきましたが、この選任につきましては、実際の郡町村会の事務局を置いている町長が選任するという事になってます。広陵町の方でそれを選任の同意を得たということ連絡しまして、実際の選任はその事務局、河合町ですので、河合町長からその委員さんに選任書が渡される予定になっております。

それから、この事務費の負担でございますが、これにつきましては委員会でお答えいたします。

議 長 12番議員！

12番議員 この31号議案以降、合併、當麻町と新庄町の合併にかかわる規約改正とかいろいろなってくるわけなんですけれども、そういう全体の手続の流れ、葛城市に変換するといふところで、今このように条例の変更の手続を広陵町でもしていかなければいけないんですけれども、そういう広陵町にかかわる部分で今後どのような手順というか、どういう範囲でどのような手順で必要になってくるのかというところを全体としてお聞きしたかったんです。次のところは公平委員会の新しい規約の改正になってくるわけなんですけれども、全体の、合併していくに当たっての、合併するのは広陵町じゃありませんけれども、こういう組合関連幾つかありますでしょう、かなりたくさん。それについてすべて見直しをかけていかなきゃいけないと思うんですけれども、それと費用の案分も含めて見直しをかけていくことになるだろうと思うんですけれども、そういう手続の流れをね、これ全部じゃないですから、6月議会に出てるのは。当然9月議会にも出てくるというふうに思うんですけれども、その辺のどういう部分でどういう手続が広陵町として必要なのかというところの流れをお聞きしたかったんです。わかりますか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 この一部事務組合等につきましては、広陵町だけの問題じゃなしに、全体のその参加している自治体全部のことですので、広陵町だけ特にといいことは無いと思います。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第32号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第33号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第34号、葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第35号、葛城広域行政事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 この規約の中で、費用の案分についても変更があるわけなんですけれども、市割が60%、町割40%が今度は具体的な金額に置きかえてありますけれども、新しくできる葛城市が従前の、今現在もそうですけれども、當麻町と新庄町を単純にプラスして2億4,000万円という金額にしてあると思うんですけれども、全体で見ますと、とりわけ人口比などを含めて見ますと、大変バランスを欠くと思うんですけれども、これのなぜ葛城市が2億4,000万円になったのか、また新庄町、當麻町の両町の合意はどうなっているのか。

それから、これはいつまで、これずっとこうなんです。期限がこれわからないんです。今後ずっと、改正ですから、ずっとこれを続けていくとなると、本当に費用の負担については葛城市が大変重いという状態が続いていくということになりますので、この点についてお聞きしておきたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** これは負担金ではなしに、当初組合を設立するときに出資金等を出していただいたわけですが、その分を今度もしその組合を解散したときにどれだけ取り分があるかということで、これまでは市が60%、町が40%ということだったんですが、今まで町が1億2,000万円ずつ出してたわけですが、その新庄、當麻の分が2つ一緒になりましたので2億4,000万円と、そういう意味でございます。（12番議員「わかりました、了解しました。」）

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 9番議員！

**9番議員** ちょっと町長、ここでもだんだん流れが出てきてんです。いよいよ町は広陵町だけになってしまったと。行政事務組合つくってんですが、残りは全部市になってきたと。こうなると、この会議の席もだんだん町だと末席になると思うんですよ。町長も出ていったらなかなかしんどくなる。この辺からも一つ単独だけ広陵町が果たしていつまでこんな残ってて行政事務組合をして、ほんで負担金はまあまあ結構重たい負担金というのをしながら、相対的にだんだん迫力なくなってくる、順位が下がってくるということになってくるおそれもあると思います。町長のこの考えなんです、この辺からもやはり本町は合併なり、そういうようなことを考えていかなあかんじゃないか、ほかの仕事のやりにくさがこの辺からも出てくるのではないか、このように私考えてる場所で、ちょっとこの63ページを見ただけでも、最後の町になってしまったと、こういうことを今感じておりますが、町長この辺どうなんです、これずっと続いたら永遠的にこの町が1個だけで、残り全部が市という形になりますが、合併を見据えた考えということになれば、この辺の将来像どう描いていって、相対的に位置が下がらないように、あるいは発言力がそがれないように、低下しないように、この辺もひとつ考えがあるならば、組合の中でのそのような地位の保全、発言力の低下のないようなことを考えがあればちょっと町長の考えをお聞かせ願いたいということです。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまのご質問でございますが、葛城広域行政事務組合の構成市町村でございます。従前は3市3町でございましたが、今度は4市1町になるわけでございますが、いずれ

も構成市町村は広域に事務処理をする、そういうことのメリットを十分協議をしながらこの組合を発展をさせているところでございます。寄りますと、首長といいますか、市長、町長がこうしてトップ会談をするときがございます。また、企画担当の部長、合併担当の部課長も寄り集まるときがございます。常に広域で事務処理をするという大前提のもとで、合併も視野に入れて検討をしているところでございます。これだけ多くの町のそれぞれの首長が要るのかどうか、助役、収入役、教育長という分野も合併したらなくなるのではないかと、こんなことを地域住民の皆さんに訴えることによって合併が前に進むのではないかとというようなそんな話し合いも続けているところでございます。今構成市の中で広陵町だけが町でございますが、何ら引けをとらず大いに頑張って、同じような自治体を預かる者として組合の飛躍発展のために、また地域住民のためにも頑張りをを見せていきたいと思っております。合併をどちらかという坂口議員は推進をしてはどうかというようなお考えのようでございますが、そんなことも視野に入れて、期限内合併は難しくなりましたが、期限後におきましても、これからも合併については推進を図っていく所存でございます。

**議 長** ほかに。 6 番議員！

**6 番議員** 今の合併の問題の話が出ているわけなんですけれども、広域行政事務組合について、財政的な問題も含めて今まで葛城の管内での公園やあるいは広域の地域計画の策定などに取り組んできているわけなんですけれども、その点について各独自の市町のあり方とともに、広域で処理しているという点での内容というのはどういうものがあるのか。この葛城広域一部事務組合の存続価値について、現時点においてもどのように考えられるのか、お聞きしたいというように思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** この組合ができてかなり以前になると思っておりますが、その間にいろんな、例えば窓口の広域事務的な研究も行いましたし、地区内の子供さんを募集しまして洋上大学というのも行いましたし、そういう地域的にまとまって何かをするということがこの意義があるということで、現在は観光PR活動ということで、管内のいろんな写真を募集しまして、それをカレンダー等にするという計画を現在立てております。以上でございます。

**議 長** 6 番議員！

**6 番議員** 合併になれば一つの自治体ということになるわけなんです、消防もいわゆる広域で処理する、あるいは必要な部分については広域で処理していけるということが具体的にあれば、各独自の市町の独自性を発揮した中での広域的な事務処理というのは可能であり、現



時点においてもこの事務組合はそういう意味で存続が必要だという認識に立っているのか、それともこの事務組合というのは現時点ではもう古くなってきたというような考えに立つのか、その点によっては合併の問題というのは大きな考え方の相違が生まれてくると思うんですが、広陵町においてはどのような考えを持ってこの葛城一部事務組合というのを見ているのか、そういう点についてお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 葛城広域行政事務組合については、今企画財政部長がお答えをしましたが、当番の私どもも町になってございまして、現在進めておりますのは広域道路でございまして、香芝インターチェンジがございまして、すべての道路はあの香芝に集まっているわけですが、あのインターチェンジといいますか、すべてすんなりと進入できないような状況でございまして、これに対しては国道事務所並びに建設省に対しても、今国土交通省でございまして、こうした省庁に対しての陳情活動をこの組合がやっておるのでございまして、これをただ単に一つの町だけでは解決のできない、広域市町村として陳情行政をやっておるところでございまして、また、休日診療所等の関係もございまして、1町だけで夜間病院を運営することはできない。こういうことから、高田市でお願いをしているところでございまして、今部長が申し上げました子供の健全育成もございまして、また、観光もございまして、スポーツもあるわけでもございまして、また将来計画につきましても、広域的にお互いに施設利用をし合って、それぞれの町がそれぞれの文化会館建てる、公園をする、むだな費用でございまして、もう地域環境は同じという観点から施設を一つにまとめる、多くつくらない、そんなことらの協議もあわせてやっているとございまして、私はもう無用の組合であるということではないと思います。もっと連携のある道路整備が、また河川整備も必要かと思って、この組合のさらなる発展を願う一人でございまして。

議 長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程9番、議案第36号、奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更

についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 質問がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程10番、議案第37号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 14番議員！

**14番議員** ちょっとお伺いいたします。先ほどちょっと坂口議員も前の議案で触れられましたが、私議長をさせていただいたときにも、この葛城清掃組合で大変いろんな経験をさせてもらった、特に合同の施設をつくるという真っ最中でしたので、大変な経験をさせていただいた。その中で、私の感想といたしまして、確かに本当に平等かなというようないわゆる感じをしたわけですね。と申しますのは、市になれば出してくる議員さんが多くて、それから町は全く2名という形で非常に差があって、大変なほとんど馬力は向こうの方が強いですから、そのようなことを含めまして大変非常に実感はしましたわけですので、そこでここへいわゆる葛城市が市になり、残ったのは広陵、上牧、河合ですか、ということで、そのことも含めまして、実際現実の力関係、いわゆるそういうものがあるわけですね。その辺で本当の意味での町と市での差別というのか、その辺をそういう事務組合においては非常に実感した私でございますので、先ほど坂口君もおっしゃいましたが、触れられましたが、その辺の力関係についてきちとした形で、もちろんほかの町もありますが、どのように町長も感じておられますのか、それともそれとともにまた今後、市町のメリット、デメリットがこういうとこに出てくるということになるようなことになれば、そのことも踏まえて将来的な展望というのか、認識というのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまの青木議員のご質問でございますが、葛城地区の清掃事務組合につきましては、大きな事業を行ったところでございます。200億円もする事業でございます、その構成自治体では慎重審議を常におやりをいただいて、なかなか厳しいご意見も出ておった

のでございます。ただ、その中で御所市さんがこの施設をお受けをいただいたという、そういう地元の意見が非常に根強いものがございまして、他の構成自治体においてはお願いをしたという手前もございまして、平等なご意見の場ではないときも中にはあったのではないかと思います。これからは運営をするという立場で、また施設の中で一部経営をするという立場で、議員の平等な発言の場であるように期待をしているところでございまして、私どもも、また私どもから選出をいただいています議会議員にお選びをなさった議員さんにもそのようにご発言、ご審議の機会を平等な、今おっしゃるように、堂々と町から言えるような、そんな組織体であってほしいなと念願をするものでございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 今の青木議員も大分努力いただいたようなという発言があったわけですが、やっぱりこの点については、自治体の規模に関係なく、やっぱり一自治体は一つの人格、対等平等な人格があるわけですから、こういう点から合併推進ということではなく、やはり先ほど言いましたような市に昇格してではなく、それぞれの自治体が対等平等にということは、この議員の選出の人数どうなりましたかね、事務局とか、差がありましたね。だから、そういう人数配分もやっぱり対等にしていくように改善を進めていただいて、そういう解決を図っていただくということが大切だと思いますので、その点をぜひお願いしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどの別表のところ、第12条第1号から第4号に関する経費の部分については、これはパーセントに置きかえただけ、従前の案分をパーセントに置きかえただけなのかどうか。広陵町の負担がふえたということではないと思うんですが、その点を確認をしておきたいと思うんです。

**議 長** 住民生活部長！

**住民生活部長** 分担金の算出方法の今回の改正についてでございますが、従来の新庄町が7.59%でございまして、當麻町が5.57%でございまして、本町が8.29%でございまして、今回の改正によりまして、新庄町と當麻町の率を合わせまして13.16%で葛城市の負担割合が決まります。端数の修正で本町の分担金は2万300円の減額になります。新庄町、當麻町を合わせました葛城市の分担金は1,100円の減額になるわけでございます。いずれも端数修正による額というもので生じたものでございます。何分にも負担額が3億4,000万円でございますので、0.01%の差がそうした端数ということであらわれてきたものでございます。よろしくご理解をお願いします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。 6 番議員！

6 番議員 今ちょっと聞き漏らしたんですけども、多分、要は、もう一度確認しますけども、負担の区分の変更をしているところで別表にあらわれている内容の1から4については、最後広陵町の微調整で2万3,000円の減額というのは、従来と同じ金額に近づけるという意味で、変わってないという意味ですね、結局は。それと、12条の5のところですけども、これについて10分の1と10分の9ちゅうのは従来の9市町というところで割って、ちょっと結論は変わってないと思うんですけども、説明をちょっとしていただけますか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 4号までの分につきまして現在申し上げたとおりでございますけれども、組合運営維持費に関する経費につきましては、均等割は100分の10、処理量割が100分の90ということになってますので、均等割といいますのは、従来は新庄町、當麻町がおられましたんで9団体ですかね、9団体、それが葛城市になりますと8団体ということになりますので、16年度につきましては、葛城市は新庄町と當麻町の均等割分を合わせて持つということで附則にうたっておるかというふうに思っております。来年度からは均等割は8市町村で持つということになりますので、9市町村で持ってた分が8市町村で均等割を持たなければいけないということで、その分の均等割の各町、各市の負担割合は増額するということになるという状況になってまいります。

議 長 町長！ちょっと6番議員静かに。

町 長 ご説明申し上げますが、年度途中の合併でございますので、合併をすることによって新庄、當麻は本来は安くなるんです、すべての分野におきましては。広陵町と同じ似たような人口でもございますのに、しかし今年度に限ってはほとんどの団体はそのままいてくれと、そのまま負担してほしいというのが残り組の要望でございまして、新庄、當麻は今年度分に限っては従前の負担割合で払う。新しい年度を迎えますと、それぞれの組合や組織体が検討をいただいて、やはり合併する効果というのが新庄、當麻は求めてくるわけでございますので、減額になります。均等割そのものがもう減るんですから、1つ減るんですから、均等割は減額になりますので、その分は他の市町村にしわ寄せになる、もしくは減額した予算で編成をするか、そういうことを新年度では新しい組織体が考えなければいけないということになってございます。今回のこの場合では、1号から4号に関することについては、従前の率を足してあるのが葛城市13.16%でございまして、所要の均等割、処理割については10分の1、10分の9というようになってあるわけですので、ほとんどの今年度の見込

みはそういう状況で推移をしているということをご理解をいただきたいと思います。

**議長** 6番議員！

**6番議員** これに伴っていわゆる温泉何とかの湯ですね。（「かもきみの湯。」）かもきみの湯については今回ここに出ていないんですけれども、あの運営負担というのはこれと同一なのか、それとも別なのか、別とすればまた新たなこれと同様な考え方が出てくるのか。あれはどのような形で今後運営されるのか。

それと、昨年度は非常に利益が上がったということを知っているわけなんですけど、今後の見通しも含めて、その運営にかかわる広陵町の姿勢というのはどのような形で構えておられるのか、その内容についてお聞きしたいんです。

**議長** 住民生活部長！

**住民生活部長** かもきみの湯の運営につきましても、同じく負担金に入っておるわけでございます。当然投資額が、先ほど町長が申しましたように、200億円の投資ということで、アクアホール、いわゆるかもきみの湯についてもその投資額について負担割合が定まっておりますのでございます。今後のかもきみの湯の運営につきましては、やはり当然その地域の方々のいわゆる憩いの場というふうなことで利用をいただくわけでございますけれども、本町としても、開業以来、本町からたくさんの方がこのかもきみの湯においでをいただいております。こういったことにつきましても、存続してそのPRに努めていきたいというふうにも思っているものでございます。開業以来42万人の多くの利用をいただき、そしてかもきみの湯の運営経費につきましても、あくまでもかもきみの湯の収入でもってそうした管理運営費を賄っていただいておりますが、施設につきましてはやはり負担というものは、それぞれの団体において負担をしていくという状況になっているものでございます。ご理解いただきたいというふうに思います。（6番議員「いや、かもきみの湯が今黒字やからここに出ていないのか、それとも赤字の場合はもちろん運営……。」）

**議長** 3回目やで、3回目やで。

ほかに質疑。 14番議員！

**14番議員** この新処理、いわゆる葛城の清掃センターね、この事業はもう完全に附帯工事からすべて含めて全部を完了したわけですか、ちょっとそれ確認したいなと思います。もう完全にあの何とか、取り込み道路とか出てましたけど、道のこととか含めて関連工事はもう完了したんか、まだ残っているのか、また県に対していろいろまた言ってんのか、それちょっと確認したいと思います。

議 長 町長！

町 長 工事がこれで竣工したかどうかのお尋ねでございますが、アクアホールといわゆる処理場と附帯の温泉施設、これは完成を見ております。ただ、周辺環境整備、特に中央部を通っております河川、それから県道と国道のバイパス、これについては県の施行でお願いしようということで陳情の成果があったわけございまして、この工事、用地買収、こうしたことについては現在進められているところございまして、周辺環境にすべて整うのにはまだ数年かかる見込みでございます。

議 長 質疑ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 1 番、議案第 3 8 号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 2 番、議案第 3 9 号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

**議長** 次に日程13番、請願第2号、エヌシーバス迂回路線増設に関する請願書を議題とします。

請願文書表はお手元に配付したとおりです。

本案を広陵町議会会議規則第85条に基づき産業建設委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:02 休憩)

(P.M. 1:01 再開)

**議長** それでは、休憩を解き再開します。

次に日程14番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言していただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降、複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

**9番議員** 今回の初当選後初めての本議会におきまして、まともや1番の質問させていただけたことに非常に御礼を申し上げたいと思います。本来ならば乾議員が1番ということでございましたが、快く1番の席を譲っていただいたことに、ここに改めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは、1番でございます。本町の一番大事なところ、一番大きな問題点、現状このような問題になってる、このようなところから私は身近なところから取り上げてみたいと思います。

1番、町内公園地区の安全の総点検をと、こういうことを1番に持ってまいりました。なぜこれを1番の質問に持ってきたか、ここが大きなポイントでございます。過日、この間から非常に不審者が出る、あるいはいたずら、あるいは子供たちに対していろんな変質者が出る、このような事件が、最初は真美ヶ丘ニュータウンであったんですが、昨今、大字地区、え、こんなところにもと、このような状態になってきたところでございます。夏になる、暑くな

るにつれてこの手の問題は非常に多く出てくるものでございます。また、最近はこれも地域、以前はニュータウン、昼間の人口の少ないところには非常に多かったんで、最近はそのような関係なく、この広陵町内全域にわたってそのようなおそれがある、あるいは出てきても何らおかしくない、このような時代の流れになってきたとここで、非常に私は心を痛めているものでございます。

そこで、非常に多くのお母さん方からこのような意見をちょうだいしております。それは何か。だんだんと夏が近づいてきた。なかなか夏が近づいて、いいことなんですが、どうしても子供は屋外での活動、屋外で遊びます。そのときに非常に心配点、多くは公園で遊んだり、広場で遊んだりするんですが、多くの事故防止対策、このようなことについてひとつ取り上げてほしい。これはどのようなことかといいますと、まあまあ私の住む真美ヶ丘ニュータウン、非常に公園が多いということで、公園の多いニュータウンと、こういうふうなことで売り出してる所でございます。しかし、この公園地区に対しても昨今いろんな不祥事あるいは事件、あるいはいたずら未遂、このようなことが起きて、お母さん方は非常に心配だと、毎日子供の帰宅時間に合わせていろいろと見守り安全対策、いろんな各種団体もしております。その中でこの地区、特に公園地区の改めて見てみますと、非常にこのような心配なところが目につくところでございます。北1丁目には公園の中、真美ヶ丘の中にはちょっと池、北1丁目のやぎさん公園は大池というほどじゃない、水たまりと、このような程度なんですが、ここが古くはちょっとフェンス穴あいてんですわ。この中で子供が遊んで、一体何をしてんやと、このように聞きますと、カメをとってると、このようなことなんですね。カメをとってる間はいいいんです。自分がカメにとられて転落しちゃうと、このようなことも心配。しかし、夏が近づくとだれもが水遊びしたい。これはなかなかこのような方向は、子供はなかなかそういう遊びしたいものでございます。なかなかの破れたフェンスもほうったままで、なかなか言うても直してくれない。議員さん何とかしてくださいよ。このような声が私とこへ寄せられたところでございます。私はわかりましたと、やはり私は安全第一対策でございます。このようなことを言いまして、一度こういう夏が近づくにつれ、この広陵町内の公園の総点検を願いたいということで、今回第1番に取り上げたところでございます。

また、みささぎ台、これは私の近くなんですけど、みささぎ台の黒石公園、これはこの間いたずら未遂事件、非常に怖いことなんです。こういうふうなこともありまして、公園のトイレは閉鎖してしまった、このような状態でございます。これは未遂事件でよかったんですけどね。4時半ごろ、ちょうど子供の帰宅時間帯というこの時間帯、1時から5時までの間、



この時間帯ちゅうはちょうど皆さん方お仕事行ってる所でして、非常に空白地帯。親がいない、子供はたくさんいてると、このような状態でございます。この安全を守るのはその地域の私たち大人の使命でございます。それとともに、私は特に真美ヶ丘ニュータウンで活動していますので、その活動している私としても、これはぜひとも取り組みたい、活動したい、安全対策をしたい、このようなことを取り組んでいるところでございます。

また、昔からもちょっと聞いてんですが、大きな大字地区でも公園、いろいろ公園がございます。ここで若者が昼間だけじゃなくて、晩も夜中まで騒いでる、あるいはそこで寝泊まりしてる、このような声も聞くところでございます。非常に心配なことがございます。これも公園ちゅうのいいところもあるんですよ。子供の健康な伸びやかな、そのようなところにもなっておりますが、もう一つの視点から見ると、そういう危険な点もはらんでるところもまたこれは事実でございます。ひとつこの公園内の安全の総点検とともに、私は言いたいのは、この町並みの安全をいかにして、こういうことを言わなあかんのは非常に心苦しいんです。新聞を見て、池田小学校出てます。非常に子供たちというのはいろんな事件ができてきた、いろんな事件がある、事故がある、変質が出てる、このような昨今のご時世でございます。そこで、ひとつ安全対策の総点検を願い、またその対策をとっていただき、また教育委員会にもいろいろお願いしておりますが、子供の帰宅時の安全対策、これについてのどのように取り組んでいってるのか。2週間ほど前のいろんな事件も起きております。それらの具体的な事例を挙げて、一つ一つ協力できることはみんなが協力して取り組みたい、地域住民も一体となって取り組む、このような大きな決意でございます。この辺も本町のすぐできる、すぐ直せるところはすぐ直していただく、このようなことで安全なまちづくりを願いたいということで、1番目の質問でございます。

さて、2番目、これは私が住んでる南3丁目の清掃センターでございます。これはちょっと2番目に持ってきさせていただきました。地元議員としてはどう考えてんやと、一遍ちょっと対策言うてくれと。なかなか地元でいてますとしんどいことも出てまいります。この清掃センター問題、特に私の場合は現在ある清掃センター問題、これをどういうふうに取り組んでいくんや、あるいはどういうふうにしてやということでございます。今のある現在の清掃センター、来年の6月末をもちまして操業停止、このようなことはちゃんと合意はできております。しかし、これをよくよく清掃センターの中身をどのような活動、あるいはどのような作業内容があるのか、個々に一つ一つ見ていく、あるいは私もそうですが、毎日ごみを出す方から見ると、非常にたくさん作業の内容がございます。ごみだけでも可燃、不燃、

粗大、プラスチック、有害、リサイクル、資源、たくさん分かれていますね。私もこのごみをちょっと最近勉強しております。このような各種、ごみ一つとってもこのように分かれています。また、中で働く職員、清掃センターの中で働く職員についても、当然収集の人もおります。運転の人、計測をしている人、あるいは機器の調整人、あるいは事務仕事をしている人、非常に多くの職種に分かれています。私の見る視点からいいますと、今の清掃センター、来年停止となると、私すぐ感じるのは、当然私もいろんな組合活動をしておりまして、そういうところに働く職員の労働条件どうなんや、あるいはそこに働く職員の人の問題はどんななんや、こういうところまで私は心配するのであります。具体的に言うと、なかなか清掃センターの業務は非常に厳しい汚れ作業です。今は夏非常に暑い。車の後ろを10分ほどついて歩いたらもう汗びしょりになる。こういうのはちゃんと私も聞いてんですよ。だから、公園の真美ヶ丘ニュータウン、公園の角のところでちょっと休んで、ちょっと涼しい風を当たって休んでると。何もさぼってんじゃないよ。時々パッカー車2台か3台とまって、何をとまってんやというふうな声もあるんですが、これは収集車の後を走ってますから非常に汗だくになると。そういうので公園のところでちょっと涼しいところで一息を入れてると、このようなことをございます。そのようなことで、来年人の問題も発生します。これらの人の状況はどうするんや、当然その人らは休息とか入浴、お風呂ですね、最後の汚れ作業を落とす入浴、こういうふる場とかついております。これらをすべてストップすると、その人の労働条件、汚れ作業に対するこれほどでするんやと。このような問題まで発生するところをございます。ということで、私たち今地元の議員も心配しとる、来年ストップする、じゃほかのごみ、ごみて今たくさん言いましたが、いろんな種類があるんですよ。それがすべて、じゃびたっとすべてよそで完結的に処理できるのか、このような問題も出てまいります。全国的にも、清掃センターがとまって自己処理できない、こういうことは今までは幾らでもありました。よく有名なのは東京都であったごみ戦争、足立区のとこが、足立の杉並なんですけどね。自分の区に清掃センターがなくて、よその区に持っていったと。そこのよその区がごみ持つてくんなどという争い、これが東京のごみ戦争というようなありました。私も若いころ、そういうよく聞いたんですが、そのような問題点。全国的にも自己処理できず、外部で委託している、このような自治体もあります。我々議員も当局にどうするんやというばかりでもなく、やはり議員、私もみずからいろんな先進町調査へ行きたいんと。汗をかいて今の清掃センター、現清掃センター、私もごみをほかして一員として、決してそんな他人事じゃなくて、自分自身も早くスムーズにできるように取り組みたい、このようなことも考えて

おります。解決策も出てくるだろうと考えているところでございます。

このごみ処理問題、今までの当局の回答は、燃えるごみについては他の自治体に持って行って燃やしてもらおうよと、こういうことをずっと言っております。そのための下ね、いろいろ打ち合わせもしていると、こういうことなんです、この辺からも受け取る側の自治体にすれば、広陵町のパッカー車が自分とこの市町村へ入ってくると。住民の目から見ると、何やよその町のパッカー車何でこんなもん入ってくるんやと。当然そこの受け取る側の市町村も議会がございまして、何でそんなもんが入ってくるんやと、自分とこで処理せえと、こういう当然問題も出てくる、議会の対応も出てくる。また、そこの住民から、よそのごみを燃やさないような決議なんていうものが当然議会に出てくると思います。非常に難しい問題が出てくると思います。そのために私はこの新しい清掃センターの話が出たときから、この古い清掃センターの最終をどのような決着をつけるのかと。当時はなかなかその新しいとこに頭が行って、手が行って、当局もそっちでいっばいと、こういうことでなかなか力がそがれていたところでございますが、今回処理対策室、そんなことができましたので、これらの一つ一つの具体的な取り組みはどうかと、残りあとわずか1年でございます。この1年でどこまでできて、どういうふうにして貫徹するのかということについてひとつ具体的に私が質問したいと思います。2番目でございます。

3番目、これも町内、広陵町内、先ほど請願書も出ておりました。交通体系、バスがだんだん少なくなってきた、なくなってきた、じゃ一体どうしてこの交通、バスなくなったら私たちは移動の手段をとったらいいのか、このような声もございます。先ほど地元の区長さんからの請願文書も出たところでございます。この町内の交通対策として運営協議会の設置と、こういうふうに書いてございます。これはちょっと少々説明があるんですが、何のことやなと、こういうことでございます。町内交通対策として運営協議会の設置をと、こういうことになっております。簡単に言いますと、今町内のバス路線次々と廃止、あるいは今中止とかと言うてんですけど、廃止されております。それに対して一体どうするんだと、利用者からの声は当然上がってきます。今まででも私あっちこっち議員と一緒に先進市の視察、こんなとこへ行ってまいりました。あるところでは、市民が市民キャブというて、市民みずからが市民キャブちゅうて足を、足ですね、交通体系を運営しているところもあります。また、あるところでは、バス会社にお金を払って市民バスルート、このようなことをしてつくってるところがございます。しかし、この対策はなかなか町は予算組まないけませんので、お金が要るんです。かつては広陵町も町が奈良交通に委託してバスを走らせました。2,000万

円、3,000万円という費用をかけた。しかし、そのバスに乗ってるのは1人とか、時にはゼロとか、空気を運んでいると、このようなことで非常にもったいない、税金のむだ遣いである、このような声も出たところでございます。二、三カ月ばかり走らせてまして、その後中止となったところでございます。この問題は一つ大きな問題をはらんでるんですわ。例えば市民、いやわしが皆運んであげますよと、こうしたところがなかなか日本は各種法的な規制がございます。それをしようと思うたら、法的な許可、そんなもん勝手に、じゃわしが運んだりますわ、これできないんです、おかしなことですわ、日本ちゅうのはいろんな規制がありますからね、法的に規制緩和とらないかん。私も昔は言うてんですが、このたびやっこさ国も、国との協議、全国で協議するのが、協議が進みまして、その地域で運営協議会をつくったら、大きな特徴2つあるんですわ。運営協議会つくります。この人を乗せて運ぶ場合必ず2種免許ちゅう免許証を持ってなあかんちゅうのが1つ。もう一つ、白ナンバーだめですよ、いわゆる緑ナンバー、事業所のナンバーとりなさい、この2つの縛りがかかってくるんですわ。だれがやってもそうですよ。私、じゃあしたタクシー屋やりますてな、ほんなあなた2種免許持ってますか、緑ナンバー、いわゆる許可証ですわ、陸運局から許可証とりなさいと、この2つの縛りがあって、だれも簡単にはできないんですわ。それは問題でしょうということで、やっこさ国も動き出しまして、第1種免許、普通の免許証で運転してもいいですよ、1つ、白ナンバーのままで運転してもいいですよ、この2つに対して陸運局から許可を出しましょう。これが運営協議会制度と、こういう制度の新しい制度ができたところでございます。

この本町も過日、奈良県に呼ばれまして、福祉関係者ですけど、こういういいシステムが国の方であると、あなたとこの市町村もこういうことで検討されたらどうでしょうかと、こういうふうな説明を受けたところでございます。私がこの公共交通機関というのんは、もう各家庭にいろんな車もある、乗ってくる人も減ってくる、当然私も元気な人間は自分で車を運転する、このようなことからとると、福祉対策の一環としてこの対策をとるべきである、交通対策を取り上げるべきであると、こういうふうに考えております。また、市民の協力というんですわ、これは今までだとバス会社に委託、非常に高いお金がかかります。そんな中でなかなか税金続かない。このようなことから、市民の協力を得て、このバス廃止にかわる交通体系を考える。これできるんですよ、考えられるんですよ。広陵町もやろうと、このようなことがあれば、この運営協議会を設置したらいいんですわ。当然それに対して協力したいという方も申し込みがあります。申し出てくると思います。交通体系、それにかわる交通体系

を県内初でつくることができるということであります。県の説明、当然町も聞いてきたと思います。町の進めるべき道はどうかということについて3番目に取り上げたい。これ今、本町で一番大きなホットな問題となってる交通対策、バス路線が廃止されて、交通対策、この辺についてどう取り組むのか、この問題でございます。

4番目、いよいよ私が住んでる真美ヶ丘ニュータウンのちょっと地元のことを言わせていただきたいと思います。

現在、ニュータウン非常に多くの家建ってまいりました。多くの町並みそろってまいってきたとでございます。今なおかつこれからの新しい住宅地開発されて、間もなく今年度中ぐらいに分譲が始まるということになってるところでございます。このたび馬見中3丁目、これは大学がありますから、大学の北側のところ、今工事やって、大体もう終わっております。ここにもいろいろ現計画図、あるいは現地を見、私ああいうのを工事始まったらすぐ現場見に行きたなるんですわ、一体何するのかなということ。まあいい町並みができてきましたなということなんです。ここに、ところを見ると、ずっと区画の分譲の形になって、全部一戸建ての家が建つようになっているとでございます。ここに公園があった、これこの問題何や私だけ言ってんじゃないんですよ。真美ヶ丘ニュータウンに住む八代議員も吉田議員も、また松野議員も、また私も、これやはりここに公園が要るのではないかと、こういうふうな真美ヶ丘ニュータウンに住む地元議員の願いは同じでございます。こういうふうな小さな公園、私は何も大きな公園くれ、こういうことを言うてんじゃない、大きな公園なかなか維持管理大変、先ほどの問題、公園でいたずらも非常に多いちゅうのは現実です。そんなごっつい公園するから、人隠れたらわからないと。これもまた後々の維持管理が大変やと、こういうことも考えなくてはいけない。ということで、小さな公園、ミニ公園、いわゆる集会所の、集会所も建てなあきませんからね、それにひつついたミニ公園があれば、触れ合いとか、小さな割には大きな役割が出る、このようなミニ公園の設置を考えていくべきではないのかということを考えております。これについてはどうとらえるか。4番目でございます。

5番目、この問題非常に対策とりにくいんですが、私どもや特に新住民は、私も一生ここへ住むんですが、墓地、町営墓地がございます。町営墓地、非常に多くのニュータウンの方購入しているんです。永代使用料なんですね。購入しております。この町営墓地購入しておりますが、何らかの事情により町に返済する、こういうケースも、この特に新住民ちゅうのは転勤もあるし、一生ここにいてるよと考えると、何かの拍子にこれをまた町に返済するというケースもあります。現実返済もしております。そのときに当然返済金額、こういうなん

ことがあるんですが、本町の町営ちゅうのは非常に場所的にもニュータウンから近い、ちょうど真ん中であると、非常に見やすい、見晴らしがいいということで非常に好評なんです。好評なんです。購入してもなかなかいろんな諸般の事情で返済しなくてはならないというケースも出て、現実に返済しております。そのときに返済時、当然ちょっとお金返しますよと、こういうふうになってんですわ。ちゃんと条例で決まってるんですけどね。返済時の金額について、今の金額ちょっと安いじゃな。何か使うてたらそんな、使った後やんかと、こういうふうになるんですが、未使用、何にも使わない。こういうケースも現実出てるんですわ、さらのままで。車は新古車と言うんですけどね、車は新古車と言うんですが、何も使わずに返済してると。このような金額に、返済するときの金額については、今のちょっと安過ぎるのではないか。これについてはもうちょっと引き上げの工夫が要るのではないか。当然月々管理費も払ってんですよ、ちゃんと管理してくださいということで、草ぼうぼうせずにちゃんと管理もしてるところでございます。この辺についても工夫が必要であるがどうかということでございます。

6番、さて私はこれを取り上げました。町長、特別職の退職金の考え方についてと、こういうことなんです。今回ちょっと考え方を聞いてみようということです。私たち特別職、いわゆる議員とか三役とか、これは特別職と言うんですね。一般職とは一般職員でございます。一般職の場合は人事院勧告ちゅうのが出ますから、人事院勧告に応じて広陵町の場合はこういうのであるということでベースが出てきて、議会もそれも了解ということで一般職員の給料は決まるのでございます。さて、議員とか、いわゆる町長、三役はそれどうなんや、それは報酬審議会。一般職の給与が出た後、特別職の報酬審議会が開かれて、一体特別職の報酬はどれがいいのか、どれがすばらしいのか、どれが当てはまっているのか、このような報酬審議会が開かれて答申が出てまいります。町長ら三役、議員は報酬審議会の答申が出てきたら、今まで慣例上そのとおり報酬審議会の答申どおりの金額、高いとも安いとも、こんなもん安過ぎると言うたこともなし、高過ぎると言うたこともなし、報酬審議会から出てきたとおりの数字で決めてるところでございます。このときに議員は、よう私も勘違いして言われるんですが、退職金もうてん違うかと、こういうことを言われる。何でかなちゅうことを思うんですけど、残念ながら議員ちゅうのは退職金はないんですね。落ちたらそれで終わり、はいさらばと、こうなっちゃうんですね。ところが、今町長、この辺の三役、当然退職金がございます。これは議員ちゅうのはこれは非専従、いわゆる非専従ということなんです。今言うた町長さんや、こういうのは常勤職員、常勤職とこういう、この辺の違いもあって、議

員の場合は町長報酬の何割ぐらいが議員がふさわしいやんかと、こういうふうな関係にもなるんですが、この金額、いわゆる今常勤職の退職金の金額あるいは係数、一般職については公表されてるんです。月決め賃金のはい何十カ月、国がこんなけですよ、それに応じて広陵町もこんなけですよと、国に合わしましょうと、こういうふうになっているとここでございます。この金額、係数などの考え方はいかにか、いかにあるのか、いかがするのか、いかがが一番正しいのか、あるいはいかにしたら最も多くの町民の信頼を得ることができるのか、この辺についてなかなかちょっと厳しい話ではございますが、この辺についても6番目というところで取り組みたいと思います。

それでは、私の1回目の質問ここで終わらせていただきます。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま坂口議員からご質問がございました。順を追って答弁をさせていただきます。

まず、町内公園地区の安全の総点検ということでございますが、平素は坂口議員は真美ヶ丘地区で不審者など随分お気遣いをいただいているところでございます。答弁は、公園の管理につきましては、日々入念なチェックをしているところであります。今回ご質問のやぎさん公園の件につきましては、個人の所有地であり、その内容を連絡し、修理する確約をいただいています。変質者の件については、断固として退治すべく、地域の住民の方や関係機関とも協力体制をつくり、町がリーダーシップをとって対処してまいりたいと考えています。今後は公園に限らず、公共施設についても点検や簡単な修繕に素早く対応できるよう元気な行動隊を新設し、住民の方が安心して暮らせるようにと準備を進めているところでございます。

2番目でございます。地元議員としてご心配をいただいている現清掃センターの期限どおりの停止準備対策はどうかということでございます。現清掃センターの操業期限問題については、和解条項を厳粛に受けとめ、現施設での焼却処理は行わない姿勢であります。そのため現在各種ごみの種類ごとに想定されるすべての処理方法について調査研究を重ね、あわせて処理費用を積算しているところであります。また、並行し、業者による処理委託及び近隣市町村で処理依頼することなど協議を重ねております。地元協定自治会大字役員の皆さんとは誠実にご相談申し上げているところでございます。

次は3番目でございます。町内交通対策として運営協議会の設置をということで、坂口議員はNPO活動の中で新交通システムを随分ご研究をいただいていたの質問でございます。平成

16年3月16日付で、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取り扱いについて、各地方運輸局長等あてに国土交通省自動車交通局長から通達が出されております。また、過日特定非営利活動法人在宅介護センター奈良から、福祉有償運送に係る運営協議会の設置の申請が本町及び近隣の自治体にも出されております。これにつきましては、近々に開催されます近畿運輸局の説明会に参加するなど、近隣自治体及び県と事務遂行のための協議研究を進めてまいりたいと考えております。

次4番目でございます。馬見中3丁目にミニ公園をつくってほしいというご質問でございました。この件に関しましては、当初からこの区域の公園について公団と協議を行ってまいりましたが、その結果として、真美ヶ丘地域全体の憩いとコミュニケーションの場として「かつらぎの道」が隣接しており、メモリアル広場も近年整備されております。また、区域内には4カ所のフットパス、これはミニ広場でございますが、整備されています。さらに、徒歩5分程度の位置に見立山公園、高塚公園、これは香芝市の区域でございますが、及び横峰公園がございます。憩い、触れ合い、コミュニケーションの空間は満たされていると考えております。

5番目の墓地分譲の返済時の金額を引き上げてはどうかのご質問でございます。ご質問の墓地返還時における墓地返還金につきましては、後日修復し、再使用するため諸費用等を考慮して算定しております。返還金につきましては、常に他の市町村の状況把握に努めているところであり、その返還条件は厳しいものではないと判断しています。現在のところ、改定する考えはございません。

次に、町長ら特別職の退職金の考え方についてご質問でございます。退職金は、いわゆる退職手当は原則として常時勤務に服することを要する者及び事実上これに該当する者のみに支給されることになっており、議会議員に退職手当が支給されていないのはそのためであります。本町における町長の退職手当金額は、県下全市町村が加入している奈良県市町村職員退職手当組合の支給条例に従うことになっており、その金額は退職日における給料月額掛ける支給率掛ける退職年数、1年未満は切り捨てでございますが、これによって算出されております。支給率につきましては、平成15年12月2日に支給条例が改正され、それまでの100分の550から100分の520に引き下げられました。県下の市町村長の場合は、このように退職手当組合の方から退職手当が任期終了ごとに支給されております。なお、これ以外に退職功労金と称して、別途に予算計上をして支払いをされている市町村もあります。本町の場合は、平成6年から功労金の支給については廃止しております。以上でございます。



議 長 9 番議員！

9 番議員 早速ですけど、その破れたフェンスについて、町の方から交渉していただき、確約をとったということで、まことにご努力ありがとうございます。御礼を申し上げたいと思います。非常に長い間ほうったままになってた。なかなか手がつけられない、手がつけにくいところであるちゅうことは私も聞いております。しかし、今毎日のように子供が入ってカメを釣ったり、魚をとったり、またあと草がいっぱい生えてて、おぼれても見えないと、非常にそういうふうなところで、破れてるのが3カ所、大きな穴あいてんですわ、3つばかり。このような状態です。まことにスピーディーな対応ですね、ありがたいと思います。

この1番で、そのほかの安全対策。なかなか議員でもそんないろんな事件あったのちゅう、なかなかこれ耳に入りにくいんです。この間、1週間、2週間前、ちょっと不審者が出た、あるいはこのような変な事件があったということも聞いてます。ちょっとその対策をどのように、ちょっと一遍、ほかの議員さんも非常にためになると思うので、きょうたくさん傍聴の方も来られてんですわ。実際広陵町の中でこういうことが起きてんやと。それに対して教育委員会対策とってますよ。ひとつ事例ということで、二、三週間前起きた例を一つ取り上げて、どのようにとって、あとは我々住んでる住民がそれに対してどう取り組みたいのか。これはなかなかこっちから聞かんと当局は言うてくれないんやけど、あと子供は聞いて、子供の聞くと、これがまたどこであったかわからない。学校の先生は、校長先生は知ってんやけど言うてくれない。こんなんよそでやってんかなと、こういう意識を持ってしまうんですわ。そうじゃなくて、そういう危険なところは、ここ、こういうところでこういうことがあったと、まずその具体的な地域あるいはその場所、学校、学校といっても安心はできないですよ。学校があつてこういうところでもこういうことが現実広陵の中で起きたんやと、それに対して当局はこのようにしたんやということをちょっと事例を交えて、きょうたくさん来られてますので、その辺の取り組みひとつお聞かせ、ご披露を願いたいと思います。お願いします。

議 長 教育長！

教育長 事例についてはまた事務局の方からお答えいたします。システムといたしましては、現在各学校の方からいただいたものにつきましては、教育委員会の方で把握いたしまして、すぐにその日のうちに、時間的なことで無理なところもありますけども、基本的にはその日のうちに各学校の方に、この時期にこういう場所でこういうことが起きたということをお願いしながら、各学校にそのことについて流しております。そのことについての中身については、

また実際にいつ、どこでというようなことについては事務局の方から報告させていただきます。  
お願いします。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** ただいまお尋ねをいただいております変質者の出現した状況等につきまして、最近のあったものでは、西小学校のすぐ東側の道路、あそこに駐車した車の中で自分の下半身を露出していたとか、あるいは第2浄化センターのトイレの中で女装をして外に出てきて、あるいはまた中に入ってだんだん脱いで、最後には全裸で出てきたとかというふうな事例がございます。これ等につきましては、それぞれ西小学校の場合におきましては学校の教員にすぐに通報があり、警察の方も連絡を取って対応をしております。また、第2浄化センターの方につきましては、第2浄化センターの事務所の方にその下半身を見せつけられました児童が助けを求めまして、センターの職員とともに周辺を搜索してくれましたけれども、逃げていなかったというような事例がございます。その事例等が起りました内容が緊急で連絡が入ってまいりますので、速やかに、ただいま教育長が申し上げましたように、学校に連絡をし、時には学校長の名前でもって各保護者に注意を呼びかけるチラシをすぐにつくっているというのが現状でございます。終わります。

**議 長** 9番議員！

**9番議員** 今聞かれたように、小学校の隣の道、西小学校なんですよ、そういうところでも起きる。あるいは、萱野の浄化槽、そういうところでも起きてる。ということは、なかなかこの問題は緊急性が要ると、1つ。もう一つは、その地区をね、まあ前も言うたと思うんですが、例えば河合でも、いやどこどここんな出ましたで、広報車で回るんですよ。それがどこで起きたちゅうのを言うてもらわんと、ニュータウンで、こんなまたよその問題か、どこの問題かと、こういうふうになって、なかなかどこであった、身近な問題としてはとらえることはなかなかできにくいと思います。私が住んでる南3丁目のみささぎ台の黒石公園、ここでもあったんですよ、3月。ほんまに近くなんですよ。その公園に女兒が、未遂なんですけど、トイレに連れ込みの未遂事件があったということですね。こういうふうに非常に私たちの身の回り、今こう言うてるこの時間帯でも起きてるかもわからないんですわ。大体1時から5時ぐらいの間。統計的に見ると、大体この時間帯がいろいろなことが出ているということで非常に心配な、こんなことを言うたら、家あけてたら大丈夫かなということなんですけど、過日私の家の裏も泥棒入られてます。1時から4時の間ですよ。3軒ほど連続盗人が入って、私の家は大丈夫だったんですが、裏ちゃんと、真っ昼間なんですよ。こういうこと、

現実にうちの近く、いや私の家は入られてませんよ、言うときますけどね。私の家はかぎ厳重にかけてます。こういうことが現実にあるんですわ、身の回りに、ましてや明るいところに。ということで、この安全については当局の一層の奮闘をお願いして、後ほどまたほかの議員でもこれについて取り上げる方がおられますので、私の質問はこの程度ということで、次の議員さんをお願いしたいと思います。

さて、2番目が現清掃センター、これは私地元の問題でございまして、これを私は取り上げる、第1番に取り上げるところでございまして。この現清掃センター、地元自治会との約束事ということで協定を結んでおるんです。私も地元自治会からこんこんと言われてるんです。我々がこういうふうに約束を結んでると、議員はこれをしっかりと見て、これを完遂させる、守ることを完遂させる、このようなことを議員は知らんでは困るよという毎日のようなおしかりと言おうか、励ましと言おうか。今までうちの3丁目、2人議員いてたんですが、このたびお1人様体調不十分と、体調すぐれずということで私1人になって、だから最近私ごっついやせてきたでしょう。気疲れしてんですよ。毎日毎日この問題で電話はかかってくる。3丁目で住んでるだけでも、私も3丁目のまず歩けない。いや本当なんですよ。来年これ6月以降なってみなさい、私もう住んでられへんですよ。だんだんだんだんやせて、もうがりがりになってしまったんです。そうそう、こんなん気苦労して、本当は私若い、54なんですよ。私は54、こんなにも老けてしまったんです。ここ議会出たときは42歳、42歳のごっつい元気やったんですよ。この清掃センター取り上げて、もうこんなけやせてもうて、衰えてしまってますね。そこで、私は言いたい。ちゃんと具体的に言いました。今度は地元と一体いつ具体的に日程を決めて誠意を込めて話をなさるのか、その内容について、大体当局も取りまとめていると思います。その辺をひとつ日程と内容、私言いましたね、一つ一つ具体的に、なかなかこんなん納得できませんから、その辺についてちょっとお聞かせ願いたい。はい、2番目の質問でございまして。

**議長 助役！**

**助役** まずは協定大字の自治会の代表者の方々とお会いしたいと、これは近々と言うよりも、前にごみ特のときも発表したんですが、6月30日にお会いしていろいろ協議をしたいと、こう思っております。また、それ以外にも随所にお会いし、いろんな方とお話をし、いろんな調査をしているところでございます。

**議長 9番議員！**

**9番議員** そんな簡単な返事私言うてんじゃなくて、この一つ一つね、例えばここに書いてあ

るでしょう。不燃ごみ、粗大ごみ、これはこういうふうにして取り組みたい。プラスチック、これはこのようにして取り組みたい。たくさんあるんですよ。リサイクル、有害、資源、よう勉強やってんですよ、私も。ごみはいろいろ種類があるんです。あこにもいろいろ山のようになってます。そんなん何も私そんなん30日、はい、やります、そういうことを聞いてんじゃないくて、もっとこういうふうな、きょう聞きに来てんですよ、聞きに来た。そんなんもわしらはもう聞いたわいと、こう言うてはりますわ、多分今の返事聞いたらすよ。何とまあ誠意のない返事をしはる人や。こういうことになったら非常に、こういうことな、私も困るんですよ、これ、困るんですわ。来年6月末になったら、あこもうちゃんと門閉めてまうんですよ。閉まってまうんですよ。こういうことを私何も聞いてんじゃないんです。先ほど壇上で言うたのは、残りあとわずか1年、1年でこういうことを誠意持って取り組む、こういうことをこの本議会で発表していただいて、多くの聴衆の皆様にも聞いていただく。これが広陵町のごみの政策である、こういうふうな立派な政策をちょっと発表してください。今のちょっと返事になってませんので、もう一度頼みます。

議 長 助役！

助 役 坂口議員は馬見南3丁目でございます。我々としては、この12の協定大字、自治会大字の皆さん、それからまた特に馬見南3丁目の自治会の皆さん、それからみささぎ台の自治会の皆さんに関しましては、慎重に誠実に対応せねばならないと思っております。きょうもいろいろな件で発表もしたいところでございますが、先駆けて一々項目で発表をいたしますと、まだまだ自治会としては了解していないと、これから協議するんだというまだ雰囲気のもとですので、一つ一つの項目については調査研究は続けておりますが、この場での発表は差し控えたいと、このように思いますので、どうぞご理解のほどをお願いいたします。

議 長 9番議員！

9番議員 それでは、ちょっと質問を変えましょう。非常に今含みのある言葉をおっしゃられたと思います。私としてはね……いや、だからだからね……。

議 長 同じ質問。

9番議員 いや、これで終わるんですよ。

議 長 今一応3回の質問終わりましたけど。

9番議員 はいはい、わかりました、わかりました。ということで31日——30日、30日、そんな言うから間違うたや。30日。ここについては、私はこれも3月議会から細かく書いて出してますねん。それ見てもうたら書いてありますわ。また、私も自分で発表します。そ

こについて地元と誠意のある回答願いたい、内容について審議願いたい。ということで、この質問、また後ほどまたほかの議員も取り上げますので、私の質問は第1回目、こういうふうな感じで、はい。

3番目、町内交通対策、この運営協議会、このシステムで非常におもしろいシステムなんですわ。私も……残念ながら、これは費用は実費しか取れないんですわ。これをよく勉強しています。おもしろいですよ、これ。実費ちゅうのはガソリン代と、いや人件費入らないですわ、ガソリン代と車の修理費、こういうことを実費と言う。人件費はこれ実費じゃないんですね。これちゃんと出てるんですわ。これで運営する団体には交通局から許可証を出します。これは非常におもしろいんですよ。1種免許、我々が持っている普通の運転免許証、白ナンバーの車、こんなもんで大抵。大分規制緩和ちゅうのは国の方も進んできたね。普通は緑ナンバー、バス見たらわかります。奈良交通、全部緑ナンバーですもん、事業ナンバーちゅうね。それに対して普通の白ナンバー、これに対しても国土交通省が許可を出しますという画期的な規制緩和のシステムでございます。ここをひとつ勉強してもらわんと、今広陵町内へバスがなくなって非常に困っている、1つ。もう一つ、介護保険の該当者ではないんだけど、だけど足が弱い。若くて介護保険の該当者でないんですけど、何かの交通体系が要る。身体障害はあるけど、支援費が出るほどでは、支援費ちゅうのは全身性障害、全身に障害がある人は支援費出ませんからね。支援費出るほどではないと。この辺の非常に狭間からぽこっと落ちてしまう、いわゆる交通に対する困難者と、交通移動困難者と言うんですけど、この人たちが町内では結構おられるんですわ。そのようなことについて、この運営協議会の設置ということは非常に勉強になります。新しい体制で、今奈良交通にいろんな助成を出してしようというのも一つかもしれません。しかし、費用的にはだんだんだんだんと行政の予算ちゅうのはだんだんしんどなってくるんです。私もわかってんです。だんだんしんどなってくるちゅうのは現実です。この辺、市町村、なかなか本町だけでやるちゅうのはこれ大変なんですよ。県と一緒にやらんと、本町だけでは絶対できませんよ。特に、近隣市町村とも一緒にしてもらわんと、これ本町だけで取り上げるというのはこれは難しい。県の協力を得て、早速具体的な、スケジュール的にはこれほどのようなスケジュールで、県からもいろんな説明聞いてると思います。先ほどちらっと聞いたら、何か説明会があるとも聞いたんですが、この辺残りのスケジュールどうなってるのでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。何か交通局の何か説明会あるんですか、その辺どういうふうにスケジュールなってますか、ちょっとお聞かせください。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問でございます。今年度の3月に政府の方からこういう施策が申し上げられたということでございまして、これにつきましては6月25日に、先ほど町長も申しましたように、近畿運輸局の自動車交通部からの説明がございます。あくまでも本町だけの問題でもございませぬので、近隣市町村、また県を含めて進めていきたいと。これも対象者が、今おっしゃいましたように、介護保険の要介護者、それから要支援、身体障害者とかというふうに限定はされておりますけれども、町としてはやはりこういう制度があるということですから、こういうことを運営したいという団体がございましたら、積極的に協力はさせていただきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いをいたします。

議 長 9番議員！

9番議員 はい、それでは進めてください。違う違う、違う違う、違う、身体障害者言うてやん。それはこれに乗る人、いわゆる交通障害者と言われる方の対象なんですよ。一般の元気な方は対象じゃないですよ、このシステムは、一般の元気な方はタクシー乗っていただくと、こういうことであくまでも交通対応困難者……こういうことでございます。特に、問題があるのはこの交通の対応から漏れてきた人、これが一番困ってるんですよ。元気な人は自分でいろいろできるんです。その辺にちょっと目を向けて取り組んでいただきたい。ほかの議員もお願いしたいと思います。

さて、4番目でございます。確かに今フットパス、公園でミニ公園なんですよ、多目的広場、ちょっと今申しました。メモリアル広場があるのは、これは以前からそういうふうな返事、3月議会でも聞いております。しかし、あこの北側、約300戸近い分譲、300戸近いかな、二百数十から300戸近い、このような非常な大規模な分譲と、こういうことになっております。ここもちょっと当局もう一度再検討してください。ちょっと時間ないんですが。ということで、こういうふうな要望が出ているということで、当局も再検討を願いたいということで、4番目の中3丁目、大学の北側ですが、ここについてもミニ公園、あるいは集会所の隣の公園、集会所の隣の広場、いろいろ策は考えられますので、その辺についてもいろんなことを考えて。これは本年度にまた分譲するというのを聞いておりますので、9月議会ぐらいまでに対策をとっていただきたいということで、これはこの程度で置いときたい。要望をつけられております。

5番目については墓地、これについては理由が非常に、ほんまに万やむを得ない理由ちゅうのは、年間二、三件、3つか4つ発生しております。何も未使用、使っていない。今の話

では現状のままいきたいと、こういうふうなことです、もう少し私も研究したいと思えます。これは初期から始まって現在非常に高額になってんですが、その辺の分譲価格と再利用の方法、再利用の件数、この辺について私ももうちょっと勉強したいと思えます。このような声も届いておりますので、つかえますので再検討、検討していただきたいということで墓地分譲。いやもう前から聞いてねん、前からも今までも取り上げてんねん。内々じゃなくて、いろいろ話を聞くんですが、この辺もやはり、ここは非常に好評で売れ残りはないんですわ、非常に好評であるというのが、ほんで非常に広いと、こんなことで不良債権じゃないですから、あこは非常に売れやすいというところがございますので、その辺についても再度検討を進めていただきたいということでございます。

6番目、これこの問題は今ちょっと、当然いろんな退職組合、退職組合から出てくる金額、あるいは今言うてる功労金、本町は功労金はないんですが、退職組合、奈良県なら奈良県、職員の退職組合、そこから退職金出てくると、こういうことはわかります。係数についても、100分の520、このように下げたよということはわかります。これは県下各市町村がございまして、単独ではこうしてないと思えます。問題は、この金額が住民感覚から見て、この金額がほんまに安いのか、あるいは高いのかと、このような一つの目が一つございまして。もう二つ目、100分の550とか520ちゅうのはなかなかこれ係数で言うてまうとびんどこないんですわ。私は町長の月給こうやちゅうことは、よう毎年毎年公表するんですよ、私の議員の給与もこうやと。ちょっと黙るときなさい。これはやっぱり実態を住民の皆さん、私はこんな給料もうてんですよと、これに対してはこんな仕事をしてんですよと。このもらってるに対してこんな私の私はしてるんですよと、この必ずもらったからにはその何らかの議員は仕事としてすると、こういうことがないと議員職といえども落ちてしまう。まあ当たり前の話なんですわ。遊んでる議員は落ちてしまう、非常に厳しい世界ですからね。その辺から議員の場合は退職金ないんですが、町長の場合のこの退職給与、この係数、金額的に言うと、果たして広陵町の場合これが妥当なんか、一般職の場合と比べて。一般職員の退職金、いろいろなデータある、私がよう言うのは一般職員このぐらい……いやいや、だからだから言うてんや。こういうことは自分から言わすんじゃないんですよ。そんな言うてまうたら時間たってきたんやんか、ごちゃごちゃ言うてる。町長どうですか、この辺、きょうはたくさん傍聴の来てる方も非常に興味があるんですわ。ただし、これも町長、確かによくおまえは仕事したと、こんな退職金安いと、またもう一遍わし応援したろうという人も出てくると当然思えます。いや、こんなもんもらい過ぎちゃうか、これはもう無理やでと。常に

これは選挙で選ばれる者の身のつらさちゅうんですけどね。常に選挙で選ばれる者は、自分  
はこんなけもうてんやと、これに対してわしの仕事こんなけですやと、これでな気に入らん  
かったら落選させたらええやんと、わしは別に惜しいないと、こういう考えなんですわ。し  
かし、私はやるからにはちゃんと決められた規定の料金は皆もらいまっせと。これは当たり  
前の話なんですよ。私はそういう考えなんですよ。どうですか、町長、この辺ひとつどのぐ  
らいになっているのかというのん発表できるようならひとつづばっと言うて。え、言いたく  
ない、もらい過ぎ。いやいや、一千何百万円ちゅうの、まあいいですよ。まあまあ、そうい  
う、まあまあ。これはちょっとひとつ私はね、いやちゃんと知ってんですよ。私はね、ちょ  
っと検討してほしいんですわ。感覚的に言うと、通常ここの本町の職員40年近く勤めるん  
ですけど、これは今言うたら、各市町村とか回りの情勢見ながらこういうふうな数字になっ  
てると。いやいや、それはそうかもわかりませんよ。私やったら退職金半分、長野県の知事  
はそうや、私は報酬半分にしますと言うて出てはるんですけどね。そういうパフォーマンス  
もやる人いてんですがね。この辺はやはり妥当な、普通はなかなかこういうことは出ないん  
ですが、全国的に見ますと、自分の知事にしろ市長にしろ町長、自分の退職金とか報酬をみ  
ずから公表する、いわゆる革新系の首長結構おります。私もちゃんとそういうのはいろいろ  
見てんですわ。そういうこともやはりこれからの広陵町も必要になってくるんでないか。自  
分の給料はこういうある、退職金こんなけであるということが必要になってくるのでないか  
と私は考えております。どんどんと新住民が広陵町ふえてきております。新住民はなかなか  
目は厳しい。しかし、厳しい目でした仕事に対しては十分な信頼を得ると、このようなどこ  
ろがございますので、この辺の考え、町長どうでしょうか、ひとつ。これは町長、自分で言  
ってもらわんと、なかなかこんな回りの事務、というのは町長は選挙で選ばれるんですわ。  
ほかの方は自分が任命すると、こういうシステムになっておりますからね。一般職員はちゃ  
んと雇用によって約束された。こういうことなんです、この辺の検討策なら検討はどうい  
うふうなシステムにしたらいいのか、ちょっと再度お願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思っております。町の三役、四役ですね、町長、助  
役、収入役、教育長の退職金等につきましては、奈良県下同一の計算方式で、先ほどもお答  
えしましたように、市町村の共済組合と申しますか、組合で支払いをされているのでござい  
ます。広陵町はやはり仕事のしやすい待遇というのをやっぱり与えなければ、大変重い立場  
にある仕事でございますので、こうしたことが必要かと思っております。私は退職金は多い少ない



とやかく申しませんが、奈良県下の市町村が同じ算式で支給されているという実態でございます。きょうまではそのようにされてきた。また、先ほど述べましたように、功労金については前町長の時代に廃止をされておりまして、特別な負担はしていないのでございますが、まだ隣接の市町村では退職功労金と称してお支払いをされているのが実態でございます。本町としては一步進んだ退職制度と申しますか、退職金の支給をされているというように理解をしております。私は多い少ないを申し上げるべきものではないと思います。

**議 長** もうよろしいですね。

以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 2 : 03 休憩)

(P.M. 2 : 13 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開します。

次に、山田君の発言を許します。

**1 番議員** きょうは多くの傍聴の皆さんありがとうございます。こうして町民の皆さんが広陵町議会にこうして熱心に足を運んでいただき、この町行政について勉強していただくことを心より感謝します。大先輩の皆さんよろしくお願いします。

では、当選以来初めてこの一般質問をさせていただきます。我が党も初めて女性議員を誕生させていただきましたことを感謝申し上げます。一生懸命庶民の目線で頑張りたいと山村も山田も思っています。

では初めに、通告どおりに、期日前投票制度についてお伺いしたいと思っています。

公職選挙法の一部が改正され、新たに期日前投票制度が創設されました。この制度により従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続が不要になり、投票がしやすくなったのであります。選挙人本人が投票用紙を直接投票箱を入れるようになったのであります。また、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が新たに創設されました。その説明も必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

昨年12月に導入されました期日前投票制度では、1人でよかった立会人が2人必要になりました。平成16年3月1日に改正施行されて、広陵町選挙管理委員会は4月4日投票の町議会議員選挙で初めて期日前投票制度で実施されたのであります。このときは4日間と期日前投票日は短期間であったため、広陵町選管の委員と職員で立会人を含む人たちでやられ

たと聞いております。しかし、今回の参議院選挙は期日前投票は6月25日から7月10日まで16日間と長丁場になります。その間に土曜日、日曜日が5回あるわけでありまして。そういうことから、他の市町村選挙管理委員会では、投票立会人をハローワークや広報で公募したりして確保しているようではありますが、広陵町選管においては従来どおり職員にお願いしてやろうと思っておられるのか、それとも人材シルバーセンターにお願いするか、また若者の選挙離れや関心を持ってもらうために若年層を使って選挙を手伝ってもらう方法もあると思いますが、その考えを聞くものであります。

2つ目であります。印鑑登録の性別記載の削除についてお願いするのであります。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が制定されました。同法に基づき、平成12年12月に男女共同参画基本法が策定され、その中に男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革、また性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進することを述べておるのであります。そこで、人権保護や男女共同参画社会推進などの立場から、行政文書における男女の性別記載を可能な限り省略してはどうかと提案するのであります。

3つ目であります。広陵町の勤務評定制度の導入についてであります。

勤務年数に従ってほぼ横並びに昇給、昇任する年功序列型の職員人事制度を改め、業績と能力に基づく新たな人事院制度を策定する動きが全国の自治体に広がっているのであります。厳しい財政状況の中で、職員の意識改革を図り、業務の効率化や住民サービス向上などを推し進めるとともに、給与体系を民間企業並みに改めようという動きであります。こうした勤務評定制度的について、職員の能力や実績を適正に評価して、人事や給与などの処遇に結びつけ、職員のやる気や働きがいを引き出すのが目的であります。職員がより一層能力や資質の向上に努めていける制度の構築を目指したいと導入に前向きな自治体もあるのであります。広陵町においても勤務評価制度を研究し、導入を願うことを提案するのであります。

4つ目であります。次世代育成支援対策推進法が成立してから、この目的は急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、迅速かつ重点的に推進し、もって次の時代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とする。そして、定義は、この法律において次世代育成支援対策とは、次代の社会を担う子供が育成し、また育成しようとする家庭に対する支援、その他の次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための国もしくは地方公共団体が講ずる施策または事業主が行う雇用環境の整備、その他の取り組みを

言うのであります。また、この基本理念は、次世代育成支援対策は、父母、その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、その他の場合において子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実現されるよう配慮して行わなければならないとした次世代育成支援対策推進法が2003年7月に施行されました。これに基づき、自治体、市町村、都道府県と事業主は2004年、今年度中に次世代育成支援のための行動計画を策定し、公表しなければならないとなっております。広陵町の自治体の行動計画には、子育て支援や教育環境の整備、仕事と家庭の両立などについての目標などの記載が求められておりますが、その進捗状況はどうか、お願い申し上げます。

行動計画の策定に当たり、どのようなサービスが必要かなどを親子にアンケート調査、ほかに子育てサークルへの聞き取り調査等をやらなければなりません、そうした行動計画策定について話し合う次世代育成支援対策地域協議会の設置についてはどのように考えておられるのか、またそのメンバーを含む考え方を問うのであります。以上であります。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいまの山田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めの期日前投票制度について、投票立会人のご提案をいただきました。このことにつきましては、選挙管理委員会の事務局長を担当しています総務部長が兼務していますので、私のその他の質問の後、自席でお答えをいたします。

2番目の人権保護の立場から、印鑑登録の性別記載を削除してはどうかというご提案でございます。答弁といたしまして、印鑑登録証明書につきましては、その使用目的の性質上、本人確認が重要であり、本町におきましても、国の印鑑登録証明事務処理要領に基づき、広陵町印鑑条例及び広陵町印鑑条例施行規則を制定しており、証明書には印影のほか、氏名、出生年月日、男女の別、住所を記載しているところであります。また、現在の社会通念上、本人確認の手段として性別は重要な要素であることは否めません。しかしながら、性同一性障害者等の人権擁護や男女共同参画社会の推進を考えるに当たり、ご指摘のとおり、印鑑登録証明書を初め、広く公的文書における男女の記載につきましては、今後の国の制度改正とあわせて、その動向を見きわめてまいりたいと存じます。

次3番目でございますが、広陵町の勤務評定制度についての導入についてご質問をいただきました。

地方公務員の勤務評定につきましては、地方公務員法第40条において、職員の執務につ

いて定期的に勤務成績の評定を行い、評定結果に応じた措置を講じなければならないとされており、現在本町では平成6年に制定しました広陵町職員勤務評定規定に基づき実施しております。このほか3級の試験、4級試験など昇格試験を行うとともに、部課長につきましては、人事選考委員会より厳格なる選考等を行っており、横並び、年功序列型にならないよう極力努めているところであります。このように評定の結果により職員の資質や能力等を評定した上で、昇格や人事異動に反映させてきたところでありますが、社会経済構造が成長の時代から成熟の時代へと転換し、組織や給与の総枠が拡大する時代が終わりを迎えております。また、職員の高齢化が進行する一方で、厳しい財政状況を背景に行財政改革の推進、定員管理や給与の適正化が課題であります。よって、町では職員の処遇をより厳格に行うため、また地方分権の実施によりその担い手となる有能な人材を育成する観点からも、新たな人事管理の制度と評価システムの整備、充実が必要と考えております。人が人を評定する勤務評定にはすべての人から100%満足を得ることは難しい面がありますが、現在職員の意欲と資質の向上を図ることを目的として、人材育成と公平、公正性に重点を置いた、頑張った者が評価される新しい勤務評定制度を導入すべく鋭意研究しているところであります。

次は最後の4番目でございます。時代に即応した子供の健全育成を図る新法が成立し、この取り組みについてのご質問でございます。

答弁として、昨年度就学前の児童数1,300人及び小学生1,300人を無作為抽出し、その保護者に対しアンケート調査を実施いたしており、有効回答数は就学前が735人で回収率56.5%、小学生が634人で回収率が48.8%、合計1,369人で回収率52.7%という結果となっております。なお、このアンケート調査の結果をもとに、本年度において行動計画の策定を行うための予算措置を行っており、現在委託業務発注のための事務手続中であります。今後ニーズの量の推計等に必要な町内関係課のヒアリングにあわせ、行動計画策定のための専門的な知識、経験を有する方や子育て支援活動団体の代表者による委員会の設置を予定しております。なお、次世代育成支援対策地域協議会の設置につきましては、行動計画策定の中で検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 質問事項1番、期日前投票制度について山田議員よりご質問いただいております。それでは、答弁させていただきたいと思っております。

私は、先ほど町長がおっしゃっていただきましたように、広陵町選挙管理委員会の事務局長を兼ねておりますので、私から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

ご質問にもありましたように、期日前投票制度について、平成15年12月1日より施行され、選挙期日前の投票手続が大幅に簡素化され、投票しやすくなりました。期日前投票は、選挙期日における投票と同じく、確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じであり、昨年の12月議会で新たに期日前投票者の管理者及び立会人の報酬日額を可決していただいたところでございます。投票立会人の確保につきましては、どこの市町村も大変苦慮しているとお聞きいたしております。本町では、選挙期日の投票所での立ち会いを原則として地元の民生委員さんをお願いをいたしております。ご質問にありました期日前投票所の立ち会いにつきましては、公正、公平を確保するとともに、選挙に対する関心や親しみのある投票所づくりのため、ご提案いただいたシルバーや若者の活用を選挙管理委員会で協議させていただきたいと思っております。

次に、郵便等による不在者投票制度につきましては、体に重度の障害のある方を対象とした不在者投票制度でございますが、公職選挙法の一部が改正され、対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が新たに創設され、本年3月1日から施行されております。改正内容でございますが、両下肢、体幹、移動機能障害の1級、2級、心臓、腎臓、呼吸器などの障害1級または3級の身体障害者手帳を持っている方などが対象でございましたが、新たに介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている方も対象となりました。対象になっておりますのは4月末現在で、要介護5は66人でございます。

また、郵便等投票対象者のうち、上肢もしくは視覚の障害が1級の方は代理記載人を指定して代理記載による投票ができることとなりました。また、投票に先立ち、郵便等投票証明書の交付を選挙管理委員会、広陵町でございますが、広陵町選挙管理委員会へ申請していただく必要がございます。詳しくは総務省からのパンフレット等がございますので、申し出があればお渡しさせていただきます。以上で答弁終わらせていただきます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** どうもありがとうございます。では、1つ目の期日前投票制度について、今総務部長から答弁をいただきました。後日の選挙管理委員会等で今私が壇上でこの提案させていただいたことを含めて前向きに検討していただくという答えをいただきましたので、感謝申し上げたいと思っております。やはりこうした期日前投票、立会人が1人から2人になる法改正もできました。それによって若者がこの選挙に関心持ってもらうためにも一つは使ってみてはどうかということ、それからシルバーの人材の方、こうした方を使ってもらうのもいいのではないかと。また、職員と併用してそして使っていただくこの3つの方法があるのかなと思

っています。私は金銭的に計算もしてまいりましたけれども、やはりシルバーとか他の人を使って、絡ませてこの期日前投票をした方が安く上がるのではないかと考えております。やはり国からいただいたというから全部使おうかというのじゃなくして、もう少し広く浅くこの選挙においても関心を持ってもらうためにも、こうした立会人制度を1人から2人になりましたから、どうか広く公募されるなり、またそれは選挙管理委員会の方にお任せしますけれども、前向きに検討していただければ結構かなと思っていますので、よろしく願いいたします。

では、2つ目に移りたいと思います。今町長の答弁にありましたように、今後国の制度と制度の改正をあわせてその動向を見ると、それも私はいいいとは思っています。やはり地方分権一つとして、やはりこうした地方から発信したものを国に動かすという方法もあっていいのかなと思っています。私は先日この性同一性障害者を持つAさんの話を聞く機会がありました。当事者としての悩みと政治への期待を話しておられたのであります。Aさんは役所の窓口で、また選挙の本人確認の際などにつらい思いをし、市長への手紙等で改善を働きかけてきたと。その結果、その市は申請等の不要な性別欄を削除した。小さな声でありますけれども、やはりそうした声をこの行政、何も広陵町においても下にあるあの印鑑登録証明書においても男女の記載があるわけですけれども、やはりそれがあってもなくてもそんなに大きな支障はないのかなとは私自身も思っておりますけれども、やはりこうした性同一性障害者を持つ人にとっては非常に大変悩み深い問題ではないかなと思っていますのであります。Aさんは個人人格を尊重し合い、多様な生き方が受け入れられる社会の実現を政治に期待していますと言われておられました。平岡町長も人にやさしい、人がやさしいまちづくりをスローガンに掲げて今日までやられてきたわけでありますから、こうしたことを具体的に目に見える形で、こういう一つの例ではありますけれども、実現してほしいと願っておりますけれども、もう一度お尋ねしたいと思っています。

議 長 町長！

町 長 再度の質問でございますが、今Aさんという特別に性同一障害をお持ちの人の悩みを訴えをいただいたところでございまして、当事者としての悩み、また政治への期待というところもございました。小さな声を行政に反映する、役所はそれを取り組むということも大事だと思っております。私どもは過日の管理職の会議でもこのことを篤と協議をしてきたところでございまして、一体こうした悩みを持つ人は広陵町にどのぐらいおるのかどうか、こんなことも確認をし合ったところでございます。性同一性障害の悩みのある人は広陵町にはおられ

ないということですが、申し出のないということでありましょう。小さい声をしっかりと行政に反映するように前向きに取り組みをいたしているところですので、職員すべて、今山田議員の質問もちゃんと聞いておりますので、それぞれの分野で頑張っているものとの期待をいたしているところですのでございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** そうした少しの小さな声を行政に反映させていただければ大きく広がるのではないかなと思っていますので、どうか前向きに研究していただきたいと思っています。

それから、3番目の広陵町の勤務評定制度の導入であります。やはり人が人を評定するのは難しい、もうこれは当然であります。民間企業であれば売り上げが、営業成績があればそれに評価してあげると、それがこの民間企業の一つのことですけれども、こうした役所においては、本当に人が人を評価するのは難しい。こうした勤務実績による評定制度については、制度の有効性、必要性は十分にわかっておるわけですが、いざ実施になると足踏みしてしまう。これは全国のどの自治体にも言えると思うわけです。公務職場では複合的業務を共同で行っているため、能力や実績、成果等の数値化が難しいという理由などで取り入れるのは難しいという声もあるわけです。しかし、公務員と民間企業という違いがあっても、組織としての成果を求める点は同じではないかなと思っています。今後官民を問わず勤務評定制度の備えが必要になるはずであります。職員の意識改革、資質向上のため、公務職場でも勤務実績を公平、公正に評価し、それを給与、昇進等に反映させるべきだと私は思っておりますが、その点はどうか。

それから、業務内容が複雑化、高度化した今後の自治体において、公務員の適材適所の必要性が高まっているのであります。適材適所とは何ぞやと、公務の役職、ポストにおいて求める能力や経歴、適性などを満たした職員を配置することなのであります。広陵町における人事異動のときには、1つは職員の専門性や能力について配慮しているのか、2つは職員の希望について配慮しているのかの点をお尋ねするわけです。1つは十分に配慮している、口は少し配慮している、余り配慮していない、それからほとんど配慮していない、その他と、こう5つの段階で分けるならば、1つの職員の専門性の能力について配慮しているのか、2つ目、職員の希望について配慮しているのか、これについてお答えいただきたいと思えます。

**議 長** 助役！

**助 役** まず、職員の専門性についての人事異動における配慮でございますが、これはでき

る限り配慮しているつもりでございます。しかしながら、これがすべてということではございませんが、できるだけ専門性あるいは特性を生かすよう人事異動で反映しているところがございます。

それから、職員の希望でございますが、表立って職員の希望を導入するという制度はとっておりません。しかしながら、何となくの状況を常に見ておきまして、その中からここでは合わないのではないかと、そういうふうな雰囲気をつかんでの人事異動はございますということでございます。ただ、職員の希望をとっているか、とっていないかということでしたら、とっていないという回答でございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 3回目の質問に入るわけではありますが、今助役の言われましたように、その場その場で専門的なものを考慮し、そして人事異動に役立てるということを聞かせていただきましたが、やはり職員の専門性や能力に配慮しているかとの今の質問に対して、まあ十分配慮しているとは言いがたいのかなど。また、コンピューターやパソコンの専門知識を持っている者はいいわけでありますけれども、やはりこれという専門性の能力を持たない職員については、希望なりをとってみたい、アンケート調査も必要ではないかと思っているのであります。そうしないと、なかなか適材適所の人事異動は難しいのではないかと。公務員における適材適所はなぜ必要かということ、それは1つは公務の多様化、高度化への対応であるわけがあります。それは専門性の向上が必然的に求められているということ。2つは、定数削減への対応であると。定数が減っても以前と変わらない業務水準を保つためには、各役割、ポストに適した職員を配置することで能力を発揮させ、業務効率を上げていくことが不可欠であるということ。それから3つ目は、職員の勤務意欲の維持向上であるわけであり、恣意的な人事配置は時として職員の勤務意欲を減退させ、悪い場合にはうつ病になってしまったり、長期欠席、休暇になってしまうおそれもあるということを指摘したいというのであります。こうした勤務評定制度は、能力、実績に基づく人事管理の根幹であるわけであり、今後国の制度の改革、能力等級制度の導入、給与制度の改革、新たな評価制度の導入を柱とする新しい人事管理システムの動向も国ではあるようであり、またそれもこの自治体でもその動向を見きわめてやられる必要もあるのではないかと。一層職員の意識改革が図れる仕組みづくりに努力をしてもらいたいと思っております。答弁にもありましたように、人材育成と公平、公正性を重点に置いた頑張った者が評価される新しい勤務評定制度を導入すべく研究するとあったのであります。時代に合った適材適所の人材配置で、町民に対するサービスを行っても



りたいと思っておりますので、もう一度お答えいただきたいと思っています。

**議 長 町長！**

**町 長** 私から答えたいと思います。今職員の意識改革が大事だとおっしゃっておられます。まさに私どもはそのような気持ちで職員にいつも指導をしているところでございます。ただ単に能力を伸ばす、しっかり汗水を流して知恵を出して頑張ってくれと言うだけではだめでございます。町の職員として選ばれた私、今思いを変える、これが私大事だと思っています。広陵町のために仕事をさせてもらっている、そういう感謝の気持ちが自然と人に優しい対応をしてくれるものと期待をしているところでございます。職員のさらなる意識改革に努めてまいりますので、どうぞよろしくこれからもご指導をいただきたいと思っています。

**議 長 1番議員！**

**1番議員** では、4番目の次世代育成支援対策推進法が成立してであります。先ほどアンケート調査等も述べられました。発表されました。やはり例えばこの1,300人に無作為抽出してやられたと、そして回答数は735人で回収率が56.5%、小学生が634人で回収率が48.8%、合計1,369人、こうしたアンケートをされたわけでありまして、やはり就学前、小学生を対象にされたら、これは何を目的にこの次世代育成支援対策法にのってこのアンケートをもちろんやられているわけでありまして、この目的は何を重点的に置いたアンケート調査だったのか、それをひとつ説明していただきたいと思っています。

次世代育成支援対策推進法は、急速に進む少子化の現状を踏まえ、子供を安心して産み育てられる社会に向け環境整備を図ることが目的であります。今こそ知恵を競い合い、それぞれの地域、企業の課題を踏まえた実効性の高い支援策を期待しているのであります。ですから、もちろんこうした広陵町の特色あるこの次世代育成支援対策推進するためにこのアンケート調査をまずはスタートとして、そこから広がるわけでありまして、もう一度言います。このアンケート調査、行動計画をつくろうとしてこのアンケート調査をやられたわけでありまして、そのポイントはどこにあるのか、教えていただきたいと思っています。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この計画につきましては、行動計画の地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保など、目標と目標達成のための措置の内容を調査して実施していきたいというふうなことで実施したわけでございます。住民からの声も一応はこのアンケートで聞いておるわけでございますが、それ以上にまだアンケートの中

では出ていない声も聞いて行動計画の策定をしていきたいと、このようには思っておるわけ  
でございます。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 今この法律ができて、厚生労働省は全国の53の市町村においてこの先取りした  
こういうモデル地域をつくって、53の市町村にこの行動計画案の中から、やはり特色あ  
る事業例を先日まとめて発表しているわけであります。その例を言うてみますと、例えば1  
00万都市の札幌市では、保育所待機児童を解消するため、今度ことしから3年計画で1,  
500人の定員増に努めると。埼玉県の新座市は集いの広場を中学校校区に1カ所、将来的  
に小学校区に1カ所の設置を目指す。長野県佐久市は、全小学校校区に設置されている児  
童館を小学生が来館しない午前中、就学前の児童、保護者に開放すると。そのほか育児教室  
の参加者を対象とした楽々子育てメーリングリスト事業、福島県の喜多方市、高齢者による  
子育て応援隊の設立、こうした高齢者による子育ての応援隊の設立、お父さんのための子育  
て手帳の配布、茨城県水戸市、男性トイレへのベビーベッドの整備、長崎県佐世保市、など  
ユニークなこうした事業が紹介されているようであります。今部長が答えていただきました  
広陵町においてもアンケートをやったと。こうしたものが見えているとおっしゃいましたけ  
れども、今実例を出しましたけれども、じゃ広陵町においては今何を重点的にされようとし  
ているのかお尋ねしておきたいと思っております。

それから、下げどまらぬ出生率や家庭に広がる子育ての負担感、不安感、深刻な児童虐待  
などに象徴されるように、子供と家庭をめぐる環境は危機的状況にあるのではないかと。今日  
の長崎県の佐世保市のあの小学生の事件、虐待、もういろんなところであれもこれもと、今  
あったのと、もうすぐ忘れとん、次の事件が起きるといような、こうした時代になつて  
わけであります。そうした子供と家庭をめぐる環境は危機的状況にあるのではないかと。自治  
体を含め町民も次世代育成のために何ができるかを真剣に問い、行動していかななくてはなら  
ないときが来ているのではないかと。幸いにして、こうした次世代育成支援対策推進法が今  
年度中に広陵町における行動計画の策定に向かっていんなもので進んでいるわけでありま  
すから、広陵町からはあつたつまらないニュースが出ないように頑張りたいと思ってい  
ますし、そのためにもこうした制度を利用して、そしてこの協議会等も今はメンバーは発表  
はできないという答弁もありましたけれども、この協議会の対象者はどんな人にしてもら  
うかという答弁もありましたけれども、やはり真剣に子育て、この地域の発展のために頑張  
ってみたいと思っておりますので、もう一度部長の方からでも結構です。町長の方からもこ

の次世代育成支援対策推進法に絡んでの決意なり、お願い申し上げます。以上です。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** まず、子育ての支援の策定委員会というものは近々設置をしたいと、このように考えております。7月上旬には第1回の会議を開催したいと。このメンバーにつきましては、各種議会の代表とかいろいろな地域の代表の方、そういう方、学識経験者、特に本町の場合には大学が畿央大学ございます。保育学科もありますので、そういう先生も参加していただきたい。それから、住民参加としては、やはり町長も申しましたように、子育て支援の活動団体、ボランティア団体が本町にもございます。そういう方の代表からご意見もいただきたいというようなことで、またいろいろ広報とも、ホームページ、そういうのもございますので、これについては策定委員会の中で協議をしながら住民の皆様にお知らせして、そして住民の声を聞かさせていただくというふうなことで考えておるわけでございます。実際にやっていく場合は非常にたくさんの項目がございます。今議員さんもおっしゃいましたように、先行的に53の自治体がやっております。奈良県でも橿原市が先行の自治体でやられました。そういう資料も県の方から配付されるということでございます。そういうことも十分に見据えて、広陵町に即した子育ての支援の施策を構築していきたいと、このように思っております。非常に項目もございまして、それから目標数値、これも財政的な問題、特に国の財政支援、財源確保もお願いしていかなければならないと、このようにも思っておるわけでございますので、住民の声は十分に反映して、いい施策、要するに安心して出産でき、子育てができる実感を持てるような、サポートできるような支援をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、乾君の発言を許します。

**10番議員** 議長のお許しをいただきまして一般質問いたします。10番、1年生議員の乾浩之です。4月下旬から5月下旬までの間に町当局及び関係各位からちょうだいいたしました説明資料、3月定例会会議録や議員必携等を一読しての低次元の質問となります。お聞き苦しい点多く出てくると思いますが、何とぞご容赦ください。3つの項目で合計12点の質問を通告しておきました。

それでは、1項目めの地元業者育成のための改善策についてに関しての5つの質問は、公共事業に大いに関連するものであり、中でもちまたの不評芳しくない談合についての悪認識を払拭するための基本を研究したいためのものです。そもそも公共事業は道路、下水道、公

共施設、社会資本整備のために行われ、各種の内需を引き起こす景気浮揚効果があるとされてきましたが、平成不況に入り、景気回復の効果が出にくくなっていますのに、巨額の費用で公共事業が続けられている地方もあります。これは公共事業が政・官・業癒着、既得権益の温床ともなり、談合が日本の経済に深く食い込んでおり、公共事業、官公庁施設、備品受注の少なからぬ部分で行われていると言われていています。そこで、平成14年7月に政府、自治体などの担当職員が受注業者を割り振ることを禁止する官製談合防止法が成立しています。今まで述べました事柄は公共事業関連の一般論でありまして、私は必要性、安全性、緊急性の強度なものから公共事業推進論者の一人です。

先日、16年度の施政方針29ページの百済赤部線道路両側への歩道設置云々に感動いたしました。この事業の推進をお願いします。なお、県道田原本線道路についてですが、広陵東小学校前の交通量も増加していますし、町内の随一の重要文化財百済寺もあります。百済地区活性化のためにも歩道整備、そして道路拡張など推進していただけたならば、地区住民の喜びはひとしお大きいと存じます。一日も早く地域住民の安全確保のため事業推進をお願い申し上げます。できましたら、これらの事業を具体例として通告しました1、指定事業者選定の基準は、2、町の競争入札などのシステムは、3、申告内容と実態とギャップの発見時の対応の3点をご答弁していただければ私にとって競争入札の基本学習にもなり、感謝いたします。

4点目の地元業者の過去4年間の落札実績については、業種も多岐にわたっていることでもあり、また事業の種類やランク別資料作成機関など、種々の要素があると思っていますので、ご答弁の方は概量でも了承いたします。

5点目の住宅リフォームなどの助成額の有無についてですが、4月23日の議員研修会でちょうどいたしました参考資料の一つに、住宅リフォーム助成がありました。私は地元業者育成のための一施策として良策と思い、一般質問の5点目と通告しました。しかし、月末になってから、第1回定例会議会議録が届きまして一読しました。ご答弁も了解いたしました。したがって、リフォーム助成策以外に地元業者育成のための方策をあるなしを質問いたします。

次に、2つ目の項目、平成の大合併について3点質問いたします。

150年前の1889年、明治22年に市町村制の施行によって7万もの数が1万5,000ほどになった明治の大合併、そして51年前の昭和28年には町村合併推進法で約4,000の市町村になった昭和の大合併、それに続いて平成11年からは平成の大合併と呼ば

れる市町村の改編が進んでいます。政府は財政優遇措置などで合併後1,000自治体を目指していましたが、自治体の対応はさまざまで、結局2,000ほどの市町村数になると見られています。構造改革の柱となる合併特例債の発行、合併後10年間の地方交付税額保障などの合併優遇策が盛り込まれています。なお、時限立法の合併特例法の期限切れが来年3月末に迫る中、財源の多くを国に頼まざるを得ない自治体で合併を検討する動きも加速しています。なお、合併の背景としては、車社会になり、生活圏の拡大、情報通信手段の発達等で、従来の地域構造が大きく変化したこと、国、地方、財政危機を乗り越えること、及び地方分権が推進されてきていることなどが考えられます。

以上のように市町村合併について総論的に述べましたが、通告した3点につき質問いたしますので、現時点のご答弁をお願いします。

合併問題研究会及び合併問題50人会議のその後の進捗について。

2、周辺自治体との情報交換並びに協議の状況について。

合併推進途上で合併可否を問うため住民投票実施の考えの有無について。

次に、3項目めの行政改革推進のための施策について4点質問させていただきますが、その初めに、地方自治体の財政が危機的な状況に陥っていることは、長引く景気低迷による地方税収の落ち込みと、税源、景気対策のため地方債の増加が影響していると言われてい

ます。6月1日新聞報道によれば、谷垣財務大臣は1日の閣議後の記者会見で、国と地方の税財政を見直す三位一体改革をめぐり、小泉首相が2005年、2006年度に3兆円の税源移譲を示したことについて、税源移譲に見合う補助金改革は3兆円ということではないだろうかと述べた。3兆円の税源移譲を実施する場合は、補助金削減額をふやす方針を示し、総務省を牽制したものだ。三位一体改革で政府は2004年、2006年度の3年間で4兆円の補助金削減を行う方針を決め、本年度予算は約1兆円の補助金を削減した。首相は指示どおり3兆円の税源移譲を行うと、2005年、2006年度で残り3兆円の補助金を削減しても地方財政はスリム化は進まないことになる。谷垣財務大臣はこの点について、地方と国の財政両方のスリム化が必要なのは変わっていない、補助金を削減した場合、地方その事業が必要かどうか吟味してもらわなければならないと述べ、削減した補助金と同額の全額は移譲しない方針を強調した。以上のように報道されました。また、2日後の6月3日には「税源移譲3兆円、総務、財務大臣の合意」の3段見出し、そしてことし秋の経済財政諮問会議の集中審議までに、全国知事会など地方団体から削減する補助金項目を提案させる方針だとの記事、国と地方の歳出で、地方が約60%の支出を行って、地方財政の規模は大きい、特に道

路、都市計画、施設等生活基盤整備の推進、小・中学校の教育振興、高齢者対策等社会福祉増進など、国民生活に密接関連する行政分野においては大きな部分を地方公共団体が担っています。今後厳しい社会情勢のもと、多様化する社会、少子・高齢社会の進行により行政需要はますます増大すると思われています。また、抜本的な行財政改革の断行なくして財政は健全化はあり得ないと思います。私といたしましても、不要、不急、惰性的、形骸化しているものについてはメスを入れるとともに、使用料、手数料の値上げ、施設運営管理の見直し、補助金、負担金の見直し、建設事業の重点的配分などに検討を加えてもらえたらと思います。

総務省が平成13年7月時点で調査を行いました全国の地方公共団体における行政評価の取り組み状況によりますと、43都府県で12政令都市で56%の1,809市町村で既に導入、また試行中及び検討が行われていると判明しています。行政評価システムは、施策、事務事業を客観的に評価することによって施策等への適切な反映を図るとともに、評価を公表することによって町民に対する行政の説明責任、債務を果たそうとするもので、平成13年に法制化されています。

以上、行財政改革に関しての記事報道を交えて所感を述べましたが、通告いたしました行財政改革についての初歩的な質問4点をいたします。

地方財政の健全さを図る指標、一般財源に占める人件費の割合、一般財源に占める公債費の割合、行政評価システムの段階的導入。

以上で3項目、12点の質問をさせていただきました。何とぞ1年生議員にもよく理解できるようにご答弁申し上げまして、壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 乾議員のご質問にお答えをしたいと思います。1年生議員とおっしゃってご質問をいただきましたが、なかなか手厳しいご質問でございます。

まず、初めの地元業者育成のための改善策でございまして、官製談合防止とか競争入札の基本学習をするんだというふうなことでございます。順を追ってご説明を申し上げます。

1番には5つの分類がなされておられます。

まず、町指定業者の選定の基準でございまして、指名願が出されている町内業者の中からそれぞれ格付を行い、その工事の規模とランクに合った業者を選んでいます。また、地元、その大字もしくは自治会に限りますが、これを地元と言っております。地元の上位のランクの業者を指名する場合があります。

2番目の町の競争入札などのシステムでございますが、土木建築業者については指名競争入札を原則としています。測量や設計などの委託業務については、既に昨年から郵便入札を施行しています。指名するランクについては、A1、A2、B、C、Dのランクがあり、工事の規模により区別しています。将来はすべての入札について、郵便入札はもちろんのこと、電子入札も考えています。

3番目の申告内容と実態とのギャップ発見時の対応ということでございますが、指名願の内容とギャップについては、特に現場代理人が常駐しているかについて職員の監督員が常にチェックし、工事の指名の判断基準にしています。それとは別に、指名願の申請の中に虚偽の申請があった場合は、指名停止等の措置を行うことになっています。

次、4番目の地元業者の過去4年間の落札実績でございます。このことは事前に担当者から乾議員にお聞きをしましたので、その内容についてお答えをしたいと思います。国の規制緩和政策によりまして、平成10年度より資格要件を満たせば国内の業者は広陵町指定給水装置工事事業者として受けられることになりました。平成16年6月7日現在で、広陵町指定給水装置工事事業者は97業者で、町内は20業者であります。指定給水装置工事事業者の指定については、主任技術者の選任、機械器具など広陵町指定給水装置工事事業者規定第5条の指定基準を満足した申請者に対して、1カ月分をまとめて指定いたしております。また、広陵町排水設備指定工事店についてであります。現在86業者を指定してありまして、町内業者は22業者であります。指定を受けるための資格としては、奈良県内に営業所もしくは店舗を有していること、2番は専属の排水設備工事責任技術者を有していることなどの下水道条例に定める要件を満たし、町へ指定申請書を提出、資格審査に基づき毎年7月に指定工事店証の交付を行っております。そして、指定工事店としての業務であります。民有地などの宅地内における排水設備工事の新設、増設、改築であり、下水道本管に係る工事については従来より町へ指名願提出のある土木業者に工事発注しているものであります。

5番目の住宅リフォームなどの助成策の有無でございますが、住宅リフォームの助成につきましては、雇用対策や経済の波及効果、高齢者や障害者の支援、災害に強い住宅づくりなど、その効果は大きいと認識し、実施に向けて総事業費、財源、組織づくり等に努力しているところであります。この制度を含め町全体の産業を活性化するため、地域産業活性化事業を考えています。町全体が元気になるため、いろんな産業やそれぞれの年齢の方が生き生きと暮らせるまちづくりのためのプログラムを作成中でございます。その一環の事業として、住宅リフォームの助成制度として位置づけたいと考えています。

次に、平成の大合併についてのご質問でございます。

合併問題研究会は平成13年11月に町職員12名から成る自主研究グループとして発足し、合併先進地の視察や合併講演会、シンポジウムの参加を初め、市町村合併の研修研究を続けております。また、合併問題50人会議は、町民に対する公募により57名の方がご参加いただき、平成14年10月から12月まで3回の会議で貴重なご意見をいただいております。その後、これらのメンバーの方には平成16年2月の広陵町市町村合併を考える講演会参加を初め、市町村合併に関する各種情報の提供を心がけております。町としては、合併問題になお一層積極的に取り組むため、このほど企画財政部に市町村合併推進室を立ち上げております。

2番目の周辺自治体との情報交換、協議の状況でございます。3市3町、これは御所市と大和高田市、香芝市、新庄町、當麻町、広陵町の3市3町でございますが、葛城広域行政事務組合の会議の都度話し合いを続けてまいりましたが、新庄町、當麻町による本年10月の葛城市の発足で、これまで3市3町による葛城市構想は崩れたかの状況であります。しかし、合併特例期限に関係なく、この後残りの3市1町でいくか、あるいは葛城市を入れて4市1町にするか、今後の動向に注目をしているところでございます。なお、このほかに北葛城郡内3町や磯城郡3町なども周辺自治体の関係首長及び関係者と協議をしておりますが、今後とも本町として積極的な調査分析を続けていきたいと存じます。

住民投票でございますが、住民投票につきましては、機が熟したときは議会との十分な協議を行ってまいりたいと思っております。

最後の行財政改革推進のための施策についてお尋ねでございまして、国の動向も詳しくお述べをいただきました。また、多くの提案もいただいたところでございます。答弁は、長引く景気の低迷によりまして、国、地方を通じ依然として厳しい財政状況であります。特に、本年度は三位一体改革による大幅な交付税の削減が行われ、国庫補助負担金におきましても、削減に見合う十分な税源移譲がなされておらず、地方を取り巻く環境はなお一層厳しくなっております。こうしたことから本町においても、部長級による行財政改新プロジェクトを組織し、受益者負担の適正化、事務事業の根本からの見直しなど、積極的に行財政改革を図ってきたところであります。

さて、ご質問の地方財政の健全さを図る指標としましては、経常収支比率、起債制限比率などございますが、平成15年度決算については現在分析中ですので、14年度決算数値でご説明を申し上げたいと存じます。まず、財政の弾力化を示すと言われております経常収支



比率におきましては91.2%でございます。80%程度が適切と言われておりますので、財政状況は硬直化が進んでおり、税収あるいは交付税の減収に伴う要因もございますが、さらなる行財政改革が必要と考えております。また、起債制限比率につきましても、平成14年度、12.9%、平成15年度につきましては13.9%と見込んでいますが、年々上昇しており、一般的に高い団体とされている14%台に迫っている状況でございます。なお、ご質問の一般財源に占める公債費の割合、公債費負担比率は19%でございます。一般財源に占める人件費の割合については26.4%でございます。いずれも15年度決算数値については、いずれ決算カードとしてご報告を申し上げたいと存じます。

次に、行政評価システムにつきましては、成果重視の行政サービスの確立などを図るための行政手法の一つと認識をしており、現在鋭意研究しておるところでございます。今後も行財政改革の推進を図りながら、節度ある行財政運営を図ってまいりたいと存じます。以上のとおりでございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** ありがとうございます。早速ですけれども、地元業者育成のための改善策について、町指定業者選定の基準で町長の方からご答弁いただきまして、町内の業者がそれぞれ格付を行い、その工事の規模とランクに合った業者を選定するとのことですが、工事の規模は何段階に区分され、その基準は何をもってされてるんですかお聞きします。

**議 長** 1番の質問で項目4個ありますけれども、1番で1回したら1回になりますので、それで2回目ですのもう一回しかない、今もう少し聞きたいことがあれば続けて。

**10番議員** 町の競争入札システムは土木建築業者についての指名競争入札を原則としているのご答弁いただきましたが、原則から外れる場合はどんな入札ですか。

それとまた、落札方針にもいろいろあると思いますが、本町では落札方針はどんなものがあるかと。

それと、確認できませんが、本町では建設工事の請け負いの最低金額60%で同一落札の場合は、くじ引きで落札業者を決定すると聞いていましたけれども、役場にはいろんな優秀なスタッフもおられると思うのですが、私は地元優先で、そのくじ引きのときに地元優先ということを取り入れて採用したらどうかということと、それとN市では工事によって70から80%に最低金額が設定されているということを知っているんですけども、町の方も町側、業者側にもよいN市のようなことをされてはどうでしょうか。お願いします。

**議 長** 都市整備部長！

**都市整備部長** お答えいたします。資格審査会と指名業者選定会というのがございまして、私の方が資格審査の方の委員を副委員長をやっておりますので、まず資格の方の件をご説明いたしたいと思います。今乾議員の方からランクの中でどのようなランクの数があって、どのような金額で指名されてるかという最初にご質問があったと思います。その件についてであります。実は平成16年度から一部ランクを変更を考えております。まだ発表はしていませんが、今案としてお聞き願えればと思っております。今現在持っております案といたしましては、格付につきましては、A1、A2、B、CとDという5段階のランクがございまして、その中でもA1、A2、B、Cのランクにつきましては、A1の特と特でないものと、いわゆるA1の中でも格差をつけていく方針であります。A1につきましては、いわゆる国から県に共通して出されています経審点、いわゆる業者が持っている持ち点なんです。それは全国共通の持ち点なんです。それを参考にいたしまして、それぞれ点数の高いもの、またそれと加えまして、技術職員の人数が何人いるかという技術職員の数をポイント制にしまして、A1は何ポイント以上あるものと、経審点何点で技術者のポイントが何点持っている方という格付を行っております。それぞれの格付に合った金額の工事を配分することになります。金額そのものはいわゆるA1でございましたら、先ほど言いましたA1特のランクでございましたら、最低が1,5000万円、上が制限なしと、A1の特でないランクの人は1,000万円から5,000万円だというような幅を設けてランクの格付を行っております。同じようにB、A2、B、Cもそれぞれ金額を定めております。

それと、原則から外れる場合というのはどういうことがあるかというご質問でしたが、原則から外れる場合といいますのは、いわゆる指名競争入札をしないという場合であります。随意契約ということになるわけなんです。その内容につきましては、緊急やむを得ない場合、例えば道路が陥没して舗装面が大きく穴があいてると、今にも事故が起こりそうな場合とか、緊急を要して入札をしているいとまがないという場合については、速やかに工事を行いたいゆえに随意契約でとにかく早くやってくれという発注の方法をとっています。

あとの方式の分につきましては、指名の選定委員さんの方から説明させていただきます。

**議長** 長 助役！

**助役** 最低価格60%で何社か入札されたくじ引きになると、その場合に地元優先をすればというご提案でございまして、こういう入札等というのはまずは公平というのが原則になると思います。それから、地元という場合は、いろんな工事の規模によってはいわゆる県内業者、それから町内業者が入っている場合もありますし、また町内だけの業者間が何社か、

町内の業者がすべて入られて、それからいわゆる百済であり、南郷であり、馬見でありということもあろうかと思えます。このご提案については慎重に研究していきたいと、このように考えております。こういうことが可能かどうかも含めて研究いたします。以上です。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** ありがとうございます。それと、3番目の申告内容と実態のギャップの発生時の対応ですけども、現場代理人が常駐している場合はということは、設計技師のことですか。問題や苦情の処理の多い建設課の職員さんにはご苦勞を察知しますが、職員の監督員のチェックの役目もまことにご苦勞さまです。なお、虚偽の申請のあった場合は、チェックされる重要項目にはどんなものがありますか。また、指名停止以外の措置にはどんなものがありますか。よろしくをお願いします。

**議 長** これ乾議員、質問事項1でこれ3回目、これ最後ですが、こんでよろしいですね。

(10番議員「はい。」) 都市整備部長！

**都市整備部長** お答えいたします。技術職員とはどういうものであるかというご質問だったと思うんですけども、いわゆるこちらで言います技術職員の方とは、土木でありますと1級土木施工管理技師の1級の資格を持っている方、並びに同じく2級の土木施工管理技師を持っておられる方、それともう一つ、その他の技術職員というお方がおられます。その他と申しますのは、経験年数10年以上を経た人がその他として技術職員として登録されています。それぞれ1級の方は町の場合でいきますと、これからやる格付でいきますと2ポイント、2級の方は1ポイント、その他の方は0.5ポイントというふうにポイント制をとりたく。例えて言いますと、2の特の方は4点以上のポイントを持って経審点800点以上でなければいけませんという資格でございます。

それと、虚偽の申請の場合はどういう場合かというご質問だったと思うんですけども、まずこの16年度から行います新しいランクの設定に向けての説明会を全業者を集まっていたで説明会をいたしたいと思えます。ことしからこういう制度でやりますということをお皆さんの前でご説明させていただきたいというふうに思っております。その中で、いわゆる虚偽の申請といいますか、職員の数につきましても、その方が本当に会社であれば社員であるか、個人であれば従業員の方であるかというのを証明するために保険証の提示等を求めます。それにつきましてもは年に1度ぐらいは再チェックという形になると思えます。それと、改めて滞納がないかどうかの証明書を出させていただきます。それによって、指名願上げるときにそういう証明はあるんですけども、改めていただくということになるかなというふうに思

います。それで完全に自分とこの社員並びに従業員だということで仕事をしていただくと。それによって議員のおっしゃる虚偽の申請の方がいなくなるのではないかなという思いもしております。これから発表してからはいろいろのことがあるとは思いますが、正当な業者が正当な仕事をしていただくという基本姿勢を持っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** ありがとうございます。次には平成の大合併についてですけれども、合併問題研究会及び合併問題50人会議のその後の進捗について、研究会及び50人会の設置時に何年何月までに結論的なものを出してほしいとの要請はなかったのかどうかと、周辺自治体との情報交換並びに協議の状況について、具体的にどの自治体と協議されたことがありましたか。

それと、あと一年もないのに、せめて年末までの予定表というのがないかとか、合併を問うため住民投票の実施の有無についてですけれども、本年度の施策方針の中に、これからも合併問題特例期限にこだわりなくと書いてありましたが、町長の方なぜこだわらなくてよいのかを聞きたいのと、優遇策などに利用しない場合の財源や行財政に十分な自信をお持ちですか。よろしくお願ひします。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** まず、1番目の合併問題研究会と合併問題50人会議のことですが、これはまず合併問題研究会につきましては、職員の研究会でありまして、特に何年までにどうするという具体的なものは決めておりません。近隣の市町村の動向とか国の動向を絶えず研究しまして、その状況を見守り、町の四役にその内容を報告するというものでございます。また、合併問題50人会議につきましては、結論をどうこうではなしに、皆さんのご意見をお聞きするということでの会議で開催させていただきました。

それから、具体的にどの自治体と情報交換、協議をしたかということでございますが、町長が申しましたように、3市3町の自治体以外で田原本町、磯城郡3町と協議をしております。また、周辺のそれ以外の河合、上牧、王寺につきましても、いろんな会合とかで首長が会いますので、その都度またいろんな面で情報交換等しております。

それから、今後の年末までの予定ということでございますが、先ほどの町長の答弁の中で、合併問題推進室というのを企画財政部の中でつくりましたので、その推進室の活動としまして、近隣の自治体との状況の分析の研究を進めていきたいと思っております。あした10日の日に西和の合併の協議会がありますので、まずその合併協議会の傍聴に職員が参る予定

をしております。

それから、合併期限にこだわらなくてもよいのかということでございますが、もちろん合併特例期限は意識しておりますが、合併を決めるまでには大分時間がかかります。いろんな事務的な作業も含めまして最低でも2年程度かかりますので、今のこのままでいきますとしてもその合併特例期限には間に合わないものと感じておりますので、そういうふうな表現をさせていただきました。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 今乾議員から合併について町の財政が持ちこたえるだけの意気込みがあるかどうかということもお尋ねをいただきました。基本的には私は合併を進めるという姿勢をとっておりますので、企画財政部に推進室を置いているのもそのとおりでございます。しかし、私が幾ら合併を進めると言っても相手があることでございまして、相手はその気になってもらわなくては進めないのでございます。今私どもの町では、合併を対象にしているところは数多くございます。特に、お答えをしましたように、3市3町の葛城市、これは一部事務組合等清掃の関係でも日ごろから広域行政をやっている町でございます。県がそのことを示している。また、香芝とは消防組合で香芝市と広陵とは一緒に広域処理をやっておるわけです。さらにまた、田原本と三宅、川西につきましては国保中央病院という一つの病院を運営をしている市町村でございます。また、北葛城郡6町というのもいろんなおつき合いをさせていただいて、職員の交流等もさせていただいているところでございます。これだけ合併をする場合の相手の自治体があるわけございまして、その自治体とどのように進めてるかということがいろんな自治体の動向を見させていただく。ある意味では広陵町は、うちの町と合併してほしいなということで、極端に言いや、高田市からも直接申し入れをされているのでありまして、いずれの皆さんにはわかりましたということでなくして、いろいろ対象自治体とは事務者の方で検討を急いでいただいているところでございまして、その都度いろんな協議をしている、町の意見を申し上げているというのが実態でございます。

合併をしなければそのまま広陵町はいけんのかどうか、こういうこともお尋ねをいただいているわけでございます。他の市町村から見てまいりますと、広陵町はいいな、奈良県は人口は減っているのに広陵町だけ伸び続けているのではないかと、吉野の方、また磯城郡やほかの町につきましては人口が減っておる、厳しい財政状況だと、このようにおっしゃっているわけございまして、広陵町は依然として真美ヶ丘といういい環境に恵まれた土地を持っているために多くの方がおいでをいただいているということはやっぱり伸び盛りだ、そのま

までも頑張れるのではないかというふうなご意見もいただきながら、またうちの町と合併してほしいという、そういう期待もいっぱいあるわけでございまして、これからは議員の皆さんとよくご相談を申し上げながら、お取り進めをいただきたいと思います。

この合併の期限が来年でございまして、もう今は決議をしなければ間に合わないという期限でございまして、合併する場合は3,000項目の市町村のすり合わせが必要でございまして、このことを今問われているのでございまして、期限にこだわらず合併を進める。国の言うのは、いつまでやれば認めますよ、交付税を与えます、また合併特例債を出します、これは借金なんですね。今テレビ、新聞紙上でもとやかく言われておりますが、合併して工事をふやしているようではまた借金をふやしている、そんな意見もあるわけでございまして、合併して新しい庁舎を建てる、こんなことも起こるわけですが、これに対して住民の批判も起こっておるのでございまして、合併して経費の節約を果たしながら、住民の皆さんにメリットのあるそんな合併を目指しているところでございまして、いろいろとまた議員各位とご相談を申し上げて、協議を進めてまいりたいと、そのように思っています。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** それでは、今後合併を進めるに当たって、3市1町または4市1町の場合はどうのような協議会をこしらえるつもりですか、町長。

**議 長** 町長！

**町 長** 今私お答えも申し上げましたとおり、3市3町ということでございまして、香芝市の市長さんも先日再選をいただきました。御所の市長さんも再選をいただきました。これからは高田、御所、香芝がちゃんとした合併の姿勢を示していただくことがまた大きく動くと思います。私どもはこれらの人とは会議等で何度もお会いをしている、この際にもご協議をさせていただいているところでございまして、法に定められました合併協議会を設定する前の段階で事前に協議を進めさせていただいて、その協議内容についてはまた議会とご相談を申し上げて、新しい枠組みの合併協議会を立ち上げると、こういうスケジュールになるわけでございまして、今のところ立ち上げるまでにはいかない、前置きの事前協議の段階でございます。

**議 長** 10番議員！

**10番議員** ありがとうございます。そして、行財政改革推進のための施策についてですけども、いろんな話聞かせてもらいましてんけども、一般財源に占める人件費の割合で、本町の割合が26.4%とのご答弁で安心いたしました。したがって、本町の方も特別職や一般職、

その他の職の給与の方は下げなくてもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、今後行政需要が多くなっていますが、健全な町財政の確立を第一に考え、全職員と研修を重ねられて導入をしていくのをまたお願いします。

以上をもちまして10番乾浩之の一般質問を終わります。長時間ありがとうございました。

**議長** 長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(P.M. 3 : 46 休憩)

(P.M. 4 : 00 再開)

**議長** 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、山本悦雄君の発言を許します。

**8番議員** 議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。去年1年間は議長として質問することができませんでしたので、今回1年ぶりということでございます。

1点目は、税の滞納に対する質問でございます。

広陵町の住民税ほかすべての税において、私が議会議員になりましてから毎年毎年延滞額がふえ続けております。長引く不況で収入が落ち込み納税できない人もおられることは事実だと思います。しかし、資力、財力がありながら何らかの理由で納税されていない方々も多々あるように思われます。多くの住民の方々がきちんと納税していただいておりますが、その方々の中での話として、不公平感が広がっているのも事実であります。正直者がばかを見ているんじゃないかという感を持っておられるわけであります。税法及び町税条例においては、納期限を過ぎた納税に対しすべて延滞税を課すことになっております。国税においては特段の理由がない限り延滞税が課されております。しかし、本町においてはほとんど延滞税が課されておらないのが現実でございます。国税においては、滞納すれば納税者が延滞税ということで大損をするわけですが、本町では滞納した納税者が利息分を逆に得をするという実態であります。町税等の滞納者の中で、国税はきちんと納めていながら、住民税、町税等を納めていないこういう方も多々あるんじゃないかと思えます。私はそのように思えてならないわけでございます。

そこで、次の3点につき質問いたします。

1つ、現在延滞の減少を図るためどのような対応、対策をとっているのか。

2点目、滞納処理に対応する職員の法律知識及び話し合いによる徴収技術、これらの能力アップ、レベルアップはどのようになされているのか。

3点目、延滞税がほとんど徴収されていないが、その根拠と理由。

以上、3点であります。

次に、広陵町では来年そのままいきますと大問題になるだろうという現清掃センター閉鎖後から新清掃センター稼働までのごみ処理について質問いたします。

新清掃センター建設に向け、町長、助役を初め担当職員の皆様には日夜頑張ってくださいとあります。大変ありがたいことだと感謝いたしている次第でございます。また、基本合意いただきました地元古寺地区、周辺地域の大字中の皆様、ありがたく厚く御礼申し上げる次第でございます。そして、現在協議をいただいております広瀬、百済地区の皆様には大変ご心労をおかけいたしておるわけでございますが、一日も早いご協議が調いますことを心から念じている次第でございます。

さて、現清掃センターの操業期限が来年6月末に迫ってまいりました。しかし、新清掃センター稼働がそれまでに間に合わないことははっきりといたしております。その間のごみ処理をどうするのか、町民の皆様も大変不安に思っておられるところでございます。町当局も対策室を立ち上げ、いろいろな角度からご検討をいただいていることだと思っております。

それで、次の4点について質問いたします。

1、近隣自治体にお願い、その他いろいろなことを考えていただいておりますが、どのような処理策を考えておられるのか、水面下でやっておられることもあろうかと思えます。公表できる範囲で公表し、住民の皆様にも知らせていただいたらいいんじゃないかと、このように思いますので、ひとつこの点よろしく願いいたします。

2点目は、現在収集している全種類のごみの処理がその検討の中で、現在収集している全種類のごみの収集処理が可能なかどうか。

3番目は、どのぐらい減量しなくてはならない、減量は何もこういう事態になったからというわけではありませんが、よそでお願いするにしろ何にしろ大変厳しい僕は減量を余儀なくされると感じておるわけでございます。数値的にどのぐらいの線まで行かなくてはならないとお考えか、その点がありましたら具体的なものがありましたらお答え願いたい。またそして、減量のためにどういう施策をお考えなのか、この辺についてお考えをご答弁をお願いしたいと思えます。

最後に、ごみ非常事態になると私は思っております。町民の協力を得ると、住民全体でこのごみ問題は解決していかなくてはならない。この問題に住民エゴが入りますと大変難しい解決になっていくんじゃないかと、このように考えておりますので、その住民の皆さんに協



力を得るためには、町の方針というものを常々周知していかななくてはならないんじゃないかと、このように思っておりますので、どのように町民の皆様はこの事態を知らせていくのか、その辺のことについてひとつご答弁をお願いいたしたいと思います。

以上、2項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 山本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、税の滞納に対する取り組み及び対応ということでございます。

資力ある人、財力のある人が滞納してるのではないかというふうなご意見もありましたし、国税と地方税の大損、大得といいますか、得をしているのではないかというふうな質問もございました。答弁といたしまして、現在行っている対応策についてでございますが、これまで滞納者に対しましては、督促状や催告状の送付及び徴収担当者によります戸別訪問を行い、さらに幹部職員による納税相談を実施してまいりました。今年度におきましても、4月末に第3次納税推進委員会を発足させ、係長級以上の職員114名で構成する納税推進委員による督促及び納税相談を行っております。今回は滞納額が大きくならないうちに完納していただくため、5万円程度の少額滞納者も含め取り組みを行っております。委員の皆さんの頑張りのおかげさまで、滞納者とコミュニケーションを図っていただき、よい成果を上げていただいているところでございます。

2番目の滞納整理に対する職員の法律知識でございますが、話し合いによる徴収技術の能力をどのようにして高めているかということでございます。法律知識につきましては、研修会への参加や職員個々の勉強により習得し、運用や徴収技術につきましては、県に対し指導をお願いしたり、マニュアルを提供していただくなどにより徴収職員としてのレベルアップを図っております。特に、平成14年度、15年度におきましては、高田県税事務所の主幹を本町に派遣いただき、納税交渉のノウハウや法的な手順について種々ご指導いただいたところでございます。

3番目の延滞金でございます。滞納すれば延滞金が加算されるのが当然でございます。税の公平確保という観点からも必要であると思っておりますが、延滞金は利率が高く、加算すれば本税がますます徴収しづらくなるというのが納税交渉の実情でございます。このため自主的に納付していただいている方もおられますが、納税交渉の場では本税の徴収を優先させるため、地方税法上各税目ごとに定められている延滞金の減免規定を適用するケースが多くなっているところでございます。

次に、清掃センターについてでございます。

現清掃センター閉鎖後から新清掃センター稼働までのごみ処理についてご心配をいただいております。我々も随分頭を痛めている、痛めているでなくして前向きに進めなくてはならないところでございます。処理方策につきましては、焼却処理は行わない姿勢の中で、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック、資源ごみ、リサイクル素材等すべての種類について民間委託方式や近隣市町村への依頼、中継地等も含め想定されるすべてのケースについて検討をしながら、現在ごみ処理方策をまとめているところでございます。

2番目の全種類のごみの処理は可能かとご質問でございます。現状の収集体制のサービス低下にならないよう努力する所存であります。変更を余儀なくされた場合につきましては、事前に住民の皆さんに周知理解を求めてまいりたいと思います。

3番目でございますが、どのくらいの減量を考えているかということでございます。とりわけ現在の各家庭で実施していただいている生ごみ堆肥化処理機、コンポスト、EM菌容器を利用した減量対策に対する助成金制度を推進するとともに、ごみ減量化を目指し、環境にやさしいまちづくりのお取り組みをいただける地区につきましては、生ごみ堆肥化処理機の導入等積極的に支援をしてまいりたいと考えています。学校でも実証していただき、大きな成果を上げていただいているところでございます。

また、減量化目標値につきましては、現時点でごみ減量等推進審議会において、平成13年10月に答申が出された減量化目標値20%と定められておりますが、さらに目標値を高める努力をしてまいりたいと存じます。

最後のごみ非常事態とのご指摘でございます。期限後の処理方策が定まった段階で、ごみ減量推進委員の皆さん方にもご協力をお願いしながら、町内各地域ごとに説明に出向き、ご理解を求めてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** それでは、2回目の質問をさせていただきます。

滞納額の延滞の分に延滞税を課せないのは、本税を優先するためだということですが、それが問題になってるんじゃないかと思うんですね。いつまでほうっといても延滞がかからないねんと、いつまででもほうっときますよ、人は、そうでしょう。大体私も農協時代二十何年間金貸しをやっておりまして、お金を返すのは利息の高いところからお金を返されますよ、大抵の人は。ただのどこ、親類とかいろんな個人から借りてただのどこは一番後回しになります。今役場はまさにそういう体制でやっておられるということなんですよ

ね。これ差し押さえとか等につきまして、固定資産税に係る部分でいいますと、373条、これは当然知っておられることだと思いますよね。督促状を出して10日間して納税がない場合は差し押さえをしなくてはならない。これが地方税法、固定資産税のところにあります税法なんですよね。ただ10日間ですよ、督促出して、それが1つで、3つ、ほかにもございますけど、この部分でいいましたらこれだけの厳しい税法になっておると。

それと、先ほど町長も、各税にあります。私も初めどこにあんのかなと思って探しましたんで、町長の当然あらんないかんはずやと、条例の中を読み倒したけどもないと、町長の減免のところがないと、条例の中に。本法の中にありまして、市町村長は納税者が前項の納税期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる、これを使ってほとんど減免されているんじゃないかということなんですけれども、このやむを得ない理由と、これが一番問題なんですよね。やむを得ない理由というのは、これは国税では物すごく厳しく制限されてると思います。そんな簡単に、いや払うてくれへんからその分構へんわというようなことではないと思います。まず、必ず延滞したらまず延滞税の納付通知が入ってきます。それが徴収できるかできないか、もうそれ以上取れない、国税といえども差し押さえする物件もないし何もない、取れないというときになったときに初めてそれが徴収不能という形で処理をするんであって、初めから延滞をもう免除すると、こういうことには国税の場合一切なっていないはずなんです。何遍もそういうことを私も農協時代には経験いたしております。だから、差し押さえはしないは、延滞税は課さないは、課して後どうしてもそれが徴収不能ということになりゃ、これは当然そこで徴収不能の形、これ税務署でも、免除やなしに、もう取れないということで処理するということなんです。この辺何かこの条項を町当局は勘違いされているんじゃないかということをおもうわけでございます。

それと、なぜこの延滞税について言うかといいますと、三位一体の改革で骨太の方針と、基本政策ということで3兆円の税源を地方へ移譲するということがこの間発表されたと思うんです。それはほんまの基本的な発表だけでありまして、どの税をどのように移譲するのかという具体的などはまだ一切示されておらない。その場合に、移譲していただく税が、例えばたばこ消費税のように、一括して向こうで徴収して、それをこっちへわつと移譲してくれるんならこれはいいわけなんです。しかし、所得税の税率を下げ、住民税の税率を上げて、そしてこの分を移譲しましょうというてもしこちらに徴収義務があるような税金をどんどんこう移譲されますと、その中でせつかく税を移譲していただいたかて、しっかり徴収

できなければ絵にかいたもちになってしまう。こういうことが起こり得る、三位一体改革の中でこういうことも起こり得るわけなんです。だから、こういう先ほど申しましたけども、職員の法律知識、本当に法律を一回、ここの職員であれば地方税法ぐらいいは全部目を通していただいていると思いますけれども、やはりそれと徴収に行く、皆さん行くんだったら、それとここの条例ぐらいいはやはり目を通して、管理職ぐらいいならやっぱり目を通してやっていただく。そうしないとレベルがアップしないと思うんですね。だから、それと話し合いの技術というのはこれはまた別の問題です。これは全く個人差がございます。能力差もございます。これはセールス技術とか同じことなんです。セールスでも人によって人の何倍ものセールス技術があつて成果を出される方もおられるし、いろいろあろうかと思うんです。これの方もやはりお互いそういうものが話し合つて、こういう場合にはこうあつた、こういう場合のときにはこうやつたらこううまく話し合いができたとかということを積極的にやはり鍛錬されなければ、この話し合いによる徴収ちゅうのも大変難しいことだと思つております。

そこで、先ほど申しましたように、やはり正直者がばかを見るという形になってはならないんです、税金については。だから、これは一度、そらそういう関係のどこへ問い合わせをいただいたら結構かなと思つますが、その町長のこの延滞金の減免に関する条項のやむを得ない理由というものはどういうものなのかということは、私は今のやつていることは、そのやむを得ぬ理由には入らないんじゃないかと。そうした場合には、これは町長の越権というか、ちょっと行き過ぎた行為になるおそれもありますので、ひとつこの辺につきまして十分事務当局でもご検討をお願いしたい。その点についてひとつ答弁の方をお願いしたいと思つます。

議 長 町長！

町 長 私は滞納者というやっぱり納税の義務を果たさないということは、一番これを悪い人だと思つてるんですね。窃盗とか傷害事件を起こした人は当事者だけの問題であります、税金を納めないという人はその町の人、また国税を納めない人は日本国民に迷惑をかけているんですから、大きな犯罪行為であるわけでごさいます、まして町税を納めない、おくれるということは町民の皆さんに悪いことをしているんですね。そういう人たちをきょうまで私が来るまでの間は滞納者を守つていたんです。それは滞納者の金額、滞納者の名前を徴収担当者しか教えないというのか、他の者はわからないんですね。そういう仕組みであつたのを私は全職員といひますか、管理職が滞納者リストを持つていただく、そのことをさせていただいたんです。ですから、役場の職員はすべての滞納者、滞納金額を承知しております。

これを今までは片方の課ではその人を絶賛している、片方は納税のために納めてくれと進めている。何かちぐはぐな行政をしております、私は公職には滞納者は一切つけないと、税金を納めてしっかり仕事をしていただいてから役所の仕事をしてくださいということをお願いしているんです。こういうことに切りかえました。ですから、役場へ来られて大きな声を叫ばれている人もありますが、滞納しておるといことが職員皆知ってるんですね。大きい顔をして物を言っておるといことになるわけでございまして、私はその人は決して滞納して得をしているというようには思っておりません。大きな精神的なマイナスを受けられているんだなど、かわいそうな人やなというようなそんな思いで私ども見ておりますし、職員も税金払ってから役場へ来てほしいと、物言っしてほしいと、そんな心意気でしゃべっていると思います。このように納税の意欲を一生懸命進めているわけでございまして、職員の関係する親類の人までも納めていただくように、このことも強く申しているところでございまして。また、私は悪質滞納者については差し押さえするようにと、強く張り紙をしてくれということをお言っています。きょうまでは滞納整理は差し押さえ処理はしておりませんでした。差し押さえ事前通告のみでございまして、するぞというおどしにもとれる文書でもございましたが、今は行っていただいております。今山本議員のおっしゃる延滞金でございますが、このことについては非常におくれて済まんと、遅くなったと、督促手数料も延滞金も合わせて納めると、こんな人も実はおられるんです。納めていただいて、口座から落とされている。また、直接納付をしていただける人には、いやみんなもらってませんのであなたには返すというわけにはいきませんので、実はかなりの件数の人が納めていただいております。今おっしゃるように、資力、財力のある人については、遅くなっただけ得やというような否めないこれは事実でございまして、何とかして本税を取り戻すと、本税を納めていただく。5年過ぎてそれを不納処分にとすという、税金を納めないで済むお方が何人かあったのでございまして、こういうことのないように、時効を中断してでも納めていただくように取り組んでいるところでございまして。おっしゃるように、特別の定めはその事項には該当しづらいのが実態でございますので、おっしゃるとおりでございます。よく我々もきょうのご意見を肝に銘じて考えてまいりたいと、そのように思います。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 非常にあっちこっち大変なことで、町の職員の皆さんも大変だと思いますねんけど、やはり行政は公平が一番ということ念頭に置いていただいて、やはり差し押さえも辞さずということでやっぱりやっていただきたいと。貯金とか預金の差し押さえについては簡単に

できるし、町長というのは非常にこの税法につきましてはこの差し押さえでは強力な権限がありまして、もう即、我々でしたら裁判所の判決をもらって債務名義をもらって差し押さえになんねんけど、即もうその時点で差し押さえができるという非常に強い権限をお持ちでございまして、ひとつその点やはり、ただ不動産は差し押さえますと登記簿に必ず一生残ります。だから、それも踏まえてやはり、だからといって差し押さえするんじゃないし、やはりそういう事態もあり得ますということで、やはりどの時点になったら、やはり話し合いして、幾ら話し合いしたって平行線たどったらしょうがないわけですから、その話し合いのどの時点ではどういう形で差し押さえするというのをやはり基準を決めて、やはり進めていかれるのがいいんじゃないかと思います。この点についてはもう答弁は結構でございまして、ひとつその点やはり頑張ってやっていただきたいと思います。

次に、現清掃センターの閉鎖からのごみ処理の問題でございまして。特に、この中でそれやはりこれは今いろいろご答弁いただきましたが、町側でまだ非常に甘ったるい考えのまだ対策ということでございまして。これはもう本当に住民の皆さんのご協力を得ないと、私はとてもやないけど、今までどおりの感覚で、実際あこがとまって、今までどおりの感覚でいけるはずがない。私から見たら5割、5割ぐらいしなきゃならない。その中でやっぱり住民の皆様のご協力を得る。コンポストや堆肥化の機械でどれだけ減量できるのか。こんなんしれてますよ、こんな減量は。その中に私がいつも言ってるのは、ほかの方はもう生ごみを出さないでくださいと、ひとつ田の方へ全部入れてほかしてくださいというようなことがいつも言ってるんです。いまだに今の答弁にも入ってこない。そういう住民の協力を得なくてはならないということは、まだもう一つ町当局でびんときておられないんじゃないかなというような感じをするわけです。

それと、減量化のための有料化、これは国の方もこの間新聞に載ってございましたけど、今までの基本方針では、必要に応じて手数料の徴収を行うという形になっておりまして、それを今後検討して、原則的に徴収するという方向で変えていこうと、まだこれ決まったわけじゃないんですけど、そういう方向で検討に入るといってございまして。その前の金銭的なものがやはりそんな1枚30円や40円ぐらいのもんでは効果はないんじゃないかと。これは何もうちの今の現在の問題についての減量化じゃないし、やはり国の数値目標がありまして、温暖化の関係の数値目標があつて、それが達成できそうにないという状況なんですよ、現在。だから、それを達成するための減量化のためにやはり有料化、原則的に有料化しなくてはならないんじゃないかという、これは国の考え方なんです。だから、そういうものも含め

まして、やはりはっきりと町民の皆さんにこの問題について知らせていくということ、現実これは今度勝山市へもちょっといろいろ伺いたいなと思ってるんですけども、大体5割ぐらいの大変、逆にこれ以上のものは集められませんというような形でやっておられて、そらよそへ持って行くたって大変な努力が必要だと。うちの場合も同じことになんのじゃないかと。奈良県の方がもっと難しいんじゃないかと。私はそう考えてるんです。だから、いろんなことをそのまま現在のとこでやれるんだったら、それはそれでいいんですけど、それも大変難しいということですよ。だから、減量化するための具体策、例えて言いましたら、広陵町のスーパーに対して、例えばトレーがありますよね。このトレーは全部買ったところへ返してくださいと、住民の皆さんに。それは広陵町でやってるスーパーの方にもお願いして、それは受け入れてあなたの方で処理してくださいと、その処理ができないんだったら、そういうところへ入れて売らないでくださいというぐらいのやはり協力を申し入れなくてはならない事態になるかもわからない。私はそう考えてるわけなんです。だから、そういう本当に皆、町だけでは絶対にやれない、このごみ処理は町だけでは絶対にやれないと、そういうふうに考えておるわけですので、ひとつその辺について、今先ほど答弁にもなかったですけど、住民の協力と、それをお願いするというこの観点から、ひとつ2回目の質問に対してご答弁をお願いいたしたいと思います。

**議 長 助役！**

**助 役** 住民の皆様へのご協力、これは当然不可欠な問題だと思います。ただ、まだうちとしては方針として打ち出してないということも事実でございます。常々山本議員は5割ぐらいの減量をしなければいけないとか、担当する者は、必死で日曜日でもすべきであるとか、常に叱咤激励をさせていただいているとこでございます。我々もこの問題については悲壮感を持って対処をしているところでございます。勝山市の例、また議会として視察に行かれるとお聞きしたんですが、勝山市は私も4年ほど前、裁判が勃発しているときに行ってまいりました。このごみの問題については、全職員悲壮感を持ってやっておられました。他の自治体という委託するというこのことについても、そう簡単によしわかった、皆さん来なさいというような状況ではないということも聞いております。確におっしゃるとおり、京都府の加茂町、あるいはいろんなとこで皆さんはこのごみのことで大変、紛争によるごみ処理問題で大変苦勞をしておられることも承知をいたしております。ただ、農業者の皆さんだけに今すぐそういうご協力ということも、それだけを述べるということもできませんし、我々としては現在の協定大字の皆さん、協定による、それから特に馬見南3丁目の自治会の皆さん、それから

みささぎ台の自治会の皆さんと協議を経てから、協定大字にもすべて話をするとともに、減量化に向けて全住民の皆さんにご協力を求めたいと。当然その中には今後のことも考えて、有料化も常々研究しているところですが、それもあわせて研究しお願いしていきたいと、このように考えているところでございます。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** 非常な決意を言っていて大変心強く思っておるところでございます。ただ、本当に悲壮感が出るだろうと、私はそう思っております、この時点になりましたら。町長に秘策があればまた別の話でございますけれども、そうでなければ大変な事態になるんじゃないかと、そのように考えているわけでございます。非常に取り越し苦労かもわかりませんが、私は今からでもそういう機会があれば、例えば支部長とかいろんな会議があつて、農業者のそういう会議があつたところでそういうことをもうぼちぼち出していったらいいんじゃないかなと私はそう思うんですよ。別に大した負担にはならん。私たち常にいつも家のふろで炊く灰と台所から出る生ごみは大概、嫁はん置いとつたらそれ持って行ってますけど、そんなに手間のかかるわけでも何でもあらへん。行くときにちょっと持って走って行ったらいいですからね。そらえらいあの袋いっぱいになって下げていくのだったら自転車で大変ですけど、その日その日二、三日のやつ、ちょっと嫁さんでもちょっと田までほかしに行くぐらい、そのぐらいのことの協力が今後これね、できないという、それでごたごた言うふうなことになったら、こんなごみ処理ほんまにどねえなんのかなと。いやそのぐらいのことはそういうことでさせてもらいまっせと、そのかわり町の方もいろいろというような形でやっていかないと、私はとてもやらないが難しいんかなと、取り越し苦労でえらい申しわけないんですけども、ひとつそういうことを考えておりますので、その点については今答弁もなかなかできないだろうと思います。

**議 長** 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よつて本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日行われなかつた一般質問につきましては、10日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。



(P.M. 4 : 4 0 延会)

平成16年6月10日広陵町議会  
第2回定例会会議録（3日目）

平成16年6月10日広陵町議会第2回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:00開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 9日の一般質問に続きまして、これより八代君の発言を許します。

1 1 番 議 員 議長のご指名により登壇させていただきました。

傍聴席の町民の皆様、そしてご在席の皆様、おはようございます。

私は、この4月の選挙で初当選させていただきました八代基次でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

傍聴席に町民の皆様が非常に大勢出席されておられるのを拝見いたしまして、広陵町政に多くの方が強い関心を持っておられるのだということを痛感いたしております。これは町政の発展にとっても大変ありがたいことでございます。そして、私もまた改めて自分の責務の重要性を再認識しております。と同時に、初めてでございますので、非常な緊張感をも今覚えております。したがいまして、質問中、ふなれのため不行き届きの点多々あるかと思っておりますが、何とぞご容赦くださいますようお願い申し上げます。

それでは、私の一般質問に移らさせていただきます。2点お尋ねしたい、このように思っております。よろしくお願ひいたします。

1 番目の質問は、第15投票区を2つに分割し、第16投票区の設置についてであります。

第15投票区は、馬見北全区域が入っております。馬見北1丁目から9丁目まででございます。以下に述べます理由で、第16投票区を設置していただきたいと考えている趣旨を申し上げます。

平成16年4月4日執行された、今回ここに16名の町会議員を選出させていただきました選挙についてでございますが、選挙日当日の有権者数は2万4,634人で、15投票区でございますから1投票区当たり平均1,642.2人でございます。しかるに、第15投票区

の選挙日当日の有権者数は4,233人で、平均の実に2.57倍でございます。また、有権者の一番少ない投票区は458人でございます。1,000人以下の投票区も2カ所あります。920人と964人でございます。第15投票区は、一番少ない投票区に比べますと、実に9.24倍であります。1,000人以下の投票区でもそれぞれ4.60倍、4.39倍であります。

選挙というものはいろいろな要件から成り立っております。公職選挙法は、平等と公正を一番の原則として制定されております。そうでないと選挙に対する信頼感を失いかねないからであります。例えば、立候補の受け付け順を決める場合でもくじ引きで決めますが、予備抽選で、そのくじを引く順番をまずくじで引きます。そして、2度目のくじ引きで受け付け順を決めるのであります。これも立候補者の平等と公正を厳密に尊重しているゆえんだと私は思います。したがって、私は有権者の立場も平等と公正を極力尊重する必要があります。我が国の政治は、国政も地方自治も選挙で選ばれた首長あるいは議員にその任期中政治を事実上白紙委任する制度であります。国会の首班選挙だけは例外であります。現行の15の投票区が設置されたのは、その時点においては各投票区それぞれ相応の理由があるとも考えられますので、当面の措置として早急に第15投票区を2つに分割し、第16投票区を設置して不平等感を是正していただくよう強く提議する次第でございます。

2番目の質問は、エコール・マミの北に隣接しております真美ヶ丘メモリアル広場、それとその専用駐車場の利用を活性化するようにしたらどうかということでございます。

私はよくエコール・マミに行きます。広陵町随一のショッピングセンターでありますので、ここにおられる皆様方もよくご存じのことと思います。そのとき、コンクリートの8枚のついでのような板石が、そのような建造物がコンクリートの地面の上に立っているのを見られたことがあると思います。これが真美ヶ丘メモリアル広場でございます。余り人がいるのを見たことがございません。したがって、隣接のその専用駐車場も37台の車のスペースがありますが、ほとんどいつもがらがらであります。工事中、エコール・マミに来る人は皆、何ができるんだろうと期待と好奇心を持って見ておりました。そして、今その完成品、つまり今の現状を見まして、何とつまらないものをつくったもんだと多くの人は思っております。私もたくさんの人からそう言われました。また、私の方から住民の皆様にお問い合わせしてみました。同じ答えでありました。私も全くそのとおりだと思います。これがその質問のきっかけであります。

あれは公団がつくったのであります。そして、平成15年9月1日広陵町に移管されたも

のなんであります。しかしながら、そういうことをご存じない住民の皆様は、町はつまらんもんに税金のむだ遣いをしているんだな、財政に余裕があるんだなと皮肉まじりにおっしゃったこともございます。なぜ8枚の板石——つい立てのようなもんですね——をしたか。それは真美の塔が八角だったからしたと。なぜ円形と台形のテラスをつかったか等々、作者の意図が板石に書いてあります。しかし、私にはたくさんの方々の共感を得ない作者の独善的な単なるこじつけのような感じがいたします。何となれば、いかに芸術性が高いといわれても、多くの方がその広場に、あるいは公園に人が来なかったら何ら意味はないのであります。一度来て3分か5分滞在したら、もう二度と来ないでしょう。多少の緑はございますが、大部分はコンクリートで、段差はそう高くはありませんが、鋭角的であります。小さな子供を連れてきたら、危険で目を離すことはできませんと若いお母さんはおっしゃっておられました。転倒したら非常に危険だからです。また、木陰がないから、夏は暑くて冬は寒い。腰をおろす場所もない。少しこの広場のことで悪口を言いましたけれども、これが多くの住民の皆様の率直な意見であります。広陵町が税金でつくったのではありませんから責任はありません。しかしながら、せっかく今広陵町のものになったんでありますから、改めて活性化を図り、町民に愛される広場、公園にしてはどうかというのが質問の趣旨であります。

町長もきのう、坂口議員の第4番の質問の答弁の中で、この真美ヶ丘メモリアル広場のことを少し言及されておられました。町内唯一のショッピングセンターの隣接にございますので、毎日非常に多くの方が来られます。土地の大きさは、駐車場部分が1,026.01平方メートル、広場部分が607.84平方メートル、合わせて1,633.85平米、約500坪でございます。坪30万円と見ましても約1億5,000万円に相当する土地でございます。しかしながら、現状はその価値に見合った利用がされていない。ここに問題があるのではないかと思います。

また、隣接地に現在戸建て分譲の工事が進められております。入居が始まれば、このがらごらの駐車場は入居者、もちろんこの方々も町民になられるわけでありましてけれども、それらの方々の2台目の無料駐車場になってしまう可能性があります。いわば、特定の人への便宜供与の土地と、こういう可能性もなしとは言えないのであります。公団から移管を受けたばかりで、大幅な変更は公団のメンツもあり、また移管に際して協定書のようなものがあるのであれば、話し合いも必要になり、簡単ではないと思いますけれども、当面余りお金をかけずに幾つかのベンチを設置し、木陰をつくる樹木を植え、あるいは可憐な花が咲く花壇をつくるとか、あるいはコンクリートの駐車場に面してる方、先ほど言いましたように公園は

600平米ちょっと、駐車場は1,000平米ほどありますので、駐車場の一部を削り、緑に変えるとか、あるいは小さなベンチのようなものをつくり、休憩所をつくるか、こうして住民の憩いの場としてももう少し利用をしやすいとしたらどうか、そういうことであります。

そうしまして、もう少しロングスパン、もう少しちょっと長い視点から見まして、広陵町唯一のショッピングセンターに隣接しているその立地条件、毎日非常にたくさんの住民が集まるその立地条件を生かしまして、広陵町の広報の拠点あるいは住民サービスの拠点にするとか、町の特産品、靴下とか竹の工芸品とかいろいろございますが、あるいは地場農産物の直売所の設置等複合施設の設置も検討されたらどうかと。これは広陵町特有の産業の振興にも役立つ、このように思います。

以上、2点につきましてよろしく御答弁のほどお願いいたします。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 多くの町民の皆さんのお声をお持ちいただいての八代議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めの第15投票区を2分割し、第16投票区の設置をしてはどうかというご質問でございますが、選管の事務局長に自席でお答えをさせたいと思います。

2番目の真美ヶ丘メモリアル広場と専用駐車場の活性化についてご質問をいただいています。住民に共感を得ない建造物をつくったのではないかと、厳しいご批判をいただきました。色眼鏡で見ればそのような色に見えると思います。

ご質問の真美ヶ丘メモリアル広場は、専用駐車場及びテニスコートについて住宅都市整備公団、そして広陵町と協議の上、整備をさせていただいて、無償で譲渡を受けたものであります。真美ヶ丘の歴史を後世に伝えるために、知恵を結集して意義深い広場をつくっていただいたのであります。広く町民の皆さんにご利用いただきたいと願っているものでございます。駐車場につきましても、都市の中の空間として位置づけをしており、テニスコートにつきましては、広域的な競技会や災害時におけるスペース等もあるのでございまして、いろんな意味合いが含まれたメモリアル広場でございます。

また、休養施設等につきましても、貴重な意見をたくさんいただきました。今後、検討してまいりたいと思います。以上のとおりでございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 八代議員の質問1番についてお答え申し上げます。質問は、第15投票区を2分割し、第16投票区を設置してはどうかと、こういうお問いでございます。

それでは、答えさせていただきたいと思います。私は、先ほど町長がおっしゃっていただきましたように、広陵町選挙管理委員会事務局長も兼ねております。そういうことから私からご答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

第15投票区につきましては、平成7年の奈良県知事選挙から区割りさせていただきました。当初、2,400人弱であった有権者が現在では4,300人に増大いたしております。国の指導では、1投票区の選挙人がおおむね3,000人を限度とされており、選挙管理委員会で投票区の規模の適正化を議論しているところでございます。分割の候補として、現在の第15投票区を「かつらぎの道」で分割し、第16投票区の設置を検討いたしております。しかし、投票者に混乱が起きないように事前から徹底した周知が必要だと考えております。そういうことから、来年6月に執行予定いたしております町長選挙から実施させていただくべく選挙管理委員会で協議しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

#### 議 長 11番議員！

**11番議員** 1番目の質問のご答弁、これは全く労使交渉で言えば満額回答のようなもので、大変ありがたく思います。ちょっとおっしゃっておられましたように、投票所に来られる有権者の方が変更の際混乱されませんように、入場券の発送のときに小さな付せんあるいはメモをつけていただきまして、混乱のないようにお計らいいただけたらと思います。ありがとうございます。

それに関して若干、このように理解してもいいんかどうかちょっとお尋ねいたします。もしこの改定がこの4月の選挙で行われていたら、このように仮定してちょっとしゃべらせていただきます。

この4月のときには有権者は、先ほど言いましたように2万4,634人でございます。真美ヶ丘地区第12投票区から第15投票区では有権者は1万279人、人口比にしまして41.7%であります。そして、1番から11番の投票区、在来地区でございますね、1万4,350人です。58.3%でございます。現在は15カ所で、真美ヶ丘地区は4投票区で26.7%、在来地区は11カ所で73.3%。それから、ポスターの掲示場所でございますが、前回は99カ所ございました。12から15投票区は28カ所、在来地区は71カ所。それぞれ率にいたしまして28.3%、71.7%であります。こういうようなアンバランスがありましたので、個別の第15投票区の増設のほかに、こういうアンバランスもあったということもご認識いただきたいのであります。

そうしまして、今森川部長がご答弁されましたように、1カ所投票区がふえれば7カ所の

ポスター掲示場所がふえると、こう解釈していいわけですね。そういたしますと、総投票区は16カ所になり、真美ヶ丘地区5カ所は31.3%、在来地区は11カ所そのままで68.7%、ポスター掲示場所は28枚から35枚で33%になると。在来地区は71枚そのまま、71.7が57%になります。当面の是正措置としては今回の答弁で了承させていただきます。しかしながら、各投票区の格差はまだ大変大きなものでございますので、また今後真美ヶ丘地区あるいは在来地区も道路等交通アクセスが良くなっていきますと、新たな戸建て住宅も現在少しずつ増加しておりますので、今後は各投票区の人口の変動等を十分把握していただき、格差が極端に開く前に是正していただきたい、このように考えます。この点はいかがでしょうか。

それから、あとは既にもう回答されましたんで差し控えます。

それから、2番目の真美ヶ丘メモリアル広場の……。

**議 長** 八代議員、1番目の質問をちょっと。（11番議員「ほんなら、それでひとつよろしくお願いします。」）

総務部長！

**総務部長** 先ほど言っていただきました内容でございますが、その都度実態を把握しながら選挙管理委員会で諮ってまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** 2番目の真美ヶ丘メモリアル広場の質問に対します町長のご答弁であります。はっきり私から言わせていただきましたら、味もそっけもない極めてお役人様的なご返答かなと私は現在思っております。これは失礼であればお許しいただきたいんでありますが。一度あの広場へ行ってみられたらどうかと思うんであります。あるいは、その近所の方あるいは住民の方に聞いてみられたら、どんな答えが出るか、先ほど町長がおっしゃいましたんは非常に、そのご返事だけを聞いておりますと全くそのとおりでないと私は思います。思いますけど、現実は今町民はほとんど人がおらないんであります。やはり、それは何年に一遍の災害とかいろんな面あるかと思えますけども、もう少し利用方法をひとつ現実面から見て考えていただけたらと、このように思います。以上です。

簡単にご答弁をお願いいたします。

**議 長** 町長！

**町 長** 本当に厳しいご質問をいただいているわけでございますが、味もそっけもない答弁だというようなことで、全くそうかもわかりません。私は、こうした立派な広場をつくった、



それに対しては批判をする人はまずあるわけでありまして、批判の中でも、もう少し考えてほしいとか、また全く認めないというタイプもあります。さらにまた、感謝の気持ちである施設を眺めていただくお方もあるわけです。いいものをつくってくれたなど言ってくれる人もあります。また、与えられた施設をどう使うかが住民の皆さんの考え方、こういうタイプもあると思います。すべてが批判的な、もうそれならそれをつぶしてしまったらいいのかどうかと、そんなところまで思うような気持ちで今おっしゃっておられるわけですが、どうぞきょうまでの歴史を伝える立派なことを知恵を結集して住宅公団の皆さんがおつくりをいただいた。もちろん町も同時に考えもさせていただき、議会の皆さんにお諮りをしての施設整備でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

さらに、この広場をもっと有効的に使うための休養施設については、座るところがないとか、ベンチ、そうした、太陽が当たらないとか何とかいろいろなこともおっしゃっておられましたが、もっと使うための利用方策については今後検討して進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

**議 長** 11番議員！

**11番議員** 私も、せっかく町に移管され、町の財産になったわけですから、非常にありがたいとは思っておるわけでありまして、先ほど言いましたように、批判的に言うたわけではないんです。ただ、今よりもう少し改善されたらどうかと、余り金もかけずにもう少し使いやすいように、いつ見ても何人かの住民の方が、あるいは若いお母さんが子供を連れてそこで散策していると、このように本当に親しまれる公園にされるようにちょっと手を加えたらどうか、こう言うたわけでありまして、町長が2回目にご答弁されるようなことを1回目におっしゃっていただいたならば、私はあえて2回目の質問はしなかったと、このように思います。以上でございます。

**議 長** 答弁はよろしい。（11番議員「結構でございます。」）

以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

次に、山村君の発言を許します。

**3番議員** 皆様おはようございます。

3番山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。何分にも初めてのことで、よろしくお願い申し上げます。

女性の立場から、また主婦の視点を大切に、人に優しい安心のまちづくりに全力で取り組

んでまいりますので、何とぞ先輩議員の皆様、平岡町長を初め町当局の皆様方のご指導を賜りますようお願いいたします。

初めに、中学校給食についてお尋ねいたします。

昭和29年に公布されました学校教育法第2条に、学校教育については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならないとあります。各号とは、1つ、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、2、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、4、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くことであります。

昨今の子供の食生活を取り巻く状況については、朝食欠食率や孤食の増加による食生活の乱れ、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取等の偏った栄養摂取等の問題が指摘されており、その結果肥満傾向が強まるなど、将来の生活習慣病の増大が懸念されております。そのため、生徒に対して食に関する正しい知識と、それを実践する食生活を身につけさせることが非常に重要な課題となっております。学校給食は、食に関する指導の生きた教材として最も重要な位置を占めるものであり、その役割が大いに期待されております。また、核家族化の進展とともに、長引く景気低迷、雇用情勢悪化などにより共働き家庭が増加しており、多くの中学生保護者が現在の生活状況から給食の導入を望んでいることも事実であります。今年度から香芝市で弁当方式による学校給食を導入されたことにより、要望はさらに強くなっております。広陵町ではどうお考えでしょうか。

次に、読書運動についてご質問いたします。

2001年12月、子供の読書活動の推進法が施行されました。読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。児童文学者の漆原智良氏は、「本を読む子は目には見えない人間の生きる喜びや悲しみを鋭く甘受し、温かく包み込むことができるようになっていきます。そうすれば、決して相手を痛みつけたり暴言を吐いたりすることはできなくなりますし、いじめもなくなっていきます。子供が物事の本質を正しくとらえられるようになるために、どのような体験を積み重ねたらいいか、その一つとして、幼いころから本を読む体験を積み、広い世界を認識できるよう心がけていきたいものです。」と語っておられます。

そこで、広陵町での読書運動の取り組みについてお尋ねいたします。

1つ、町立の全小・中学校での朝の10分間読書運動について。

2つ、学校図書司書の現状について。

3つ、ブックトークについて。

以上、3点についてお聞かせください。

3番目に、子供の命を守る安全プランについて質問いたします。

2003年に全国の学校で起きた外部侵入者による凶悪犯は96年の2倍以上の99件に上ります。今や学校は決して安全な場所ではなく、危機管理対策の強化が求められています。また、小・中学生の略取誘拐事件は、昨年1月から10月15日の間に全国で112件発生、そのうち57件が通学路上でした。これからは単なる警察任せだけでは子供たちの安全を守るにも限界があります。そこで、学校での取り組みはもとより、保護者や地域社会との連携強化、防犯性の高い地域の環境づくりなど、新たな観点からの対策も重要であると考えます。

そこで、広陵町での取り組みについてお尋ねいたします。

1つ、各学校の実情に即した防犯マニュアルの作成について。

2つ、全児童・生徒への防犯ブザーの貸与・配付について。

3つ、通学路の安全マップの作製について。

4つ、地域安全パトロールについて。

以上、4点についてお聞かせください。

また、4点目の地域パトロールにつきまして、既に学校でたすきをつくり実施されているPTAもありますが、全町におきまして強化する必要があると思います。そこで、(仮称)「みどりのおじさん・おばさん」として、地域で老人クラブの方やボランティアを募り取り組んではいかがでしょうか。ただ散歩をするのではなく、パトロールの意識を持って歩いていただくことで、地域貢献という生きがいを持っていただけるのではないかと考えております。

4番目に、女性議会の開催についてお尋ねいたします。

平成11年6月、男女共同参画社会基本法が制定され、男女がともに性差別を受けず社会活動で責任を分かち合う社会参加を目指すことが求められています。また、21世紀は女性の世紀と言われております。地球の人口の半分は女性であり、さらに65歳の男女の人口比率は4対6、80歳になると1対2となり、年を重ねるごとに元気な女性がふえてまいります。圧倒的に女性のパワーが重要視されていくことと思います。女性の感性や視点、経験

を生かし、今後の広陵町の発展のため、明るいまちづくりのためにも、女性の主張がもっと生かされるべきではないかと考えます。私も主婦の代表として町民の皆様方の意見を議会の場で主張したいと考えておりますが、各方面で活躍されているもっと多くの女性が意見や考えを発言できる場として、女性模擬議会の開催を提案いたします。町長のお考えをお伺いいたします。以上です。答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 本当に数多い町民の声をこの行政にお持ちをいただいでのご質問でございまして、特に山村議員は女性として、また母親としてのお声を行政に反映をしようとされている姿勢にお答えをいたしたいと思ひます。

中学校の学校給食につきましては教育長が答弁をいたします。

また、2番の読書運動につきましても教育長がお答えをします。

子供の生命を守る1、2、3につきましても教育長から答えを言ひさせていただきます。

私は4番について、子供の命を守る安全プランについて、このことについてお答えを申し上げたいと思ひます。

ご質問の地域での安全パトロールでございまして、私が提唱してございまして「人にやさしいまちづくり推進事業」に生活の安全確保や防犯のための体制づくり、啓発活動につきましても、対象事業としての一定を補助を設けてございまして。申すまでもなく、地域での助け合いがひいては地域のつながりを深めることになり、防犯を初め交通安全、防災に至るまでの効果が期待できると信じてございまして。ぜひ区・自治会が一体となって防犯に取り組んでいただき、そのための物品や材料代は町が準備させていただきますので、議員の皆さんからもお勧めのほどよろしくお願ひを申し上げます。

また、町としましては、高田警察署と連携を密にしながら、昼夜を問わずパトロールをしていただいでいるところでございます。安全推進員や交番連絡協議会の会員による定期巡回、防犯啓発も行ひいただいでございまして。今後も関係機関と力を合わせ、防犯対策に一層努力してまいります。

4番の女性議会の開催に御提案をいただいでございまして。

答弁といたしまして、近年、女性による政策・方針決定過程への参画は着実に進みつつあるものの、まだ十分とは言えない状況にあります。このため、女性に対して町政への参画機会を提供するとともに、女性の意見、提案等を政策に反映させ、町民と行政のパートナーシップによる施政の推進を図ることができるとする女性議会の開催は、女性の人材育成や町政への参

加意識の向上に大変役立つものと考えております。今回の御提案については大変喜ばしいことと存じますので、積極的に支援をさせていただきたいと思っております。

以上のとおり私からの答弁を終わります。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 山村議員の質問についてお答えいたしたいと思っております。

まず1番目、中学校給食についてであります。

中学校給食につきましては、従来からご質問をいただき、お答えしておりますとおり、体の成長や消耗エネルギーの個人差などから、一律に提供する自校調理方式による給食は実施する考えはありません。

しかしながら、弁当を持参することのできない生徒の食育のあり方につきましては、従来から研究を進めているところでございます。このような中で、香芝市立中学校におきましては本年4月から中学校における給食として、業者が調理した給食弁当を希望者にあっせんするという方式で実施されていることは承知しております。既に香芝市の経過と実情につきましては調査を行いました。現在、中学校での給食は、家庭からの手づくり弁当を基本としつつも、弁当を持参することのできない生徒に対し、給食ではなく弁当業者のデリバリー方式、すなわち配達、出前という意味なんですけども、こういう方式、また弁当あっせんについての実施方法について、実施の方向に向けて細部の検討と町部局との協議を進めているところでございます。以上です。

続きまして、質問事項、読書運動についてであります。

1番目の朝の10分間読書運動についてであります。小学校においては、始業前の10分間を自主的な読書の時間として読書活動を展開しております。これは学校図書や町立図書館の蔵書を借りて本を読む習慣づけと精神の平静に努め、授業への心構えを学習するものと位置づけております。中学校におきましては、読書週間が設置されている10月を学校の「読書運動月間」に充てております。

2番目の町内小・中学校の学校図書司書の現状についてであります。小・中学校の図書館司書の現状についてであります。本町におきましては既に小・中学校において平成15年度までに司書教諭の発令を終えております。この司書教諭を中心として、それぞれの学校図書館活動の充実に努めていただいているところでございます。

3番目のブックトークについてであります。ブックトークにつきましては、町立図書館においてボランティアによる本の読み聞かせのほか、地域の人の協力を得て、学校でのおはな

し会として昔話や物語を語り部がお話するという、子供の心の教育をはぐくむ土台をつくるための実践をしております。また、従来から、小学校からの要望により、季節にちなんだ書籍の案内や粗筋の読み聞かせなどにつきましては図書館司書の派遣を行っているところであります。

次に、質問事項3、子供の生命を守る安全プランについてでございます。

1番の各学校の実情に即した防犯マニュアルの作成についてであります。子供の安全を守るための方策としてお尋ねいただいているところでありますが、子供は地域の中で育つと言われており、地域、学校、家庭が一体となった防犯体制は重要なことと認識しております。

まず1番目の防犯マニュアルについては、各学校に対し、学校の不審者侵入時の危機管理マニュアルを示すとともに、各学校ごとに事件発生時の対応と児童・生徒の安全確保にかかわるマニュアルを作成し、防火訓練と同時に演習も実施しております。

2番目の防犯ブザーにつきましては、既に各学校に配置し、希望者に貸し出しを行っているところであります。

3番目の通学路の安全マップについてであります。通学路の安全につきましては、地図の作製だけではなく、毎年各学校とPTAによって安全チェックを行っていただき、改善を要する箇所につきましては、関係課並びに関係機関と協議を行い、対応を行っております。以上でございます。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ありがとうございます。

まず初めの学校給食について、町の方で前向きに検討していただいていることに感謝申し上げます。いつごろから実施していただくめどは立っておりますでしょうか。保護者の方で看護婦さんをされている方が、夜勤のときに本当にお弁当がつかれなくて困っているって、せめてパンの販売だけでもしていただきたいという切実なお声がありますので、お聞かせください。

**議 長** 教育長！

**教育長** 今、学校給食のことについてデリバリー方式というようなお答えをいたしました。

これに至るまでには、やっぱり地域の実態、またPTA、学校、それから食材についての調理方法や、またその購入の方法、献立をどのようにするか、いろんなことがあります。また、価格についてもそうでございます。また、施設設備、また器等どういうふうにするか、いろ

んなことが盛りだくさんあります。それをすべて実施に向けての中でそれをクリアしていかななくてはならないと、このように考えております。時期については明言できませんが、区切りある時期といいまして、できたら、私の個人的な意見なんですけども、ひとつ新しい年からというようなことを目標に考えているところでございます。以上です。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ありがとうございます。もう一日も早い実施をよろしく申し上げます。

また、香芝市の学校給食の現状について、後日教育委員会事務局の方にお聞きしたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

2番目についてお聞きいたします。

中学校で10月の読書月間に読書を取り組んでおられるってお聞きしましたが、週1回とか、そういう月間だけじゃなくてももうちょっと取り組んでいただくということは、朝の10分間読書運動ということで年間を通して取り組む方向はありませんでしょうかということと、それからブックトークについて、大阪の河南町というところで実施されているブックトークについてお聞きしました。小さな町ですので、50万円の予算で去年からスタートしたそうで、最初は小学校1、2年生を対象に実施して、もう1時間の授業時間の中で、例えばあなたのことがこんなに大切なんだよというテーマを設けて10冊ぐらいの本を読み聞かせしたり紹介されているそうなんです。後日、子供たち全員が手紙をくれて、もうしっかり話の内容とかテーマを受けとめてくれており、また40名の子供が「おもしろかった」って書いてくれて、本当にうれしかったって司書の方がおっしゃっていました。また、回転寿司みたいに、これを先に言うのはややこしいんですが、こんな本を子供たちに読ませてあげたいっていう本を1クラスごとに30冊の本を選んで、学級文庫として各クラスを——ここが回転寿司なんです——回転寿司のようにぐるぐる回しておられるということをお聞きして、どんな本を読めばいいのかわからない子供も教室ですぐ本を手にとって読むことができるって、また先生方にもこんな本を読んだらいいというのを勧めていただくことで、学校の新聞とか学級新聞にもそうした本のリストが掲載されることで、保護者の方にも本の紹介ができるので大変喜ばれているそうなんです。本当に苦労されている、図書館というより図書室で2万冊ぐらいの蔵書しかないところらしいんですけども、本当に子供たちの心に豊かな種を植えるという大変すばらしいことをされているってお聞きして感激しました。

やっぱり学校の先生は大変お忙しいと思います、司書教諭だけでは。ですので、専門の学校図書司書がおられるということが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

**議 長 教育長！**

**教育長** 読書週間のことについてお答えいたしたいと思います。

中学校の方では、先ほど言いましたように、10月を読書運動月間と、これは強調月間とつけてもいいんじゃないかなと思います。ご存じのように、中学校では夏休み前とか、また休み前にはいろんなところからの依頼また募集等がありまして、作文コンクール、また県内のものもありますし、また全国的なものもあります。そういう意味で、図書館の方の開放は委員会活動を通じても行っております。しかし、この10月については強調月間として、全員が皆読むようにというような形の中で強調していきたいと、このように考えております。

続いて、ブックトークことをごさいます。ブックトーク、今学校の方で時間がどうのと、こういうことを考えておられたわけですが、私は広陵町の仕事をさせていただいて、図書館でやっていただいているというのは大変素晴らしいことだと、しかもボランティアの方が来ていただいて、その中でやっていただくということ。実際に授業の中でここを位置づけというのは、現在ご存じのように週5日制になってくる中で、これを位置づけて年間を通してということになってくると大変難しい問題が生じてくるように私は考えております。できましたら、こういう町立図書館を利用して、またボランティアの方がたくさん来られて、その中で素晴らしいブックトークをしていただけるように私は持っていきたいと、このように考えております。やっぱり地域の力をおかりしたい、このように思っております。以上です。

**議 長 3番議員！**

**3番議員** 広陵町図書館には18万冊も蔵書があるって、また司書の方もたくさんおられます。私も3人の子育ての経験から、早い時期からの読み聞かせが重要であると確信しております。そこで、乳幼児検診時、図書館を利用してでも結構ですし、検診時において読み聞かせの大切さとか、どんな絵本を読んであげたらよいかということ、また子供との肌の触れ合いを通して、もうゆったりとした気持ちで絵本を読むということはお母さんにとってもいやされる効果があることをぜひ教えていっていただきたいと思います。

先日、長崎の佐世保でも小学6年生の女子児童の殺害事件があり、本当に心を痛めるものですが、東京子ども図書館理事長の松岡亨子さんがこんなことをおっしゃっているんですね。普通に幸福に育った子供でも、小学生、中学生では人に言えない悩みがあるって、一見幸福そうに暮している子供でも周りの人に話せないことがある。そこで、その人たちの話し相手になってくれるのが本ですって。本を読むという習慣があったために、自分と同じ



苦しみを持っている人がいるのだとか、あるいはこういう形で乗り越えたとか、いろいろわかってくると助けられるって。ある種の子供の悩みは本でなければ解決できないこともあります。小さいときにお母さんに本を読んでもらうことで本が好きになって、本に親しい気持ちを持って育っていれば、必要なときに本へ向かうことができます。その気になれば、その子特有の悩みに答えてくれる本に出会えますということで、本当に読み聞かせ、また読書運動の大切さを痛感いたします。

そして、また全然別の観点なんですけど、高齢者の方が簡単な音読をすることによって痴呆の症状が改善されたという実例もあるんです。これは音読だけじゃなくて、簡単な計算もあわせて学習療法というんですが、痴呆の改善・予防策として今注目されております。地域の公民館等でボランティアの方々に協力、また図書司書の方に協力していただくという形をとりながら、コミュニケーションをとりながら取り組んではいかなかっていう思いがします。

広陵町は図書館の1人当たりの貸し出し冊数が日本一だとお聞きしておりますが、ぜひとも読書人口をふやして、心の豊かさ日本一を目指していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 町長！

町 長 他の町のいろんなケースをご紹介をいただきました。広陵町は、御承知のように、おっしゃったように、本を借りていただくお方が年間61万冊、これは2年間日本一を続けた町でございまして、今は恐らく2番か3番になってんのかなと思います。もう一度、全町民、また周辺の市町村の皆さん方の読書人口をふやすというのか、61万冊を上回る図書をお借りをいただく、そして心の豊かさを広陵図書館が広めていただくということが大切なことだと思います。まさに山村議員おっしゃったように、心の豊かさ日本一を目指す、そういう心意気で頑張ってまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 教育長！

教 育 長 図書の大切さ、読書の大切さということは、今後また後の質問にも出てくると思うんですけども、関係課と相談しながら、健診時のときとかも連携を取ってまいりたいと、そういう動機づけを早いうちにしていきたいと、こういうことは思っております。

読書の大切さというのは、今言われたとおりだと思います。本当に自分の生きていく中でだけの経験だけの人生では大変寂しい人生だと思うわけですけども、読書することによって他の生きてきた人々の考え方、また生き方についても考えることによって、自分の人生をもっと長く生きた価値があるんじゃないかなと、こういうようなことを思ったときに、この読

書の大切さというのはよくわかります。そのことについての運動も広めていきたいと、このように考えております。

高齢者のことについてなんですけども、数年前に、声を出して読む本という、たしか明治大学の先生が出されました。私も一番最初買いに行きました。一番最初読んでみました。大変おもしろいと言ったらえらい失礼ですけども、たしか「知らざあ言って聞かせましょう」と、こういう話で始まるあの文章だったと思うんですけども。そういう声を出して読むこと、私は高齢者も大切であると同時に、小さい子供にも本当に親が声を出して、そしてその中に自分の願いとか感情とかを込めて、そういうことが進めば本当に心豊かな子供に成長していくんじゃないかなと、このように思っております。読書の大切さ、しかもこの広陵町には大変いい図書館ができておりますので、そこをずっと利用しながら、そこから社会教育の、また生涯教育の発信基地になればと、このように思っております。以上です。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ありがとうございます。

3番目の子供の命を守る安全プランで、防犯ブザーを既にもう貸し出しをされているとお聞きしましたが、現在防犯ブザーはどれぐらいの子供たちが利用しているのでしょうか。また、保護者の方への周知の方法はどうされているか、お聞かせください。

**議 長** 山村さん、1つでいい。質問事項3番の1つでよろしいです。3回しかないから、あと一回ですので、2回目のときに。

**3番議員** もうあれなんですけど、済みません、地域安全パトロールのことなんですけど、春日井市というところに安全なまちづくり協議会というのをつくっておられるんです。市長が会長となって、春日井の警察署長が顧問について、市の総務部市民安全課が事務局となって、文字どおり市民と行政が一体となって安全なまちづくりを進めておられる例があるんです。年度ごとに防犯とか防災とか交通安全、またきのおご質問にもありましたけれども、子供にとって安全な都市空間というテーマに公園に関する調査をされたり、また暗がり診断といって、防犯灯ですね、明るさ、暗くなってから保護者とかそういう関係の方、ボランティアとかと一緒に調査、日没後の暗くて危険な場所の確認を行ってる例があるんです。そういうこともぜひ考えていただけたらなって思うんです。区とか自治会だけではすごく、また学校によっても温度差が校区によってあるんですね。ですので、本当に町挙げて、防犯意識の高いところ低いところ関係なく、やっぱり危険箇所はいろんなところにあると思いますので、やっぱり町挙げてそういう協議会というのを、安全協議会というのをもっとも

っと強化していただけたらなって考えますが、いかがでしょうか。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** まず、防犯ブザーの件についてお答えをさせていただきます。

項目的に区切ってまいりますけれども、防犯ブザーを各学校に配置いたしましたのは約5年ほど前と記憶しております。学校に配置をいたしておりますが、全員分ではございません。学校から各保護者に対して、防犯ブザーの必要な方は申し出てくれというような内容で啓発をしております。現時点における貸し出し件数はさほど多くないという状況だけで、実数はつかんでおりません。以上でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 先ほどの答えでございますが、私ども総務課といたしましては、交番連絡協議会とか交通安全協議会とか交通安全母の会、生活安全推進協議会、そういった方々と私たち行政の者が一丸となって防犯等に取り組んでおります。ふだんから頑張らせていただいております。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** ありがとうございます。本当に広陵町でも取り組みを積極的にしていただいているということをお聞きしまして、でもやっぱりいろんな状況、社会状況とか、そのときによって変わってまいりますので、そういう活動がどうされているのかというのも本当に皆さんに広くわかるように知らせていただきたいと、これはお願いです。

4番目の女性議会、本当に町長様から力強いご支援をいただき、ありがとうございます。本当に早い時期に開催できますように関係各位の皆様のご協力をよろしく願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 先ほどお答えをさせていただきました内容で一部訂正させていただきます。

防犯ブザーの貸与件数につきましての詳細は、学校の方で調査いたしまして総務文教委員会でご報告を申し上げます。

**議 長** 以上で山村君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

**14番議員** 本当にえらい大変多くの皆さんの傍聴、ありがとうございます。私自身も4期目でございますが、本当に緊張しております。しかし、先ほど2人の新人議員さん、なかなか

雄弁でございましたので、私も負けずにやりたいなど、こう思うわけでございますし、そこで私自身も12年前を思い返しまして、私かて肩にいっぱい力入れて言うてたんだなということも思って、今現在もちょっと恥ずかしいなど、こう思っているわけでございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきたいと思えます。

今、日本を取り巻く国際問題においては、いまだに続くイラクの戦争状態、またアフガン紛争、そして北朝鮮による犯罪である拉致事件の未解決問題、その上、核保有の問題、これらの問題を残してなぜか急ぐ国交正常化交渉、これらの多くの疑問、多くの問題を背負って小泉総理がサミットへ飛び立たれました。その場で大いに日本の国益を損なわないような主張を世界に示していただきたいと、こう思っているわけでございます。

国政においては、年金法の改定、これもなぜか急いでの強行採決であります。このような問題も山積しているわけでございます。特に我々地方自治体にとっては最大の難問であり、難問題となる政府の一方的な、よく耳にされると思います三位一体改革でございます。今年分といたしましても約1兆円の補助金が削減され、地方交付金など3兆円近くが減らされ、しかし税源移譲——税源を渡すというやつですね、地方に——税源移譲は6,500億円にとどまり、後に増額するとは言っておりますが、どうも地方への対応が不備、不満であると思えます。今後、国家的見地で税源移譲はおくれ、補助金・交付金の削減がより一層推進されるという、残念なように思うわけでございます。

特に本町では新清掃センター施設の建設、それに伴う関連事業での財政負担も増大し、厳しい財政運営となります。それゆえ、今すべての面に最小投資で最大効果をという言葉はよくお聞きになると思えますが、言葉だけでなく実践をしなくてはならないほどせっぱ詰まっていると私は考えております。しかし、一律何%の削減というような方程式ではなく、既に実行されておられると思えますが、より一層各部門の、そして各事業を十分見直し、不要不急の精査をされ、経費節減に努めていただきたいと私は思います。

私は、その一つの施策の手段として、ただし経費の節減の面だけでなく、場合によっては局部的には高くなる場合も出ると思うが、相対的に見て住民にとってよりよいサービスが受けられ、役所も担当職員もよりスムーズな仕事の流れができるのであれば最大の効果になると思えます。それゆえ、私自身勉強不足で申しわけありませんが、いろいろ伺いたい、そして現況を伺い、そして今後の自治体の運営について大きな位置を示すのではないかと確信しております。それで、この質問をさせていただくわけでございます。いわゆる、業務の外部委託、これ外部委託というのは、よく靴下屋さんとか工場とかある、いわゆるかがりは出

すとか、また刺繍は外注するとかいうような形で、自治体も役場もそのように役所でしている仕事もあるし、業者に業務委託をしているということがあるということですので、そのような形を私が問うということですので、業務の外部委託の現況と今後の取り入れ方についてでございます。今はやりの合成語ではアウトソーシングというようでございます。難しい言葉でんな、アウトソーシング。間違えます、アウトソーイングかなと、ソーシングらしい。

今後、本町も、さきに言いましたが、国の施策や新清掃センター施設関連等で財政も緊迫し、歳出の抑制、削減が急務であります。また、多様化している住民ニーズにもこたえていかななくてはならない。それゆえ、行政サイドが主体的に進めなくてはならない事柄と民間に委託した方がより効果が上がる業務と首尾範囲を振り分けることで、業務のより効率化を図り、住民サービスを低下さすことなくして経費の節減につながると思います。ただし、先ほども言いましたが、経費面ではなく、より大きい成果を求めるときの視点でこそ意義があると思います。意義が大きいと思いますが、どうございましょうか、まず私の1回目の質問とさせていただくというより、ちょっと飛ばしました。住民にとって、よりサービスの受けられる役所の担当部もスムーズにできるということも特につけ加えたいと思います。そして、業務の外部委託の現況と今後の取り入れ方について、とにかく今現在どうなっているのかということを知るとともに、今後の取り組み、取り入れ方についてを1回目の質問でさせていただいたと、こういうわけでございます。ありがとうございました。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 青木議員はいつも役所の事務事業の効率的な運営についてご意見、ご提案をいただいているところでございまして、このたびも業務の外部委託についてご質問をいただきました。

答弁といたしまして、業務の外部委託、いわゆるアウトソーシングでございますが、今は官から民へ、つまり民間にできることは基本的に民間に任せるということでございます。そして、「役所を運営する」から「役所を経営する」という体質を変えることでもあります。本町でもさらなる住民サービスの向上と経費の節減を図る上で必要不可欠な手法と位置づけし、事務事業ごとにその是非を見きわめ、積極的に外部委託を採用してきたところでございます。

しかしながら、状況的には社会的変化や企業の技術革新が絶えず見られることから、最新情報の収集と委託先の選定や委託の可否に対するチェックを頻繁に行い、さらなる有利で適

正な外務委託の実施と事務事業の見直しを進めてまいります。終わります。

議 長 14番議員！

14番議員 私も簡単な質問で、答弁も簡単であったと、こういうわけで、ここからちょっと粘らせてもらおうと思っておりますけど。その意味でね。じゃあ、冗談はさておきまして。

まず、ちょっとお聞きしたいのは、今現在の広陵町の業務委託をされている数というのか、部門の数というのか、それに伴う、例えば経費、いわゆる外部委託での業務委託をしている経費、これは予算書でずっと調べたらわかりますけど、ちょっとそれは私時間的にありませんので、わかればそれをまずお聞きしたいということです。

というのは、私自身この問題についてはもう以前から、昔からちょっといろいろ考えて感じてもおったわけです。といいますのも、広陵町における外郭団体である施設管理サービス公社というのもありまして、これを大いに活用していくのも一つの大変大事なことじゃないかなと。これはもう以前、何年も前から提言もさせていただいております。おかげさまで、サン・ワークなり、またいろんなグリーンパレスの問題なり、さわやかホールなり、いろいろ管理運営のことについてはそこに委託もされております。これはもちろん半官半民という形、民じゃなしに広陵町の外郭団体というわけでございますので、そういうことで、まず最初からそういう意味で私はそのようなスタンスに立ってたわけでございますし、そして今現在、民間企業におきまして、もちろん銀行、証券会社は当然でございます。また、商社も当然でございます。そういうところはほとんど、いわゆる一般事務の流れということになればほとんど外部委託をさせておるわけで、そしてその意味での経営ということに関してはきちんとその会社なりの人間がやっているわけでございます。できるものは外部に、さっき町長おっしゃったように、できるものは向こうへ、外部へ、できないもの、自治体ですから絶対できないものは当然いろんな業務にはあるわけでございます。そのとこの振り分けをきちんとしていただいて、そしていわゆる経費の節減とともに業務の効率化ということも大変大事になるわけでございます。その意味で、丸投げではいかんわけでございますので、例えて言いましても、船をこぐのは任せます、しかしかじは広陵町なら広陵町でとりますよと。ところが、ずっとこぐのに任せといてしもうて、たばこ吸うてこっち向いてしゃべるとる間に、こぐ方が先行ってしもうて、かじ取りがとられるようなことになれば、これはまた何のための業務委託であるか。軽作業とかそういう意味ではそんなことはありませんが、例えば基本計画なりとかいろんなことをこのごろよく出しますが、そのときにほとんど専門業者に委託をしているのが多いわけですね。

私も当時議長のとときに広陵町の基本計画の策定のとときにかかわらせていただきましたが、業者の方が来て説明受けまして、なるほどなかなか立派なプランニングがあるわけですが、ところが文章の中に、広陵町は町やのに「市」で、こう書いたことがあって、僕指摘しまして、これはどうなつとんのかなと。ということは、ずっとすべてよそのいろんな自治体からの基本計画、皆大体同じですから、そういうことをたたいて広陵町に持ってきたんかなと、このような疑問もあったわけでございますので、そのような場合におきましては、これは業務委託がすべていいということじゃなしに、ちゃんとした精査をして振り分ける。そしてまた、業者との、いわゆる対等であるけど、やはりイニシアチブはこっちが持たないかんというのは当然ですので、かじ取りまで取られるようなことになれば大変と、こう思うわけでございますので、そのような観点から、今後、今まで三位一体でいろいろ財政の緊迫になるわけでございます。まして、広陵町は特に新清掃センターを建設していくということで、これまた大きな大事業の中での外部への業務委託もかなり出てくるわけですね。設計の発注であり、いろんなことが出てくるわけですが、コンサルの問題から含めて。そのことも含めまして、きちっとした形で、今現在どのような数を出して、どのように比べて、いわゆるインではどのぐらいになるけど、アウトにしてこのぐらいの、数字だけではこうであるとか、数字を超えた中で効果があるとか、いろいろ精査されていくと思いますが、その現況をもうちょっと詳しく、まず現況をちょっと詳しく担当部局からお聞きしたい、こう思いますのでひとつよろしく。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 外部委託につきましてお答えいたします。

数的に申しますと、16年度予算でございますが、119億円が一般会計の予算でございますが、そのうち委託料としましては11億7,400万円、率にしまして9.9%の委託の予算がございます。そのうちの主なものでございますが、例えば保育園、西保育園、また真美北保育園の委託料、これが1億5,800万円でございます。それから、現清掃センターのいろんな処理の委託料、これが2億8,900万円、それから例えばサン・ワークの管理をサービス公社の方へ委託しておりますが、これでしたら2,700万円、グリーンパレスの管理委託としましては2,500万円、このようないろんな委託があるわけでございます。また、電算、コンピューターの管理ということで、これについては6,000万円ほどの委託料を払っております。

国の方では、先ほどの町長の答弁にもありましたように、国自体が外部委託を推奨してい

るということで、交付税などにも有利なように今後計算していくという方針を出しております。以上でございます。

**議 長** 14番議員！

**14番議員** 大体パーセンテージで9.9。普通、何か全国平均では5.7ぐらいと聞いておりますが、広陵町では結構9.9というパーセンテージになっているので、私自分ではわかりませんが、かなり外部委託は進んでいるような感じを受けるわけでございます。

そこで、今後の見通し、今後の取り組み、位置づけという形をとりまして、いわゆる広陵町が、やはり地方自治体という一つの形でございますので、任せられないというのがあるわけですね。いわゆる公権力の行使に当たるもの、認許可、土地収用などの強制執行、税の賦課徴収、それから政策立案に関する計画策定、予算の編成、補助金交付などということ。それから、法令で当該事務を民間に行わすことが禁止されているもの、生活保護などの扶助費、児童・生徒の就学など、それから内部管理などのみずからの存立のために必要なもの、予算の執行管理、人事管理、文書管理、それ自体直接行わないことで行政責任を放棄することになるもの、違反建築に対する指導・監視、行政指導とか、これは当たり前、当然そういうことはご存じであるわけでございます。そのことと、また外部委託におきまして、いわゆる軽作業、本当に受け付け業務であるとか、いろんな、ただ事務を流していく、また周知さすとか、そのように本当に軽作業でできる、また女性のお方にもどんどんそのような、以前から平岡町長はそのような形で、いわゆる就業機会をつくっていきこうということもとっておられました。そのことも含めて、絶対的にこれは委託ができないものと、そしてまたこれは委託すべきものの考え方でいけるものと、そしてこれはもうそれをした方がいい、全くそれでいいんだということの、これがどのような形で現広陵町、今現在は振り分けのことを今現在もこれから後もどのような方式でそれを振り分けていく、選択していくわけですね。業者、いわゆる専門業者でどういう業者であるのか、またその業者に一方的にずっとやってるのがいいのか、またどのような形で選択して入札に持っていくのか、いろいろあると思いますね。今後、それをきちっとどういう形で積み上げていく、いわゆるボトムアップでいったんのか、トップダウン的にも考えていったんのか、ここのとこがちよっと大事だと思いますので、今現在までどのような形でそれを振り分けされたか、今後どういう形で持っていくのか、これをちょっと再度お願いします。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** 今現在では、町長の答弁にもありましたように、民間にできることは基本的に



民間に任せるとの方針に基づきまして、現在で考え得る範囲のことは外部委託でやっているということでございます。今後もなお、その事業の内容を厳選しまして、新たな外部委託ができるものがないかどうか厳選していきたいというふうに考えております。

**議 長** 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:30 休憩)

(P.M. 1:30 再開)

**議 長** それでは、休憩を解き再開します。

次に、松野君の発言を許します。

**12番議員** では、一般質問をさせていただきます。

傍聴の皆様、朝からご苦労さまでございます。

では、始めます。まず、第1回目は町長の答弁ももう用意されているところですので、簡単に質問をいたします。

まず1番目、清掃センター問題についてでございます。

現清掃センター和解については、完全撤去ということは当然なんですけれども、大型ごみの破碎や中継地についての解決にももっと具体的な努力が必要なんですけれども、今までの取り組みと今後の取り組みについて、また見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

2番目、RDF炭化施設についての町民への説明会の開催、これは先般のごみ特別委員会の中で町長もいずれはするという答弁でございましたが、いずれでは遅過ぎるんです。早急に開催をしていただきたい。再度お願いをいたします。

3番目、生ごみ堆肥化の徹底で可燃ごみ量は半減できるわけでございますが、新清掃センター建設計画と一体化して進めていくということが大変大切なんです。ごみ量によりまして新清掃施設への、どんな処理方式であろうとも規模をかなり縮小できるということで、これは大きな節税につながっていくわけですから、これについては一体化して取り組んでこそ有益であるというふうに思いますので、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

また、2番目、臨時職員の採用についてでございますが、その中のまず1つ、社協のデイサービスの看護師の採用状況はどうでしょうか。これにつきましては、看護師の採用がなかなかできないという状況の中で、デイサービスの受け入れ人数が大変に少なくなっている、こういう実態がございますので、これについてはもっと体制を整えて、希望者の方、定員まで受け入れていくのが当然であります。この点についてどうするのか、お聞きかせいただ

きたいと思います。

また、学童保育における障害児の受け入れ体制の充実をお願いしたいと思います。学童保育におきましても障害児の方々が何人か受け入れるという状況になってきているわけですが、施設の面、また人的な充実を含めてお願いをしたいと思います。

3つ目、学校における障害児の受け入れ体制の充実を。これは町単でも先生加配をしているところではございますが、やはり保護者の皆さんあるいはまた先生の中でも引き継ぎ等を含めて不安がございますので、この点の充実についてお聞かせをいただきたいと思います。

4番目、子供の紫外線対策についてでございますが、地球を覆っているオゾン層がフロンガスによって破壊されまして有害な紫外線がふえているために、最近では紫外線対策が大変必要になってきているわけでございます。これは環境省の方でも認めているところですが、県内の中でも紫外線対策をしているところがふえてきているわけです。保育・教育現場での紫外線対策の実施をお願いしたいと思います。

今、奈良県内の抜粋したところですが、対策を施しているところの写真を持ってきましたので、ごらんいただけたらと思いますが、これは橿原市の藤原京保育園なんですけれども、これは2003年度より垂れつき帽子を着用しているということで、ちょっと遠いとわかりにくいと思うんですけれども、この帽子の首のところですね、ハンカチみたいに垂れがついていて、首筋にも日が当たらないという、こういう帽子が今あちこちで取り組みされているんです。

また、王寺町の王寺幼稚園におきましても、垂れつき帽子とあわせまして、テントとかパラソル、テントが2基でパラソル13本で、2004年もパラソル3本購入予定ということで、小さい子供さんは特に被害が大きいということで、屋外で遊ぶときに日差しがきつときは、このようなテントとかパラソルとか、こういう形で配慮をされております。

また、これは生駒の斑鳩町の、これは町民プールなんですけれども、プールサイドにこういう日よけをつくって、これは子供用プールだと思いますけれども、日よけをつくって日陰をつくっていると、このような積極的な取り組みをしております。

それから、これは平群幼稚園なんですけど、運動会のときもまだまだ日差しがきつくて、子供たちが待機している、待っているところにテントを張って避難させるといいますか、紫外線から守っている。こういうような各地域で奈良県内も、皆さんのお手元と、部数が少なかったもので、一部理事者の方に資料を既にお配りさせていただいていますが、3枚になると思うんですが、もう50を超えるところでいろいろな取り組みをなされているのが実態

でございます。ですから、広陵町の中におきましても紫外線対策を施していただきたいというふうに思います。

5つ目、馬見中3丁目の児童公園の新設についてでございます。

都市基盤整備公団との話し合いの進捗状況についてお聞かせをいただきたいといます。これはきのう坂口議員の方の答弁ありましたけれども、本当に公団との話し合いはどうだったのかも含めて、再度取り組みを進めていくという観点からご答弁をいただきたいといます。

6番目、公民館や集会所にマッサージ機の設置をということで、これはとりわけ高齢者の方が多い自治会・区とか、またさわやかホールから遠いところの区・自治会などで、近くにあるといいなと、ぜひ欲しいなという声を聞いております。ですから、この点については新しい提案ですので、要望を再度区の方にも聞きながら、希望のあるところには置いていっていただきたいというふうに思います。

7番目、ブックスタートの充実についてでございます。

山村議員の方も読書の運動についていろいろと質問されまして、大いに一緒に運動を進めていけるなと確信をしたところでございますが、私も本当に読書について、また子育てについて12年間いろいろと取り組みさせてきていただきました。その中の一つといたしましてブックスタートなんですけれども、これは小さい子供たち、乳児健診のときに本を通じての子育てをしていくということで、何回も前も質問させていただきまして、一定の部分では実施をされているんですけれども、やはり、とにかく本さえ読ませればいいというものではないんですね。ブックスタートの趣旨は、子育てという観点が強く入っているんです。本を通じての親と子の触れ合い、信頼関係、そして安心感など、大変大きな効果をもたらすということで、このブックスタートの利用状況はどうなのか、また子育ての観点からの取り組みを強めて一層の充実をしていただきたい、この点についてご答弁をお願いいたします。

1回目、以上で終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま松野議員からご質問がございました。順を追ってお答えをしてみたいと思います。

まず初めの清掃センター問題でございますが、現清掃センター、和解は完全撤去であるということでございます。現清掃センターの操業期限問題につきましては、和解条項を厳粛に受けとめ、現施設での焼却処理は行わない姿勢でございます。粗大ごみ中継地につきましては

も、現在想定されるべきすべてのケースにおいて調査研究を重ねているところでございます。今後の取り組みにつきましては、昨日ご質問ございました坂口議員、山本議員にお答えしたとおりでございます。

次に、RDF炭化施設について町民の説明会でございます。ただいま、周辺地区の同意を得るため、住民の皆さん方に日々説明させていただいている段階でございます。また、各種会合等においてその都度、進捗状況、処理方式等についてご説明を申し上げているところでございます。今後、すべての地域の同意をいただけた段階で町民の皆さんにご説明させていただければと考えております。

次、生ごみの堆肥化でございますが、収集した生ごみを堆肥化するには副資材の問題、堆肥の利用先等の問題があるため、町内全体という大規模化は課題が多く、導入は困難と考えております。今後は各家庭、大字・自治会単位等での堆肥化について、モデル地域の指定も含め、進めたいと考えております。

社協のデイサービスの看護師の採用状況についてお尋ねでございます。

現在、社会福祉協議会の事業所青い鳥において実施されているデイサービス事業におきましては、保健師1名、看護師2名、管理栄養士1名、運転手2名及びヘルパー10名で対応しております。今後、業務の内容の見直し、意識改革などを図り、早急に多くの方々が利用可能な受け入れができるよう進めてまいり所存でございます。

また、保険者としては、各居宅介護支援事業所に対して、スムーズなサービス利用の提供に努めていただくよう要請いたしております。

臨時職員の採用について、学童保育における障害児の受け入れ体制の充実をということでございますが、答弁といたしまして、児童育成クラブにおける障害児の受け入れにつきましては既に実施しており、楽しいクラブ生活を送っていただいております。また、受け入れに伴い、必要に応じ障害者に理解のある指導員の加配を行うなど、運営に支障が生じないよう体制の強化を図っております。

次に、学校における障害児の受け入れ体制につきましては教育長が答弁をいたします。

子供の紫外線対策も同様、教育長が答弁をいたします。

馬見中3丁目の児童公園の新設でございます。

公団との進捗状況についてのお尋ねでございますが、公団と協議を進めましたが、さらなる整備要望は極めて厳しい姿勢でございます。さきに坂口議員にもお答えいたしましたとおり、町としては馬見中3丁目の近接・隣接地域の公園や広場、緑地や公共空地等、新設の必

要性は低いと結論いたしております。

6番目の公民館や集会所にマッサージ機の設置をということでございます。

住民の身近な公民館や集会所の管理運営については、各大字・自治会にゆだねており、地域の実態に即した状況でご利用いただいているところであります。

ご質問は、公民館や集会所で要望のあるところにマッサージ機を置いていただきたいとするものでございますが、建物の維持修繕に要する経費の補助は行っているものの、ご指摘のマッサージ機については対象としておりませんが、福祉団体による機器の導入やボランティアによる機器の調達配備の方法について考えているところでございます。

ブックスタートの充実についてでございますが、毎月第1・第3木曜日午前10時30分から正午まで図書館において、「赤ちゃんから絵本を楽しもう」と題して、お母さんたちの交流も兼ね、絵本の紹介や読み方など、その子に合った絵本を貸し出ししております。この講座の参加者は毎回約20組ありますが、図書館では講座用に絵本を364種類、約900冊をそろえ、その子に合った絵本を提供させていただいております。

平成16年度は、児童ふれあい交流促進事業の県補助金を受け、絵本の購入及び乳幼児と親とのふれあい遊び講習会などを計画し、子育て支援に努めたいと考えております。

保育園におきましては、保育士によります園児や保護者を対象にした読み聞かせを実施しております。

また、保険センターにおきましては、2歳児対象のなかよしサークルにおいても、親子を対象とした読み聞かせの実施や、1歳6カ月児内科検診、同じく歯科検診及び3歳6カ月児健診時の待ち時間として、絵本の準備を行っております。さらに、4カ月児健診時に保護者に対し図書館で実施されておりますおはなし会の紹介や案内を行っております。以上のとおりでございます。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 松野議員の質問にお答えいたします。

2番目、臨時職員の採用について、③学校における障害児の受け入れ体制の充実についてでございます。

障害のある子供の小学校への就学につきましては、年間を通じて福祉、医療、教育が一体となって実施する教育相談において、子供の生育状況や障害の状況などを踏まえた相談を実施しており、さらに就学を控えた子供については、就学指導委員会において子供の状況の把握と就学への方向づけを行っております。

障害の内容につきましては、年々多岐にわたっております。学校の受け入れ体制としては、環境・安全面に配慮するとともに、障害児学級の新設や県費による担任教諭の確保に加え、町費による加配教諭の配置など人的な面での充実を図るなど、最善の環境での就学に努めているところでございます。

次に、質問4、子供の紫外線対策についてでございます。

近年の有害紫外線による健康への影響が懸念されていることは認識しております。紫外線を浴びないためには屋外に出ないことが一番であります。このことは、以前にも申し上げましたように、余りにも紫外線に敏感になり、太陽のもとに出ることをいたずらに恐れることは正常な学習活動や野外での活動に支障を来すことになりかねません。

学校現場におきましては、子供と教職員が紫外線に関する正しい知識を持ち、保健指導並びに健康管理の一貫として、日光を直接浴びる時間に十分配慮するなど、適切な指導に努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** では、2回目の質問をいたします。

まず、清掃センター問題についてなんですけれども、まず現清掃センターの和解の期限の問題なんですけれども、全面操業停止ということできちっと認識を持っていただいていると思うんですが、この点について再度和解内容、どのように認識していただいているのかまず確認をしておきたいと思えます。

それから2つ目が、古寺の新清掃センターの期限に今回の南3丁目の現清掃センターの和解期限を守るということは、新しい清掃センターの期限に連動していくわけなんですけれども、こういう次の新清掃センターにもかかわっていくという一層重大な仕事だということ認識をしていただいているのかどうか、この点、2つ目お願いしたいと思えます。

それから、大型ごみ中継地について、具体的な、例えば近隣の自治体に破砕の打診をしているだとか、民間に打診をしているだとか、そういう具体的なのが全然出てこないんですね。焼却の方は近隣の自治体とか民間にいろいろ打診したり手を打ったりしてるといって何回か報告を受けてるんですけれども、大型ごみの破砕だとか中継地だとかそのほかの処理については、研究しているだけの答弁で、具体的に何月ぐらいにどういう取り組みをしたのか、そういうことについては一切報告いただいたことないんですけれども、この点具体的な取り組みをどうしたのか、その点についてご報告いただきたいと思えます。その点につきましては3丁目と話し合いをするときについても大事な問題になってまいりますので、お願いをし

たいと思います。

それから、2番目の説明会の開催なんですけれども、説明、いろいろと口頭でRDFとかいうことではしておられるんだろーとは思いますが、具体的にやっぱり専門家も含めて、また町の理事者サイドも含めて、もっと細かい具体的な説明、特に多くの地元、あるいは地元周辺の方だけではなくて、全体多くの町民の皆さんが大変危険なRDF施設ということで不安が全然払拭されていないわけです。ですから、この説明会を全町民的に早期に開催することは、スムーズに運営を進めていくためにも大変大事なことです。とりわけ、ごみ特のときにも言いましたけれども、町長が住民に約束したことなんです、説明責任を果たすということで。これは住民の皆さんも、いつでもいいんだということではなくて、爆発事故が去年起きました。その直後に、もうとにかく早く説明してほしいということで署名を添えて要望されたんですから、早期に説明会を開いていただかないと余り有意義だとは言えません。この点について再度、町長ご答弁お願いしたいと思います。

それから、3つ目の生ごみ堆肥化の問題なんですけれども、まずごみの固形燃料の適正管理方策について、去年の11月の中間報告は以前に取り上げましたが、去年の12月26日にごみ固形燃料適正管理検討会の方から方策についてのまた報告が出ているわけなんですけれども、これを見ても、ごみ固形燃料の利用に関する基本的な考え方の中で大変強調しているのが、循環型社会形成推進基本法に基づいて、第一義的にやらなければいけないのは発生の抑制、要するに発生を少なくしていくということで、ごみの減量化ですね、これが一番取り組むべき第一の問題だというふうに環境省は強く法律で規定しているわけです。第2に再利用、リサイクルなんです。第3に再生利用、第4に熱回収、最後に処分と、こういう優先順位が明確に決まっているんですね。このことは大変重要なことで、これのまとめの最後、今度の課題の方にも繰り返し書いているわけなんですけれども、この優先順位にのっとっていけば、まずは発生抑制、そして2番目に再利用ですから、再利用のリサイクル、生ごみを堆肥化をしてリサイクルをしていくということは優先順位で2番目にやらなければいけないことなんです。ところが、広陵町の場合はこの優先順位がひっくり返って、4番目の熱回収の方に走っている、こういう状況なんです。ですから、国の法律から見ましても考える手順が間違っている、こう言わざるを得ませんが、この点についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、さらにこの中で、今回の事故がいろいろと起きていることに関して、小さい施設について熱回収を可能にするという点には特色があるけれども、ここで注意しなければな

らないのは、このシステムの第一義的役割は、ごみ処理のね、廃棄物の安全、確実な処理にあると。熱回収はそれに続く第二義的役割である。明確に書いているんです。ですから、こんだけRDF施設、それに炭化が加わるからもっと不安が大きいわけですけども、不安のある施設をなぜ今優先しなければいけないのか。実験台となるわけですよ、広陵町。今度RDF炭化施設をつくれれば、この事故後初めてつくることになりまして、環境省の指針を全部踏まえてやっていかなきゃいけない。全国での実験台になってしまうわけです。このような不安のあるRDF、環境省も言っているのに、廃棄物の安全、これが優先されるべきだ。この点についてどのように考えているのか、明確にお答えいただきたいと思います。

それから、さらにこの中で具体的な対策も書いているわけなんですけれども、この対策の中身を見ますと、まずごみの受け入れ工程、それから破砕選別工程、乾燥工程、薬剤添加工程、それから成型工程、冷却工程、それから保管・搬出工程、その後は搬出時の正常管理と、8項目に段階を追って対策を、大まかにですけど、これ書いているわけなんですけど、これを見ていくと、あらゆる段階で防災対策、防火の対策が必要なんです。ですから、第1のごみの受け入れ工程にしましても、散水装置、消火栓、消火器、必要になってくるんです。それから、第2番目の破砕選別工程でも、破砕機の入り口には監視カメラ、常時監視していく、それから煙の感知器とか、また散水装置や消火栓、消火器等々必要になります。第3の乾燥工程にも、これは水分の指標の連続確実な監視、この装置が必要になります。また、さらにCO<sub>2</sub>濃度の連続監視も必要になってまいります。さらに、煙とか熱の感知装置も必要になります。それから、4番目の工程は、ごみ点火の、これは発火のおそれがあるから設計についてかなり言っております。それから、成型工程におきましても冷却工程におきましても、みんなこのような装置が必要になってまいります。技術的にもかなり事細かく書いているんですけども、これを全部やろうと思ったら到底素人ではできません。それから、それに対する経費が上乘せになってまいります。初めての実験です。ですから、この最後の方に、こういう状況の中でこれが確実だと環境省も言っていないんですよ。というのは、今後の課題としては、それぞれの関係者とかそういう整備のところについて情報の収集の方法や提供すべき情報の内容について今後も情報交換しながら検討を進める必要があるということ言ってるんですから、本当に今度RDF炭化施設を広陵町でつくっていくということは、全国で脚光を浴びる大きな実験台、大変危険なかけであると言わざるを得ません。こういう中で広陵町がRDF炭化施設を進めているんですが、再度この環境省のごみ固形燃料適正管理検討会の方策を、恐らく読んでおられると思うんですけども、読まれて対応されているはずな



んですけれども、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、あわせて、順番で言えば優先順位が生ごみを堆肥化をしていく、これが優先順位であることは明確です。再度、これについても明確にお答えをいただきたいというふうに思います。以上、お願いします。

**議 長 助役！**

**助 役** 現清掃センターの操業期限の問題ですが、先ほどご指摘ありました和解除項のことです。和解除項につきましては十分承知しているところでございます。よって、町といたしましては、新清掃施設の建設、また来年7月からの対策に全力を投入しているところでございます。

ただ、ごみ問題特別委員会でも申し上げましたとおり、大型ごみ等可燃ごみにつきましては、いろいろ頼んで何とかしていこうという雰囲気でございますが、粗大ごみなんかは他の自治体に頼むということは大変至難なところでございます。言うなれば、他の自治体から言えば、おんぶに抱っこだということでございます。そういうところから、そういう粗大ごみについては他の自治体に頼む以外の方法をとらざるを得ないと、このように考えているところでございます。

それから、その他いろいろな種別のごみにつきましては、馬見南3丁目の自治会、みささぎ台自治会と十分協議を得てからご報告を申し上げたいと、このように考えております。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 2点目の説明会の件でございます。先ほど町長が申し上げましたように、地元の説明、ご同意をいただいた段階で早期に開催をさせていただきたいと思っております。

それから、3つ目の生ごみの堆肥化の問題でございますが、確かに生ごみを堆肥化するというのにはメリットがたくさんあるということも我々承知をいたしております。答弁で町長が先ほど申し上げましたように、全量を堆肥化するというのには非常に至難な課題を抱えてございますので、実験的にモデル的に地域の取り組みで進めていただきたいというふうに思っております。これは近々具体的に担当の方からご提案申し上げ、進めてまいりたいと思っております。

それから、環境省の適正管理検討会の報告については私たちも承知をいたしております。循環型社会のごみの処理のあり方についても、議員ご指摘のとおりでございます。その趣旨に沿ってごみの分別、リサイクルを進めてまいりたいと思います。できる限り施設を小さくして、余分なものはつukらない、町民の皆さんのご協力によりリサイクルできるものは極

カリサイクルをしていくという姿勢で、現在のごみの分別を継続し、さらに徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、適正管理検討会の各処理段階での安全対策については、いろいろとご指摘をいただいたわけでございますが、我々が今までに各地の施設を見学をさせていただき、検討させていただいてる中で、適正管理検討会の報告書に書かれるまでもなく、安全対策を十分とられている施設が多数ございまして、一部事故を起こした施設については部分的にそのようなものが不足していたということのあらわれであるというふうに思っております。我々はその適正管理検討会の報告に基づきまして、安全対策をそれをベースに、さらにより以上の安全対策を施して、地域の皆さん方に安心していただける施設づくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### 議 長 12番議員！

**12番議員** まず1番目の、協議をしてから報告をするということでしたけれども、これについて協議、もちろん当然話し合いはしていくのは当たり前なんですけれども、処理方式について現清掃センターの自治会と話をするというところはちょっと理解できないんです。やめるのが前提ですから、処理方式は町の方で責任持って解決すべき問題ですよ。それをなぜ地元の方に相談するのか、その意図は何なのか、はっきりしていただきたいと思います。

それから、説明会についてなんですけれども、これは皆さんの了解をとってからというか、合意を得てからと、周辺大字の、そういう意味というふうに思いますけれども、今の状態でも半分しかまだ合意が得られていない。そして、なぜそれをずっと先延ばしにしていられるのか、明確な根拠がないです。ですから、百済の方で1回説明会されましたけれども、それをなぜほかの大字、そしてまずはやっぱり全町民の皆さんを対象にすれば、その周辺大字の方も、また地元も含めて参加をして、幅広い意見交換がより一層できるということでメリットが大きくございます。ですから、なぜそれをされないのか。これは町長が記者会見で言われた言葉は、説明責任ということにつきましてはやはり早急にしてもらえんということ皆さん納得しておられたにもかかわらず、もう3カ月もしたら1年になるわけですから、放置されっ放しと。これは大きな約束違反だと言わざるを得ないんですけれども、この点について再度町長、やっぱり今すぐすべきである、この点について、決まってからでは遅いですから、再度お願いしたいと思っております。

それから、3つ目の堆肥化の問題なんですけれども、全量堆肥化するのは難しいということなんです、先般私も竺先生の方に訪問しましていろいろと勉強させていただきました。

笠先生の方では、吉田議員と寺前議員が既に水口町に視察に行ってるわけですが、水口町で4割の方が今堆肥化に協力されているそうですが、残りの堆肥が出てこなくて、もちろん当初は農家の方に使っていただくということで、検討委員会というか、勉強会かな、農家の方も含めてつくられたそうなんですけれども、農家の方まで肥料が回ってこないということで農家の方の苦情が来ているというような話もお聞きをいたしました。ですから、肥料の量につきましてはご心配いただく必要はございません。それと、前に言っておられたのは塩分の問題も言っておられたと思うんですけれども、塩分につきましても日本は多雨の地域でございますから、塩分についても心配する必要はないとはっきり断言されておりました。ですから、今広陵町で堆肥化を進めるのに困難な問題は何かないんです。やろうと思えばできるんですが、再度お願いをしたいと思います。

それから、先ほどの環境省の趣旨に沿って進めるということでしたが、趣旨に沿っていないから先ほど具体的に読み上げたんですよ。順番で言えば、熱回収のRDFをする前に、いかにリサイクルを徹底してやっていくか、堆肥化を徹底していかに進めていくか、このことの議論が先にありきだったんです。そこを飛ばして、なぜRDFに行ったのか、このことについて再度明確にお答えいただきたいと思います。

それから、環境省の方も、先ほども言いましたが、大型のところで発電とかいろいろ熱回収ができるというような、ちょっと待ってくださいね。経済性とか発電効率とかそういうところに重点を置き過ぎて、安全確実な処理がおろそかにされているというような状況があるのではないかと。十分な熱回収、発電が可能な規模であっても固形燃料化が行われている。直接焼却による十分な熱回収とか発電が可能な規模であっても固形燃料化が行われているということに対して、間違いだということ言ってるんです。ですから、広陵町は生ごみの堆肥化ができるんであったら、それを先にすべきであって、それは間違いだと、この報告からはそうやって読み取らざるを得ません。これについてどう思うのか、再度お願いします。

**議 長 助役！**

**助 役** 裁判の経緯の中で、焼却処理、それから屋外での粗大ごみの解体に伴う騒音、振動、これは特に好ましくないと思われているようでございます。安易に簡単にごみの中継基地、積みかえ基地と申しましても、広陵町の場合は軽四で、あるいは2トンパッカーで収集しております。そういうところで、中継地が必要と、当然積みかえが必要というところでございます。しかし、簡単にその辺で積みかえできるのか、これは不可能というところでございます。まず、ごみピットが要ります。施設の整ったごみピットが要ります。いわゆるストック

ヤードも要るわけでございます。汚水処理も要ります。また、脱臭装置も完備せねば周辺に迷惑がかかります。それから、持ち込みごみに対する計量装置も要ります。また、その下にはコンクリートを打って、壁面には壁あるいはいろんなもので防御せねばなりません。それから、職員の駐車場も要りますし、収集車の駐車場も要ります。また、職員の福利厚生用のふろ、便所、手洗い、休憩場所、管理用事務所、電話等を設置せねばなりません。これには広い敷地が必要でございます。また、多額の経費が要ります。だから、当然周辺の同意も必要というところでございます。そういうところから、この点については、どのように理解をいただけるかというところで協議をさせていただきたい、このように考えているところでございます。

**議 長 環境整備部長！**

**環境整備部長** 説明会のことでございますが、百済地域では昨年12月に専門の先生にお越しをいただきましてRDF炭化方式の説明会をさせていただいたところでございます。それを古寺地域、広瀬地域、中地域のこの4地域においても開催をさせていただくと。その後に全町を対象に説明会を開催させていただくというスケジュールでご説明を申し上げたと思います。百済以外の3地域にも提案を申し上げておりますが、まだ実現に至っておりません。今後、そのあたりも全町を含めてご相談を申し上げてまいりたいと思います。

なぜ先に全町対象の説明会をしないのかというご指摘でございますが、やはり地域のご同意をいただけていない段階で全町を対象に説明をするというのも、我々地域の皆さん方と話し合いをさせていただいている中で地域の方の感情を損なうということもございまして、基本的に同意をいただけたら全町の説明をさせていただきたいと考えているものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それから、堆肥の問題でございます。水口町のシステムにつきましては、私どもも見学に寄せていただき、いろいろとご指導をいただいたところでございます。このことにつきましては、ごみ問題特別委員会でも我々の考えをただされましたので、お答えを申し上げたところでございますが、水口町は下水道の整備の促進に伴いまして、し尿のくみ取り業者の業務量が減少するという、それに対する代替業務ということで導入をされております。確かに、各家庭から出されます生ごみはその業者によって集められ、業者の工場内で堆肥化されております。町の担当者の方にお聞きしましても、不思議なくらい堆肥が少ないということも説明をいただいているところございまして、参加される世帯数がどんどんふえる中で、種堆肥として各家庭に戻される、その堆肥が家庭菜園等に使われて減少しているということが理

由であろうと思いますが、参加世帯が一巡いたしますと堆肥が出てくるというふうに思っております。

堆肥そのものは農地利用で利用できるというのは明らかでございますが、たくさんの量を農地で利用していただくということにつきましては、もともとの生ごみの原料が不明、はっきりいたしませんので、農家の方については利用されないということで、専門農家の方にはいろいろお聞きいたしますと、その堆肥は出所が明らかでないので利用できませんということをはっきりおっしゃるわけでございます。家庭菜園で利用される分については結構かと思いますが、そういった農業として利用されるのには課題が多いということもございまして、全体で堆肥化するというのは困難であると申し上げているわけでございます。

それから、環境省の考え方につきましては、当然その精神でごみ処理を進めなければならないということは我々も十分理解をいたしております。発生の抑制を1番目ということは確かでございますが、リサイクル、再生利用、熱回収ということで進めなければならないというのも当然でございますが、広陵町のごみ処理実施計画の中でもそのように表現をされているところでございます。この考え方で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 全然かみ合った答弁になかなかなくて、時間ばかり取られているようで大変残念でございますが、3丁目については、今の答弁では、その処理方式について、残りですね、押しつけていくのかなというふうなふうに大変懸念をせざるを得ないというような状況でございます。誠意を持って対応していただきたいということを重ねて強くお願いをしておきたいと思っております。

それから、時間がありませんので、あと簡単に重点的にやります。

臨時職員の採用についてなんですが、社協の方なんですけれども、看護師さんを募集しておられましたけれども、この看護師さんの採用はできたのかできなかったのか、端的にお願いいたします。

それから、学童保育の障害児の受け入れの体制で、加配をすることなんですけれども、これは指導員さんの判断で、指導員さんの方から加配の要望があれば加配していただくということが、障害の状態によってはさまざまですから、大変大きなウエートを占めるんですけれども、その点について指導員さんの意見をどのように尊重していただけるのか、2点だけお聞きいたします。

それから、3つ目の学校における障害児の受け入れにつきましては、これは加配の先生は臨時職員さんですから、本当に長くずっと採用してもらえるか、そういう部分の不安がありまして、毎年毎年先生が変わるだろうという不安、それから引き継ぎが3月末、4月というたら人事がありまして引き継ぎがスムーズにいかない不安、この不安を解消していただきたい。これは時間がないので、後日また教育委員会の方と相談させていただきたいと思っております。

1 番目、2 番目について再度答弁をお願いいたします。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

看護師の募集については、今現在されているところでございます。充実したサービスの提供を図るために、本年4月1日付で看護師を社会福祉協議会の青い鳥に配置したところでございます。さらに、各種業務の内容につきまして評価を行ったり、また近隣の同事業所もでございます。そういうところで職員の交流をして研修をしてまいりたいと、このように思います。職員につきましては、資質、コスト意識というものの向上の研修も図っていききたいというふうなことを考えております。定員受け入れのための体制につきましては、早々に努めてまいりたいと、このように思っております。

次の2番目でございます。学童保育の件でございますが、現在いろいろな状況の中で指導員の要請におきましても、その状況を確認して対応をしてみたいと、このように思っております。

なお、この機会でございますので、本年2月に実施しました次世代育成支援アンケート調査中で記述意見の中にこういうことが書いておりました。児童育成クラブなどで働きたいと思っても、保育士の免許、資格がなければできないので、子育ての経験者にとっても子供が手を離れて、働くお母さんのために子供を預ける仕事をしたくても、資格がないのでできないというふうな声もあるわけでございます。非常に指導員の経費もあるわけでございますので、今後は資格、免許がなくても補助員としてそういう採用も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

**議 長** 1 2 番議員！

**1 2 番議員** 1 番目の問題ですけれども、社協の青い鳥の方の看護師さんが半年以上も募集をかけながら採用できていないという異常な事態が続いているんです。そういう中で、先ほど資料をお配りいただきましたけれども、この資料の中を見ますと、1 ページ目なんですけれ

ども、社協デイサービス利用者実態が平成14年度よりも15年度の方が500人以上落ち込んでいるんですね。これは利用者が少なくなったんじゃなくて、利用できない状態になってるんじゃないかと疑われても仕方がない状況なんです。というのは、申し込みされていても申し込みを受け取ってもらえない、受け入れてもらえないという実績があるわけです。これは多分担当者の方も胸を痛めていただいていると思うんですよね。そういう点も踏まえて、これは町長の方に強くお願いしたいと思うんですけれども、なぜ半年以上も採用できないのか。それによって定員を縮小せざるを得ない状況になってるんですよ。税金で25人まで利用できる施設を建てたにもかかわらず、このような雇用の問題において利用者を制限しなければいけないのは、本当に大きな税金のむだ遣いと言えますし、本当にもったいないことです。ですから、なぜ看護師さんが採用に至らないのか、雇用条件が大変劣悪だからなんです。その点について改善をしていただかないと、この状態がずっと継続するということになるんですよ。ですから、この点については町長の方でご答弁お願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今ご質問いただいている看護職の採用の問題でございますが、急遽この4月に保健師を増員をいたしまして、所長に命じて、さらに多くの方々のデイサービスに努めていただくように運営の強化を図っているところでございます。また、現在お勤めをいただいている看護師さんは、配偶者控除を生かした、税金の負担をしない勤め方をしたいと、そんなことをおっしゃるものでございまして、勤務についていただく日数は実に少ないようでございます。こうした人の特性を生かしておりますので、我々急遽保健師を導入して多くの利用者のために努力をしているところでございまして、いましばらくこれの意識改革、そして一人でも多くの人を助けるんだと、そういう気持ちで職員が仕事に当たってほしいと督励をしているところでございます。

議 長 12番議員！

12番議員 今の点につきましては、やっぱり雇用条件がほかの民間等々も含めまして大変厳しいので採用することができないんですよ。皆さんいろいろ職を探しておられますからね。ですから、条件を改善する以外にないんです。その点をご認識を町長がいただかないと前進いたしません。この点について引き続きまたお願いしていきたいし、町長も決断していただきたいということを再度お願いをしておきます。

それから、4番目の紫外線対策なんですけれども、これにつきましては、先ほど外に出る時間が少なくなっていくと、余り恐れると、そういう答弁がありましたけれども、当然です。

ですから、日照の時間とかそういう時間を見ながら外に出すのを配慮するんじゃなくて、外に出ても大丈夫なような対応をとるために教育委員会が力を尽くしていただきたいということなんです。先ほど紹介しましたテントとか垂れつき帽子とか、そういうことをして、そして子供たちが伸び伸びと太陽の下で遊べる対策をしていただきたい。簡単にご答弁を一言お願いいたします。

**議 長** 教育委員会事務局長！

**教育委員会事務局長** 現在の幼稚園の状況におきましては、既にプールあるいは砂場のところにパラソルを設置するなり、あるいは日よけテントを設置するなりの状況の中で直射日光を避ける努力はいたしております。ただ、日よけの帽子等については、今現在まだ保育園の方でも試行的にその状況をチェックしていただいております。その成果を得ましてどうするか判断はさせていただきます。

なお、先ほど答弁もございましたように、直射日光の強いときには、直射日光の日差しの中で活動させるということは現に幼稚園の方で教諭の方が気を使って、長時間日差しの中に入っている場合は、かなり屋内において保育をするというような内容で心がけておりますので、できるだけ直射日光を避ける努力というものは園の方でいたしております。ご理解をお願いいたします。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** では、最後、中3丁目の児童公園の新設について質問したいと思います。

これは坂口議員も質問いたしました、真美ヶ丘の4議員共同で公団の方に要望文書を出しました。これが5月23日です。そして、その日、ほかの議員さん都合が悪かったものですから、私が町長の方に要望をさせていただきましたが、このときには町長は、エコー・マミに行く東西の道路を隔てて西側、東側があるんですけども、両方に2つ要るかなと、ここまで言及をいただいていたので、私の方は具体的にこのような形で公団と交渉してはどうかということでご提案もさせていただきました。

こういう中で、いとも簡単に、公団の方の対応が難しいと言われるのはとても理解できません。近隣の公園がありますけれども、これは例えば従前の真美ヶ丘のまちづくりで見ましたら、そういう近隣の公園とあわせまして、児童公園、これは中2丁目は児童公園がないんです。砂場とかブランコとかできる、ちょっとした遊び、ちいちゃい子供が遊ぶ、これがないんですね。大きい西谷公園とかにもあるんですけども、西谷公園のすぐ隣接して南3丁目の児童公園があるんですけども、そういう形で大体各自治会に一つずつは公園があるん



です、小さくても。北7丁目は2つもつくったんです、公団が開発したときに。にもかかわらず、中3丁目は非常に規模の大きい場所でありながら、また頻繁に交通量の多い道路で分断されているながら、このような小さい子供たちが遊べる公園が一つもないということは、まちづくりの手落ちです。公団と広陵町の手落ちです。ですから、その手落ちは正していただくのが当然だと思うんです。子育ての不安とか支援とか、いろいろ今子育てについて注目が集まっておりますが、そういう身近な砂場で泥んこになって遊んだりとか、ブランコに乗ってみんなと、幼稚園とか行く前の小さい子供さん、遊んだりとか、また小学校へ行くようになって、すぐ親の気配の感じるところで遊べる場がない、これは大変深刻なことなんです。

ですから、公団の方で無償では難しいということも言っております。しかし、金額交渉なるべく町の方が有利に、交渉しにくい条件であることも理解して、その上でお話をさせていただいて、それで町長の方もいいとお返事いただいて大変期待していたんです。中3丁目の方へ行くと、どうなってますかってよく声かけられます。やっぱり町長も認識していただいたんですから、一度は、必要だということで。私以上に認識していただいたんですから、ぜひ町長みずから公団と再度強硬に交渉していただきたい。この点について町長どのようにお考えいただいているのか、町長のご答弁をお願いいたします。

**議 長** 町長！

**町 長** お答えをいたしましたように、公団の整備要望の姿勢に対しては極めて厳しいと、このようにお答えをさせていただいております。町としても、全体的な公園計画が必要でありまして、今言われる場所、ほとんどのところにも区長さん、自治会長さんからもいろいろお声をちょうだいしております、強い姿勢のところだけやるんかというようなこともございますので、私ども全体計画を見ながら、事務者当局が考えていただき、必要などころには必要な公園、遊び場を設置する、この姿勢には変わりはないわけですが、現在のところについては極めて厳しいと、そういうお答えをさせていただいているところでございます。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 厳しい対応を迫られるということは重々承知しているんです。もうこれで事業が完了しますから。しかし、先ほど言いましたように、本当に小さい子が遠くまで一人で行って遊ぶことできないんですが、ごく近くでしたらお母さんも、先に行つててとか言いながら遊ばせることもできるし、やっぱり安心です。そして、どうしてもそういう遊び場が必要なんです。不可欠なんです、小さい子供にとっては。このような時代、殊さら必要なんです。

ですから、ここにはどうしてもそういう、小さくなくていいんです。小さくて結構ですから、必要ですから、町長の今の認識も含めて、必要だと認識を引き続きお持ちというふうに確信しますので、町長みずからが公団と話をしていただけるかどうか、ここにもうキーポイントが移ってると思っていますので、どうか町長お願いしたいと思うんです。再度、していただけるかどうか、その姿勢だけお聞きをして終わりたいと思います。

議 長 町長！

町 長 公団とは公園だけではありません。いろんな分野について協議を進めているところでございますが、町民の願い、要望、これはやはり私どもがしっかりと協議をする役割を担っているわけでございますので、皆さんのご意見は十分お伝えをし、協議を進めてまいりたいと思っています。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2 : 32 休憩)

(P.M. 2 : 49 再開)

議 長 それでは、休憩を解き再開します。

次に、寺前君の発言を許します。

6 番議員 それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、この一般質問の議論が非常に中身の濃いものになってきたというように思います。そして、その中で具体的な問題として出てきているのが、やはり財政問題が大きく広陵町の今後に影響を与えているというように思うわけであります。広陵町の場合は、やっぱり新清掃センター問題があります。この新清掃センター問題は、安全とともに財政問題をどうするのかと、このことを抜きにして広陵町の将来は語れないというような状況になってきていると思います。そういう点も意識しながら、この問題、つまり広陵町の住民の行政サービスの向上を目指して取り組む場合に障害になってくる財政問題を解決する、これは理事者の当然の責任であります。そういう観点から当局のご答弁もお願いをしたいと思います。

まず最初に、3月議会で共産党が提案させていただいた決議案、乳幼児医療費無料化を就学前までに拡充する決議、これが可決されました。この決議の中身については、広陵町の財政も厳しい状況ですが、約2,500万円で実施でき、十分やりくりできる金額です。こういう形での内容で決議されているわけであります。こういう決議は、当然議会在決議をし、理事者がその内容について執行していくということになるろうと思いますけれども、これまで

の取り組みの状況をご報告願いたいと思います。

2番目に、次世代育成支援事業の取り組みについてであります。

12月議会にこの問題を質問させていただき、その答弁の中で、いわゆる1,300人、就学前の方々に1,300、小学校の方々に1,300のアンケートをするということで実施されました。そのアンケートについての結果と今後の取り組みについてご報告をお願いしたいと思います。

また、その際、今後の問題としても、住民の意見を反映させる機会の提供はどのように考えておられるのか。

また、この次世代育成支援の中でも放課後児童の対策の問題も重視されている一つであります。学童保育の充実の内容について、さらに取り組みの方向性をお聞きしたいと思います。

3番目に、住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

昨年12月議会の答弁で、「その地域の特色性を生かした先進的な施策で、現在の沈滞した経済動向にかなったものと敬服するものでございます」と述べておられます。建設業界は依然として厳しい不況業種の中にあるわけですから、この点について、少ない予算で大きな経済効果を生むこの新しいリフォーム助成制度についての考え方を再度お聞かせ願いたいと思います。

4番目に、多様な公共交通システムの取り組みについてであります。

奈良県が生活交通維持確保対策研究会をつくっています。この交通対策について、自治体なども入っているわけですが、協議されている内容についてご報告願いたいと思います。

また、福岡県浪江町などで行っているような「eーまちタクシー」という呼び名の交通システムも参考例です。大型タクシーなどを業者と契約し、町民の利用希望者の登録制で町内などを走らせるというものであります。研究されてはどうかと思います。これは小高町などでもこの制度導入をされているところでもあります。

5番目に、食育基本法の制定の動きについてであります。

これは私たちとは大きな考え方の違いがあるわけですが、自民党の専門部会でこの案がもう既につくられています。こういう動きは、今年度3月の国会で議決された栄養教諭の制度化や学校における食育の取り組み、地産地消の取り組みに必然的に結びついていくものです。「地場産品を学校給食に」の取り組みは、非常に系統的に質問をしてきたわけですが、現時点での前進を目指しておられる中で、町長部局と教育部局とのすり合わせ、連携はどのようになっているのか、お聞きさせていただきたいと思います。

6 番目に、防災計画のその後であります。

広陵町でも防災計画が作成され、そしてそれに基づく取り組みが行われています。去年、おとしですか、一般質問させていただいて、その取り組みの矛盾などについて指摘をさせていただいたわけですが、大地震の心配も非常に身近なものになっている現状です。その後の取り組みはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、先般、1日に2度の火災、消防出動があったわけですが、発生大字の区長が知る時間帯だというのはまちまちだと思います。そういう点で、区長がその大字の後始末等を指示されている現状からいっても、火災の際には該当大字の、あるいは自治会の区長への通知を行う、このことは必要ではないかと考えるわけです。夜分にもなる場合があるわけですから、区長・自治会長会に諮って、その実施をすべきではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

7 番目に、生ごみの堆肥化についてであります。

これは先ほども松野議員が具体的な内容で質問をさせていただいているわけですが、1つは身近なところで学校給食の生ごみ処理での経験と成果はどのようになっているのか、ご報告願いたいと思います。

また、全国的に推進されそうな生ごみの堆肥化こそ本町でも率先して取り組む絶好の時期、機会であるにもかかわらず、この問題を後方に追いやる町長の姿勢は町の将来に禍根を残すものだと言わざるを得ません。勇断をもってごみ処理方式の見直しを図るべきですが、この問題についても先ほどの松野議員の答弁を踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず、1回目の質問を終わらせていただきます。以上です。

**議 長** ただいまの質問に対し町長答弁をお願いします。 町長！

**町 長** ただいまの寺前議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、小学校入学前までの医療費の無料化についてでございます。

平成16年3月議会において、乳幼児医療費無料化を就学前までに拡充する決議をいただきましたことにつきましては、真摯に受けとめております。乳幼児医療助成事業は、平成14年10月に医療保険制度改正において、少子化対策の観点から3歳未満の乳幼児の自己負担を3割から2割とされ、県と町負担において無料化を実施しているところであります。決議いただきました就学前までの拡充につきましては、これまでも県町村会、県町村議会議長会から国において制度化が図られますよう国、県に対し強く要望しているところでございます。

町といたしましても、今般、医療費無料化研究推進室を設置し、6歳未満児——5歳到達日の属する月末でございますが——までにおいて、通院、入院、歯科等の種別による医療費の範囲や事務量の増加等による人的面、財源面において検討を進めているところでございますが、実施につきましては、財政状況を勘案しながら手法と時期を判断してまいりたいと存じます。

2番の次世代育成支援の取り組みでございます。

アンケート調査の結果と今後の取り組み、住民の意見を反映させる機会の提供についてのお尋ねでございますが、これにつきましては山田議員にお答えしたとおりでございます。国の行動計画策定指針に基づき、住民への情報提供や意見聴取を反映することについても委員会で検討してまいりたいと考えております。

また、学童保育の内容の充実についてでございますが、これにつきましてもアンケート調査の結果を受けた行動計画の中で十分検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてのご提案でございますが、ご質問の内容につきましては、町といたしましても彦根市などに視察に出向き、調査研究をしているところであります。ご質問には、さきの乾議員からのご質問にお答えした内容と同様でございます。答弁は割愛させていただきますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

次に、4番目、多様な公共交通システムの取り組みについてでございますが、平成15年度から県、市町村、国——これは近畿運輸局でございます——県下バス・タクシー会社の構成で、生活交通維持確保対策研究会を発足させ、路線維持のノウハウを蓄積・集約し、生活交通の維持確保のため現行バス路線の維持、利用促進策の研究と多様な輸送手段を活用した生活交通の確保策の研究を行っております。

本年3月には、研究会の一つの成果として、これまでの取り組みを整理し、「生活交通の維持確保に向けて」という実務担当者マニュアルがまとめられ、今後の市町村におけるバス生活交通の貴重な参考資料ができました。

また、ご提案の新交通システムについてですが、NPOによる福祉有償輸送を初め、コミュニティー系の新輸送システムが一つの大きな流れとなってきたようでございます。広陵町におきましても、先ほどのマニュアルを参考に、さらなる住民の皆さんの意向と地域の実情把握に努めているところでございます。

次、5番目でございますが、食育基本法制定の動きにつきましては教育長が答弁をしてい

たきます。

防災計画、火災の発生の大字の区長への通知についてということでご質問をいただきました。

地震対策についての取り組みに対するご質問ですが、本年2月に奈良県全域が東南海・南海地震の指定地域に入ることをご承知のとおりでございます。本町では、地震対策といたしまして、地域の方々の協力のもと、5月22日に広瀬・百済地区で地域防災訓練を実施したところでございます。倒壊した建物から負傷者を救出するなど、身近に役立つ訓練を体験していただきました。今後も消防団、消防署と連携を保ちながら、地域の皆様方と訓練を繰り返して行ってまいり所存でございます。

また、火災の際の区長、自治会長への通知につきましては、火災発生の時間や状況もございますので、区長・自治会長会で確認させていただき、速やかに連絡できる方法をとりたいと考えています。

次に、生ごみの堆肥化についてでございますが、学校給食の生ごみ処理での経験と成果はどうかというご質問でございます。

答弁として、学校給食の生ごみ処理については、小学校3校においてそれぞれタイプの異なる処理機を設置し、調理過程で発生する野菜くずや食べ残し等を堆肥化しており、一般の堆肥と遜色のないものができております。この堆肥は学校の花壇や学習菜園の肥料として活用されておりますが、学校によってはできる堆肥の量が使用量を上回り、堆肥が残ることもあり、保管されているところもあります。

なお、町が進めておりますごみ処理方式につきましては、ごみ燃料化炭化方式を進めてまいりたいと考えておりますが、ごみの減量化にも積極的に取り組まなければならないと存じます。学校給食における生ごみ処理は、子供たちにリサイクルの大切さを身をもって理解してもらおうという考えのもとに、平成11年から各小学校に取り組んでもらっているものでございます。今後は町として、各種データの把握、生ごみ堆肥の成分分析、効能、利用場所、方法等についても研究を広げたいと考えております。その上で、各大字・自治会、事業所単位等の理解をいただき、順次進めていきたいと存じます。以上のとおりでございます。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 寺前議員の質問事項5番、食育基本法の制定の動きについてご答弁させていただきます。

食育の取り組みにつきましては、学校給食と望ましい食習慣の形成に関する指導を充実さ

せるため、給食の時間や学習活動の時間において、学級担任、栄養職員が連携を図りながら、エネルギーまたアレルギーについての指導を行っているところであります。

食育基本法制定の動きに対しましては、学校で児童に対して食に関する指導を行うことは子供たちが将来にわたって健康な生活を送る上で重要なことであり、教育指導を充実していくための方策の検討が緊急の課題とされているところであります。

この中で、特に栄養教諭制度など栄養に関する職員にかかわる新たな制度の創設と指導体制の整備が必要とされているものであります。

本町におきましても、平成15年、16年の2カ年にわたり、東小学校において奈良県教育委員会から「食に関する指導推進指定研究校」の指定を受け、学校現場において実践に基づく研究を進めているところであり、今後、文部科学省の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

地域農産物を積極的に取り入れるとされている地産地消につきましては、学校給食への地域食材の利用促進、食農教育の推進などが考えられます。せんだって教育委員会事務局に設置した地産地消推進室において、これらの問題について真剣に取り組んでいるところであります。以上でございます。

**議 長 6 番議員！**

**6 番議員** 1 番目について2 回目の質問をさせていただきます。

町長は真摯に受けとめているということで、県、国に対する要望などについては一層強めていくという気持ちがあられたわけですけれども、本町で実施するということに対して手法と時期を判断していきたいというようにおっしゃってるわけですね。これについては、通院、入院、歯科、人件費等を含めた話として考えておられるわけですけれども、この手順についてどういう形で進めていかれるのか。つまり、議会議決が3月に行われて、この議会議決は重く受けとめていただいているわけですから、その実施を具体化させていくスケジュールが必要だというふうに思います。そういう点で、具体的にこれをどの部局でどのように議論をしていかれるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

ちなみに、上牧やその他奈良県でも就学時前あるいは6歳までの医療費無料化というのは実施されているわけですから、当然その研究等は進められてきたところだと思います。そういう点で、支障になるところはないわけですから、結局はやろうとするところには財源の問題がネックとなって考えておられるというように考えざるを得ないわけですが、そういう点で、この実施に当たっての財源に対する考え方、そしてその時期もあわせて再度お聞きした

いと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** せんだっての議会ですべての議員さんのご決議をいただいたわけですので、実施に当たりましては、早速生活環境部長である笹井部長に実施に向けての推進方策をまとめるように指示をしているところでございます。財政状況も厳しい中でございますが、皆さんの総意でございますので、早い時期に実施をする、するとしたらどの部門から実施をしたらいいか、そんなこともあわせて担当部長が今必死に考えているものでございます。こうした成案がまとまれば政策会議で決定をし、議会の皆さんにお諮りをしてまいりたいと、そのように思っています。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** ぜひ早期に実施するよう指示をしてるという点で、来年度予算でできるというような期待を持って見守っていきたいというように思います。

2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問については、この質問は12月議会に行って、先ほどの山田議員に対する答弁というようにおっしゃっているわけですが、中身について違う点は、アンケートの問題について具体的な集約をしていただいて報告していただくということを通告書に上げていたわけなんです、その点について簡単に特徴的なものを報告していただいて、その中身についての議論をしたいというように思います。

まず、次世代育成支援対策推進法の問題ですけれども、これはそもそも過去政府においても少子化対策プラスワンを取りまとめ、あるいはまた保育に関する施策、子育てと仕事の両立支援などもありました。また、新エンゼルプランの計画もあったわけですが、そういうもののトータルとして不足する、現在の少子化の問題は看過できない問題になっているということから、政府としても具体的な重要施策として立ち上げざるを得ない、あるいは得なかった内容であります。こういう内容について、自治体のところで行う問題についても具体的な財政問題と、政府がどこまでその体制をとるのかということもまだ不明な部分も非常に多いということも一方であるわけですが、こういう内容について具体的にことしに入ってアンケートをまずされた。そして、その中で行動計画を立ち上げなきゃならないということで、地方公共自治体については、1の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画を作成すると



ということになってるんですね。これは16年度中に作成するという事になっているわけですから、この内容について具体的にどのような手だてをとっておられるのかということ再度聞いておきたい。

そういう点では、現状分析をまずするということがうたわれています。そして、ニーズ調査の実施と目標事業量の設定がうたわれる。行動計画の基本理念の設定、重要課題の検討、施策・事業の検討、目標の設定というような形で最終的な行動計画の立案がうたわれてきているわけですが、そういう点での具体的な内容について、アンケート調査に出てきた問題はどのような特徴を持って今後の内容としてとらえておられるのかということ具体的に聞きたいというように思います。

これは指針、いわゆる行動計画策定指針というところでは6つに分かれた内容がうたわれているわけなんです。地域における子育ての支援と、先ほど言った内容ですが、その中では放課後児童健全育成事業、これは学童保育の問題がうたわれていたわけであり、あるいはまた、母性及び乳児等の健康の確保及び増進、こういう中に小児医療の充実がうたわれているわけなんです。こういうところから見ていくと、1つは、学童保育の問題というのは広陵町でも非常に内容を私たち共産党が具体的に現場に足を運んでかなり指摘をしてきて改善していただいているところもありますけれども、ビデオを設置したり、あるいは布団をそこに段取りしていただいたり、施設の充実、これは西校区については新しくつくっていただいた。真美ヶ丘についてもそのようなしかりの事をやっていたいるわけですが、東校区についての施設というのは、やっぱりいわゆる次世代育成支援対策推進法の中身から見ても非常に不十分なもんなんです。これは五、六人の方ですね、資料をもらっていますけれども、非常に利用されているわけですが、施設としては不十分だ。この次世代支援対策推進法の中にも居住環境の整備というのがあるんですね。これはもちろん住んでいるところの問題ですが、当然子供たちが遊び、育つところの環境の整備というのはそれ以上に重要なところであります。西校区では新しくつくられ、また真美ヶ丘でもつくられた。しかし、真美ヶ丘の南については、今なお集会所を使っているという、管理事務所を使っているということからいって、この点についての施策についても十分に考えていただく必要があるのではないかと。それともう一つは、やっぱり今現在3年生までの低学年だけが学童保育を利用しているわけですが、これについても他に高学年においても困難な家庭が生じているのは当然のことです。そういう点の拡充策についても当然考えなきゃならないと思うわけですが、そういう点についての内容もあわ

せてお答え願いたいと思います。

**議 長** 健康福祉部長！

**健康福祉部長** ただいまのご質問にございますが、少子化の振興を抑制するというふうなことで、今、国、都道府県、市町村が行動計画を策定する、また一般の300人を超える事業所においてもこの行動計画を策定すると、今までのとは違った方策で進めていきたいというふうなことでございます。

かなりいろいろと言っていたいたわけでございます。既に2月に住民のアンケート調査をいたしました。就学前につきましては33問のアンケート、それから小学生につきましては30問のアンケート、非常に内容については、子供の保育からさまざまな保育についての支援サービス、子育ての環境とかの調査を行っております。当然、児童育成クラブの利用状況とか、その年齢のことにつきましてもアンケートはさせていただいております。このデータを基礎に、国の指針に基づきまして、策定委員会でこれから検討して進めていきたいと、このように思っておるわけでございます。

詳しい内容の資料につきましては、策定委員会で配付した後、議員さんにもお渡しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。またご意見がございましたらどんどん申し上げていただいたら結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。当然、学童保育につきましても、この施設の問題等につきましても、検討委員会で当然示していかなければならないと思っておりますので、その辺で数値目標とかいろいろなことを網羅していきたいと、このように思っております。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 検討委員会資料に基づいてまた勉強させていただきたいと思えます。

なお、このところの問題というのは、政府についても珍しく住民参加の視点を非常に強く指摘し、取り入れるように要望されているわけですね。また、住民参加だけでなく、住民の意見を広く反映するため、公聴会、懇談会、説明会などの開催を支援、あるいは自治体の広報やホームページでのアンケート結果の公表、素案の提示、パブリックコメントの実施など、さまざまな時期と媒体で情報提供や意見収集を支援、こういうようになってるのは、これは政府の案としては珍しい内容なんです。こういうことについて、私はやはりすばらしいものをつくらうということになれば、住民の意見を聞く、住民の声を聞けるような方策をとっていく。聞くだけではないんですね。聞けるような方策をとっていく。情報公開というのもその一環ですけれども、徹底した住民に依拠した視点を持つべきだと思えます。この中に

も、これはいわゆるシニア社会学、次世代育成支援研究会が政府に要望と提言を出しているわけなんですけれども、この中でも、子供の視点、親の視点、地域の視点、こういう点で子供の視点ということについても非常に力点を置いた内容です。子供権利憲章が日本でも議決され、議会の中でも一般質問の中で子供権利の憲章についての問題について議論をさせていただいたことがありますけれども、そういう視点からいっても住民に徹底して依拠するという姿勢に対してどのようにお考えなのか、簡単に答えておいていただきたいと思います。

**議 長 健康福祉部長！**

**健康福祉部長** 住民への意見の反映方法というふうなことでございます。当然、策定委員会につきましても、山田議員のときにご答弁させていただきましたように、子育て支援の今ボランティアで行っておられる団体の方のご意見も聞くということで参加していただきたいと、このようには思っております。また、広報等、また町のホームページ等もございます。策定委員会の設置、活動内容につきまして住民に広く紹介させていただいてご意見を賜りたいと、このように思っております。

また、策定の素案ができた時点で住民の皆様に意見をいただくというふうな形で、これは当然行動計画策定、国の指針の中にうたわれております。どういう方法で公聴会を開くとか、懇談をするとか、説明会を通じて計画の情報を提供する、意見を求めるというふうな形につきましては、策定委員会の中で方法について検討はさせていただきたいと思っております。

さらに、この行動計画の実施状況を把握する、また点検をするというふうなことで、山田議員の中にもありました次世代育成支援対策協議会、こういうのも設置するべきであろうと我々は思っております、これにつきましても策定委員会の中で、この策定の中に盛り込むのか、そういうことも相談をしてみたいと、このように思っておりますのでよろしく申し上げます。

**議 長 6番議員！**

**6番議員** 3番目に移りたいと思っております。

住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。これは午前中の乾議員の質問の中で、あ、きのう、の中で簡単に答えられて、現時点において地域活性化事業として積極的に取り組んでいくということでご答弁をいただいたわけなんですけれども、これはいわゆる広陵町内の事業者、いわゆる全事業者の方々を対象にするということが当然視点にあらうと思うわけなんですけれども、その点の具体的な取り組みの内容について、現時点でその見通しの部分でもわかっておれば簡単にご報告いただければ結構かと思っております。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

この範囲といたしますか、まだ最終的には確定はしておりませんが、今調査研究中でありますというふうに乾議員の方にもお答えさせていただいたというところでございますが、やるという前提で今努力をいたしておるところでございます。ただ、やるからには公平にやらなくてははいけませんので、どういう目的でやられるのかとか、どういう場所まで対象にするのかとかという部分があります。それと、地域活性化事業の話が出ましたけども、いわゆる地域活性化事業の一環としてこの事業をやりたいというふうに位置づけしております。

それと、業者のお方につきましても、先日町内の建築に携わっておられる方が訪問されましたけども、いろいろ大工さんなり左官屋さん、建具屋さん、畳屋さん、いろいろそういうお仕事をされておられる方がおられると思います。町内のお方であればというふうには今のところ考えております。

また、それをただ単に補助金をお渡しするというのでもなく、その補助金にかわって、いわゆる地域振興券というふうに姿を変えれば、それがまた町内を流通して、違った意味でもほかの分野についても流通して経済の活性化を生み出すのではないかというふうなことも考えております。ですので、そういうことを全部踏まえまして今研究中でありますので、よろしく申し上げます。

議 長 6番議員！

6番議員 4番目に移りたいと思います。

これは先ほど聞いた話ですけれども、広陵町の地形について、従来から住んでいる人は役所の方でも、山奥やその他と違うんだから便利がいいんだという方、考えの方もおりました。しかし一方では、アンケートなどの調査では、やはり検診に行くのも不便だというアンケートの中身も出ているということを知っております。こういう点から言っても、広陵町の場合、非常に近隣の中では最も地形の悪い、いわゆる交通の不便な地域であります。こういう点を踏まえて、広陵町の場合、過去において、いわゆるコミュニティバスの試走を行っていたわけですが、これについては全く住民の意見を聞かずに町独自で路線を決め、利用者が少なかったという失敗例があるわけでありまして。

こういう失敗例を強く意識して、今回多様な交通公共システムについて考えていくということで例を挙げたのが福島県の浪江あるいは小高町で行っているeーまちタクシーという制度であります。これは町内二、三百円で、病院やその他役所など予約システムで利用して活

用するというものであります。

これは地域地域によっていろんな考え方があろうと思えますけれども、その中で私は、なぜこのような状況になってきたのかという問題で言いますと、広陵町でも百済のバス路線あるいは法隆寺のバス路線が廃止されました。政府は規制緩和の名のもとに、この2000年4月に、いわゆる道路運送法を改正して、バス事業は認可事業となり、事業の参入・撤退自由、上限認可運賃以下は事前届け出制にするなどの規制緩和を行って、生活道路を維持する責任を地方に押しつけてしまっている。このために、全国各地で民間のいわゆる公共交通が廃止あるいは縮小されているという実態が生まれているわけです。その中で、政府がこの取り組みを復活させなければならないということで、バス利用促進等の総合対策事業をいろんな形でつくっているわけです。

今、奈良県でも、先ほどできた協議会というのは法定地域協議会の設置ということであります。これは道路交通法の民間バスが生活交通路線を休止・廃止をすることを前提に、地方自治体を中心に地域の関係者が協議し、生活交通確保対策としての国の補助対象路線の決定や代替バス等の運行を検討するために各都道府県に設置されているというものであります。それが先ほどの報告された協議会ということですが、この内容について非常に問題がまだまだあります。広陵町の場合についても、どのような協議がされているのかという答弁がなかったわけですが、まずこういう問題に関して、公営バス事業のあり方に関する研究会の報告書が上がっています。そういう中では、地域協議会のあり方については、地方公共団体において交通問題を単に移動手段の問題ととらえるのではなく、まちづくりの観点から都市計画、福祉対策、環境対策、教育対策など関係行政部門が連携した地域経済経営戦略として位置づけ、規制緩和後の地域交通体系のあり方を初め、公共交通機関の優先、交通空間の有効活用、環境負荷の少ない持続的な交通体系の形成などという政策課題に対する施策について地域交通計画を策定して具体的にする必要のあるんだと、こういうように言っているんですね。広陵町は路線が廃止された地域であります。これはまた広陵町単独ではなく、2町以上が連携しているわけですから、その点についての補助対象事業の内容にもなっているわけです。

こういうところからいって、再三質問を繰り返しているのは、広陵町の交通不便者の利便性を高めるためにどのような手だてが必要なのか、このことを考えてほしいということを再三繰り返しているわけであります。しかし、こういう中で一例を挙げたe-まちタクシー、これは担当部局も資料を持っておられるわけですから、結局ここでも費用の問題を意識されて

おられる。当然のことです。しかし、広陵町で、先ほど言った具体的にバス路線が廃止され、非常に不便な地域が広がってしまった、こういうところから考えざるを得ない内容になっているわけですから、この公共交通システムの問題というのはまず地域協議会というものも設置しているところがあります。これは任意の地域協議会ですけれども、こういう住民が参加した公共交通システムの再構築の問題というのは考える必要があると思うんですが、その点についてどのようにまず考えておられるのか、考えられるのかについてお聞きしたいと思います。

それから、いろいろなやり方は地域地域であります。しかし、現在の広陵町の地形等を考え、あるいはまたアンケートでも出てきた内容ですけれども、不便な状況を改善していく、いわゆる高齢者あるいはまた子供を抱えた若年者の方々のところでの利便性を高める必要があるという認識は持っておられるかどうかと、2点あわせてお聞きしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** バスのことでございますが、以前に走らせましたコミュニティーバスということで、これの内容についてはもうたびたびご説明申し上げておりますが、結果的には、寺前議員は住民の意見を聞かずにやったということでおっしゃってますが、こちらとしては十分状況分析を行いましてやった結果が1日1便に10人足らずの乗車しかなかったということで、そういうことでありましたので、今回のこともそれも頭に入れまして十分検討しておるわけでございます。

寺前議員は今、福島県の浪江町のこともおっしゃってますが、向こうは広陵町の10倍ぐらいの面積があるところでございます。山間地もあります。それに比べて広陵町は、地域的に、地形的にそれまでのそういう不便なところではないというふうに解釈しております。もちろん費用が、金がありまして、どんどんそういう事業に金をつぎ込めるような状況であれば、町民の方に満足していただけるような便数も、またバスの台数も確保できるわけでございますが、やはり事業の優先順位を考えますと、なかなかそこまで踏み切れないという状況であるというふうに解釈しております。以上でございます。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 広陵町はバス路線が廃止された地域なわけでありまして。こういう問題に対して何ら手を打たないというのが今の考え方につながっているわけですけれども、バス路線が廃止されたという点から言って、この中身についてどういう対案、あるいはまたどのような内容で対応していくのか。利用しないということであれば、私たちはバスを利用するための手

だてとしてバスのパス制度を活用すればどうかとか、いろいろ提案してるきてるわけなんです。

まず第1に、広陵町は便利だからこういうものは要らないという考え方に立つのか、それともきのうも出ていた、いわゆる福祉タクシーの問題、あるいはまた介護タクシーの問題などについては非常に活用率が高くなってます。これは非常に要望が強いということですから、健全者の、健康な高齢者、ひとり暮らしの方や、これは六道山、百済、広瀬、沢などの地域から役場に来るといのは非常に不便な地形なんですね。こういうようなところでの対策というのは当然、バス路線が廃止された、あるいはまた今後もバス路線が廃止される可能性がある。広陵町では全バス路線が赤字、奈良交通のですよ、唯一王寺路線、王寺まで行ってる路線が黒字だという内容なわけですから、当然赤字路線については民間が廃止検討の対象に上げていく、これが方針になっているわけですから、この問題を具体的に町の住民サービスあるいは福祉を高めるといことからいっても、強めることは当たり前だといふように思うんですが、その対策すら考えないという答弁なのかどうか、確認をしたいと思います。

**議 長** 企画財政部長！

**企画財政部長** バス路線が廃止されましたのは、乗客があるのに廃止されたということでなしに、乗客がほとんどないということで廃止されたわけでございますので。いや、赤字も、特に1日に二、三人しか乗客がなかったということで廃止されたわけです。よろしく願いたいします。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 防災計画についてであります。

毎年1回、防災の地域の訓練を行っていただいているわけですがけれども、以前に防災計画の中身で言った問題は、やはり初期出動については、町職員がどれだけその対応をするのかということにまつわってくるわけなんです。一般質問で前回質問したときには、不可能な内容がこの防災計画に書かれているじゃないかと、これについては改善しながら、町職員が日々この内容について理解をし、身近に感じ取れるような訓練が必要ではないかというのが前回の趣旨だったわけです。中身については省きますけれども、そういう点で、例えば夜間、祭日、土日などの出勤してないときの職員の初期出動についての訓練方法あるいはまた連絡方法、あるいはこの中では通勤自動車に絶えず機材を積んで走りなさいというようなこともこないだも例を挙げましたけれども、不可能に近い問題があるわけですから、それを修正しながら、具体的にいざというときに対応できる内容というものを考えているのかどうかという

ことをお聞きしてるわけなんで、その点についてだけご答弁願います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 消防担当職員につきましては、火災につきましては、堤防が燃えても家にファクスが参ります。当然現場に出かけるのは義務でございます。祭日であろうと土曜日であろうと日曜日であろうと夜中であろうと、そういう体制は十分とらせていただいております。そういうことで、ほかの職員につきましては、大きな火災等が生じてまいりましたら、町長にも助役にも収入役にも教育長にも連絡を申し上げて、その火災の内容について、規模によって現場へ駆けつけてくれるようになっております。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** もう答弁は結構ですけれども、私が質問してる内容は、この報告書の中に、震度5弱からいわゆる体制をとろうということになってるんです。その中でも、連絡ができない、電話、通信手段が途絶える、こういう内容についての出動形態がどうなのかという問題が非常に重要なんです。可能な場合についてはすぐ集まるわけですから、職員が初期出動の場合については、どうしても職員が中心となって災害に対処していくことが必要であり、その後に地域の方々の力が発揮されていくということはもう理の当然でありますから、そういう点については研究をしていただいて、また後日の質問にしたいと思います。

最後になるわけですけれども、生ごみ処理の問題について質問させていただきたいと思います。

まず、先ほどの松野議員の質問の中身の継続になるわけですけれども、この問題は、先ほども議場からでも新清掃センターにお金がかかるんだということがやじで飛んでいます。当然要ります。また必要な施設です。しかし、今最も知恵を絞っていかねばならないのは、国の施策が自治体いじめで財源を削ってきてる、あるいはまた新清掃センターの問題においても非常に莫大な費用がかかる。必要なところについてはやむを得ない、これは当然のことです。しかし、節約するところがあるんだ、このことを私たちは再三要求してきたわけです。1つは、不安定な技術的に完成されていないRDF炭化方式を取り入れていることに対して金食い虫だと。あるいは、引き取り手、いわゆる炭化されたものの引き取り手についても不安定だ。RDFを中止したのは、RDFの引き取り手が確定できなかった、だから中止をしたわけでしょ。今度は炭化になったから処理がさらに可能なんだということについても成り立たないと思います。事務局については、15年間保障できるところを探しているんだとおっしゃっているわけですが、それは逆に言えば、15年間の保障があ



るところと契約をせざるを得ない。これは一方では技術の問題、会社の性格の問題等々があるわけですから、それを優先されてくると、今度は逆に、今検討委員会で検討されている何社かのところについての判断がまず出発点で間違ってしまう。こういう矛盾を抱えてるわけなんですね。これがRDF炭化の決めているところの根本的な矛盾なんです。

だからこそ、今、松野議員も先ほどから再三言っていたところですけども、政府ですら順番を決めているわけなんです。ごみ固形化燃料利用に関する基本的な考え方、まず最初に発生抑制、第2に再利用、第3に再生利用、第4に熱回収なんです。こういうような内容を政府も言っているにもかかわらず、広陵町はRDF炭化に突き進んでいる。なぜなのか私たちは理解できないんです。その理解できない理由を再三私たちは述べてきました。ここに去年の9月に出された検討結果報告書もあります。こういう中でも、この大前提が崩れてしまってるわけでしょう。去年、9月議会で部長は、古寺からRDF炭化が言われたのではなく、たまたま視察に行った先の中で出てきた内容なんだと、こうおっしゃってたわけなんです。広陵町は当然当初はRDFで出発しました。これは煙突が立たないし、公害のおそれが少ないという出発の考え方だったんです。ところが、RDF炭化については、検討委員会の先生も議員との懇談会の中で具体的に焼却方式の原型だと、さらに法律的には焼却方式と言わざるを得ない、ここまで断言してるわけなんでしょう。だから、当初に煙突を立てなくてもいいんだと言っていたRDFは崩れて、そうであればその時点で直ちにどんな処理方式がいいのか、このことを検討すべきだったんです。そして、当然14年12月にはこの議会質問で、あらゆる研究をするということをおっしゃったんです。ところが、結局は検討委員会の方々を示した検討は、ここにも書いていますけれども、町からの絞られた課題、これは議会でも私も再三言ってますのでやめますけども、素人でもRDFかRDF炭化施設しかだめだというのはすごいわかる内容なんですね。それをわざわざ専門の先生5人も使って検討を何回も重ねて町が思ってる内容を出させたわけでしょう。だから、私はRDF炭化というのをなぜ今なお進めるのかというのが理解できないだと再三言っているんです。

なお、さらに生ごみ処理は現時点でのごみ社会の循環型社会を形成する大きな手助けになる手段だ。これは専門家の中においても一般的になりつつある方式です。そのための素人の中での研究が非常に進んでいます。素人と言うと失礼ですけども、いわゆる現場主義のところから出発してるんですね。だから、大学で高度に研究したというものではなく、全国各地にあるのは、地域の方が一生懸命つくった中で完成されている問題が多い。ハザマプラントだってその一つです。非常に優秀な生ごみ処理の方策だ。私たちが行った水口町の方式は、

担当者にハザマプラントとはどこが違うんですかというのと、集め方について変化をして特許申請してるんですということをお答えされたので、あ、これはハザマ方式の一形態だなというふうに理解して帰ったんです。

こういうような状況にあるわけですから、私は今、大胆に財政問題で非常に苦しんでおられる、広陵町は合併をするかどうかは別にしても、単独でやっついこうとするとときに財政問題の解決を抜きにして今後10年、100年の計が立てられない。これは当然なことなんです。だからこそ、今真剣に考えて、RDF炭化、これは施設においても非常に金がかかる。38億円あるいは40億円、もっとかかるかわかりません。資料は出していただいていますけれども、これは40トンの試算です。それをさらに進めれば少なくなるわけでしょうけれども、生ごみを処理した後の残りについては最も安定した、政府すら推奨している焼却方式に転換すれば20億円はかからないと思います。だからこそ、古寺の内容について、古寺は焼却方式はだめだということをお初言われました。RDFについて言われました。炭化については、役員さんの中では基本協定が結ばれましたけれども、現実問題としてRDF炭化が変わったときにこの問題について古寺区民の方々あるいは百済、広瀬の方々にその当時に説明しましたか。それほど説明しないままに突き進んでいるわけでしょう。だから、私は生ごみ処理についてそう簡単にいくとは思っていません。しかし、それ以上の努力をしなくてもこの問題については理解を得るチャンスがあります。だからこそ、この問題について町が転換する姿勢がなければ、これはだれが言っても無理です。議員の方々も財源についてどこまで真剣に考えているのか疑わしい。本当に広陵町の財源問題を真剣に考える、安全な施設をつくる、こういうことから言っても、実験炉を広陵町でさせない、これは具体的に恵那市に行ったときにも具体的な問題としてわかっているはずなんです。だから、水口町では今3,000世帯行っていますけれども、3,000世帯が生ごみ処理を行っています。その3,000世帯の生ごみ処理の中では、今堆肥は具体的に消費するものは生まれていません。種堆肥によってすべてが焼却されています。広陵町でも1万以上の人口があります。3倍の人口があります。しかし、現実にその解決策、減量化は困難だとおっしゃっていますけれども、現実問題として3,000世帯については肥料が要らない。堆肥の消費先を探さなくてもいい状況が生まれている。（「そんなあほなことない。」）いや、現実に、あほなことないといっても、これは事務局も確認してるからわかっているわけなんです。先ほどもお答えしてもらってます。

もう一つ、堆肥を売るのではない。この堆肥を無料で配布する、広陵町外のところでもで

すよ。そんな堆肥を処分する心配は僕は要らないと思います。こういう内容でやれる可能性のある研究を一切しないで、とめておいて、不可能なところの部分はやろうとする。恵那市のごみの収集にとっても住民の方々に非常な苦勞をさせなきゃならない。ホッチキスの針すら取って出してくださいという指導を徹底させているわけでしょう。これは現実問題としてどれだけ動くかわからないけれども、今RDF炭化方式をやろうとするなら、ごみの収集にとっても町民の非常な苦勞、努力の協力が必要なんです。こういう問題について、いまだやろうとしてるのに町民説明会をしない。町が決めているわけですから、百済や広瀬についてまだ同意が得られてない段階ではそれはだめだとおっしゃっていますけれども、それであれば、今行っているRDF炭化方式について一たん中断すべきです。そして、古寺や広瀬の同意を得る。それが論理的な行政の手段です。こういうような内容でやらないで、一方では古寺、広瀬に同意を求めてないから全町民的なものではできない、こうおっしゃっています。

山本議員も一般質問の中で、ごみの減量化については町民の協力を得なきゃならないんだと、こういうことも認識を持っておられるわけでしょう。そうであれば、なおさら、今町がRDF炭化、間違った方向に進んでいるわけですがけれども、具体的に財源問題や町民の協力を得るという前提からいっても、全町的な同意が必要です。これを町が私は独断でやろうというような方向ですから、こういう問題についてできないわけなんです。こういう点について私は再度生ごみについて検討するということの考えも持たないのかということも1点だけ聞いておきたいですけど、終わらせていただきます。

**議 長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 3 : 51 散会)

平成16年6月18日広陵町議会  
第2回定例会会議録（最終日）

平成16年6月18日広陵町議会第2回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	松井定市	総務部長	森川勇
健康福祉部長	池田誠夫	住民生活部長	笹井由明
環境整備部長	山村吉由	都市整備部長	中尾寛
教育委員会事務局長	大西利実	水道局長	森田久雄
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 竹 若 学 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:00開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件   |
|------|---|
| 1    | 議案第28号 広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて<br>議案第29号 平成16年度広陵町一般会計補正予算(第1号)<br>議案第31号 北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更について<br>議案第32号 北葛城郡公平委員会規約の変更について<br>議案第34号 葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更について<br>議案第35号 葛城広域行政事務組合規約の変更について |
| 2    | 議案第33号 新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止について<br>議案第36号 奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更について<br>議案第37号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について   |
| 3    | 議案第30号 平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)<br>議案第38号 奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更について<br>議案第39号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について<br>請願第2号 エヌシーバス迂回路線増設に関する請願書   |
| 4    | 議員提出議案第6号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書について  |
| 5    | 議員提出議案第7号 町長、議員等の報酬等引き下げを求める決議について  |

議 長 まず日程1番、議案第28号、29号、31号、32号、34号及び35号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、青木君!

**総務文教委員長** 皆さんおはようございます。

それでは、総務文教委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、過日の本会議で付託されました6議案につきまして、6月14日に委員会を開き、全委員出席のもと慎重に審査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに議案第28号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される退職報償金支給額を引き上げるもので、引き上げ額は北葛城郡の申し合わせによる額によること、また今後の動向などについて詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第29号、平成16年度広陵町一般会計補正予算（第1号）については、平成16年度の地方交付税の見込み額や厳しい財政事情に対応すべく、職員のコスト意識の高揚等について詳細に伺うとともに、本会議で質問のあった古寺中線の道路の土地取得面積等について報告を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第31号、北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更については、本会議で質問のあった事務経費の内訳の報告を受け、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第32号、北葛城郡公平委員会規約の変更については、葛城市誕生後、及び北葛城郡で本町のみとなった場合の公平委員数などについても伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第34号、葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更については、新庄町及び當麻町の合併に伴うものであり、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第35号、葛城広域行政事務組合規約の変更についても、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

その他、本会議で質問のあった防犯ブザーの貸与件数について報告も受けました。

以上で総務文教委員会の審査結果のご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

**議 長** ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第28号、広陵町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第28号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に議案第29号、平成16年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。6番議員!

6番議員 まず、古寺に建設される新清掃センターの問題ですけれども、今機種等の選定のための委員会が開かれています。また、用地買収については進められてきているわけですけれども、広瀬、百済での同意がまだ得られていない。こういう段階で、実質上の合意を無視するかのようなやり方については断じて許されるものではないと思います。特に、いわゆる工事や機種を選定発表などは、当然広瀬、百済での合意の重要な中身であります。そういう点でのことも前提にしながら、予算執行に当たっては百済、広瀬の同意が前提になさねばならない部分というのを明確にした行政措置をとっていただくように強く要望しておきます。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第29号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に議案31号、北葛城郡公平委員会を共同設置する団体の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第31号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号、北葛城郡公平委員会規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第32号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に議案第34号、葛城広域行政事務組合を組織する市町の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第34号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に議案第35号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)



議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第35号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第33号、36号及び37号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました3議案について、6月15日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第33号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止については、葛城市誕生後の介護審査会委員数などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第36号、奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第37号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更については、平成16年度及び今後の分担金の負担割合などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上まことに簡単でございますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第33号、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の廃止についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第33号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に議案第36号、奈良県葛城地区清掃事務組合を組織する市町の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第36号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に議案第37号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第37号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長 次に日程3番、議案第30号、38号、39号及び請願第2号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 産業建設委員会は、さきの本会議において付託されました3議案及び請願について、6月16日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに議案第30号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、今後の下水道事業の経営状況を改善するために、下水道設備の対応年数に合わせた平準化をすることなど詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第38号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更については、水道水中の塩素濃度及び原水の硬度が高いためにポリ塩化ナトリウムを使用していることな

どについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第39号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、平成16年度  
の分担金の負担割合などについて伺い、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきも  
のと決しました。

最後に請願第2号、エヌシーバス迂回路線増設に関する請願書については、紹介議員の乾  
議員から、公共機関のない百済地区の方々の実情などの請願の趣旨説明を伺いました。委員  
から、もう少し数字的なものが必要ではないか、また地域からの要求が切実であるなどの意  
見がありました。理事者側から、迂回路線の道路の幅員及び東体育館北側のS字路、国から  
の補助金に対する影響などの懸念があるものの、町として行政役割を果たすために積極的に  
取り組んでいくとの答弁もあり、採決の結果、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査の結果を報告いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第30号、平成16年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題と  
します。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第30号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号、奈良広域水質検査センター組合を組織する市町村の変更についてを議  
題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第38号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に議案第39号、奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第39号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に請願第2号、エヌシーバス迂回路線増設に関する請願書を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 長 採決の結果、全員一致です。よって請願第2号は採択とすることに決定しました。

議長 長 次に日程4番、議員提出議案第6号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書についてを松野君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 長 本案につきまして、議案趣旨の説明をお願いします。 12番議員！

12番議員 では、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書について説明をさせていただきたいと思います。

これは、緊急地域雇用創出特別交付金は3年単位で事業が継続されているんですけれども、第1期終わりました第2期に入るときには、この広陵町議会の中でもこの意見書は採択をされているんです。ところが、今回個人の提出ということで私の方で提出させていただきますが、新しい議員さんもたくさんいらっしゃいますので、ぜひ今までの経過も含めて説明させていただきますので、ぜひご検討いただいて賛成をいただきますように、まず最初をお願いをしておきたいと思います。

まず、現状の失業の状況は本当に皆さんご存じだと思うんですけれども、最初にこれは1999年から始まったんですね。その最初の1999年のときには、失業率は4%台だったんです。その後またどんどん上がってきまして、最高時は5.5%でして、現在は若干回復、緩和しまして、2004年、ことしの3月時点では5%ということになっています。そういう形で、失業問題が解消しつつあるというふうに認識されているかのようなところもあるかもしれませんが、当初から、1999年から比べましてもまだまだ一層深刻な失業状態となっているんです。人数でいいますと、300万人以上もの完全失業者の方が長期にわたって仕事がないと、こういう状況になっているんですね。

この失業対策なんですけれども、終戦後大変な不況、もう本当に比較にできないほどの不況があったわけなんですけれども、そういう中で政府は大量の失業者発生の中で、治安対策の一つとして実施した失業対策事業を、これを1970年代以降は縮小をどんどんしてきたんですね。緊急失業対策法を1995年に廃止したんです。そして、もう失業対策事業は実施しないということを宣言したんですけれども、やっぱり大変な深刻な不況になってきまして、こういう中で1999年から緊急地域雇用創出特別交付金事業を実施したんです。

政府が実施しなければいけない根拠といたしますのは、これは憲法に定められているんです。憲法27条は、「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う」ということをうたっておりますので、当然国や自治体は失業者の就労を保障していくことが責任として求められるわけです。こういうことをベースにしまして、十分とは言えない制度ではございますけれども、この緊急地域雇用創出特別交付金、こういう事業が行われてきたと、こういう経過があるわけなんです。

今回の失業で大変深刻な実態といたしますのは、数だけではないんですね。数だけではなくて、全業種に、全産業にわたっている、このことも大きな特徴なんです。それからもう一つは、失業期間が非常に長期化してきているんです。1年以上失業しているという方がどんどんふえている。これは地域によってもばらつきがありますが、広島県の調査では、去

年の13%に対してことしは17%、それから青森では同じく男性が13.1から14.3%とか、東京では8.4%から15.5%ということで、全国的に長期化しております。それと、そういう状況の中で希望する職種というのはまずほとんどつくことができない、こういう状況もあります。また、年齢による差別化が明確になってきているんです。だから、中高年の方が失業、リストラで失業しますと、再就職が非常に困難な状態、こういうことが大変深刻さを大きくしているように思います。

この交付金事業をもう少し具体的に言いますと、先ほど言いましたように、1999年から2001年の3年間、これは2,000億円実施されたんですけども、その後も、3年で終わる予定だったんですけども、もっと継続すべきだということで、そのときには500の自治体からこのような意見書が上げられたんですね。もちろん、広陵町からも可決をして国の方に送っているんです。そして、全国市長会など、町村会、広陵町は町ですから町村会なんですけれども、そういう自治体関連6団体の中でも継続の決議しまして、政府の方は第2回目の交付金事業を2002年1月から2004年度末までということで、3年3カ月間、3,500億円実施したんです。こういうような中で、問題点はあるのはあるんです。短期雇用、半年とかいう形とか、繰り返し雇用しないと、そういう条件がありまして十分に機能してるというわけではないんですが、一定のつなぎとしては大きな効果も発揮してきた、こういう状況なんですね。

今回、全国の市長会は、2003年ですから去年ですけども、去年の6月に緊急地域雇用特別交付金事業の継続を要望するという決議を上げております。町村会の方確認してないんですが、恐らく上げているというふうに思います。それと、こういう状況の中で各自治体からも本当に強くそういう継続を要望する意見が厚生労働省に上げられているんですね。今回議会の状況はといいますと、ことしの1月から取り組まれる、こういう運動の中で、今広陵町では6月に出されてきているんです。大体6月が多いと思うんですけども、3月の議会でも全国で既にもう46議会で採択をしております。6月が中心的に全国的に議論をされるだろうというふうに思います。

こういう中で、政府の方なんですけれども、今年度で終了するかどうかということについては、政府は現在は名言を避けているんです。ですから、こういう議会の中で理事者の方と一緒に、やっぱりこの緊急地域雇用創出特別交付金の継続をはっきりと求めていくということは、広陵町民の方にとってもプラスになりますし、また広陵町の厳しい財政にとってもプラスになるわけです。ですから、反対をしていただく理由は何一つない、これが現状

ではないかと思ひます。ですから、ぜひこれもうお読みいただいていると思ひますけれども、とりあえずこの文章読ませていただきますので、ぜひご賛同いただきますようお願いいたします。

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書。

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が拡大しています。その上、連続して年金、医療、介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって、「生活が苦しい」と感じている人が急増し、自殺者は1年間で3万人を超えています。1日100人以上にも上っています。

こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は1999年から3年間、緊急地域雇用特別交付金（2,000億円）を実施しました。その後も、地方議会での意見書採択が大きな力となって、2002年から2005年3月まで緊急地域雇用創出特別交付金（3,500億円、補正で400億円追加、以下交付金）が実施されています。

この交付金は、雇用期間が6カ月で、予算額が少額であることなどの弱点を持ちながらも、政府が実施してきた数ある雇用対策の中で唯一実績を上げ、失業のつなぎ就労としての役割を不十分ながらも果たしています。ところが、この交付金は2005年3月に終了し、政府はその後の対策について明確な方向を示していません。

交付金事業を最初に実施した1999年の失業率は4%台でしたが、現在は5%台、完全失業者は350万人以上に上り、雇用、失業情勢が好転する状況にはなく、今後一層悪化することが予想されます。

この交付金を、失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるよう要望します。

1、現在実施している緊急地域雇用創出特別交付金を、2005年度（平成17年度）以降も継続して実施すること。

2、継続に当たっては、失業者の就労に役立つよう、実施要綱や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいように改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。以上です。

**議長** これより本案について質疑に入ります。 9番議員！

**9番議員** では、ひとつ私は聞いてみましょう。

私の考え、広陵町議会が国に出すということをしようと思えば、広陵町にふさわしい内容にして出さなくてははいけません。こんなんどっかから持って、ぽんとぽっと出すんじゃなくて、十分に内容を吟味してふさわしい内容にして出さないけない。この、まず緊急雇用、いわゆるこれは失対事業なんですわ、失業対策事業ですね。ほんで、緊急的にしようというこ

と。先ほどの説明もありました。また、さらにまた緊急にしようと、これ2回目やとね。ほんで、さらにまた今回3回目もまた緊急にしようと、こういうことですね。

ところが、ちょっとお聞きしたいんですわ。緊急、緊急、緊急、緊急、緊急、緊急を繰り返しても、なおかつ現実には厳しいというのが、まず今の現状。ほな、じゃあまた緊急でいいのかという、広陵町としてはこんないつまでも緊急でええと、それ緊急でええですよ言うていいのかと、このような現状ございます。

私は、これはたまたま共産党任せますわちゅうたら、こういうなことで出してきたんですけどね。もうそろそろ緊急雇用創出なんて言うんじゃないくて、恒常的雇用創出特別交付金に改善を求める意見書、これが一番正しいので、いつまでもいつまでもこんな緊急、緊急ちゅうて、現実にはだんだん悪くなる。ここにも言うてんですよ。現実悪くなってます言うてんですよ。果たして、こんなもん緊急なことで抜本的な改善になるのかということを書いてるんですね。だから、こういうまず表題からしても、こんないつまでもいつまでも緊急、緊急じゃなくて、恒常的な雇用創出特別交付金に改善を求める意見書、こういうふうな、だから緊急、緊急ちゅうたら、また終わったらまた緊急と、こうなるんだから、4回も5回もこんなもんするんかという話になるんですよ。これを政府に出そうとしたらですな。じゃないんやと。広陵町は広陵町の独自で出すんですよ、ね。広陵町としたら、こんなもん緊急でやったら困る。こんな、1回や2回限りの、そんなやなくて困るということで。だからね、何もこの内容を変えちゅうてんの違うんですよ。表題も、私言うたように、恒常的雇用創出特別交付金に改善を求める意見書、こういうような表題が正しいのじゃないのかと。内容的には、今緊急でやってると。こんなもん、これ見たらこう書いたるやん。緊急を、以後も継続して実施してください、こういうことを言いたいんでしょう、緊急と言いな。それやけど、恒常的な、これ直して言わな、内容の趣旨が、表題と内容を合わそうと思うたらね、この辺からもね、何か物事を言おうと思うたら、その辺もきっちりと言う趣旨と表題した方がいいんじゃないんですかということで、私聞きたいんですよ。そういう方が、一応内容的にもね。こんな、じゃあ1年で終わり、それでいいんですか。2年で終わり、それでいい。そんなことは決してないと思いますよ。今の若者のフリーター化とか、中高年のこと考えたら、こんな緊急、お茶を濁す、そんなもんでええわけじゃないんですよ。

だから、こういうことはやはり恒常的にこれから日本の国としても取り組まないいけない。フリーター対策にしても取り組まないいけない。中高年のそういうことに取り組まないいけないと思います。私はそのように変えて提出したら、なおかつ中身がよくなるのではないかと、こ



のようなことでちょっとご意見をお聞かせ願いたいということで聞いております。どうですか。そういうふうにするのが一番の、本町として取り組む状態、こんなもう単発的に緊急に取り組むんじゃなくて、恒常的にこういう若者の対策、中高年対策からして、そういうふうなことに改善を求めてください、改善してくださいという意見を国に言うのが一番正しいのではないかとことを私思っておりますので、その辺の考え、どうでしょう。はい、お聞かせ願います。

**議 長** ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いします。 12番議員！

**12番議員** 本当に坂口議員は、どうやってすりかえようかといういろいろ知恵絞ったはるんかなあというふうに思わざるを得ないんですけれどもね。これは、国のいろいろな雇用対策あるいは景気対策の一環の中の一つです。一部なんです。1つなんです。そのことの認識がまずないということが1つ。それから、緊急ということで3年間ずつ何回も繰り返すのはおかしいんじゃないかということで、中身はいいんですけどということですけども、中身いいのであれば、そして特に坂口議員は議運の委員長ですか、そして何で委員会のときにタイトル変えてみんなでやろうとか、そういう提案なさらないんでしょうか。大変不思議に思います。議員としてのやるべき仕事をされないで、けち、難癖をつける。このようなやり方は議員として正しくない、このように言わざるを得ません。

それと、この緊急、緊急ということで、恒常的にやるというのであれば、そういう提案も積極的にしていただいたらいいんですけれども、今回政府の方もこの制度を続けるかどうか、今考えているという、こういう状況の中で、そういう政府の考え方についてこういう意見を出すということですので、違うタイトルにしたら全く新しい制度を広陵町だけが提案することになって、全国と歩調合わせることはできません。ですから、当然これはこういうタイトルで、全国と歩調を合わせて協調してやっていく。このことこそが運動を大きくして、政府を動かす力になるんですから、そのことをおっしゃるのであれば、坂口議員も民主党の方ですから、民主党を通じて政府の方に積極的に別に提案してください。そういうことです。

**議 長** 9番議員！

**9番議員** まことに乱暴な議論でございますね。やはりこういうことは、本議会で皆様方に私も提案してるんですわ、ね。私は、できたら皆様方全議員が賛同して出して、そして広陵町の未来像も示して出すべきではないか、こういうなことで大きな目で言うてんですよ。私は、そんな私利私欲で言うてるわけでもないし。自分とこだけの成績上げよと言うてるわけでもなし。広陵町すべての住民が幸せになるのはどうしたらええんや。ああ、継続的にわたっ

て将来にわたりどうしたらええんや。こういうことから、私は丁寧に提案してんですよ、ね。やはり賛同を得るならね。ここで全員が、全議員さんがそろってんですよ、ね。こういう直しとくべきはすぐ直した方が、皆さん方の賛同も得て、やはり継続的に求めていくのがええじゃないかという、これは私の意見言うてんですよ。私の意見言うて、ちょっと一遍共産党の意見聞かせてくださいと、このようなことで聞かしてもらってます。

私以外にあれば、またいろいろ聞いていただきたいと思います。はい、よろしくお願ひします。

**議 長** 8番議員！

**8番議員** これは別に共産党が直接、今は提案者になられておりますけれども、初めから共産党の方の提案ではなしに、よそから来たもんでございます。

まず、やはり政府に出す以上は、数字も何もかもきちんとしていなくてはなりません。まず1点は、自殺者は1年間で3万人、1日100人以上となったら、どちらの数字が本当なのかということです。やはり提案する場合は、この辺もやはりきちんとしていなくてはならないと思います。

その次に、下の方ですね、継続に当たって失業者の就労に役立つよう、実施要綱や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいように改善すると。具体的に、現在のやり方でまずいところ、どういうぐあいに改善するのか、その辺のこともあると思います。

その次に、広陵町でそしたらこの事業で幾らの金がおりにきているのか。そして、広陵町ではこれに基づくどういう事業をなされているのか。この辺も提案者は十分お調べのことだと思いますので、ひとつこの点についてもご回答をお願いいたしたいと思います。

**議 長** 12番議員！

**12番議員** 数字の3万人の1日100人という部分については、「以上」いう部分が適切ではないと思いますので、この100人程度ということで訂正しておきたいというふうに思います。

それから、ここの内容なんですけど、運用しやすいように改善するという内容なんですけれども、具体的には言及、ちょっとだけしましたけども、改善点といいますのは、就労者の雇用期間を半年から最低1年間に延長し、複数回の就労を認めていくということ。また、予算額を増額するという。また、今回ちょっと特殊な状況という部分踏まえまして、競争入札ではなく、プロポーザル方式か随意契約にすること。あるいは、これは競争入札で落札が極端に低くなって、失業者に支払う賃金が極端に安くなるという状況を防ぐために、生活を

守るためにやる部分で、適切な入札であればいいのではないかと思います。その点と。それと4つ目が、人件比率8割条項を撤廃して、事業者が事業をやりやすいように工夫するということとか。国の予算では失業者の就労枠が少ないので、自治体でも予算を上乗せして実施してほしい。また6点目は、失業問題に取り組んでいる失業者団体やNPO、労働組合などに対し仕事を優先的に発生するという事など、国だけではなく、自治体等にも求めておられる、そういう状況がございます。

それから、広陵町なんですけれども、これはちょっと待ってくださいね。15年度なんですけれども、15年度の方で紹介をさせていただきます。金額については、ちょっとそこまで調べておりませんが、これは大分拾い出しをしなきゃいけないので、ちょっと待ってくださいね。広陵町は、広陵町下水道施設管理システム整備事業、それから公立幼稚園社会人活用事業、マイクロバス運行管理事業、心身障害者福祉作業所指導員派遣事業、文化財ポジフィルムのデジタル化事業が、これが昨年度に実施をされた緊急雇用の事業なんです。金額については、私把握しておりませんが、もし理事者の方でわかればお答えいただけたら幸いかと思います。

議 長 よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

8番議員！

8番議員 今答弁していただいたとおりでございます。真剣に出しているかどうか、非常に疑問に感じる提案でございます。数字的にもそうですし、先ほど申されました継続に当たってはについては、あのぐらいの内容があるわけなんです。それをこの文章で我々に理解せよというのは、非常に難しいことです。それであれば、その中身を全部書いて、具体的にでもその中身を書いてやはりやるべきであるということだと思います。

なお、広陵町の緊急雇用創出対策特別交付金の使い方でございますが、先ほどおっしゃったとおりでございます。金額は、来ておるのは1,695万7,000円でございます。どんな金でもいい、来たらいいんだと、町としては金が来ればいいんだということになれば、こういうことには当然賛成ということになるかと思えます。しかし、中身を見てみますと、これ広陵町で別にこの予算が来なくてもやらんなん事業ばかりですね、これ中身見たら。下水道の管理システム整備事業、これは恐らく入力作業だと思うんです。その次に、まあほかのものでもマイクロバスの運行に関する運転手、あるいは個人情報のノウハウの調査デー

タ化、これも入力作業だと思うんです。こういうのを、果たして失業対策になってるんかどうか。これは、ある程度入力なんて、そういう専門の入力するやはりオペレーターとしての技術がなければできない作業でございます。そういうことから考えますと、果たしてこれで広陵町で何人の雇用が創出できたのかということは非常に疑問でございます。

予算全体としては3, 100万円、これについては使っているわけなんです。そのうち1, 600万円余り国から、約半分国から来てるということでございますが、非常にそういうことから考えまして、日本では時限立法をやりますと大抵こういうぐあいにして継続、継続ということが多いんです。どういう法律でも、時限立法の法律、ほとんどこういう状態でやられていくと。本来、坂口君が言いましたように、新しいもんつくっていく、これならもう6年過ぎたらやっぱり時代も変わっていつてる。そして、現在小泉内閣におきましては、やはり構造改革と、やはり荒治療であります債権処理、これをもって景気の回復をさすということで、現在景気の回復もほとんどの企業においては上向きだというような状況は回答をされております。

そういうことで、やはり余り国が何もかもに口出し過ぎて、今までもいろんなことございました。財政出動も何度もありました。そのたびにちょっとは上がりますけども、それがとまるとずぼんとまた景気が落ち込んだというようなことで、今回は本格的なやはり景気の回復も見込まれる時期でございますんで、我々としては、単に金が欲しいと、町がちょっとでも金が欲しいということであれば、その分については賛同できることでございますが、こういう緊急雇用対策で、まあ実際どれだけの効果があるのかという疑問もございますので、私はこれについては今回は反対させていただきます。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 根本的に、現在の景気の状態について、景気は上向きになっているという認識を持っておられる方からの声であれば、こういう緊急雇用対策は必要ないという結論に達するのかなというような思いをいたしました。きょう、朝日新聞の奈良版ですけれども、参議院選挙に当たってのコメントが、広陵町民から実名の名前で書かれていました。そして、今まさに山本議員がおっしゃったように、景気が回復してきたというように言っているけれども、とんでもない。こういうような地域のところでの経済の上向きというのは全くないんだと、政府の経済対策については信用できない、こういう形で63歳の靴下業の方がコメントをされておりました。

まさに広陵町の実態を見ると、景気の雇用というのは最近上向きだ、上向きだと言ってい

るけれども、結局は中国、アメリカへの輸出産業、あるいはまたデジタル家電と言われている部分、これは結局大企業のところでの雇用や、また景気が回復してきたと。そして、その実態はリストラによる大幅な利益の創出、いわゆる労働者を首切って、そして利益を上げていく。こういうものが、景気回復してきたという実態であります。

こういう実態を考えるとときに、私は政府のこの緊急地域雇用創出特別交付金というのがどれだけ役立っているのかという点について見る場合、広陵町では、先ほどいわゆる下水道管理システムの問題についてはパソコンの入力だとおっしゃいましたけども、これはシルバー人材センターに下水道の接続状況の実態を調べるために発注を出した。そして、広陵町の該当するところを個別に回られた。こういうところにもこの資金が回っているわけなんです。広陵町の雇用にいかに役立っているかわからないとおっしゃいますけれども、実態としてこういう形で役立っているということであれば、こういう政府から出てくる費用について、当然町は積極的に活用していく、こういうことが今までも町自体の説明でも雇用特別対策の費用をこの点に充てるんだということで、議会でも説明が再三されてきているわけです。補正予算でも使われています。

こういうような実態を認識をしていたのかどうかというのが、今山本議員の反対理由の中では非常に不明確、あるいはまた認識が全く欠落している部分ではないかというように思うんです。まして、これは地方6団体が引き続いて国にその継続を求めている内容です。議会がその自治体、各自治体が積極的に推進してもらいたいと言っている内容を、議会自体が否決するということは、今町が取り組んでいる政府への要望を議会が否決するということになるわけなんです。そういうことまでをして、この緊急地域雇用創出特別交付金の対策が、共産党が提案したから反対だ、こういうような結論になっていくのかというと、これは議員が本当に町民のことを考えて、広陵町民の考えて議会で議論をするという最も大切な部分を欠落している部分だと言わざるを得ません。

こういう点で、この緊急雇用対策、不十分な点はたくさんあります。しかし、現実に広陵町も継続の要望を出している自治体の一環、一人、そしてまた以前は広陵町でも積極的にこの交付金の継続審議を賛成してきた経緯があります。こういうような経緯からいっても、なお現在景気が上向きになっているとは、新聞紙上でも山本さんも言っておられますが、広陵町の実態はなっていない。こういうことからいっても、この継続は強く求めていかなければならない問題だというように思います。

それから、緊急地域雇用創出という緊急という言葉が気に食わないということであれば、

これは公明党の大臣も、この緊急地域雇用というものとは別に、350万円創出の内容についての対策を立てたり、あるいはまた全体の雇用構造が変わっているところからの対策も、私たちはその対策については反対してる部分がたくさんありますけれども、立てたり、恒久的な雇用対策については政府自体も取り組んでいることは明らかであります。自民党や、また公明党の方々はそのことを知らないとは言わせません。こういう実態は、現在今緊急として出したところというものの意味を不明にする。また、反対のための理由を持ち出した結果にすぎないというように断じざるを得ません。

私たちは、今松野議員もおっしゃったように、全国で自治体、議会が採択に動いています。こういう継続的な力を、広陵町議会においても良識を持って採択していただく。多数の結論になろうかと思えますけれども、私は個々個人の方々が、地方6団体も要望している内容について理解をしていただいて、賛成し、全国の運動、これは自民党も公明党も民主党の方々もこの内容については、他のところでは賛成しているわけですから、こぞって広陵町議会も賛同し、全国の運動をされているところと力を合わせて、来年度の予算実現のために動いていくのが当たり前だというように思いますので、ぜひ賛同をしていただきますようお願いいたします。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第7号、町長、議員等の報酬等引き下げを求める決議については寺前君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。 6番議員！

6番議員 それでは、提案させていただきます。

これは、この3月議会で提案させていただいた内容です。私たちは、昨年は議員の報酬の引き下げについて条例案の改正案を提案しました。そのときには、1人4万円の議員の報酬

の引き下げを提案したわけであります。3月議会においては、町民の間からの声も、やっぱり町長の報酬や退職金にも手を加えるべきだ、こういう声が出されてきた中で提案いたしました。

今回さらに提案させていただくということは、やはり新しく選出された議員の皆さん方は、最近までは町民の立場で議会を見てこられた方々であります。そういう中では、町民の方々の意見をよく聞いていただけてきたというように思います。そういうところでいえば、非常に議員の報酬について、現在の経済状況からいっても引き下げるべきだ、こういう意見は私たちは多数を占めているという認識のもとに提案をさせていただいているわけであります。

提案の決議案では、長引く不況は広陵町民の生活をむしばんでいます。靴下など地場産業や商工業など深刻な状況が続く中、失業、給与カット、若者の就職難など暗い話ばかりです。こんなときこそ、自治体は住民の暮らしを守る「とりで」でなければなりません。しかし、広陵町は昨年水道料金の値上げの条例が可決され、10月から12%引き上げされています。また、体育館の利用に使用料を取る条例も施行されました。新たな住民負担は、町行政のとるべき道ではありません。町民に負担を強いる前に、むだを削り、町長や議員みずから模範を示すべきです。職員の給与カットも5年連続実施されており、特別職の報酬の減額も当然検討されなければなりません。

こういう中で、現在奈良県で1月、ことし1月20日現在、市町村課が把握している三役の報酬カット、給料カットの内容は、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、ああごめんなさい、郡山と天理はまだやってません。この3月、最近新聞に載ってたところもあるんですけども、この時点では、奈良市、大和高田市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、平群町、三宅町、榛原町、高取町であります。これは、1月20日、市町村課が提出した資料に基づくものであります。さらに、田原本町でも三役の報酬、給与がカットされています。最近の新聞紙上でも、さらにふえていってる状況があらわれています。こういうような状況になっています。

また、広陵町では新清掃センターの問題、建設で多額の費用が要ることから、非常に財政的には四苦八苦した状況が続いているわけですが、今国が自治体いじめの最先端を走っている中では、この議会においても説明させていただいたように、交付金が非常に減額されている、補助金がカットされてきている、これからも続いていく。こういうような状況を踏まえると、私は特別職、非常勤であろうと、特別職がみずからこの報酬カット、給与カットについて積極的に取り組む必要があるというように思います。これは、現在の自治体のと

ところで、全国的にもその状況があらわれています。こういうような状況を、やっぱり広陵町議会が率先してその模範を示していくという立場に立つ必要があるんじゃないかというように思うわけであります。

現在、町長は85万円、助役70万円、収入役66万円、教育長62万円、議長39万円、副議長33万円、議員30万円となっています。町長など常勤の特別職の退職金も、現在町長で1,870万円(4年間)になります。町職員が40年間勤めても、3,000万円の退職金が今はもうない、得られないというような状況の中でも、この退職金は高額過ぎるというように考えます。

特別職の報酬や退職金も下げさせていただくことが必要ではないでしょうか。前回引き上げ分、議員で4万円、町長で5万円、助役、収入役、教育長が各4万円をもとに戻せば、議員、年間、議員でボーナスも入れて約1,100万円、町長などで280万円の財源が生まれることとなります。さらに、町長など常勤の特別職の退職金を減らせば、暮らしに役立つ施策に積極的に活用することができます。

引き下げは、報酬審議会の結論を待つという消極的なものであってはなりません。報酬審議会は、相当議論をされました。そして、結局は町がその議員の意向を受けて、引き下げに対する圧力をかけている。これは暗黙の圧力になっているわけですがけれども、状況だというように私は認識しています。こういうような報酬審議会ではなく、もっと広陵町民から公募をし、自由闊達に意見が交わされる中での結論を求めてやまないわけであります。特にこの報酬審議会での委員さんの中には、積極的に報酬を下げるべきだという提案をされた方もおられるわけですから、そういう点もあわせて報告しておきたいと思います。

決議事項は、やっぱり町長、助役、収入役、教育長、議員の報酬を引き下げてください。

町長など常勤の特別職の退職金を引き下げてくださいということでもあります。

どうかよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。 9番議員！

**9番議員** これを見ますと、何か前かて同じようなことを出しておられますね。ちょっと私、2点から聞きたいことがございますね。

共産党の提案によると、我々議員、議員のこれから取り上げて言うんですよ。これは、広陵町の議員のこれは高いと、こういうときには引き下げるべきだと、こういうことになってますね。4万円引き下げですか。私、ちょっと回りの市町村の議員さんを調べてみました。先ほど、何か桜井とか何か、香芝とか、市長安なったんやちゅうな、こんなんこういうこと



で、それ調べると、桜井では議員は52万5,000円、香芝では議員は50万円、隣の高田では54万円、田原本は議員は32万円、河合はちょっと人口小そうて29万円、上牧もちょっと人口小さいですね、28万円、広陵が30万円と。

ちなみに、ちょっと町長のちょっと調べてみたんですよ。私、一般質問でもやりましたが、資料はちゃんと持ってんですよ。だって、私知ってる知ってるて言うんじゃないでね、こういう資料はちょっと隠しといて、ええどうなってんですかと、こういうふうなことを聞いて、ちょっと市長、首長の、先ほど桜井の市長安くなっていると、こういうことなんです、聞くと、桜井は101万3,000円、これ下げた後の数字ですよ。香芝の市長も下がったと、こういうなこと書いてありますね。調べると97万円、下がった後の数字ですね。大和高田は、これご存じのように、これはばあんと半減ですわ。もう財政再建団体みたいになってますからね。こんなもんは半減で、これはもうそういうところになるでしょうねと。これ、私ちょっと今調べた数字ですね。

これからいうと、以前、今まででも共産党は一貫してもう議員の、これ8年前に改正したんですよ、8年前に26万円が30万円になったんですが、そのときかて引き上げ反対と、町民の意見からいうとこんな議員は高過ぎると、こういうことでありました。こないだも、各種手当も、こんなもん税金のむだ使いやということで、こんなもん供託したらええんやということで供託されてると聞いております。

今回も、このようにじゃあ提案する議員さんとしては、今回またこれ提案、供託するとか、どういうふうな策なされるんでしょうかね。これ議員さんもこれはまた今回4万円ですか、こう出されてますわね。4万円下げたらええというこれ案でしょう。前回引き上げ分を下げましょうと、こういうこと違いますの、これ。だから、議員で4万円下げたらええんじゃないのと、こういう、これ寺前さんが書いてる文章なんですよ。私読んだん、あなたが言っていると私思ってるんですよ。これをまた供託されるとか、何か、この決意のほどはどうなんでしょうかね。どうされるんでしょうかね。これが1つ。

2つ目、議員の歳費、これはいろいろな生活費やちゅう人もおられますが、おられるということ聞いてるんです。これ、どういう考えで議員の歳費ちゅうのはもらって、どういうふうな生かし方をしたら一番いいのかというんで、その辺聞かせていただきたいと思います。

議 長 ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いします。 6番議員！

6番議員 まず1つは、坂口議員は私たちが高いと言っているというふうにおっしゃっていま

すけれども、高いということは一言も言っていないんです。今議員の給与を下げるとするのは、経済状況から考え、財政問題から考えて、議員みずからがどのような立場をとるのかということをお聞きしているわけなんです。だから、坂口議員は議員の給料、報酬は安いという認識で、もっと上げろというのが坂口議員の従来からの立場であったというように認識しております。高い安いの問題については、各自治体の性格あるいは人口規模等によって制約される部分が多いわけですから、私たち自身はこの給料が高いから下げろということをおっしゃっているものでないということをお改めして強調しておきたいと思っております。坂口議員は、あたかも私たちが高いと言っている、高いから下げろというように言っているという認識で、全く広陵町民や広陵町の財政問題を念頭に入れて議論をされていない、そのような所作だということに思っております。

私たちがこの引き下げを強調するのは、先ほどから述べているように、財政事情が非常に厳しくなっている、広陵町民の暮らしが非常に厳しくなっている、また広陵町職員の給料がカットされている、そしてそれをみずから議会が賛成をしている、こんな状況を踏まえてみれば、当然今回の報酬引き下げについても、積極的に議会みずからが提案していく、こういうことがあっていいのではないかとおっしゃっているわけでありまして。そういうことで、私たちはこの議員の報酬について述べています。

また、4万円を引き下げるとおっしゃることをこの場で言っている文章は、どこにも書いておりません。以前、条例引き下げについては4万円を引き下げの提案をいたしました。しかし、議会の諸公の方々が本当に積極的にこの内容に賛成いただくのであれば、改めて引き下げの幅あるいは時期などについては、別に議会の別の委員会等を開いて検討していく、そういうことになるわけです。決議事項は、あくまでも町長、助役、収入役、教育長、議員の報酬を引き下げてください、ということになります。この点についても、坂口議員がこの決議案をどのような形で読んでおられるのかという姿があらわれていると思っております。だから、この4万円引き下げとおっしゃることは言っていないということをお述べます。

それから、供託をするかどうかという問題ですけれども、これは3月議会でも述べました。議員の報酬というのは、いわゆる生活費になってきているわけでありまして。これは生活費になってきているというのは、報酬というのは生活費ではないわけですけれども、議員の行動形態からいって、生活費になってきたという部分が非常に強いということをお強調しているわけですので、この部分について、私自身は第一の生活の基準を議員の給与でいただいているということになります。そういう点からいって、供託になじまないことだということ、私

たちが供託はしないというように再三述べている内容であります。

供託の件については、私たちは議員の費用弁償については、1日議会へ出席すれば5,000円いただいていたわけですが、これは再三廃止すべきだという提案をしました。あるいは、議員諸公とともに話し合いをするのであれば、実態に合わせた費用弁償にすべきだということも提案してきました。しかし、同意得られなかったことであり、法務局にこの5,000円については供託をしてきた経過があります。もちろん供託し、目的が終わった後、これは供託を解消しております。まだ私の分も一部残っておりますけれども、こういうことであります。供託の性格については、こういう内容であります。

それから、生活費はどう考えているのかということですが、議員の報酬についての考え方という意味ですね。報酬については、決めていくべき基準は、1つはやはり広陵町民の平均給与を参考にするというのは当然であります。そして、その中で給与を決めて求めていくということになろうと思います。厳格にそれが把握できる状況かどうかという問題はあるわけなんですけれども、大きな参考の一つだと思います。そしてまた、生活給に近くなった性格を持っているということからいっても、当然それに見合ったものである必要があるというように思います。そういう点では、市、町、村で大きな違いがあるわけですが、こういう点についても本当は検討しなきゃならないだろうというように思います。

ただ、今言っている点は、議員の給料が、今もらっている給料が高い安いの問題ではなく、財政問題として、あるいは広陵町民の暮らしが非常に大変になっている、町職員の給料が5年連続してカットされている、こういう状況からいって、現在の財政事情を踏まえるならば、議員みずからが、あるいは理事者みずからが広陵町の町民の行政施策に役立たせるところにお金をつぎ込んでいくのが優先すべき課題だということから提案していますので、議員が議員のもらっているものが高い安いというのは別の機会に議論をすればいいものだというように思います。

そういう形での考えを持っておりますので、ぜひ新しい選出していただいた議員さんも含めて、再度考えを改めていただきますようによろしくお願い申し上げます。

**議 長** ほかに質疑ございませんか。 1番議員！

**1番議員** じゃあ、ちょっと寺前君に質問さしてもらいたいと思います。

このビラは、町会議員選挙に出された民報であります。これ、男前の顔が写ってるわけですね。今も変わらんけども。このときのこのビラを見て、ちょっと質問さしていただきたいと思います。

このときは、この3月の議会は同じように町長、議員の報酬引き下げを求める、このときは請願書になっていました。町長、議員等の報酬引き下げを求める請願書が3月議会に、馬見北5丁目の八尾春雄氏から、700名から提出されていましたが、日本共産党は請願に賛成、他の議員は請願に反対して、町民の願いは届きませんでしたと。この中に、こういうことも書いてあるんです。職員や住民に犠牲を押しつけて、みずからのお手盛りはそのままでは、住民の理解を得られぬのは当然でしょうと。この「お手盛り」という言葉がここに使っているわけであります。先ほど寺前君自身も、費用弁償のやったときに、その議会事務局を通して法務局へ供託したと。これはお手盛りであったと、税金のむだ使いであったから、私たちは議会事務局を通して、議会事務局の職員を使うて、そして法務局へ供託していただいたということであります。

では、この今寺前君が、高いから低いから、この論議をしているわけではないと、言っているのではないと。これを見ると、やはりこの文章を見ると、みずからのお手盛りというのは、やはり高い低いから4万円上がったことがお手盛り、我々はそういう感覚はしてないわけでありますけれども、報酬については。あなた方は、費用弁償とか、そういうものはお手盛りだと。けれども、このピラを見る限り、この上がった分もお手盛りだと、同一にとらえていることはどうなのか、説明していただきたいと思います。

それから次、町は私らの苦しみはわかっているのかと。請願否決に怒り憤騰。これは、町民の声を3人の方に載せているわけであります。「議員さんは毎日役場へ行かないで、年4回の議会だけ、それで毎月30万円とは」、これ南郷の30歳の方がおっしゃっている言葉なんです。それから、議員の中には何も発言しない人や、議事を欠席している人もいるとか、町民のためにしっかり働いてくれてこそ、議員の値打ちもあるのではないかと。これ、議員の中に何も発言しない人がおったのかどうか。そして、議事を欠席している人もいるとかと。じゃあ君たちは議事を一回でも、委員会等も欠席したことはないのか。それをまず説明していただきたいと思います。

**議 長 6番議員！**

**6番議員** まず、お手盛りですけれども、これは先ほど坂口君が述べたように、8年前に4万円を引き上げました。当然、私たちは反対したわけですが、その内容については当然お手盛りだというように認識を持っています。

それから、委員会に出席している、いない、あるいはまた、いわゆる30万円もうてる云々の声ちゅうのは、住民の中ではそういうように見ている人がいるということなんです。こ

それは当然、私たちが言ってるわけじゃないんです。住民の方が、こういう、そういう3つの声ちゅうのは、もっといろいろあります。もっと露骨なこと言っておられる方います。多数の人がそういうふうに言っておられるんです。そういう点では、現実にはそういうような声があるんだ。そして、それを厳しい町民の声なんだということを述べているわけなんで、その点については町民の声、実態はもっと厳しいものがある。さらに、そこにはまだ優しく書かれているだけであって、もっと厳しい声が現実には私たちにも寄せられていますということです。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** まあ寺前君はいつものうまいこと言うて、そうかなと思わすわけですが。やはりそれをやはり、君たちが声を出すから、こうした民報に書かれるわけでしょう。傍聴に来られる方なんて限られた人なんですよ、ね。だけど、これの中にとっても、議員の中に発言しない人なんて、おれはかれこれ二十何年おるわけですけども、もう今は新しい人はまだそういう機会もないわけですから当たり前ですけども。過去に例えば委員長やったとか、反対討論、賛成討論で、いろんな発言を、それは長いからいいもんじゃないわと思ってますよ。あなた方の議事録見ても、あなた方と共産党の議員が議事録の7割ぐらいをしてんのかなと。その点、金もかかっているわけですけどね。長いからいいもんじゃないと。少しでも的を射た質問して、きちっとぱっとハチの一刺し、それがいいのではないかなあと思ってる。だから、議会を欠席する人もいるとか、私たち共産党は議会なんか全然欠席したことないですよと、いかにもそのような書き方すること自体が、こういう民報というのもどうかなと思いますよ。

それからもう一つ、やはり供託にはなじまない。だが、費用弁償は供託になじんだから、私たちはしたと。じゃあ、この中ではみずからお手盛りだと。君たちが、この赤旗の編集員の最高責任者の名前が書いてないわけですけども、その人に言うてこの文章が出て、町会議員の選挙に配られたわけでしょう。全戸配布されたわけでしょう。じゃあ、みずからお手盛り、そのまま。こんな報酬がお手盛りなのか。4万円上がったのがお手盛りだという認識はあるのか。そういうことです。どうぞ聞きたいと思います。

それから、私もちょっと書いてきてん、ね。だから、みずからのお手盛りはそのままでは住民の理解を得られないのは当然と思うならば、共産党の2人は今回こそこの請願書に署名した700名の人に対して、4万円を議会を通して供託するなり議会に預けるなりしたらどうかと思っています。

また、いつも共産党の議員は、他の議員が賛成しないからといって人のせいにする、他人

のせいにする。だから、この条例案、請願は通らなかったと。自分たちみずからこの決議をし、みずから発したこの決議案ですから、先頭なって4万円なら4万円でもいいですよ、5万円でもいいですよ、それをみずからこうした姿勢を示すことが、この700人に与える、署名した人に対する、先頭として私はやっていますが、そうしたら何人かの人も、新しい人もおるから賛同を得られるかもわかりません。そういうことはどうかと。もう一度、供託とはなじまないと言われるけれども、この新聞から通すならば供託になじむんではないのか、そういうことを説明していただきたいと思います。

**議 長** 6番議員！

**6番議員** 1つは、お手盛りについては、先ほども言っているわけなんですけれども。町民の声というのはもっと厳しいものがあるという、先ほど言いましたけれども、具体的に議員は一体何をやっているんだということが非常に強いところもあります。もちろん、町議会をよく知っている人については理解を深めていただいていることもあります。私たち自身も、30万円もらってる中の中身について説明をします。こういうことについては再三、私たち自身の説明責任としてやっているわけなんです。だから、そういうことについての議員の考え方についてと、町民から見た場合の町や議会に対する考え方、これは非常に隔たりがあります。だからこそ、議会は積極的にやってるんだということで、私たち自身も再三議会広報については重視して、議会がやっていることについては町民に理解を求めるような内容を発信しよう、こういう点についても率先してやっているところでもあります。これについては、当然理解をいただいていると思います。こういうことから、私たちは議会あるいは町と職員の方々も含めて、町民から見た場合の目はもっと厳しいものになっているんだという認識を持つべきであります。そういうことが、一つ町民の声としてあるということも改めて指摘しておきたいと思います。

それから、お手盛りについては、言葉のあやという問題もあったかと思いますが、4万円引き上げについては明らかにお手盛りです。しかし、それが8年間続いて現状に続いているということについては、具体的にどのような立場をとるのかという点は、継続して8年以上進んでいるわけですから、これは一つのもう既成事実になってるちゅうのは当然のことだと思います。しかし、供託の部分については、私はお手盛り、あるいはそれでないという形の問題ではなく、生活費として議員の給料が位置づけられてる限り、供託になじまないものだというように思います。あるいは、その他の方法で改善する方法があれば、町と相談して積極的にやっていけばいいことだというふうに思います。しかし、供託については、

これは議員の報酬自体を供託することについては、これは私であろうと他人であろうとなじまないという形で指摘をしておきたいと思います。

それから、再三先ほどから言われてる問題は、現在の広陵町の財政事情をどのように認識されているのか、あるいは町民に対して具体的な要望をどういう形で実現させていくのか、あるいは逆に要望が実現されていくために町は財政難の折、四苦八苦されています。町職員は、そういう中でどのような形で持っていけばいいのかということについての努力もされています。こういう中で、町長が決断をとって進行していくわけですけれども、私は今町財政が非常に危機だということに言っている中であっては、こういうような状況を踏まえて、議員が率先して報酬の引き下げを行っていかう、こういうような意志表示を行うことだということに思います。

そういう意味から、私たちは4万円というのは、条例改正案のときには出しました。しかし、請願書ではそういうようになっていないのは当然でありまして、議員がみずから相談して決めたらいいじゃないかと、こういう思いが請願書の中には込められている。私自身も、それは議員が非常にいろいろ生活費だという形から、カットされる点については非常に厳しいものがあるというように思っています。私自身も、4万円を引き下げるについては非常に厳しい状況が生まれるんだということも認識しています。しかし、これは広陵町の現状からいって、解決しなけりゃならない問題だということに思います。だから、前回、9月議会、12月議会には条例案で4万円引き下げの条例案出してるちゅうことも言ってるやんか。今回言ってるのは、そういう例に基づきながら、なお議会がみずから相談すればいいんだということです。

みずからの考えで、9月議会、12月議会は4万円引き下げの条例案出したやんか。今回言ってるのは、そうやないちゅうてんのや。

**議長** 寺前さん、寺前さん、質問に対しての答えです。

**6番議員** 今回言ってるのは、もう一回整理します。4万円については、昨年度について条例案の改正については4万円出しました。

**議長** いや、もう山田議員、山田議員、よろしいですか。ああもう、寺前議員、これで。

**6番議員** 今言ってるのは、4万円はどこにも出ていません。そういうことを言いたい。

**議長** また後で、またこれはもう後で、はい。ほかに質疑ございませんか。 **8番議員!**

**8番議員** 共産党の議員が、これだけ町当局に協力的な発言をされるというのは、本当に僕もびっくりしておるんです。そこで1点お聞きしたいと。

これね、選挙になりますと、公共物にいろんなビラが張られるわけなんですよね。これは共産党さんも特に張られます。民主党さんも、ことし今回張られてましたですね。こないだ町当局が、シルバー人材センターを使ってだと思えますけど、撤去された。町会議員の選挙のときにも、確かに同じようなことがあったと思うんです。ほんでこれ、町の費用を使って撤去をされた。このぐらい町に対してむだ使いをやかましく言っているところが、自分らはそういうことをして、その金を補うべきじゃないか。本来そこまでやってするべきもんじゃないかと、私はこのように思いますにやけどね。ひとつこの点についてお聞かせ願いたいのと。ひとつその点よろしく願いしておきます。

**議長** これは報酬引き下げ、今のこれ。関係ない。まあ。

**6番議員** まず、報酬の引き下げとこの問題については関係ないということも、まず指摘しておきたいと思えます。しかし、せっかく質問していただいているから、こういう機会をありがたく思います。

1つは、私たちは政党の政治活動の部分について、憲法で保障されてる部分については、あらゆる機会を通じて自由な制度を持つべきだというように認識しています。それとともに、町は広告物として、その一つとして政党ポスターを撤去している。だから、政党ポスターをわざわざ撤去しているという認識はない、これが町の説明です。だから、広告物についての問題。それからもう一度、私たちは具体的に全国津々浦々、そういう公共、特に道路ですね、道路とかフェンス等には政党の宣伝ポスターが貼られています。これはもう高田でもどこでも、公明党も一生懸命積極的に張っておられます。民主党も張っておられます。自民党も張っておられます。こういうような状況の中で、広陵町でこういうことになっていると言っていますけれども、私たちは公共施設について、もちろん行政施設については別ですけれども、公共施設について政治的な活動を行う場合の一つの場としては当然提供すべきだ、このように認識しています。

**議長** はい、寺前さん、もうこれぐらいで結構です。

**6番議員** 広告物とは全く別の種類であります。

**議長** 寺前さん、もうそれぐらいで結構です。

**6番議員** そういう点について。それから、もう一つの、県では。

**議長** 内容と異なりますので結構です。

**6番議員** 県では、政治宣伝物については撤去しない、このように答えているということで、それをあわせて追加しておきます。



議 長 寺前さん、着席願えますか。ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 1 番議員！

1 番議員 この議案については反対という形でさせていただきますが。やはり寺前君に対する質問の中にも、なかなか理解できていないところもあるのかなあと。共産党の新聞やとか、じゃあ自分は共産党じゃないのかと。じゃあ、この広陵民報に対してはだれが記事を提供するのかと。君たち2人が、この民報に対する資料の提供等を含めて、議会であったことを逐次連絡して、こうした紙に書いて広陵民報として形で、我々のポストに投げ込まれるんじゃないか、そういうことをきちっとしてもらえばなあと。

それから、議員の歳費が高いから低いからせよと言ってるのではないと。やはりその点には、高いから4万円下げよと。過去、これで4回ぐらい請願なりこの議決なり、いろいろなまた前回の3月の議会においては署名まで集めてこの議場に寄せられてきたわけでありまして。ですから、やはりそうしたことにこたえるためにも、まずみずからこうした形で先頭切って、その4万円高いと思うなら4万円、4万円が高い、もう少し低くて3万円でもいいですよ。もう少し形の上できちっとした方がいいのではないかなあと考えています。

それから、壇上の方でいろいろな奈良県下における市に対する、市長とか議員に対する、その報酬に対する引き下げの例を出されましたけども、それは市であります。我々は、3万4,000人から3万5,000人、御所市、そして五條と肩を並べる住民を抱えるわけがあります。ですから、一生懸命それに見合うだけの仕事をし、そして町民の期待にこたえるのが議員ではないのかと思いますので、そうしたことに30万円なら30万円に見合うだけの、報酬に見合うだけの仕事をすれば、町民も納得されるのではないかなあと考えていますので、この案については反対です。

議 長 賛成討論。 15 番議員！

15 番議員 今の議員の報酬、また特別職の報酬については、高い安いは別といたしまして、今の世の中の流れをくんで、少しはやはり私は下げてもええんではないかと思っております。それで、私は賛成といたします。

議 長 12 番議員！

12 番議員 ほかに反対、また後でしやる。

議 長 いやかまへんがな。いや、何もかも1人でもええやん。 8 番議員！

8 番議員 先ほど議員に対していろいろ質問、山田議員、また私も質問させていただきました。

非常に、これは共産党的だなあということを感じております。名も実もとろうということなんですよね。自分たちは引き下げを要求しました。しかし、議会で否決されました。だから、今までどおり全部いただきますと。こちらの方で下げたいうええ格好もできるし、全部いただけると。こういう形の論争なんです。これ、4回も5回もやってるはずなんです。それで今回、私これまた決議して、4回も5回もこれやられるんだからね。これ、今回もやったら、これ供託に、もう自分らの分は供託してでもやるというかたい決意のもとでこれ出されたと思うんですけども、どうも答弁聞いてますとそうでもないよ。

先ほど申しましたもう一点のね、非常に町の財政を気にしていただいております。私も気にしていますよ、町の財政については非常に気にしています。こんなぐらいの金額で済む問題やない。

そしてもう一点、おっしゃいましたね、ポスター、いろいろ張ったんの、これは我らの主張。主張ならどこへ張ってもいいのかということですよ。私はこのことを議論しようとしてるんじゃないで、それを現実に撤去するには費用がかかっていると、こちらの議論です。財政問題を持ち出すから、こちらの議論をやっておるわけでございます。それをそういう先ほどの議論がありましたらね、それはそれとしての裁判するなり何なりしたらよろしいんです。しかし、現実の問題としては、それに撤去するには金がかかっていると。財政支出をされてるということ、この現実があるということは事実であります。

それとまた、町職員の給料がカットされてるという間違った言葉も使われております。カットみたいされておられません。人事院の勧告に従って給料を決めているだけのことです。1割カット、2割カット、そういう状況に入りますと、当然我々議員もそれに従ってその措置を考えなくてはならない、当然のことです。現在はそうでないということでございます。

以上の理由によって反対いたします。

**議長** 先、賛成。 12番議員！反対やから、先賛成行きましょう。反対やから賛成ということ。

**12番議員** 全部反対の意見聞いてから討論しようと思いましたが、賛成の討論をしたいと思えます。

まず1つは、今回中身、先ほどから寺前議員が繰り返し説明していますように、従前は共産党、町会選挙のときも4万円の引き下げということで、住民の皆さんにも訴えてまいりましたし、多くの共感をいただいたところなんです。目標としては、できるだけその4万円の報酬を引き下げていく、このことに努力をしていくということには一貫して変わりはありません。

せんが、ただ広陵町の今の議会の議員さんの様子を見ていますと、4万円というのがすんなり通っていかないなというところを踏まえまして、少しでもやっぱり努力をしていくという姿勢に賛同をしていただくために、このような形で数字を入れない形で、これは例として今回書いているだけなんです、数字を入れない形で提案させていただいたということで、共産党のそういう柔軟な姿勢、努力に対してご理解をいただきたいなというふうに思います。

ですから、例えば先ほど山本議員がおっしゃいましたけれども、人勧に基づいて職員さんは給料引き下げしたんだということがおっしゃられましたけれども、そしたらとりあえず緊急にでも補正組んでも、職員さん引き下げられた分、議員が引き下げていく姿勢を山本議員、出していただける、提案していただける、こういう余地を残した提案であるということ、をまず理解してもらいたいなというふうに思います。

それから、提案を何回もさせていただいてるんですけども、そのたびに否決されるんです。それは、先ほど否決されるのは共産党の責任みたいな責任すりかえ論を発言されましたけれども。これは議員の皆さんが賛成していただければ、幾らでも可決するんです。共産党は提案してるんですから、この否決されるということの全責任は反対される議員さんにあるということは、だれが考えても明白であるということ、を指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、財政の問題なんですけれども、清掃センターの建設費と大変な負担が今のしかかってきている、こういう、また今後のしかかってくるという状況の中で、町長も所信表明の中で「住民の皆さんも我慢してください」、こういう言葉をあえて入れておられるんです。ですから、「住民の皆さん我慢してください」というんだったら、ご自分もちょっと我慢していただいて、また議会もちょっと我慢していく、当たり前ではないのでしょうか。ですから、私たちはこういう提案を、町長の言葉とあわせてさせていただいてるわけですから、何も筋の通らない話ではないというふうに思います。

そして、見合うだけの仕事をするのが議員だと。当然議会に出席するだけではなく、日常的な活動も議員にふさわしい、議員としての活動、多々あると思いますし、頑張っていたいくのは当然なんです。24時間頑張っていたいでも、それはいろいろ寝る時間もあるからできませんけども。例えば、その見合うだけの仕事をする、頑張っていたいでも、広陵町の正規職員さん、約245名ぐらいですか、に対して臨時の職員さんが100名なんですよ、約。その臨時の職員さんは、週5日、毎日毎日出勤してきても12万円そこそこしかならないんです。そういうことで、十分議員の見合うだけの仕事をしたとしても、そうい

う職員さん、広陵町で住民の皆さんのサービスのために一生懸命働いている職員さんのことを考えてみましても、やっぱり今議員が努力をしないで何をするのでしょうか。

そういうことで、こういう今回の提案は大変柔軟に、皆さんに十分賛成していただける形として改めて提案いたしましたので、よく考えていただきまして賛成いただきますようによろしく。

ああ、それともう一つ加えます。さっきのチラシの問題なんですけどね。これについては、広告物と政治活動との区別が、皆さんね、職員さんも含めて十分認識できていない、ここが一つ大きな問題なんですわ。今回、県議会の方でも広告条例の何か議論審議されたみたいなんですけれどもね、環境美化の何かいろいろありましてね、撤去とかいろいろありまして。そういう議論の中で、県議会の中での確認事項なんですけれども、政治活動については、それについては構わないということで確認しているということも聞いておりますのでね。その辺は、職員さんも議員の皆さんも皆さん理解をしっかりと区別していただいて判断していただきますように、間違えないようお願いしておきます。ですから、そうしていただければ、そういうポスターもとっていただく必要もないですし、そういうことなんです。ですから、これは県議会での確認事項として、私の方は確認っておりますので、その点もご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

#### 議 長 10番議員！

**10番議員** 私は、この議員提出議案第7号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

最近賃下げムードの中、特別職や議員報酬だけを例外とすることは世論が許さないだろうというものです。これは、生活不安のはけ口を政治家にぶつけようとする世論に刃向かって勝ち目はないという見方で、ムードづくり、見せかけで、抜本的な大政策とは言えない。つまり、無難で安易な方法と思います。現行維持で、できれば報酬を充実を、今どき値上げを提案することと、世論に逆行するも、あえて賃上げの理由を述べます。

その一つとして、町民は議員報酬、特別職が高過ぎるということで、引き下げられて当たり前というもので、ひどい意見としてはゼロでもよいという意見もあります。このことは、議員が毎月何万円近くのお金を政治活動費として持ち出していること、また特別職の方も一生懸命汗を流していることを町民の方は知らない。

その2つ目として、議員の中でもみずから活動報告を町民に定期的に送り届けているのは、一部の進歩派議員を省いて極めて少ない。議員は、選挙のときにしか町民に情報提供しないと思っています。事実、町民には議員や特別職の働きが見えてこない。そういうことで、議

員提出議案第7号の目的ではありませんが、1, 100万円の捻出のことも大事ですが、もっとほかに合併促進とかに着眼されたら財政面で効果的ではないでしょうか。

そういうことで、以上の観点から私は議員提出議案第7号に対して反対です。

**議長** ほかに討論ありませんか。 9番議員！

**9番議員** それでは、私は最後の反対の討論を行いたいと思います。

広陵町の職員、一般職及び特別職ちゅうはどのような職員の給料あるいは議員の報酬がふさわしいのか、このことについては広陵町ではこのようなことで今までどおり進んでるわけです。一般職については、ご存じのように、人事院勧告というのが出ます。この人事院勧告というのは、日本国内の民間企業の給料、平均給料を出し、それを当てはめて、今年度は民間が上がれば上がる、民間が下がれば下がる。至極平均的な民間のベースにより、広陵町の職員の給料も決めてる。当然、そのことで本年の人事院勧告、こうございました、じゃあ一般職もこうしたいですということがこの議場に出されます。それに対して、議会も賛成ということで、私もだれの目が見ても公平な金額ということで、人事院勧告に基づき本町の一般職の給料を決めてるということでございます。

さて、特別職については、特別職については特別職の、我々が勝手に決めるんじゃないくて、高い安いというて決めるんじゃないありません。報酬審議会なる公正なる第三者により報酬審議会、議員の報酬はどうか、特別職の報酬はどうして決めたいんだ、このようなことにより報酬審議会から意見が出てくる場合がございます。当然、それは一般職の給料も見ながら、特別職をどのようにしたらいいんだと、このようなことで出てくるのでございます。

ことしの、本年の2月5日、2月5日と2月18日、当然特別職の報酬についても報酬審議会が開かれております。議員については、このまま8年間据え置き、これが一番いいのではないか、このような報酬審議会の答申、意見があったところでございます。8年間、一般職は8年間上がってるんですよ。8年前は議員というと、係長よりは高かったんですわ、係長職よりですね。今は係長職は32万幾らです。今議員は30万円ですから、今は議員というても係長より安い、係長以下と、このようなことになっておりますが、報酬審議会の意見は8年間据え置きがいいのではないか、このようなことで今回の、新しい議員さんも多いんですが、30万円ということが決まっております。なぜ30万円の給料決まってるんやろかなあと、なぜ30万円になってるんかなあと、こういうことも当然新しい議員さんは疑問に思われるかと思いますが、そういうふうにちゃんと報酬審議会が答申して、8年間据え置きがよろしい、正しい、こういうことで決まっております。

したがって、今回の議員提案第7号については、私もこのような理論から反対するところ  
でございます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りします。お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員長から議長あてに所管  
の事務について調査研究の申し出があります。このことについて、委員長からの申し出のと  
おり閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決  
しました。

お諮りします。議会運営委員長から、議会運営に関する事項については、お手元に配付い  
たしました申出書のとおり閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査に付す  
ることを決しました。

次に、議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣  
しています。よって平成16年度においても、議員2名以内の派遣をすることとし、時期及  
び人選については議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議会広報研修は行うものとし、時期及び人選につい  
ては議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、  
会議を閉じます。

平成16年第2回定例会をこれにて閉会いたします。

(A.M. 11:51閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成16年6月18日

広陵町議会議長            吉   岡   章   男

署 名 議 員            山   村   美 咲 子

署 名 議 員            吉   田   信   弘